今回開催する減災対策協議会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書類送付による開催といたします。

第６回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

議　事　次　第

１．議　事

（１）規約改正（案）　【資料−１】

（２）幹事会報告　【資料−２】

（３）各流域の減災に係る取組について

・各流域の減災に係る取組方針の追加について【資料−３】

・各流域の減災に係る取組方針に基づく状況報告について【資料−４】

（４）県管理河川の減災に係る取組について

・県管理河川の減災に係る取組方針（案）【資料−５】

・県管理河川の減災に係る取組状況【資料−６】

２．その他報告事項

① 各流域の減災に係る取組方針の改定の概要【資料−７①】

② 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告【資料−７②】

③ 洪水ハザードマップの作成状況及び課題について【資料−７③】

④ 要援護者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について【資料−７④】

⑤ みんなでタイムラインプロジェクト（富山県版）について【資料−７⑤】

⑥ 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取組について【資料−７⑥】

⑦ 水害対応タイムラインの作成について【資料−７⑦】

⑧ 県管理ダムにおけるホットラインの構築【資料−７⑧】

⑨ 市町村担当者（防災・建設）の方にお願いしたいこと
（地域防災計画の作成及び防災訓練の実施について）【資料−７⑨】

⑩ 新型コロナウイルス感染拡大防止の関係通知【資料−７⑩】

３．意見集約様式【資料−８】

第６回　常願寺川、神通川、庄川、小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会
配布資料　一覧

・議事次第、配布資料一覧
・送付資料説明
・資料−１　規約改正（案）
・資料−２　幹事会報告
・資料−３　各流域の減災に係る取組方針の追加について
・資料−４　各流域の減災に係る取組方針に基づく状況報告について
・資料−５　県管理河川の減災に係る取組方針（案）
・資料−６　県管理河川の減災に係る取組状況
・資料−７①～⑩　その他報告事項
　① 各流域の減災に係る取組方針の改定の概要
　② 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告
　③ 洪水ハザードマップの作成状況及び課題について
　④ 要援護者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について
　⑤ みんなでタイムラインプロジェクト（富山県版）について
　⑥ 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取組について
　⑦ 水害対応タイムラインの作成について
　⑧ 県管理ダムにおけるホットラインの構築
　⑨ 市町村担当者（防災・建設）の方にお願いしたいこと
　　（地域防災計画の作成及び防災訓練の実施について）
　⑩ 新型コロナウイルス感染拡大防止の関係通知
・資料−８　第６回　減災対策協議会資料意見集約様式

資料－１

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会　規約

【改正（案）】

（設　置）

第１条　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条の９に基づく「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目　的）

第２条　協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川及び上市川、白岩川、下条川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第３条　協議会は、一級水系常願寺川、一級水系神通川、一級水系庄川、一級水系小矢部川、二級水系上市川、二級水系白岩川、二級水系下条川を対象とする。

（協議会の構成）

第４条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第５条　協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第６条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一　洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三　毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

第７条　事務局は、第６条の取組事項に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ専門部会等を置くことができる。

２　専門部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

（会議の公開）

第８条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第９条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第１０条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　事務局は、富山河川国道事務所調査第一課及び富山県土木部河川課が共同で行う。

（雑　則）

第１１条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附　則）

第１２条 本規約は、平成２８年　４月２１日から施行する。

改　正　　平成２８年　８月２６日

改　正　　平成２９年　５月　２日

改　正　　平成３０年　６月　５日

改　正　　令和　元年　６月　６日

改　正　　令和　　年　　月　　日

別表－1

機　　関　　名	代　表　者
富　山　市	市　　長
高　岡　市	市　　長
立　山　町	町　　長
舟　橋　村	村　　長
射　水　市	市　　長
砺　波　市	市　　長
小 矢 部 市	市　　長
南　砺　市	市　　長
滑　川　市	市　　長
上　市　町	町　　長
富山県　土木部　河川課	課　　長
富山県　土木部　砂防課	課　　長
富山県　富山土木センター	所　　長
富山県　富山土木センター　立山土木事務所	所　　長
富山県　高岡土木センター	所　　長
富山県　高岡土木センター　小矢部土木事務所	所　　長
富山県　砺波土木センター	所　　長
富山地方気象台	気 象 台 長
北陸地方整備局　富山河川国道事務所	所　　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局　立山砂防事務所	
北陸地方整備局　神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局　利賀ダム工事事務所	

別表－２

機　　関　　名	幹　　事	副　幹　事
富　山　市	河川課長 ~~防災対策課長~~	防災対策課長 ~~建設政策課長~~
高　岡　市	土木維持課長	危機・管理室長
立　山　町	建　設　課　長	総　務　課　長
舟　橋　村	生活環境課長	総　務　課　長
射　水　市	用地・河川管理課長	総　務　課　長
砺　波　市	土　木　課　長	総　務　課　長
小 矢 部 市	建　設　課　長	総　務　課　長
南　砺　市	建　設　課　長	総　務　課　長
滑　川　市	建　設　課　長	総　務　課　長
上　市　町	建　設　課　長	総　務　課　長
富山県　土木部　河川課	河川課　主幹	防災・危機管理課 副主幹
富山県　土木部　砂防課	砂防課　主幹	
富山県　富山土木センター	工務第二課長	
富山県　富山土木センター　立山土木事務所	工　務　課　長	
富山県　高岡土木センター	工務第二課長	
富山県　高岡土木センター　小矢部土木事務所	工　務　課　長	
富山県　砺波土木センター	工務第二課長	
富山地方気象台	防 災 管 理 官	
北陸地方整備局　富山河川国道事務所	副所長（河川）	
＜オブザーバー＞		
西日本旅客鉄道（株）金沢支社		
あいの風とやま鉄道（株）		
北陸電力（株）水力部		
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター		
電源開発（株）中部支店		
国土地理院　北陸地方測量部		
北陸地方整備局　立山砂防事務所		
北陸地方整備局　神通川水系砂防事務所		
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所		

資料-２

第６回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会　幹事会

議事概要

開催日時：令和２年２月１７日（月）１３：３０～１５：００
場所：富山河川国道事務所　３階　大会議室
議事：１．開会
　　２．議事
　　（１）規約改正
　　（２）各流域の減災に係る取組状況について
　　（３）各流域に係る取組方針の改定について
　　（４）庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告
　　（５）意見交換
　　（６）その他報告事項
　　（７）今後の予定について
　　３．閉会

議事概要
＜規約改正について＞
- 事務局より、富山市の幹事・副幹事の更新に伴い、更新を行うことを提示した。
- 提示した規約改正について了承された。

＜各流域の減災に係る取組状況について＞
- 事務局より、各流域の減災に係る取組方針に基づく対策の実施状況について説明した。
- 各取り組みの枠の右側に「進捗」のスペースを設けており、令和 2 年度のとりまとめに向けて進捗状況を共有したい。
- 富山県より、県管理河川における取組方針に基づく対策の実施状況について説明した。
- 内容について了承された。

＜各流域に係る取組方針の改定について＞
- 事務局より、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）を受けた取組方針の改定内容について説明が行われた。
- 内容について了承された。

＜庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告＞

- 規約に基づき、５回の部会を開催し、台風第１９号の振り返りとして実施した。次年度は第６回部会において、試行版 TL を用いた訓練を行う予定。
- 内容について了承された。

＜意見交換【洪水ハザードマップの作成状況及び課題について】＞

（砺波市 HM の特性）

- 早期立ち退きが必要な区域を新たに表示した。
- 避難行動要支援者の避難行動について明示した。

（南砺市 HM の特性）

- 行政区域を３地区に区分して作成した。
- 記録的短時間大雨が発生した際の被災写真等を示し、危険性を表現した。
- 「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の違いなどについて説明文を掲載した。

（小矢部市 HM の特性）

- 行政区域を６地区に区分して作成した。
- 災害時の行動について、全体図には日常での備えについて掲載した。
- 浸水時に２階以上が使用可能となる指定避難所について、説明文を掲載した。

【質問】

（事務局）

- 広域避難に関し、「検討中」とある意図をお教え頂きたい。

（高岡市）

- 庄川右岸側、旧射水市等は３～５m の浸水が想定されており、避難時に川を渡る事が出来なくなる。山側の方向に避難する場合の移動手段や避難場所について検討を行っている。

＜意見交換【要援護者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について】＞

（事務局）

- 地域防災計画の見直しを実施する際には、法律上求められているものについて、把握して対応をして頂きたい。

＜その他報告事項＞

〇みんなでタイムラインプロジェクト（富山県版）の提案

- 富山防災センターに、「マイ・タイムライン常設展示コーナー」を設け、逃げキッドの説明動画を公開する予定なので活用を推進されたい。
- HM 展示コーナー用のハザードマップを送付して頂きたい。

〇既設ダムの洪水調節機能強化について

（事務局）

- 協議会については「水系ごとに設ける」とされているが、重複する自治体も多いので４河川合同で進めていきたい考えを示した。

＜今後の予定について＞

（富山河国から今後の予定）

- ６月初旬に総会を開催予定しており、新たな取組み方針について整理を済ませる予定である。

― 以上 ―

各流域の減災に係る取組方針の追加について

令和2年　6月

第6回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

資料－3

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

常願寺川流域の減災に係る取組方針

（事務局案）

令和２年６月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　次

１．　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．　本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３

３．　常願寺川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

４．　現状の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７

５．　減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１３

６．　概ね５年で実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１４

７．　フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１９

１．はじめに

平成 27 年９月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川、及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川５市１町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年８月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成２９年５月２日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川６市２町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

本協議会では、常願寺川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

１）常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
２）洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
３）氾濫域が扇状地地形を有しており、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
４）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
５）また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道８号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、常願寺川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

２．本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市　長
高岡市	市　長
立山町	町　長
舟橋村	村　長
射水市	市　長
砺波市	市　長
小矢部市	市　長
南砺市	市　長
滑川市	市　長
上市町	町　長
富山県 土木部 河川課	課　長
富山県 土木部 砂防課	課　長
富山県 富山土木センター	所　長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所　長
富山県 高岡土木センター	所　長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所　長
富山県 砺波土木センター	所　長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

３．常願寺川の概要と主な課題

（１）流域・地形の特徴

①流域の特性

常願寺川流域は、富山県南東部に位置し、立山連峰の山間部にて称名川、和田川等の支川を合わせながら流下し、富山平野を形成する扇状地を出て富山市東部を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長 56km、流域面積 368km2 の一級河川である。

上流部の立山カルデラには、非常にもろい火山噴出物や崩壊堆積物が多量にあり洪水のたびに下流へ土砂が流出し、その土砂により形成された下流部に広がる扇状地には、富山県の中心都市である富山市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道 8 号、41 号などが存在する。

②洪水・氾濫の特性

上流域はきわめて急峻な地形をなしており、非常に崩れやすい状態となっている。また、河床勾配は山地部で約1/30、扇状地部で約1/100と、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりした日本海型気候であり、年間降水量は上流に向かって多くなり、平野部で約2,300㎜、山岳部では3,000㎜を越えるため、上流域の降雨に伴う洪水の危険度を認識しにくい特徴がある。

常願寺川の地形は、上滝を扇頂とする常願寺川扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する富山市をはじめ、広範囲に甚大な被害が及ぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

（２）過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

安政５年（1858年）の飛越地震では、常願寺川上流の立山カルデラ内で「鳶崩れ」と呼ばれる大崩壊が発生し、水源から扇状地に至る全域にわたって一大荒廃河川となり、この洪水により当時の富山藩領内の１８ヶ村に及び死者140人、負傷者8,945人、流出家屋1,603戸の甚大な被害が発生した。

昭和９年７月の洪水では、上流の湯川筋の多枝原の大崩落により、急流河川特有の土砂を伴った大洪水となり、堤防の決壊、橋梁・道路を破壊する大災害となった。

昭和44年８月洪水では、戦後最大の大出水となり、常願寺川は全川にわたり護岸・根固めの沈下流失、水制の破損、倒壊等の大被害が生じ、中新川郡立山町岩峅野地先で150mにわたって堤防が決壊し、中新川郡立山町三ツ塚新地先でも30mの欠壊が発生した。

平成10年８月の梅雨前線の停滞によって、３日、７日、12日に平均年最大流量を超える洪水が発生。７日の洪水では高水敷の欠壊や根固工の流出などの被害が発生し、その延長は750mにも及んでいる。

近年では、停滞した梅雨前線の影響による集中豪雨により洪水が発生し、治水施設の整備等により大きな一般被害は発生していないが、河川の澪筋が不安定で洪水時には偏流が発生することから、河道内の施設の多くが被災している。

②河川改修の状況

平成21年11月に策定した「常願寺川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「急流河川特有の洪水時のエネルギーに対する堤防の安全性の確保」を可能とするため、急流河川対策を行い、氾濫被害の防止を図るとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、急流河川対策等が実施されているものの、予想される洗掘深さに対して根入れが不足している箇所などが存在しており、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

常願寺川での主な課題は、以下のとおりである。

１）常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。

２）洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。

３）氾濫域が扇状地地形を有しており、決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。

４）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。

５）また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道８号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会おいては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」及び「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための侵食・洗掘対策、浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備　など

・ソフト対策として、常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知・理解促進のための副教材の作成・教育機関等への配布、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等により、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの検討　など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4．現状の取組状況

常願寺川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－１参照）

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※〇：現状、●：課題（以下同様）

項　目	現状〇と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	〇昭和44年８月洪水により堤防決壊等が発生しているが、近年は国管理区間において氾濫流による浸水被害は発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	〇常願寺川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。 〇避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。	C
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	D

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難勧告等の発令基準	〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済） 〇常願寺川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	
	●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 ●警戒避難体制の強化が求められる。	E
避難場所・避難経路	〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	F
	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	G
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	H

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 〇河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 〇平成28年８月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。	L1
	●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。	L2

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難誘導体制	〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川水位等に係る情報提供	〇国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へＦＡＸ等により情報提供している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。	N
	●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	O

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川の巡視区間	〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 〇地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	P
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	Q
	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	R
水防資機材の整備状況	〇各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、常願寺川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である	T

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 〇樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、根継ぎ護岸等の整備を推進している。	
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。	W
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

５．減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【５年間で達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※　大規模水害・・・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※　川を流れる洪水・・・・水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※　市街地を流れる洪水・・・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※　迅速かつ確実な避難・・・・・水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※　社会経済被害の最小化・・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、常願寺川において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

①急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
②常願寺川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
③洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

【「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画による取組の追加】
平成 31 年 1 月に改定された緊急行動計画に基づき、上記「5 年間で達成すべき目標」に含まれていない目標について追加して取り組むものとする。
追加改訂　令和 2 年 5 月　日
令和 2 年度　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

６.概ね５年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－２参照）

１）ハード対策の主な取組
各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策（緊41）			
＜常願寺川＞ ①浸透対策	W	順次実施	北陸地整
②パイピング対策	W	順次実施	北陸地整
③侵食・洗掘対策	W	引き続き実施	北陸地整
④本川と支川の合流部等の対策（緊42）	W	引き続き実施	富山県
⑤多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	W	順次実施	北陸地整、富山県
⑥土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	W	順次実施	富山県
■危機管理型ハード対策			
⑦堤防天端の保護（緊26）	X	引き続き実施	北陸地整、富山県
⑧堤防裏法尻の補強（緊26）	X	引き続き実施	北陸地整、富山県
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
⑨新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O，R T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑩円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置	L，N	平成28年度から順次整備	北陸地整、富山県、立山町
⑪洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	I	引き続き実施	北陸地整、富山県
⑫応急的な退避場所の確保（緊28）	F	令和２年度から検討	富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑬市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	M	順次検討	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑭重要インフラの機能確保（緊47）	F	引き続き実施	富山県
⑮樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	X	順次実施	~~北陸地整、~~富山県

２）ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
①常願寺川の水害の歴史、洪水特性の周知、理解促進のための副教材の作成・配布	A，B C	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
②小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）	A，B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A，B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
④効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A，B J	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
⑤自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑥災害リスクの現地表示（緊19）	E，F G，H	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑦住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	M	順次実施	~~北陸地整、~~富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
⑧避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	M	順次実施	~~北陸地整、~~富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
⑨住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	M	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村

②迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	I，J K，L L2	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備検証と改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域（緊12）等の公表（浸水ナビ等による公表） 適切な土地利用の促進（緊52）	F，G H	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県（緊12）、~~富山市、~~立山町、舟橋村
④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F，G H，M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山市、立山町
⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	F，G	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知・活用（緊18）	E，F G，H	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
⑦水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から検討	北陸地整
⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から検討	気象台
⑨水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進（緊5）	C	令和２年度から検討	富山県
⑩住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有（緊6）	L1	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台
⑪洪水予測や河川水位の状況に関する解説（緊8）	L、L1	順次実施	北陸地整
⑫防災施設の機能に関する情報提供の充実（緊9）	L1	令和元年度から順次実施	~~北陸地整、~~富山県、気象台
⑬浸水実績等の周知（緊17）	C	令和２年度から順次実施	富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑭市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	M	引き続き順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村

※　常願寺川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※　浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をＷＥＢサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※　警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	N，O P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	P，Q	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	Q，S	引き続き実施	富山市、立山町、舟橋村
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県
⑦大規模水害を想定した常願寺川排水計画（案）の検討を実施（緊37）	U，V	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	X	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑩ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	W	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、利水ダム管理者
⑪河川管理の高度化（緊49）	N，O P	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組			
⑫要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援及び避難訓練を実施（緊14）	M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
⑬大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成28年度から実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
⑭早期復興を支援する事前の準備（民間企業ＢＣＰ策定支援）（緊36）	K	順次検討	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村

７．フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

常願寺川では、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表して間もないことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取り組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取り組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく

神通川流域の減災に係る取組方針

（事務局案）

令和２年６月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　　次

１．　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１
２．　本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３
３．　神通川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４
４．　現状の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
５．　減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１４
６．　概ね５年で実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１５
７．　フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２０

１．はじめに

平成 27 年９月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川５市１町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年８月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成２９年５月２日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川６市２町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

本協議会では、神通川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

１）神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
２）神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
３）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口が集中（約18万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
４）また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道８号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、神通川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

２．本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市　　長
高岡市	市　　長
立山町	町　　長
舟橋村	村　　長
射水市	市　　長
砺波市	市　　長
小矢部市	市　　長
南砺市	市　　長
滑川市	市　　長
上市町	町　　長
富山県 土木部 河川課	課　　長
富山県 土木部 砂防課	課　　長
富山県 富山土木センター	所　　長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所　　長
富山県 高岡土木センター	所　　長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所　　長
富山県 砺波土木センター	所　　長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所　　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

３．神通川の概要と主な課題

（１）流域・地形の特徴

①流域の特性

神通川は、その源を岐阜県高山市の川上岳（標高 1,626m）に発し、岐阜県内では宮川と呼ばれ、富山県境で高原川を合わせ、神通川と名称を改め、神通峡を流下し平野部を出て、井田川、熊野川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長120km、流域面積 2,720km2 の一級河川である。

神通川流域は、富山、岐阜両県にまたがり、富山県の県都である富山市、南砺市、岐阜県の高山市、飛騨市の４市からなり、上流域には飛騨高原が広がり、高原を侵食する多くの支川と、これにより形成された高山、古川等の盆地群がある。中流域では、山地が迫っていて渓谷が続き、下流域に入り常願寺川と神通川による複合扇状地を形成し、そこから下流には富山平野が広がっている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道8号、41号などが存在する。

②洪水・氾濫の特性

河床勾配は源流から小鳥川合流点までの上流部では約1/20～1/150、小鳥川合流点から神三ダム地点までの中流部では約1/150～1/250、神三ダム地点から河口までの下流部では約1/250～ほぼ水平で、河口部は緩やかになっているものの、我が国屈指の急流河川となっている。

流域の気候は、上流域は高い山々に囲まれた内陸性気候、下流域は冬の積雪が多い日本海側気候で、年平均降水量は上流域で約1,800㎜（高山）、下流域で約2,300㎜（富山）となっており、大規模な洪水要因の多くは台風性によるものである。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道８号、41号及び国際空港の富山空港や特定重要港湾の伏木富山港（富山地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

（２）過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

大正３年８月洪水では、小笠原付近から駿河湾を通り、関東北部を通って鹿島灘に抜けた台風により、堤防決壊など大規模な浸水被害が発生し、全半壊流失家屋396戸、浸水家屋14,476戸などの被害が生じた。

昭和28年９月洪水では台風13号により、雨量は山間部で200㎜～300㎜以上に達し、河川は増水し大規模な浸水被害が発生した。被害状況は死者６名、行方不明２名、負傷者６名、全壊家屋１戸、半壊家屋46戸、流失家屋５戸、一部破壊172戸、床上・床下浸水9,186戸であった。

昭和58年９月の台風10号により神通大橋地点流量は5,643m3/sを記録し、床上浸水27戸、床下浸水94戸の被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風23号による洪水により、小鳥峠雨量観測所では時間雨量54㎜、24h累計雨量293㎜の観測史上最大となり、また神通大橋地点の水位は8.33m（計画高水位まであと28cm）を記録し、流量は6,413m3/sと観測史上最大であった。被害状況としては、富山県で床上浸水25戸、床下浸水141戸、岐阜県で全壊流出家屋23戸、床上浸水52戸、床下浸水200戸が発生した。

②河川改修の状況

神通川では、神通川水系河川整備基本方針を平成20年６月に策定しており、「災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった被害軽減対策を講じ治水安全度を向上させる」としている。

現状では、河道掘削及び急流河川対策等を実施しているが、富山市街地を氾濫域に抱える神通川下流部等において、流下能力が不足している区間が存在しており、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

神通川での主な課題は、以下のとおりである。

１）神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
２）神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
３）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口が集中（約18万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
４）また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道８号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会おいては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための流下能力対策、侵食・洗掘対策、浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護及び裏法尻の補強、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備　など

・ソフト対策として、氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの検討など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

４．現状の取組状況

神通川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－１参照）

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※〇：現状、●：課題（以下同様）

項　目	現状〇と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	〇平成16年10月洪水により観測史上最大流量を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	〇神通川・西派川・井田川・熊野川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。 〇熊野川（県管理区間）、いたち川、土川、山田川、坪野川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 〇避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。井田川・熊野川では水位到達情報の提供により水位周知を実施している。 〇富山県管理区間（いたち川、山田川、坪野川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。	C
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	D

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難勧告等の発令基準	〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済） 〇神通川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	
	●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。	E
	●警戒避難体制の強化が求められる。	
避難場所・避難経路	〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	F
	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	G
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	H

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 〇河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 〇平成28年８月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。	L1
	●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。	L2

避難誘導体制	○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③水防に関する事項

項　目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはＦＡＸ等により情報提供している。 ○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。	N
	●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	O
河川の巡視区間	○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	P
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	Q

	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	R
水防資機材の整備状況	○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、神通川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	T

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 ○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状〇と課題●
既存ダムにおける洪水調節の現状	〇洪水調節機能を有する室牧ダム、熊野川ダム、久婦須川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。 〇計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。 〇堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。	W
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。	X
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	Y

５．減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※　大規模水害・・・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
※　川を流れる洪水・・・・水位が急激に上昇する。越流以外に侵食や洗掘による決壊のおそれがある。
※　市街地を流れる洪水・・・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。
※　迅速かつ確実な避難・・・・・水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。
※　社会経済被害の最小化・・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、神通川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

①急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
②神通川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
③洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
④一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

【「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画による取組の追加】
平成 31 年 1 月に改定された緊急行動計画に基づき、上記「5 年間で達成すべき目標」に含まれていない目標について追加して取り組むものとする。
追加改訂　令和 2 年 5 月　日
令和 2 年度　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

６．概ね５年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－２参照）

１）ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策（緊41）			
＜神通川・井田川＞ ①浸透対策	X	引き続き実施	北陸地整、富山県
②パイピング対策	X	順次実施	北陸地整、富山県
③流下能力対策	W	引き続き実施	北陸地整、富山県
④侵食・洗掘対策	X	引き続き整備	北陸地整、富山県
⑤堤防整備	W	引き続き実施	北陸地整、富山県
⑥本川と支川の合流部等の対策（緊42）	X	引き続き実施	富山県
⑦多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	X	順次実施	北陸地整、富山県
⑧土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	X	順次実施	富山県
■危機管理型ハード対策			
＜神通川・井田川・熊野川＞ ⑨堤防天端の保護（緊26） ＜神通川＞ ⑩堤防裏法尻の補強（緊26）	Y	引き続き実施	北陸地整、富山県
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
⑪新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M，P Q	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、 富山市、射水市
⑫円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置	L，J	平成28年度から順次整備	北陸地整、富山県
⑬洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	I	引き続き実施	北陸地整、富山県
⑭応急的な退避場所の確保(緊28)	F	令和２年度から検討	富山県、富山市、射水市

⑮市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊 35、緊 40）	M	順次検討	北陸地整、富山県、富山市、射水市
⑯重要インフラの機能確保（緊47）	F	引き続き実施	富山県
⑰樋門等の施設の確実な運用体制の確保(緊 48)	Y	順次実施	北陸地整、富山県

２）ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
①小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）	A，B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A，B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A，B J	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市
⑤災害リスクの現地表示（緊19）	E，F G，H	順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、射水市
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	M	順次実施	~~北陸地整、~~富山県、気象台、富山市、射水市
⑦避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	M	順次実施	~~北陸地整、~~富山県、気象台、富山市、射水市
⑧住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	M	順次実施	北陸地整、富山県、気象台 富山市、射水市

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊 2） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	Ⅰ，J K，L L2	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域（緊12）等の公表 （浸水ナビ等による公表） 適切な土地利用の促進（緊52）	F，G H	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県（緊 12）、~~富山市、射水市~~
④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F，G H，M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市
⑤参加市による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	F，G	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市
⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知・活用（緊18）	E，F G，H	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
⑦水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から検討	北陸地整
⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から実施	気象台
⑨水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進（緊5）	C	令和２年度から検討	富山県
⑩住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有（緊6）	L1	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台
⑪洪水予測や河川水位の状況に関する解説（緊8）	L、L1	順次実施	北陸地整
⑫防災施設の機能に関する情報提供の充実（緊9）	L1	令和元年度から順次実施	~~北陸地整、~~気象台、富山県
⑬ダム放流情報を活用した避難体系の確立（緊10）	L2	令和元年度から順次実施	富山県、気象台
⑭浸水実績等の周知（緊17）	C	令和２年度から順次実施	富山県、富山市、射水市
⑮市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	M	引き続き順次実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市

※　神通川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※　浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をＷＥＢサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※　警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	N，O P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	R，S	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	Q，S	引き続き実施	富山市、射水市
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、
⑦ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	X	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、利水ダム管理者
⑧河川管理の高度化（緊49）	N，O P	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県

■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組				
	⑨要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援及び避難訓練を実施（緊14）	M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
	⑩大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成28年度から実施	北陸地整、富山県、富山市
	⑪早期復興を支援する事前の準備（民間企業ＢＣＰ策定支援）（緊36）	K	順次検討	北陸地整、富山県、富山市、射水市

④ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■救援・救助活動の効率化に関する取組				
	①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	G，U	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、富山市、射水市
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施				
11	②氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成	U，V	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、富山市、射水市
	③排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市
	④関係機関が連携した排水実働訓練の実施	Y	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市

７．フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

神通川では、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表してまもないことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取り組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取り組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

庄川流域の減災に係る取組方針

（事務局案）

令和２年６月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　次

１．　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．　本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３

３．　庄川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

４．　現状の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７

５．　減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１５

６．　概ね５年で実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１６

７．　フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２２

１．はじめに

平成 27 年９月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川５市１町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年８月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成２９年５月２日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川６市２町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

本協議会では、庄川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

１）庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
２）洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
３）庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
４）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中（約８万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
５）また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道８号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、庄川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

２．本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市　長
高岡市	市　長
立山町	町　長
舟橋村	村　長
射水市	市　長
砺波市	市　長
小矢部市	市　長
南砺市	市　長
滑川市	市　長
上市町	町　長
富山県 土木部 河川課	課　長
富山県 土木部 砂防課	課　長
富山県 富山土木センター	所　長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所　長
富山県 高岡土木センター	所　長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所　長
富山県 砺波土木センター	所　長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

３．庄川の概要と主な課題

（１）流域・地形の特徴

①流域の特性

庄川はその源を岐阜県高山市の烏帽子岳（標高 1,625m）と山中山の山中峠（標高1,375m）に発し、岐阜県内で尾上郷川、六厩川、大白川等と合わせて北流し、富山県に入り南砺市小牧付近で利賀川を合わせたのち砺波平野に出て射水市大門で和田川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 115km、流域面積 1,189km2の一級河川である。

流域内には、白山国立公園と３つの県立自然公園及び４つの県定公園が存在する等豊かな自然に恵まれており、庄川の水質は良好で、その水は豊富な地下水と合わせて砺波平野及び射水平野を潤し、富山県内一の穀倉地帯を支えているとともに、小牧発電所をはじめとする水力発電など、さまざまな水利用が行われておる。流域下流部に広がる扇状地には、富山県の主要都市である高岡市、射水市、砺波市などが位置し、基幹交通ネットワークとして、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道８号、156 号があるなど、交通の要衝となっている。

②洪水・氾濫の特性

流域上流の山間部では深い渓谷がきざまれ、ところどころで崩壊地形が見られる。また、河床勾配は、河口部は感潮区間でほぼ水平であるが、流域下流部では約1/200、流域上・中流部では約1/30～1/180となっており、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、年較差の大きい日本海型気候に属する多雨多雪地帯であり、特に流域上流部は有数の豪雪地帯である。年間降水量は流域上流部で約3,000㎜であり、流域下流の平野部に向かって少なくなり、平野部で約2,200㎜となっている。

また、過去の庄川流域における洪水の多くは、台風に起因するものが多く見うけられる。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道８号、156号などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

庄川の地形は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する高岡市、射水市等の主要都市をはじめ、広範囲に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

（２）過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和９年７月洪水では、庄川上流岐阜県山岳地帯において未曾有の豪雨となり、浅井村（現射水市）で堤防が決壊し、死者20名、負傷者240名、流失家屋94棟、民家破損5,418棟、浸水家屋4,009棟など、甚大な被害をもたらした。

昭和51年９月の台風17号による洪水で、大門地点では2,646m3/sの流量を記録し、この洪水により、加越能鉄道庄川橋梁が落橋するなど、流域内では流失家屋８棟、浸水家屋42棟、農地・宅地の浸水11haの被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風23号によって上流の岐阜県で359mmの降雨を記録し、大門地点では観測史上最高水位7.68m、最大流量3,396m3/sを記録した。堤防や河岸に洗掘・侵食による多大な被害が発生し、高岡市、新湊市（現射水市）、大門町（現射水市）で約2,800人に避難勧告が発令された。

②河川改修の状況

平成20年７月に策定した「庄川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「戦後最大洪水に相当する規模の洪水（基準地点雄神で4,200m3/s）を計画高水位（H.W.L）以下で安全に流下」させるとともに、「急流河川特有の流水の強大なエネルギーに対する堤防の安全の確保」を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、堤防整備及び急流河川対策等が実施されているものの、流下能力が不足している箇所などが存在しており、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

庄川での主な課題は、以下のとおりである。

１）庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
２）洪水毎に河川の澪筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
３）庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
４）新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中（約８万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
５）また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道８号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会おいては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための流下能力対策、侵食・洗掘対策、浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護及び裏法尻の補強、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備　など

・ソフト対策として、各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討　など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

４．現状の取組状況

庄川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－１参照）

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※〇：現状、●：課題（以下同様）

項　目	現状〇と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	〇平成16年10月洪水により観測史上最高水位を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	〇庄川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。 〇和田川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 〇避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 〇富山県管理区間（和田川）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。	C
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	D

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難勧告等の発令基準	〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済） 〇庄川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	
	●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 ●警戒避難体制の強化が求められる。	E
避難場所・避難経路	〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	F
	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	G
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	H

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 〇河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 〇平成28年８月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。	L1
	●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。	L2

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難誘導体制	〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川水位等に係る情報提供	〇国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはＦＡＸ等により情報提供している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。	N
	●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	O

③水防に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
河川の巡視区間	〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 〇地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	P
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	Q
	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	R
水防資機材の整備状況	〇各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、庄川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	T

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 〇樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 〇雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V
既存ダムにおける洪水調節の現状	〇洪水調節機能を有する境川ダム、利賀川ダム、和田川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。	

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。 〇計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。	W
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。	X
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	Y

５．減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※　大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※　川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※　市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※　迅速かつ確実な避難……水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※　社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、庄川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

①急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
②庄川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
③洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
④一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

【「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画による取組の追加】
平成 31 年 1 月に改定された緊急行動計画に基づき、上記「5 年間で達成すべき目標」に含まれていない目標について追加して取り組むものとする。
追加改訂　令和 2 年 5 月　日
令和 2 年度　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

６．概ね５年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－２参照）

１）ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策（緊41）			
＜庄川＞ ①流下能力対策	W	引き続き実施	北陸地整
②侵食・洗掘対策	X	引き続き実施	北陸地整
③浸透対策、パイピング対策	X	順次実施	北陸地整
④堤防整備	W	引き続き実施	富山県
⑤本川と支川の合流部等の対策（緊42）	X	引き続き実施	富山県
⑥多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	X	順次実施	北陸地整、富山県
⑦土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	X	順次実施	富山県
■危機管理型ハード対策			
＜庄川＞ ⑧堤防天端の保護（緊26） ⑨堤防裏法尻の補強（緊26）	Y	引き続き実施	北陸地整、富山県
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
⑩新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O，R T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県~~、富山市~~、 高岡市、射水市、砺波市、 小矢部市、 南砺市
⑪円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置	L，N	平成28年度から順次整備	北陸地整、富山県
⑫洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	I	引き続き実施	北陸地整、富山県
⑬応急的な退避場所の確保（緊28）	F	令和２年度から検討	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、砺波市、 小矢部市~~、南砺市~~

⑭市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	M	順次検討	北陸地整、富山県、~~富山市~~、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、~~南砺市~~
⑮重要インフラの機能確保（緊47）	F	引き続き実施	富山県
⑯樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	Y	順次実施	北陸地整、富山県

２）ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
①小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）	A，B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A，B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A，B J	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑤災害リスクの現地表示（緊19）	E，F G，H	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	M	順次実施	~~北陸地整、~~富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

⑦避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	M	順次実施	~~北陸地整、~~富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑧住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	M	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	Ⅰ，J K，L L2	順次整備	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
②各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域（緊12）等の公表（浸水ナビ等による公表） 適切な土地利用の促進（緊52）	F，G H	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県（緊12）、~~富山市、~~高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F，G H，M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	F，G	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知・活用（緊18）	E，F G，H	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑦水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から検討	北陸地整

⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から実施	気象台
⑨水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進（緊5）	C	令和２年から検討	富山県
⑩住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有（緊6）	L1	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台
⑪洪水予測や河川水位の状況に関する解説（緊8）	L、L1	順次実施	北陸地整
⑫防災施設の機能に関する情報提供の充実（緊9）	L1	令和元年度から順次実施	~~北陸地整、~~気象台、富山県
⑬ダム放流情報を活用した避難体系の確立（緊10）	L2	令和元年度から順次実施	富山県、気象台
⑭浸水実績等の周知（緊17）	C	令和２年度から順次実施	富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑮市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	M	引き続き順次実施	北陸地整、富山県~~、富山市~~、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市~~、南砺市~~

※　庄川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※　浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をＷＥＢサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※　警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	N，O P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	R，S	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	Q，S	引き続き実施	富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	北陸地整、富山県~~、富山市~~、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県
⑦ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	X	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、利水ダム管理者
⑧河川管理の高度化（緊49）	N，P O	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組			
⑨要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援及び避難訓練を実施（緊14）	M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑩大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、砺波市
⑪早期復興を支援する事前の準備（民間企業ＢＣＰ策定支援）（緊36）	K	順次検討	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市~~、南砺市~~

④ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■救援・救助活動の効率化に関する取組			
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	G，U	平成28年度から検討	北陸地整、富山県~~、富山市~~、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施			
②大規模水害を想定した庄川排水計画（案）の検討を実施	U，V	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
③地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	V	平成28年度から検討	北陸地整、高岡市
④排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑤関係機関が連携した排水実働訓練の実施	Y	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

７．フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

庄川では、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表してまもないことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取り組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取り組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

小矢部川流域の減災に係る取組方針

（事務局案）

令和２年６月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　次

１．　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．　本協議会の構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３

３．　小矢部川の概要と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

４．　現状の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７

５．　減災のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１４

６．　概ね５年で実施する取組・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１５

７．　フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２０

１．はじめに

平成 27 年９月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川５市１町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年８月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成２９年５月２日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川６市２町１村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

本協議会では、小矢部川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

１）小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。
２）小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。
３）湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。
４）洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。
５）また、上記の社会特性に加え、国道８号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川での大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、小矢部川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

２．本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市　長
高岡市	市　長
立山町	町　長
舟橋村	村　長
射水市	市　長
砺波市	市　長
小矢部市	市　長
南砺市	市　長
滑川市	市　長
上市町	町　長
富山県 土木部 河川課	課　長
富山県 土木部 砂防課	課　長
富山県 富山土木センター	所　長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所　長
富山県 高岡土木センター	所　長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所　長
富山県 砺波土木センター	所　長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）水力事業本部　庄川水力センター	
電源開発（株）中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局 立山砂防事務所	
北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

３．小矢部川の概要と主な課題

（１）流域・地形の特徴

①流域の特性

小矢部川は富山県西部に位置し、その源を富山・石川県境の大門山（標高1,572m）に発し、富山・石川両県境に沿って北流し、砺波平野を出て、南砺市において山田川を合わせたのち小矢部市に入り、渋江川、小撫川を、高岡市において祖父川、千保川等を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 68km、流域面積667km2 の一級河川である。

流域は富山、石川両県の６市からなり、能登半島国定公園、医王山県立自然公園、桜ヶ池県定公園、稲葉山・宮島峡県定公園など豊かな自然を有するとともに、小矢部川の水質は良好で、地下水と合わせて砺波平野及び射水平野の農業用水、水道用水、工業用水等に利用されている。小矢部川流域内には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道８号、156号等の基幹交通ネットワークが形成され、さらに河口部には国際拠点港湾伏木富山港（伏木地区）があるなど交通の要衝となっている。

②洪水・氾濫の特性

下流部の大半が平野部を流れるため、下流部の河床勾配は約1/1,000と富山県内では比較的緩やかである。また、左岸側は山地が迫っており、右岸側は庄川扇状地の末端に位置するため氾濫流は拡散せず、流下型の氾濫形態である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりした日本海型気候であり、年間降水量は上流域に向かって多くなり、平野部で約2,000㎜、山間部で約2,600㎜を超える。また、小矢部川流域は、梅雨、台風、冬期の降雪と年間を通じて降水量が多く、過去から幾度となく台風や梅雨前線による洪水被害が発生している。

小矢部川は、平野部を河道が大きく蛇行しながら流下するため、水衝部では侵食や洗掘など堤防が被災しやすい特性を有している。加えて、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透破壊が発生しやすい区間が多い見られる。

また、河口部は河口から城光寺橋区間（0.0k～2.6k）が港湾区域に指定されており、堤防が未整備であるため、洪水等による浸水のおそれがある。

沿川及び氾濫域には、住居や大型商業施設および下流域は新産業都市に指定さ

れ、一大工業地帯として発展しており、氾濫流が到達する前に安全な場所に避難する必要がある。

北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道８号、156号及び特定重要港湾の伏木富山港（伏木地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

（２）過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和28年９月の台風13号による洪水では、雨量は山間部で200㎜～300㎜以上に達し、河川の増水により左右岸数カ所で堤防が決壊、全壊家屋１戸、半壊家屋46戸、流失家屋５戸、一部破壊172戸、床上・床下家屋9,000戸以上など、甚大な被害をもたらした。

平成10年９月の台風７号による洪水で、渋江川上流の砂子谷雨量観測所では３時間で141㎜を記録し、また、小撫川上流の渕ヶ谷雨量観測所でも111㎜を記録するなど、短時間に記録的な豪雨を記録した。下流部の長江地点では観測史上最大流量1,600m3/sを記録し、この洪水により、半壊家屋１戸、床上浸水52戸、床下浸水674戸の被害が発生した。

近年では、平成20年７月の梅雨前線による集中豪雨により、津沢上流域で１時間に70㎜以上の流域平均雨量を記録し、津沢地点では観測史上最大流量1,510m3/sを記録した。この洪水により、全壊家屋１戸、半壊家屋２戸、床上浸水92戸、床下浸水273戸の被害が発生した。

②河川改修の状況

平成27年３月に策定した「小矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ、段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生を防止又は軽減を図ること」としている。

現状では、堤防の整備や支川合流点処理など整備を進めてきているものの、堤防高や幅が不足している区間が存在しており、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。また、すべり破壊、浸透破壊に対する安全性が確保されない箇所が存在しており、浸透等により堤防が決壊するおそれがある。

小矢部川での主な課題は、以下のとおりである。

１）小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。

２）小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。

３）湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。

４）洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。

５）また、上記の社会特性に加え、国道８号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会おいては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備　など

・ソフト対策として、想定最大規模の浸水想定区域図を作成・公表し、隣接市町村への避難が有効な地区においては、施設計画規模の外力に対する広域避難計画を作成し、ハザードマップに反映、各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定　など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

４．現状の取組状況

小矢部川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－１参照）

① 地域住民の小矢部川特有の洪水の理解に関する事項

※〇：現状、●：課題（以下同様）

項　目	現状〇と課題●	
小矢部川特有の洪水の理解	〇平成10年９月洪水及び平成20年７月洪水により観測史上最大流量を記録しているが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	〇小矢部川（国管理区間）において、河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。 〇小矢部川（県管理区間）、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、渋江川、山田川、旅川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 〇避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 〇富山県管理区間（渋江川、子撫川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。 〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。	C
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	D

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
避難勧告等の発令基準	〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済） 〇小矢部川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。	
	●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 ●警戒避難体制の強化が求められる。	E
避難場所・避難経路	〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。	
	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。	F
	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。	G
	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	H

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 〇河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。 〇平成28年８月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。	L1
	●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。	L2

避難誘導体制	○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③水防に関する事項

項　目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へＦＡＸ等により情報提供している。 ○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●小矢部川では、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。	N
	●水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	O
河川の巡視区間	○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。	
	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	P
	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。	Q

	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	R
水防資機材の整備状況	○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、小矢部川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	T

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 ○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項　目	現状〇と課題●
既存ダムにおける洪水調節の現状	〇洪水調節機能を有する城端ダム、子撫川ダム等で洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項　目	現状〇と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	〇堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。	
	●堤防の漏水など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。	W
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

５．減災のための目標

小矢部川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、沿川に高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※　大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
※　川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。越水以外にも浸透等による決壊のおそれがある。
※　市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。
※　迅速かつ確実な避難……歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。
※　社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、小矢部川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 小矢部川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 小矢部川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

【「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画による取組の追加】
平成 31 年 1 月に改定された緊急行動計画に基づき、上記「5 年間で達成すべき目標」に含まれていない目標について追加して取り組むものとする。
追加改訂　令和 2 年 5 月　日
令和 2 年度　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

６．概ね５年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－２参照）

１）ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策（緊41）			
＜小矢部川＞ ①侵食・洗堀対策 ②浸透対策、パイピング対策	W	引き続き実施	北陸地整
③堤防整備	W	引き続き実施	富山県
④本川と支川の合流部等の対策（緊42）	W	引き続き実施	富山県
⑤多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	W	順次実施	北陸地整、富山県
⑥流木や土砂の影響への対策（緊44）	W	順次実施	富山県
⑦土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	W	順次実施	富山県
■危機管理型ハード対策			
＜小矢部川＞ ⑧堤防天端の保護（緊26） ⑨堤防裏法尻の補強（緊26）	X	引き続き実施	北陸地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
⑩新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O，R T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑪円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置	L，N	平成28年度から順次整備	北陸地整、富山県
⑫洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	I	引き続き実施	北陸地整、富山県
⑬応急的な退避場所の確保（緊28）	F	令和２年度から検討	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑭市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	M	順次検討	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑮重要インフラの機能確保（緊47）	F	引き続き実施	富山県
⑯樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	X	順次実施	北陸地整、富山県

２）ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
①小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）	A，B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A，B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A，B J	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑤災害リスクの現地表示（緊19）	E，F G，H	順次実施	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	M	順次実施	~~北陸地整、~~富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑦避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	M	順次実施	~~北陸地整、~~富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑧住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	M	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊 2） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理(緊7)	Ｉ，Ｊ Ｋ，Ｌ L2	順次整備	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
②各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	Ｅ	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域（緊12）等の公表 （浸水ナビ等による公表） 適切な土地利用の促進（緊52）	Ｆ，Ｇ Ｈ	平成29年度から順次実施	北陸地整、富山県（緊15）、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	Ｆ，Ｇ Ｈ，Ｍ	平成29年度から順次実施	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	Ｆ，Ｇ	平成29年度から順次実施	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知・活用（緊18）	Ｅ，Ｆ Ｇ，Ｈ	平成29年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑦水位予測の検討及び精度の向上	Ｄ	平成28年度から検討	北陸地整
⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	Ｌ	平成29年度から実施	気象台
⑨水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進(緊5)	Ｃ	令和２年度から検討	富山県
⑩住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	L1	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台
⑪洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	Ｌ、L1	順次実施	北陸地整
⑫防災施設の機能に関する情報提供の充実(緊9)	L1	令和元年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台
⑬ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	L2	令和元年度から順次実施	富山県、気象台
⑭浸水実績等の周知（緊17）	Ｃ	令和２年度から順次実施	富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑮市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	Ｍ	引き続き順次実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

※　小矢部川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※　浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をＷＥＢサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※　警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	Ｐ	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	Ｎ，Ｏ Ｐ	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	Ｒ，Ｓ	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	Ｑ，Ｓ	引き続き実施	高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	Ｒ	引き続き実施	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	Ｔ	平成29年度から検討	北陸地整、富山県

	⑦大規模水害を想定した小矢部川排水計画（案）の検討を実施（緊37）	V，U	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
	⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	U	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
	⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	X	順次実施	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
	⑩ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	W	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、利水ダム管理者
	⑪河川管理の高度化（緊49）	N，P，O	令和２年度から順次実施	北陸地整、富山県
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組				
	⑫要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援及び避難訓練を実施（緊14）	M	平成29年度から順次実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
	⑬大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成29年度から実施	北陸地整、富山県、高岡市、砺波市
	⑭早期復興を支援する事前の準備（民間企業ＢＣＰ策定支援）（緊36）	K	順次検討	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

７．フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

小矢部川では、想定最大規模降雨を対象とした新たな浸水想定区域図を検討中であることから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取り組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取り組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

資料－４

各流域の減災に係る取組方針に基づく状況報告について

令和2年　6月

第6回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

（様式1-取組一覧） 常願寺川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
1．ハード対策の主な取組																							
	■洪水を河川内で安全に流す対策（緊41）																						
		①浸透対策 ②パイピング対策 ③侵食・洗掘対策	W	順次実施，引き続き実施	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済															
						常願寺川：1.2km実施済（完了）	引き続き実施																
					・防災拠点等の整備の検討	・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施	②実施中															
						検討中	引き続き実施																
		④本川と支川の合流部等の対策（緊42）	W	引き続き実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。				堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を推進	R1～	②実施中										
									※実績は精査中	R1～													
		⑤多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	W	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。	・河道内の河道掘削・樹木伐採 【R2完了予定】	H30～R2	②実施中	氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木伐採や河道掘削等を推進 ・継続的な維持管理が可能な体制を検討。	H30～	②実施中										
						◇改修（河道掘削・樹木伐採） ・11.5k～12.4k ◆維持（河道掘削） ・R15.7k～R16.0k予定 ◆維持（樹木伐採） ・L15.5k～L18.0k、R5.7k～R7.1K、R14.6k～R16.6k ・L10.4k～L10.8k、L13.1k～L13.7k ・L13.7k～L15.7k予定	・H30 ・R2予定 ・H30 ・R1 R2予定		※実績は精査中	H30～										
		⑥土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	W	順次実施	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所（砂防）・約20河川（河川）において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。				土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所において、砂防堰堤等の整備を推進	H30～	②実施中										
									※実績は精査中	H30～													
	■危機管理型ハード対策																						
		⑦堤防天端の保護（緊26） ⑧堤防裏法尻の補強（緊26）	X	引き続き実施	・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済	検討中		進捗を自己評価													
						常願寺川：5.5km実施済（完了）	引き続き実施		検討中														

赤字：令和元年度の取組内容、青字：緊急行動計画を踏まえた取組状況項目

下線追記：事務局が確認した実施内容の備考
（令和2年度以降の取組み予定はカッコ書き、実施中とした）

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																						
		⑨新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O，R，T	H28年度から検討	・水防資材の確認・整備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済	・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済				・水防倉庫の備蓄材などを水防パトロールにて確認する。	H28年度から検討	①実施済	・情報を収集し、必要性を検討する。	H28年度から検討	①実施済	・情報を収集し、必要性を検討する。	H28年度から検討	②実施中
						【H28.6.8】合同巡視時に実施 【H29.5.31】合同巡視時に実施 【H30.6.6】合同巡視時に実施 【R1.6.12】合同巡視時に実施 【R2.6.4】合同巡視時に実施	引き続き実施		【H28.5.25】富山土木管内河川施設点検 【H29.5.31】合同巡視時に実施 【H29.5.23】立山土木管内河川施設点検 【H30.6.6】合同巡視時に実施 【H30.5.24】立山土木管内河川施設点検 【H30.6.6】富山土木管内合同巡視時に実施 【R1.5.14】立山土木管内河川施設点検 【R1.6.12】合同巡視時に実施	引き続き実施					・出水期前後に水防倉庫の備蓄確認を実施 【H28.6.8】常願寺川・神通川合同巡視時に確認 【H29.5.31】常願寺川・神通川合同巡視時に確認 【H30.6.6】常願寺川・神通川合同巡視時に確認 【R1.6.12】常願寺川・神通川合同巡視時に確認	引き続き実施		常願寺川右岸水防市町村組合定例会において同組合所有資材内容報告	引き続き実施		情報収集中	引き続き実施	
				H28年度から検討	・新技術を活用した資機材等の整備	・新技術（水のう等）を活用した資機材等の配備	H28年度から検討	②実施中	・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済				・新技術を活用した資機材の配備	H28年度から検討	②実施中	・情報を収集し、必要性を検討する。	H28年度から検討	③未実施	・情報を収集し、必要性を検討する。	H28年度から検討	②実施中
						検討中	引き続き実施		【H28.5.25】富山土木管内河川施設点検 【H29.5.31】合同巡視時に実施 【H29.5.23】立山土木管内河川施設点検 【H30.6.6】合同巡視時に実施 【H30.5.24】立山土木管内河川施設点検 【H30.6.6】富山土木管内合同巡視時に実施 【R1.5.14】立山土木管内河川施設点検 【R1.6.12】合同巡視時に実施	引き続き実施					ウォーターフェンスなど調査研究	引き続き実施		今後検討	H29年度から検討		情報収集中	引き続き実施	
		⑩円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L，N	H28年度から順次整備	・簡易水位計、CCTVカメラの設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備	①実施済	・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	H28年度から順次整備	①実施済							・河川沿川における同報系防災行政無線の整備を検討する。	引き続き実施	②実施中			
						【H28.10】常願寺川左岸8.4k、右岸9.7k簡易水位計設置 【H28.12】常願寺川左岸8.8kCCTV設置 【H31.1】危機管理型水位計6箇所設置 【R2.2】常願寺川左岸1.3k簡易型河川監視カメラ設置	引き続き実施		【H29.11】河川監視カメラ1台設置 【H31.3】危機管理型水位計　1箇所設置 【R1.5】危機管理型水位計1箇所設置	引き続き実施								検討中	引き続き実施				
		⑪洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	I	引き続き実施	【国管理河川】 ・ 水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・ 洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置）	・水位・流量観測所の無停電対策	H30までに実施済	①実施済	検討中		進捗を自己評価													
						・全てのテレメータ観測所で実施済み	H30までに実施済		検討中														
		⑫応急的な退避場所の確保（緊28）	F	令和2年度から検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。				検討中		進捗を自己評価				洪水ハザードマップ作成において緊急避難場所を検討する。	引き続き実施	②実施中	具体的な取り組みはなし。今後必要に応じて検討する。		②実施中	〔安全な避難所・避難場所の選定〕	〔令和2年度から検討〕	②実施中
									検討中						20箇所（追加分）	引き続き実施							

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑬市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)(緊35、緊40)	M	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。 【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	・自治体の対応状況を把握して関係者で共有（庁舎・災害拠点病院の機能確保） 検討中	引き続き実施 検討中	②実施中	施設に関する情報を収集し検討	今後検討	②実施中				市庁舎の機能確保のための対策を検討する。 検討中 本庁舎は一定程度の水害に対し対応済。	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	具体的な取り組みはなし。しかし今後必要に応じて非常用発電機等の整備、需給策を検討する。		②実施中	（庁舎の耐水化、非常用電源を確保）	（令和2年度から検討）	②実施中
		⑭重要インフラの機能確保（緊47）	F	引き続き実施	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。				インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進 ※実績は精査中	H30～ H30～	②実施中										
		⑮樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	X	順次実施	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。				樋門や水門等の無動緑化・遠隔操作化等について検討 ※実績は精査中	今後検討	③未実施										
2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組																							
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																							
		①常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	A，B，C	順次実施	・副教材の作成・配布	・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布 ・今後作成予定	順次実施 引き続き実施	②実施中	・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布に協力する。 ・検討中	順次実施 引き続き実施	②実施中				・国が作成された副教材の配布に協力し、住民への周知に努める。 作成され次第、配布に協力し、住民へ周知	順次実施 順次実施	③未実施	・配布に協力する。 【H28.7】H19作成の浸水ハザードマップの内容を一部修正し再度配布 作成され次第、配布に協力し、住民へ周知	順次実施 順次実施	③未実施	・配布に協力する。 作成され次第、配布に協力し、住民へ周知	順次実施 順次実施	③未実施
		②小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）	A，B，C	引き続き実施	・出前講座等の活用	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。 【H28.12.9】富山工業高校生に出前講座を実施 【H30.9.21】支援校の富山市立新庄小学校で出前講座による防災教育を支援 【R1.9.25】舟橋村立舟橋小学校で出前講座による防災教育を支援 【R1.10.30】立山町立立山小学校で出前講座による防災教育を支援	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。 説明会の実施 ・栃津川 【H28.6.21】立山北部小学校1年生ほか ・白岩川ダム 【H28.9.30】富山市立上条小学校4年生 【H28.10.7】上市町立相ノ木小学校4年生	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援 【H28.6.8】富山県教育会にて出前講座（気象全般）を実施 【H29・H30・R1】出前講座や見学会で小中学校への水防災の啓発を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施する。 【H30.9.21】支援校の富山市立新庄小学校で出前講座を実施 【H30.10.22】新庄北小学校5年生に出前講座を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・水辺の楽校等川と触れ合う機会に水害教育等の実施を考えていく。 参加 国交省実施予定の防災教育に協力する	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・教育委員会、PTAとの協議の実施 継続して実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済
		③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A，B，C	引き続き実施	・出前講座等の活用	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。 【H28.9.25】町村自治会にて出前講座を実施 【H29.6.2】常願寺川右岸水防市町村組合議会議員研修にて講座を実施 【H29.9.23】常願寺川に関する防災シンポジウムで講演を実施 【H30.6.28】常願寺川右岸水防市町村組合議会議員研修にて講座を実施 【H30.10.28】富山市新金代自主防災会にて講座を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。 説明会の実施 ・栃津川 【H28.11.6】栃津川を愛する会（災害について） ・白岩川ダム 【H28.8.25】立山町谷口地区町内会	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。 【H29.9】気象台で水防法改正や新しい気象情報についての勉強会を実施 【H29.9.25】立山町で自主防災組織を対象とした出前講座を実施 【H29・H30・R1】出前講座や見学会で水防災の啓発を実施 【R1.11.15】防災気象講演会を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。 出前講座の実施 【H28】61回 【H29】37回 【H30】60回 【R1】61回	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・防災に関する出前講座の依頼がある場合、防災アドバイザーと協力してハザードマップ等について説明する。 要請があれば実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・広報、HP等 継続して実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済

（様式1-取組一覧） 常願寺川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		④効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A，B，J	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	②実施中	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等（協議会で作成）	順次実施	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	②実施中	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	引き続き実施	②実施中	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	順次実施	②実施中	・広報、HP等	順次実施	②実施中
						【H29.6】プッシュ型配信開始チラシの作成及び配布依頼	引き続き実施		・検討中	引き続き実施		・気象情報等のチラシの配布	引き続き実施		作成され次第、配布に協力し、住民へ周知	順次実施		チラシの配布協力	順次実施		継続して実施	引き続き実施	
		⑤自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	H27年度から順次、毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H27年度から順次、毎年実施	①実施済	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討	①実施済				・国、県と共同点検に毎年参加	毎年実施	①実施済	・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画する。	順次毎年実施	①実施済	・自治会との共同点検の実施を検討	順次毎年実施	①実施済
						【H28.6.8】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H29.5.31】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H30.6.6】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.6.12】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R2.6.4】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施	引き続き実施		【H29.5.31】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を行った。 【H30.6.6】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を行った。 【R1.6.12】合同巡視時に実施 【R2.6.4】合同巡視時に実施	引き続き実施					【H28.6.8】常願寺川・神通川合同巡視で共同点検を実施 【H29.5.31】常願寺川・神通川合同巡視で共同点検を実施 【H30.6.6】常願寺川・神通川合同巡視で共同点検を実施 【R1.6.12】常願寺川・神通川合同巡視で共同点検を実施	毎年実施		【R1.6.12】常願寺川・神通川合同巡視で共同点検を実施	順次毎年実施		継続して実施	引き続き実施	
		⑥災害リスクの現地表示（緊19）	E，F，G，H	順次実施	・まるごとまちごとハザードマップへの情報提供	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	②実施中	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表	H28年度から順次実施	①実施済				・ハザードマップ見直しの際に実施の必要性について検討する。	必要があれば検討	②実施中	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	②実施中	・まるごとまちごとハザードマップの整備を検討 ・ハザードマップの更新の際に検討	順次実施	②実施中
						・検討中	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表 【H31.3.29】白岩川、大岩川、栃津川、上市川	引き続き実施					ハザードマップ作成後、必要があれば設置を検討	必要があれば検討		ハザードマップ検討中	必要があれば検討		ハザードマップ検討中	必要があれば検討	
		⑦住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	M	順次実施	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援				・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施	①実施済	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して避難訓練等を支援	引き続き実施	①実施済	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップを周知する	引き続き実施	②実施中	・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付	順次実施	①実施済	・広報、HP等	順次実施	①実施済
									【H28年度】 自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援を実施	引き続き実施		継続して実施	引き続き実施		・自主防災組織結成に向けての出前講座を実施 ・訓練補助金や資機材補助金の交付を実施 ・防災士資格取得のための補助金交付を実施 ・防災士による防災講座の実施（富山県防災士会との協働） ・地域の防災リーダー育成研修を実施（富山県防災士会との協働） ・地域包括支援センターへ洪水ハザードマップの配布を検討	引き続き実施		実施	順次実施		継続して実施	引き続き実施	
		⑧避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	M	順次実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】				水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施	②実施中	要請による訓練への支援	引き続き毎年実施	②実施中	自主防災組織等の防災訓練への支援	引き続き実施	②実施中			②実施中	〔令和2年8月30日の県総合防災訓練で実施〕	〔令和2年度〕	②実施中
									参加実績 【H28～R1】水防管理団体が実施する水防訓練 【H28～R1】北陸地整館内水防技術講習会	引き続き実施		【H29.9.30】富山県総合防災訓練 【H30.9.29】富山市防災訓練に参加	引き続き毎年実施		引き続き支援を実施 【R1】264回	引き続き実施							

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑨住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	M	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。	・みんなでタイムラインプロジェクトとやまの実施	R2～	②実施中	マイタイムライン作成に向けた市町村の取組を支援	R2～	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	③未実施	自主防災組織などへの支援。 ホームページでの周知・啓発。	引き続き実施	②実施中	防災士と協力し、2地区での地区計画作成を啓発、推進する。また平時からの防災啓発やセミナー等の周知も強化し、地区住民の意識が高まるよう促す。		②実施中	（各自主防災組織と協議して作成について検討）	（令和2年度から検討）	②実施中
						（・富山防災センターに、市町村のハザードマップの閲覧とマイ・タイムラインを作成できる常設展示コーナー開設）	（R2．4～）					検討中	検討中		【R1】防災士会と連携した支援を実施	引き続き実施							
2．ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組																							
■情報伝達、避難計画等に関する事項																							
		①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	I，J，K，L，L2	順次実施	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	①実施済	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施 ②また、Lアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供 ・河川情報システムの改良携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き検討	①実施済	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施	順次整備	①実施済	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、SNSやスマートフォンアプリについて引き続き、普及を図る。	順次整備	①実施済	・緊急速報エリアメールによる情報発信 富山県総合防災情報システムの一括情報配信にて、住民に災害情報を伝達 ・Twitterによる情報発信 ・町HPによる緊急災害情報の発信	順次整備	②実施中	・防災無線の活用	順次整備	①実施済
						【H28.3】スマートフォン向け機能を追加し、運用開始 【H29.5.1】プッシュ型による緊急速報メールの配信開始	引き続き実施		【H28.8.1】新たな富山県総合防災システムの運用開始。 【H30.2.15】河川情報システムの更新 【H30.6.1】河川監視カメラ画像の一般公開開始 【R1.5.31】危機管理型水位計の水位情報提供開始	引き続き実施		【H29.3】「はん濫」→「氾濫」へ情報文、電文の変更を実施した。 【R1.12.24】「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始。 ・大雨が予想された場合、関係機関に情報伝達を実施	引き続き実施		・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備を進めている。 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HPおよび出前講座での普及を推進	引き続き実施		大雨時に情報発信 町避難訓練時に情報発信 ケーブルテレビにおいてテロップを流す。	順次整備		継続して実施	引き続き実施	
		②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	E	順次実施	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	①実施済	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	①実施済	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	順次実施	①実施済	・タイムラインの検証	引き続き実施	①実施済	・避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	①実施済	・避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	①実施済
						【H29.6】タイムライン作成済。今後、出水後の検証及び改善を実施	引き続き実施		【H31.2.20】市町村担当者向け説明会を実施 【R1.9.5】市町村担当者向け説明会を実施	引き続き実施		・関係機関の勉強会 ・大雨災害時の市町村の対応等の聞き取り調査を実施	引き続き実施		タイムライン作成済み	引き続き実施		タイムライン作成済み	順次実施		タイムライン作成済み	引き続き実施	
		③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表） 適切な土地利用の促進（緊52）	F，G，H	H28年度から順次実施	・洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表	・常願寺川の洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の氾濫シミュレーションの公表	H28年度から実施	①実施済	検討中		進捗を自己評価									〔想定最大規模を含めたハザードマップを配布予定。〕	〔R2.4〕	②実施中	令和元年度末に完成・配布済	実施済	①実施済
						【H28.6.20】洪水浸水想定区域図の策定・公表済 家屋倒壊等氾濫想定区域図の作成・提供済。 【H30.6】想定最大規模による氾濫シュミレーションを公表（浸水ナビ） 【H31.3.18】洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）の修正・公表	実施済		検討中															
■情報伝達、避難計画等に関する取組																							
		④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F，G，H，M	H28年度から順次実施	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H28年度から実施	①実施済							・立ち退き避難が必要な区域について避難方法の検討を行う。	H29年度から検討	②実施中	・集落が集落毎に1次集合場所、2次集合場所等を設定及び、垂直避難等ルート策定の重要性を啓発する。	H28年度から順次実施	②実施中			
						【H28.6.20】浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域を公表済	実施済								新たな洪水ハザードマップ作成に合わせて検討	引き続き実施		集落へ啓発し、今後実施	引き続き実施				

（様式1-取組一覧） 常願寺川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	F，G	H28年度から順次実施	・作成に必要な情報の提供及び支援	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済				・隣接市町村と協議し、検討する。	必要があれば検討	②実施中	・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	H28年度から順次実施	②実施中	・地域防災計画の見直し等	H28年度から順次実施	②実施中
						検討中	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表 【H31.3.29】白岩川、大岩川、栃津川、上市川	引き続き実施					避難方法の検討を踏まえ、今後必要に応じて協議を実施	必要があれば検討		今後実施	H29年度以降実施		今後実施	H30年度以降実施	
		⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	E，F，G，H	H28年度から順次実施	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から実施	①実施済	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済	「危険度分布」にハザードマップを重ね合わせ	順次実施	②実施中	洪水ハザードマップの更新を行う	富山県の浸水想定区域の策定を受けて策定	②実施中	・ハザードマップを見直し、全戸配布する。	H28年度から順次実施	②実施中	・ハザードマップを見直し、全戸配布する。	H28年度から順次実施	②実施中
						【H30.8.28】洪水ハザードマップに関する説明会を開催	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表 【H31.3.29】白岩川、大岩川、栃津川、上市川	引き続き実施		【R1.12.24】「危険度分布」にハザードマップを重ね合わせを開始。	引き続き実施		（・想定し得る最大の降雨による洪水浸水を反映した洪水ハザードマップ作成し、R2年6月 配布予定）	引き続き実施		・想定し得る最大の降雨による洪水浸水を反映した洪水ハザードマップ作成（R2.3完成済み予定）	H29年度以降実施		・想定し得る最大の降雨による洪水浸水を反映した洪水ハザードマップ作成（R2.3完成済み予定）	H30年度以降実施	
		⑦水位予測の検討及び精度の向上	D	H28年度から検討	・水位予測の精度向上の検討・システム改良	・水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	引き続き実施	②実施中															
						・引き続き精度向上について検討	引き続き実施																
		⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	H29年度から検討	・新しい防災気象情報を気象庁HPで提供							・「危険度を色分けした時系列」と「警報級の可能性」の提供 ・洪水警報の危険度分布の提供	H29年度	①実施済									
												【H29.5.17】「危険度を色分けした時系列」と「警報級の可能性」の提供を開始。 【H29.7.4】「危険度分布」の提供を開始。 【R1.12.24】「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始。	引き続き実施										
		⑨水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進(緊5)	C	令和2年度から検討	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。				水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	③未実施													
		⑩住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	L1	令和2年度から順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	・メディア説明会を開催	R2～	②実施中	点検会議等への参画について検討	R2～	③未実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	③未実施										
						・防災情報の提供に関するメディア説明会を開催	（R2.7予定）					検討中	検討中										
		⑪洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	L、L1	順次実施	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	・気象台との合同会見 ※地整と事務所との役割分担、事務所と気象台での合同会見実施の有無等について調整が必要	今後検討	③未実施															
		⑫防災施設の機能に関する情報提供の充実(緊9)	L1	令和元年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。				洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供の実施	R1～	①実施済	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	②実施中										
									全ダムで通知の内容を見直し	R1		検討中	検討中										

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑬浸水実績等の周知（緊17）	C	令和2年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。				必要に応じて全国の取組事例を市町村へ提供	R2～	③未実施				浸水履歴の周知	引き続き実施	①実施済	具体的な取り組みはなし。折をみて浸水実績のある地区等での防災訓練等の際には積極的に普及・啓発する。		②実施中	検討中		進捗を自己評価
															窓口における浸水履歴の閲覧を実施	引き続き実施					検討中		
		⑭市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	M	引き続き順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	③未実施	市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	③未実施				市職員へのメール配信システムの導入	H30年度	①実施済	今後、必要に応じて検討していく。		②実施中	災害時、災害発生の恐れのある場合においては実施中	実施中	②実施中
															メール配信(H30)	H30年度							
2．ソフト対策の主な取組　③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																							
	■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																						
		①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	①実施済	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	①実施済	・情報伝達訓練等への支援	引き続き毎年実施	①実施済	・国・県と連携した、情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	①実施済
						【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1..6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施		【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.4.25】水防連絡会にて確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会にて確認	引き続き毎年実施		【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】【H30.4.20】 【H31.4.26】洪水対応演習を実施	引き続き毎年実施		【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 【H30.4.25】水防連絡会にて連絡体制を確認 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加	引き続き毎年実施		【H30】秋頃、町総合防災訓練にて実施 【R1.10.26】町総合防災訓練にて実施。	引き続き毎年実施		継続して実施	引き続き毎年実施	
		②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	N，O，P	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	H27年度から毎年実施	①実施済	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	①実施済	・共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる。	引き続き毎年実施	①実施済	・重要水防箇所について、国、県と合同で毎年実施	引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	①実施済
						【H28.6.8】合同巡視を実施 【H29.5.31】合同巡視を実施 【H30.6.6】合同巡視を実施 【R1.6.12】合同巡視を実施 【R1.7.10】内水氾濫危険箇所合同調査 【R2.6.4】合同巡視を実施	引き続き毎年実施		【H28.6.8】合同巡視時に実施 【H29.5.31】合同巡視時に実施 【H30.6.6】合同巡視時に実施 【R1.6.12】合同巡視時に実施	引き続き毎年実施		【H29.5.31】【H30.6.6】 【R1.6.12】合同巡視時に参加し、共同点検を実施	引き続き実施		【H28.6.8】合同巡視を実施 【H29.5.31】合同巡視を実施 【H30.6.6】合同巡視を実施 【R1.6.12】合同巡視を実施	引き続き実施		【H28.6.8】合同巡視を実施 【H29.5.31】合同巡視を実施 【H30.6.6】合同巡視を実施 【R1.6.12】合同巡視を実施	引き続き実施		継続して実施	引き続き実施	
		③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	P，Q	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	①実施済	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	①実施済	・要請による訓練への支援	引き続き毎年実施	①実施済	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防訓練の実施	引き続き実施	①実施済	・出水期前に水防協議会を実施する。	引き続き毎年実施	①実施済	・防災訓練の計画を策定	毎年実施を検討	①実施済
						【H29.5.19】水防連絡会主催の水防工法研修会を実施 【H29.5.27】富山市主催の水防訓練へ参加 【H30.5.18】水防連絡会主催の水防工法研修会を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施	引き続き毎年実施		【H28年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H29.5.27】富山市主催の水防訓練へ参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.5.25】富山市主催の水防訓練へ参加 【R1.10.11、11.14、12.10】水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施		要請のあった県、市町村の防災訓練参加	引き続き実施		【H28.5.18】常願寺川右岸において、水防工法研修会に参加 【H28.5.28】神通川右岸において、水防訓練を実施 【H29.5.19】常願寺川右岸において、水防工法研修会に参加 【H29.5.27】常願寺川右岸において、水防訓練を実施 【H30.5.18】常願寺川右岸において、水防工法研修会に参加 【H30.5.26】神通川右岸において、水防訓練を実施 【R1.5.25】常願寺川左岸において、水防訓練を実施	引き続き実施		実施 【H28.6】 【H29.6】			継続して実施	引き続き実施	
		④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を	Q，S	引き続き実施	・水防団員の募集促進										・水防団員を兼ねる、消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討	①実施済	・広報誌やホームページで水防協力団体を募り、募集を実施	引き続き実施	①実施済	・広報、HPでPRを実施	引き続き実施	①実施済

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		促進（緊31）													HP掲載、ポスター掲示の実施	引き続き実施		継続して実施	H29年度以降		継続して実施	H30年度以降	
		⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済				・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済
						【H28.9-11】第4回～第6回水防技術基礎講座に参加 【H29.9-10】第1回～第3回水防技術基礎講座に参加 【H30.9-11】第4回～第6回水防技術基礎講座に参加 【R1.5.18】総合水防演習を実施	引き続き実施		【H28年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】水防技術講習会に参加	引き続き実施					【H28】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加	引き続き実施		消防団（水防団）に周知 【R1.11.14】水防技術講習会に参加	引き続き実施		継続して実施	引き続き実施	
		⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	H28年度から検討	・復旧活動の拠点等配置計画の検討	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討	③未実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済												
						・検討中	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表 【H31.3.29】白岩川、栃津川、大岩川、上市川	引き続き実施												
		⑦大規模水害を想定した常願寺川排水計画（案）の検討を実施（緊37）	U，V	H28年度から検討	・排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	①実施済	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	今後検討	②実施中				・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H29年度から検討	①実施済	・排水ポンプの設置箇所の選定	H28年度から検討	③未実施	・排水ポンプの設置箇所の選定	H28年度から検討	②実施中
						【R1年度】排水ポンプ車の適切な配置計画及び排水シミュレーション検討を実施	引き続き実施		・検討中	引き続き実施					排水ポンプ車配置計画を作成済	H30年度		今後検討	H29年度以降		検討中	H30年度以降	
		⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有を図る。	引き続き毎年実施	①実施済	・連絡体制の確認	引き続き毎年実施	①実施済				・出水期前に国・県など関係機関と連絡体制の情報共有を図る。	引き続き実施	①実施済	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い、毎年確認する。	引き続き実施	①実施済	・連絡体制の整備	引き続き実施	①実施済
						【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施		【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.4.25】水防連絡会にて確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会にて確認	引き続き毎年実施					【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H30.4.25】水防連絡会にて連絡体制を確認（国） 【H30.6.22】礪川水防情報伝達訓練を実施・連絡体制作成（市） 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認 国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き実施		国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	H29年度以降		国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き実施	

（様式１-取組一覧） 常願寺川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	X	順次実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から順次実施	①実施済	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施	①実施済				・水防訓練の実施	引き続き実施	①実施済	・町総合防災訓練と合同で実施を検討	順次実施	③未実施	・防災訓練と合同で実施を検討	順次実施	①実施済
						【H29.4.21】定期訓練の実施 【H29.5.27】富山市主催の水防訓練へ参加 【H29.5.29】定期訓練の実施 【H30.4.26】定期訓練の実施 【H30.5.24】実働訓練の実施 【R1.5.25】富山市主催の水防訓練へ参加 【R1.7.10】内水氾濫危険箇所合同調査	引き続き実施		【H28年度】北陸地方整備局管内水防技術講習会への参加 【H29.5.27】富山市主催の水防訓練（場所：富山市水橋入江地先　常願寺川右岸　常盤橋下流）へ参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】水防技術講習会に参加	引き続き実施					【H28.5.28】神通川右岸にて水防訓練を実施 【H29.7.28】富山防災センターにて排水作業訓練を実施 【H29.5.27】常願寺川右岸にて水防訓練を実施 【H30.5.26】神通川右岸にて水防訓練を実施 【H30.7.25】富山防災センターにて排水作業訓練を実施 【R1.5.25】常願寺川左岸において、水防訓練を実施 【R1.6.28】富山防災センターにて排水作業訓練を実施	引き続き実施		今後検討	H29年度以降		継続して実施	引き続き実施	
		⑩ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	W	令和2年度から順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	（・洪水調整機能強化に関する治水協定）	（R2.5.29締結）	②実施中	検討中		進捗を自己評価	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	③未実施									
						（〇協定対象ダム数：8基 〇協定者 ・富山河川国道（河川管理者） ・富山県（河川管理者） ・北陸電力(株)（利水ダム管理者） ※今後、実施要領、連絡体制、行程表等について調整を進める。）	（R2.5.29締結）		検討中			検討中	検討中									
		⑪河川管理の高度化（緊49）	N，O，P	令和2年度から順次実施	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。	・ドローンの事務所配備	R2.3	①実施済	河川管理におけるドローン活用の検討	今後検討	③未実施											
						〇ドローン2台（市販品）を事務所に配備 ※操作職員の養成が課題 ※ドローン担当窓口：防災課	R2.3															

（様式1-取組一覧） 常願寺川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			立山町			舟橋村		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
	■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																						
		⑫要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	M	H28年度から順次実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言を行う。 【H29.4.9-11】要配慮者利用施設への説明会の実施 【H30.8.28】洪水ハザードマップに関する説明会を開催	引き続き実施 引き続き実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・出前講座や説明会の開催 【H29.2.22】要配慮者利用施設管理者説明会の市町村への事前説明会の実施 【H29.4.9-11】要配慮者利用施設への説明会の実施 【H31.2.6】出前講座等を実施（富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会） 【H31.2.20】市町村担当者向け説明会を実施 【H31.3.26,27】施設管理者（介護保険施設）説明会で説明 【R1.7.3】出前講座等で説明（県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会） 【R1.9.5】市町村担当者向け説明会を実施 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表 【H31.3.29】白岩川、栃津川、大岩川、上市川	H28年度から順次実施 引き続き実施	②実施中	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援 【H29.2-4】要配慮者利用施設管理者への資料作成し、管理者に説明した。	引き続き実施 引き続き実施	②実施中	・避難確保計画作成に向けた周知啓発 HPにて計画策定の手引きを周知、及び出前講座において説明を実施	H29年度から検討 引き続き実施	②実施中	・要配慮者利用施設に対する、技術的助言を行う。 （【R2年度】14施設中9施設作成済予定）	H28年度から順次実施 H29年度以降	②実施中	・地域防災計画の見直し等 福祉担当課と防災担当課が連携し、周知啓発に努める。 （【R2年度】浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のリストアップを完了）	H28年度から順次実施 引き続き実施	②実施中
		⑬大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	H28年度から実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う。 市町村の要請に基づき、技術的な支援を行う。	引き続き実施 引き続き実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表 【H31.3.29】白岩川、栃津川、大岩川、上市川	H28年度から順次実施 引き続き実施	①実施済				・ハザードマップによる浸水リスクの周知 ハザードマップ作成後、HPにて公開し、リスクについて周知する	H29年度から検討 H31年度以降	②実施中	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。 今後検討	H28年度から実施 H29年度以降	③未実施	・広報、HPでPRを実施 ハザードマップ作成後、HPにて公開し、リスクについて周知する	H28年度から実施 順次実施	②実施中
		⑭早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）（緊36）	K	順次検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成・公表。　等	・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	検討中	③未実施	検討中 検討中		進捗を自己評価				（国のガイドラインをホームページにて周知する） （今後検討）	（R2年度以降） （R2年度以降）	②実施中	具体的な取り組みはないが、今後必要に応じて検討していく。		②実施中	検討中 検討中		進捗を自己評価

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）					北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			射水市		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
1．ハード対策の主な取組																				
	■洪水を河川内で安全に流す対策（緊41）																			
		①浸透対策 ②パイピング対策 ③流下能力対策 ④侵食・洗掘対策 ⑤堤防整備	X,W	引き続き実施、順次実施、引き続き整備	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済									
						神通川：6.8km実施済	引き続き実施		いたち川：護岸L=340m 山田川：護岸L=320m 太田川：護岸工L=165m 坪野川：鉄道橋架替工事1式 護岸工L=25m	引き続き実施									
					・防災拠点等の整備の検討	・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施	②実施中												
						検討中	引き続き実施													
		⑥本川と支川の合流部等の対策（緊42）	X	引き続き実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。				堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を推進	R1～	②実施中									
									山田川：調査設計 ※実績は精査中	R1～									
		⑦多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	X	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。	・河道内の河道掘削・樹木伐採 【R2完了予定】	H30～R2	②実施中	氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木伐採や河道掘削等を推進 ・継続的な維持管理が可能な体制を検討。	H30～	②実施中									
						◇改修（河道掘削・樹木伐採） ・神通川：0.2k～3.0k、22.8k～23.2k ・井田川4.0k～4.6k ◆維持（河道掘削） ・R17.0k～R17.4k予定 ◆維持（樹木伐採） ・神通川：L3.2k～L15.4k4箇所、R14.6k～R17.0k2箇所 ・井田川：L7.4k～L9.8k、R7.2k～R13.0k2箇所 ・熊野川：L3.2k～L3.8k ・神通川：L0.0k～L3.2k、L15.4k～L16.0k ・井田川：L0.8k～L2.4k ・神通川：L15.8k～L16.0k、L17.0k～L17.4k ・井田川：L11.2k～L11.8k ・井田川：R1.2k～R2.4k ・熊野川：R0.0k～R1.0k	・H30～R2 ・H30 ・R2予定 ・H30 ・R1 ・R2予定		熊野川：河道掘削L=m ※実績は精査中	H30～									
		⑧土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	X	順次実施	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所（砂防）・約20河川（河川）において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。				土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所において、砂防堰堤等の整備を推進	H30～	②実施中									
									※実績は精査中	H30～									
	■危機管理型ハード対策																			
		⑨堤防天端の保護（緊26） ⑩堤防裏法尻の補強（緊26）	Y	引き続き実施	・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	H28年度から順次整備	①実施済									
						神通川：32.5km実施済	引き続き実施		山田川：L=176m	H28完了									

赤字：令和元年度の取組内容、青字：緊急行動計画を踏まえた取組状況項目

下線追記：事務局が確認した実施内容の備考
（令和2年度以降の取組み予定はカッコ書き、実施中とした）

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間） 項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	北陸地整 実施内容	時期	進捗	富山県 実施内容	時期	進捗	富山地方気象台 実施内容	時期	進捗	富山市 実施内容	時期	進捗	射水市 実施内容	時期	進捗
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																				
		⑪新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M,P,Q	H28年度から検討	・水防資材の確認、整備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済	水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済				・水防倉庫の備蓄材などをパトロールにて確認する。	H28年度から検討	①実施済	・河川管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	H28年度から検討	①実施済
						【H28.6.8】合同巡視時に実施 【H29.5.31】合同巡視時に実施 【H30.6.6】合同巡視時に実施 【R1.6.12】合同巡視時に実施 【R2.6.4】合同巡視時に実施	引き続き実施		【H28.6.8】合同巡視時に実施 【H28.5.25】富山土木管内河川施設点検 【H29.5.31】合同巡視時に実施 【H29.6.2】富山土木管内河川施設点検 【H30.6.6】合同巡視時に実施 【H30.5.16】富山土木管内河川施設点検 【R1.6.12】合同巡視時に実施 【R1.5.21】富山土木管内河川施設点検	引き続き実施					・出水期前後に水防倉庫の備蓄確認を実施 【H28.6.8】常願寺川・神通川合同巡視時に確認 【H29.5.31】常願寺川・神通川合同巡視時に確認 【H30.6.6】常願寺川・神通川合同巡視時に確認 【R1.6.12】常願寺川・神通川合同巡視時に確認	引き続き実施		・出水期前後に水防倉庫の備蓄確認を実施 【H28.6.8】常願寺川・神通川合同巡視時に確認 【H29.5.31】常願寺川・神通川合同巡視時に確認 【H30.6.6】常願寺川・神通川合同巡視時に確認 【R1.6.12】常願寺川・神通川合同巡視時に確認	引き続き実施	
				H28年度から検討	・新技術を活用した資機材等の配備	・新技術（水のう等）を活用した資機材等の配備	H28年度から検討	②実施中	水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済				・新技術を活用した資機材の配備	H28年度から検討	②実施中	・河川管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	H28年度から検討	②実施中
						検討中	引き続き実施		【H28.6.8】合同巡視時に実施 【H28.5.25】富山土木管内河川施設点検 【H29.5.31】合同巡視時に実施 【H29.6.2】富山土木管内河川施設点検 【H30.6.6】合同巡視時に実施 【H30.5.16】富山土木管内河川施設点検 【R1.6.12】合同巡視時に実施 【R1.5.21】富山土木管内河川施設点検	引き続き実施					ウォーターフェンスなど調査研究	引き続き実施		検討中	引き続き実施	
		⑫円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L,J	H28年度から順次整備	・簡易水位計、CCTVカメラの設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備	①実施済	・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	H28年度から順次整備	①実施済									
						【H28.8】神通川井田川左岸5.6k、右岸6.0k簡易水位計設置 【H31.1】危機管理型水位計　神通川6箇所、井田川5箇所、熊野川2箇所設置	引き続き実施		【H29.3】河川監視カメラ4台設置 【H31.3】祖母川・田島川合流点において監視カメラ設置 【H31.3】県管理24河川において危機管理型水位計24箇所設置 【R2.3予定】河川監視カメラ9台設置	引き続き実施									
		⑬洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	I	引き続き実施	【国管理河川】 ・ 水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・ 洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置）	・水位・流量観測所の無停電対策	H30までに実施済	①実施済	・ダム放流警報等の耐水化や改良等を実施 ・危機管理型水位計の設置	H30～ H29～	②実施中									
						・全てのテレメータ観測所で実施済み	H30までに実施済		ダム放流警報等の耐水化や改良等を実施 【H31.3】室牧ダム○箇所 【H31.3】24河川24箇所 ※実績は精査中	引き続き実施									
		⑭応急的な退避場所の確保（緊28）	F	令和2年度から検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。				想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表及び市町村における検討を支援	H28から順次実施	②実施中				洪水ハザードマップ作成において緊急避難場所を検討する。	引き続き実施	①実施済	・水害時の緊急避難場所として、協定を締結し民間施設等を活用する。	引き続き実施	①実施済
									想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	引き続き実施					20箇所（追加分）	引き続き実施		【R1.11.21】水害時の緊急避難場所として、市内の2事業所と指定緊急避難場所に関する協定を締結した。	引き続き実施	

（様式1-取組一覧） 神通川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間） 項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	北陸地整 実施内容	時期	進捗	富山県 実施内容	時期	進捗	富山地方気象台 実施内容	時期	進捗	富山市 実施内容	時期	進捗	射水市 実施内容	時期	進捗
		⑮市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	M	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。 【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	・自治体の対応状況を把握して関係者で共有（庁舎・災害拠点病院の機能確保） 検討中	引き続き実施 検討中	②実施中	施設に関する情報を収集し検討	今後検討	②実施中				市庁舎の機能確保のための対策を検討する。 検討中 本庁舎は一定程度の水害に対し対応済。	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・災害対策の拠点となる市庁舎等の耐水化を推進 ・市役所本庁舎については非常用電源、電気通信機器類、防災行政無線機器類などを高層階に設置	平成28年度 平成28年度	②実施中
		⑯重要インフラの機能確保（緊47）	F	引き続き実施	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。				インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進 清水谷：堰堤工N=基 ※実績は精査中	H30～ H30～	②実施中									
		⑰樋門等の施設の確実な運用体制の確保(緊48)	Y	順次実施	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。				・樋門や水門等の無動緑化・遠隔操作化等について検討	今後検討	③未実施									
2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組																				
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																				
		①小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）	A,B,C	引き続き実施	・出前講座等の活用	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。 【H28.12.6】桜谷小学校にて出前講座（ハザードマップ）を実施 【H28.12.9】富山工業高校生に講義 【H30.1.17】大沢野小学校にて出前講座（現地見学）を実施 【R1.6.27】熊野小学校にて出前講座を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。 検討中 （県管理河川、ダムにおいて小学校等に説明会を開催している。）	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援 【H28.6.8】富山県教育会にて出前講座（気象全般）を実施 【H29・H30・R1】出前講座や見学会で小中学校への水防災の啓発を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施する。 【H30.9.21】支援校の富山市立新庄小学校で出前講座を実施 【H30.10.22】新庄北小学校５年生に出前講座を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・小中学校から要望があった場合、過去に生じた水害状況の写真パネルや資料提供を行う。また、出前講座の申込があれば対応する。 小学校1校に水害状況の写真パネル等を貸し出しした。	引き続き実施 引き続き実施	①実施済
		②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A,B,C	引き続き実施	・出前講座等の活用	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。 【H28.6.24現在】富山市羽根地区にて出前講座を実施 【H28.11.24現在】富山市草島地区にて出前講座を実施 【H29.9.24】富山市有沢新町にて出前講座を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。 検討中 （県管理河川、ダムにおいて小学校等に説明会を開催している。）	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	関係機関と連携して効果的な対応に協力 【H29.9.25】気象台で水防法改正や新しい気象情報についての勉強会を実施 【H29・H30・R1】自主防災会や防災士等を対象とした出前講座や見学会を随時実施 【R1.11.15】防災気象講演会を実施	順次実施 引き続き実施	①実施済	・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。 出前講座の実施 【H28】61回 【H29】37回 【H30】60回 【R1】61回	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・出前講座の活用を積極的に働きかける。 【H28.4-H31.3】風水害をテーマとした出前講座を3540地区で実施 【H31.4-R1.12】出前講座の実施（16回）	引き続き実施 引き続き実施	①実施済
		③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A,B,J	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 【H29.6】プッシュ型配信開始チラシの作成及び配布依頼	H28年度から実施 引き続き実施	②実施中	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等（協議会で作成） 検討中	順次実施 引き続き実施	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力 ・気象情報等のチラシの配布	順次実施 引き続き実施	②実施中	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布 作成され次第、配布に協力し、住民へ周知	引き続き実施 順次実施	②実施中	・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。 【H29.5】広報：避難情報・気象情報収集等に関する啓発 【H29.6 ,H30.6】CATV：風水害時の対策（備蓄・情報収集）に関する啓発 【R2.1】CATV広報::防災意識啓発	順次実施 引き続き実施	②実施中

（様式1-取組一覧） 神通川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間） 項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	北陸地整 実施内容	時期	進捗	富山県 実施内容	時期	進捗	富山地方気象台 実施内容	時期	進捗	富山市 実施内容	時期	進捗	射水市 実施内容	時期	進捗
		④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	H27年度から順次、毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H27年度から毎年実施	①実施済	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討	①実施済				・国、県と合同で毎年実施	毎年実施	①実施済	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	②実施中
						【H28.6.8】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H29.5.31】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H30.6.6】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.6.12】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施	引き続き実施		【H28.6.8】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を行った。 【H29.5.31】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H30.6.6】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.6.12】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施	引き続き実施					【H28.6.8】常願寺川・神通川合同巡視で共同点検を実施 【H29.5.31】常願寺川・神通川合同巡視で共同点検を実施 【H30.6.6】常願寺川・神通川合同巡視で共同点検を実施 【R1.6.12】常願寺川・神通川合同巡視で共同点検を実施	引き続き実施		検討中	引き続き実施	
		⑤災害リスクの現地表示（緊19）	E,F,G,H	順次実施	・まるごとまちごとハザードマップへの情報提供	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	②実施中	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表	H28年度から順次実施	①実施済				・ハザードマップ見直しの際に実施の必要性について検討する。	必要があれば検討	②実施中	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	②実施中
						・検討中	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	引き続き実施					ハザードマップ作成後、必要があれば設置を検討	必要があれば検討		ハザードマップ検討中	引き続き実施	
		⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	M	順次実施	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援				自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施	①実施済	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して避難訓練等を支援	引き続き実施	①実施済	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップを周知する。	引き続き実施	①実施済	・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。	順次実施	①実施済
									【H28年度】 自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援を実施	引き続き実施		・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して避難訓練等を支援	引き続き実施		・自主防災組織結成に向けての出前講座を実施 ・訓練補助金や資機材補助金の交付を実施 ・防災士資格取得のための補助金交付を実施 ・防災士による防災講座の実施（富山県防災士会との協働） ・地域の防災リーダー育成研修を実施（富山県防災士会との協働） ・地域包括支援センターへ洪水ハザードマップの配布を検討	引き続き実施		・県が実施する防災活動リーダー育成研修について案内し参加を促す。 ・防災活動リーダーを担う人材として防災士の育成を支援。また射水市防災士連絡協議会の活動を支援 【H28.8.21】櫛田地区で市総合防災訓練実施 【H30.9.2】作道地区で富山県・射水市総合防災訓練実施 【H31.3】風水害時等の自主的な避難に関する、「市、施設管理者、住民」それぞれの役割分担やルールを明確化した「自主避難所開設・運営マニュアル」を作成	引き続き実施	
		⑦避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	M	順次実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。				水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施	②実施中	要請による訓練への支援	引き続き毎年実施	②実施中	自主防災組織等の防災訓練への支援	引き続き実施	②実施中	・避難訓練への地域住民の参加を促進する	引き続き実施	②実施中
									参加実績 【H28～R1】水防管理団体が実施する水防訓練 【H28～R1】北陸地整館内水防技術講習会	引き続き実施		【H29.9.30】富山県総合防災訓練 【H30.9.29】富山市防災訓練に参加	引き続き毎年実施		引き続き支援を実施 【R1】264回	引き続き実施		【R1.8.25】地震・風水害・土砂災害を想定し地域住民が参加した市総合防災訓練を水戸田地区にて実施	引き続き実施	
		⑧住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	M	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。	・みんなでタイムラインプロジェクトとやまの実施	R2～	②実施中	（マイタイムライン作成に向けた市町村の取組を支援）	（R2～）	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	③未実施	自主防災組織などへの支援。ホームページでの周知・啓発。	引き続き実施	②実施中	・住民一人一人の避難計画の作成の検討	引き続き実施	②実施中
						（・富山防災センターに市町村のハザードマップの閲覧とマイ・タイムラインを作成できる常設展示コーナー開設）	（R2. 4～）					検討中	検討中		【R1】防災士会と連携した支援を実施	引き続き実施		・先進地の情報収集を実施	引き続き実施	

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			射水市		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
2. ソフト対策の主な取組　②迅速かつ確実な避難行動のための取組																				
	■情報伝達、避難計画等に関する事項																			
		①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	I, J, K, L, L2	順次実施	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	①実施済	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施 ②また、Lアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供 ・河川情報システムの改良携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き検討	①実施済	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施	順次整備	①実施済	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、SNSやスマートフォンアプリについて引き続き、普及を図る。	順次整備	①実施済	・防災行政無線を整備し屋外拡声子局を56局（親局を含む）から113局に増やし、一斉放送による音達エリアを拡充する。また、放送内容と同じものをエリアメールや登録制のメール配信、CATVのL字放送、コミュニティFMの割り込み放送で配信するシステムを整備する。	整備済	①実施済
						【H28.3】スマートフォン向け機能を追加し、運用開始 【H29.5.1】プッシュ型による緊急速報メールの配信開始	引き続き実施		【H28.8.1】新たな富山県総合防災システムの運用開始。 【H30.2.15】河川情報システムの更新 【H30.6.1】河川監視カメラ画像の一般公開開始 【H31.5.31】危機管理型水位計の水位情報提供開始	引き続き実施		【H29.3】「はん濫」→「氾濫」へ情報文、電文の変更を実施した。 【R1.12.24】「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始。 ・大雨が予想された場合、関係機関に情報伝達を実施	引き続き実施		・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備を進めている。 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HPおよび出前講座での普及を推進	引き続き実施		【H29.2】工事完了 【H29.9.26】から順次運用開始	整備済	
		②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	E	順次実施	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	①実施済	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	①実施済	富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	順次実施	①実施済	・タイムラインの検証	引き続き実施	①実施済	・新たな浸水想定に基づき、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルの見直すなど、タイムラインを意識した避難対策となるよう改善を図る。	順次整備	①実施済
						【H29.6】タイムライン作成済 。今後、出水後の検証及び改善を実施	引き続き実施		【H31.2.20】市町村担当者向け説明会を実施 【R1.9.5】市町村担当者向け説明会を実施	引き続き実施		台風接近時に防災気象情報を発表し改善、修正点を抽出し、関係機関と調整	引き続き実施		タイムライン作成済み	引き続き実施		タイムライン作成済み	引き続き実施	
		③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表） 適切な土地利用の促進（緊52）	F,G,H	H28年度から順次実施	・洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表	・神通川、西派川、井田川及び熊野川の洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の氾濫シミュレーションの公表	H28年度から実施	①実施済	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	H28年度から順次実施	①実施済							・洪水ハザードマップを更新し、浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を周知する）	（R2.5）	②実施中
						【H28.6.20】洪水浸水想定区域図の策定・公表済 家屋倒壊等氾濫想定区域図の作成・提供済。 【H30.6】想定最大規模による氾濫シュミレーションを公表（浸水ナビ） 【H31.3.18】洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）の修正・公表	実施済		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	引き続き実施							・洪水ハザードマップを更新し、市内全戸に配布して市HPで公表する）	（R2.5公表予定）	
		④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F,G,H,M	H28年度から順次実施	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H28年度から実施	①実施済	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	H28年度から順次実施	①実施済				・立ち退き避難が必要な区域について避難方法の検討を行う。	H29年度から検討	②実施中	・家屋倒壊区域等を踏まえ立ち退き避難が必要なエリアを検証し、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルを見直す。	H29年度から順次実施	②実施中
						【H28.6.20】浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域図を公表済	実施済		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	引き続き実施					新たな洪水ハザードマップ作成に合わせて検討	引き続き実施		指定緊急避難場所施設の想定最大規模における浸水深を検証	引き続き実施	
		⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	F,G	H28年度から順次実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済				・隣接市町村と協議し、検討する。	必要があれば検討	②実施中	・参加市・町で連携し広域避難に関する検討を行う。	H28年度から順次実施	②実施中
						検討中	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	引き続き実施					避難方法の検討を踏まえ、今後必要に応じて協議を実施	必要があれば検討		検討中	引き続き実施	

（様式1-取組一覧） 神通川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			射水市		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	E,F,G,H	H28年度から順次実施	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から実施	①実施済	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済	「危険度分布」にハザードマップを重ね合わせ	順次実施	②実施中	洪水ハザードマップの更新を行う	富山県の浸水想定区域の策定を受けて策定	②実施中	・洪水ハザードマップの見直しを検討する。	H29年度から順次実施	②実施中
						【H30.8.28】洪水ハザードマップに関する説明会を開催	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	引き続き実施		【R1.12.24】「危険度分布」にハザードマップを重ね合わせを開始。	引き続き実施		（・想定し得る最大の降雨による洪水浸水を反映した洪水ハザードマップ作成し、R2年6月配布予定）	引き続き実施		【H31年度】ハザードマップの見直し（R2.3完成予定）	引き続き実施	
		⑦水位予測の検討及び精度の向上	D	H28年度から検討	・水位予測の精度向上の検討・システム改良	・水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	引き続き実施	②実施中												
						・引き続き精度向上について検討	引き続き実施													
		⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	H29年度から実施	・新しい防災気象情報を気象庁HPで提供							・「危険度を色分けした時系列」と「警報級の可能性」の提供 ・洪水警報の危険度分布の提供	H29年度	①実施済						
												【H29.5.17】「危険度を色分けした時系列」と「警報級の可能性」の提供を開始。 【H29.7.4】「危険度分布」の提供を開始。 【R1.12.24】「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始。	引き続き実施							
		⑨水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進(緊5)	C	令和2年度から検討	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。				水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	③未実施										
		⑩住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	L1	令和2年度から順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	・メディア説明会を開催	R2～	②実施中	（点検会議等への参画について検討）	（R2～）	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	③未実施						
						・防災情報の提供に関するメディア説明会を開催	（R2.7予定）					検討中	検討中							
		⑪洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	L、L1	順次実施	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	・気象台との合同会見 ※地整と事務所との役割分担、事務所と気象台での合同会見実施の有無等について調整が必要	今後検討	③未実施												
		⑫防災施設の機能に関する情報提供の充実(緊9)	L1	令和元年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。				洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供の実施	R1～	①実施済	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	②実施中						
									全ダムで通知の内容を見直し	R1		検討中	検討中							
		⑬ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	L2	令和元年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。				ダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善について検討	R1～	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	②実施中						
									検討中	R1		検討中	検討中							

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			射水市		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑭浸水実績等の周知（緊17）	C	令和2年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。				（必要に応じて全国の取組事例を市町村へ提供）	（R2～）	③未実施				浸水履歴の周知	引き続き実施	①実施済	（・浸水実績等を市民に広く周知する）	（R2.5）	②実施中
															窓口における浸水履歴の閲覧を実施	引き続き実施		（・新たな洪水ハザードマップに過去の災害実績を記載し、広く市民に周知を図る）	（R2.5市内全戸に配布予定）	
		⑮市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	M	引き続き順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	③未実施	市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	③未実施				市職員へのメール配信システムの導入	H30年度	①実施済	・新たな洪水ハザードマップに過去の災害実績を記載し、広く市民に周知を図る。	引き続き実施	①実施済
															メール配信(H30)	H30年度		・先進事例の情報収集を行う	引き続き実施	
2. ソフト対策の主な取組　③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																				
	■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																			
		①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町村と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	①実施済	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	①実施済	・情報伝達訓練等への支援	引き続き毎年実施	①実施済	国・県と連携した、情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	①実施済	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	①実施済
						【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施		【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.4.25】水防連絡会にて確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H30.6.22】磯川水防情報伝達訓練を実施 【R1.6.6】水防連絡会にて確認 【R1.7.24】磯川水防情報伝達訓練を実施	引き続き毎年実施		【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】【H30.4.20】 【H31.4.26】洪水対応演習を実施	引き続き毎年実施		【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 【H30.4.25】水防連絡会にて連絡体制を確認 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加	引き続き実施		【H28.4.21】【H29.4.27】 【H30.4.25】【R1.6.6】 水防連絡会に出席し確認した。	引き続き実施	
		②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	N,O,P	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	①実施済	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	①実施済	・共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる。	引き続き毎年実施	①実施済	・重要水防箇所について、国、県と合同で毎年実施	引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施	①実施済
						【H28.6.8】合同巡視を実施 【H29.5.31】合同巡視を実施 【H30.6.6】合同巡視を実施 【R1.6.12】合同巡視を実施 【R2.6.4】合同巡視を実施	引き続き毎年実施		【H28.6.8】合同巡視時に実施 【H29.5.31】合同巡視時に実施 【H30.6.6】合同巡視時に実施	引き続き毎年実施		【H29.5.31】【H30.6.6】【R1.6.12】 合同巡視時に参加し、共同点検を実施	引き続き毎年実施		【H28.6.8】合同巡視を実施 【H29.5.31】合同巡視を実施 【H30.6.6】合同巡視を実施 【R1.6.12】合同巡視を実施	引き続き実施		【H28.6.8】合同巡視を実施 【H29.5.31】合同巡視を実施 【H30.6.6】合同巡視を実施 【R1.6.12】合同巡視を実施	引き続き実施	
		③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	R,S	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援を行う。	引き続き毎年実施	①実施済	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	①実施済	要請による訓練への支援	引き続き毎年実施	①実施済	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防訓練の実施	引き続き実施	①実施済	・出水期前にポンプ車の運転訓練を実施し、防災訓練で水防実働訓練を検討する。	引き続き毎年実施	①実施済
						【H28.5.18】水防連絡会主催の水防工法研修会を実施 【H29.5.19】水防連絡会主催の水防工法研修会を実施 【H30.5.18】水防連絡会主催の水防工法研修会を実施 【H30.5.26】富山市主催の水防訓練へ参加	引き続き毎年実施		【H28.5.28】富山市主催の水防訓練へ参加 【H28年度】北陸地整備局管内水防技術講習会への参加 【H29.5.27】富山市主催の水防訓練へ参加 【H29年度】北陸地整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.5.26】富山市主催の水防訓練へ参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.5.25】富山市主催の水防訓練へ参加 【R1.10.11、11.14、12.10】 水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施		【H29.9.30】富山県総合防災訓練 【H30.9.29】富山市防災訓練に参加	引き続き毎年実施		【H28.5.18】常願寺川右岸において、水防工法研修会に参加 【H28.5.28】神通川右岸において、水防訓練を実施 【H29.5.19】常願寺川右岸において、水防工法研修会に参加 【H29.5.27】常願寺川右岸において、水防訓練を実施 【H30.5.18】常願寺川右岸において、水防工法研修会に参加 【H30.5.26】神通川右岸において、水防訓練を実施 【R1.5.25】常願寺川左岸において、水防訓練を実施	引き続き実施		【H28.6.10】【H29.6.20】【R1.6.21】 射水市の排水ポンプ車運転講習会を行った。 【H28.9.30】【H28.10.21】 【H29.9.29】【H29.10.13】 【R1.10.11】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。 【R1.5.18】庄川・小矢部川総合水防演習に参加	引き続き実施	

（様式1-取組一覧） 神通川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			射水市		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	Q,S	引き続き実施	・水防団員の募集促進										・水防団員を兼ねる、消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討	①実施済	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	①実施済
															HP掲載、ポスター掲示の実施	引き続き実施		ホームページ等で消防団員の募集を行っている。	引き続き実施	
		⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済				・水防技術講習会に参加	引き続き実施	③未実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済
						【H28.9-11】第4回～第6回水防技術基礎講座に参加 【H29.9-10】第1回～第3回水防技術基礎講座に参加 【H30.9-11】第4回～第6回水防技術基礎講座に参加	引き続き実施		【H28年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H29年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11,11.14,12.10】水防技術講習会に参加	引き続き実施					参加を検討	引き続き実施		【H28.9.30】【H28.10.21】【H29.9.29】【H29.10.13】【R1.10.11】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。	引き続き実施	
		⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	H28年度から検討	・復旧活動の拠点等配置計画の検討	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討	②実施中	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済									
						・検討中	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	引き続き実施									
		⑦ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	X	令和2年度から順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	（・洪水調整機能強化に関する治水協定）	（R2.5.29締結）	②実施中	洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	引き続き実施	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	③未実施						
						（〇協定対象ダム数：21基 〇協定者 ・富山河川国道（河川管理者） ・富山県（河川管理者、補助ダム管理者、利水ダム管理者、ダム参画利水者） ・岐阜県（河川管理者、補助ダム管理者） ・富山市、高山市、中部電力(株)、日本海発電(株)（ダム参画利水者） ・北陸電力(株)、関西電力(株)、富山共同自家発電(株)（利水ダム管理者） ※今後、実施要領、連絡体制、行程表等について調整を進める。）	（R2.5.29締結）		※実績は精査中	引き続き実施		検討中	検討中						
		⑧河川管理の高度化（緊49）	N,O,P	令和2年度から順次実施	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。	・ドローンの事務所配備	R2.3	①実施済	河川管理におけるドローン活用の検討	今後検討	③未実施									
						〇ドローン2台（市販品）を事務所に配備 ※操作職員の養成が課題 ※ドローン担当窓口：防災課	R2.3													

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			射水市		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																				
		⑨要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	M	H28年度から順次実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言を行う。	引き続き実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・出前講座や説明会の開催	H28年度から順次実施	②実施中	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援	引き続き実施	②実施中	・避難確保計画作成に向けた周知啓発	H29年度から検討	②実施中	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	②実施中
						【H29.4.9-11】要配慮者利用施設への説明会の実施 【H30.8.28】洪水ハザードマップに関する説明会を開催	引き続き実施		【H29.2.22】要配慮者利用施設管理者説明会の市町村への事前説明会の実施 【H29.4.9-11】要配慮者利用施設への説明会の実施 【H31.2.6】出前講座等を実施（富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会） 【H31.2.20】市町村担当者向け説明会を実施 【H31.3.26,27】施設管理者説明会で説明 【R1.7.3】出前講座等で説明（県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会） 【R1.9.5】市町村担当者向け説明会を実施 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	引き続き実施		【H29.2-4】要配慮者利用施設管理者への資料作成し、管理者に説明した。	引き続き実施		HPにて計画策定の手引きを周知、及び出前講座において説明を実施	引き続き実施		【H30.2.9】対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定の必要性について説明し、各施設への働きかけを依頼。庁内の推進体制を確認した。 【H30.2.15】対象施設に避難確保計画策定等が義務化されたことを順次通知し、計画作成に必要な知識等についての資料提供を開始	引き続き実施	
		⑩大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	H28年度から実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う。	引き続き実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済				・ハザードマップによる浸水リスクの周知	H29年度から検討	③未実施			
						市町村の要請に基づき、技術的な支援を行う。	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	引き続き実施					ハザードマップ作成後、HPにて公開し、リスクについて周知する	H31年度以降				
		⑪早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）（緊36）	K	順次検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成・公表。　等	・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	検討中	③未実施	・氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木伐採・河道掘削を推進 ・堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を推進	時期を記載	②実施中				〔国のガイドラインをホームページにて周知する〕	〔R2年度以降〕	②実施中	・民間企業版BCPの策定支援のための方策を検討する	引き続き実施	②実施中
									・樹木伐採・河道掘削 熊野川：河道掘削L=m ・堤防強化等 山田川：調査設計 ※実績は精査中	H30～ R1～					〔今後検討〕	〔R2年度以降〕		・先進事例の情報収集を行う	引き続き実施	

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			射水市		
項目	事項	カテゴリ	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
2. ソフト対策の主な取組 ④社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																				
	■救援・救助活動の効率化に関する取組																			
		①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	G,U	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討支援	・広域支援拠点等の検討支援 検討中	H28年度から検討 引き続き実施	②実施中	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川	H28年度から順次実施 引き続き実施	①実施済				・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定 検討中 ハザードマップにおいて広域避難計画を未策定	H29年度から検討	②実施中	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。 検討中 ハザードマップにおいて広域避難計画を未策定	H28年度から検討 引き続き実施	②実施中
	■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施																			
		①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成	U,V	H28年度から検討	・排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成 【H29年度】排水ポンプ車の適切な配置計画及び排水シミュレーション検討を実施	H28年度から検討 引き続き実施	②実施中	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討 検討中	今後検討 引き続き実施	②実施中				・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討 排水ポンプ車配置計画作成済	H29年度から検討 H30年度	①実施済	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。 検討中	H28年度から検討 引き続き実施	②実施中
		②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・連絡体制の確認 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.4.25】水防連絡会にて確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H30.6.22】磯川水防情報伝達訓練を実施 【R1.6.6】水防連絡会にて確認 【R1.7.24】磯川水防情報伝達訓練を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済				・出水期前に国・県など関係機関と連絡体制の情報共有を図る。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H30.4.25】水防連絡会にて連絡体制を確認（国） 【H30.6.22】磯川水防情報伝達訓練を実施・連絡体制作成（市） 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認 【H1.7.24】磯川水防情報伝達訓練を実施 国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。 【H28.4.21】【H29.4.27】 【H30.4.25】【R1.6.6】水防連絡会で連絡体制の整備、情報の共有化を実施 国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き毎年実施 引き続き実施	①実施済
		③関係機関が連携した排水実働訓練の実施	Y	順次実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加 【H29.4.21】定期訓練の実施 【H29.5.29】定期訓練の実施 【H29.6.29】富山市と現地で合同点検を実施 【H30.4.26】定期訓練の実施 【H30.5.24】実働訓練の実施 【H30.5.26】富山市主催の水防訓練へ参加 【R2年度】富山市主催の水防訓練へ参加	H28年度から実施 引き続き実施	①実施済	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加 【H28.5.28】富山市主催の水防訓練（場所：富山市磯部町二丁目地先　神通川右岸　富山大橋上流）へ参加 【H28年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H29.5.27】富山市主催の水防訓練へ参加 【H29年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.5.26】富山市主催の水防訓練へ参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.5.25】富山市主催の水防訓練へ参加 【R1.10.11、11.14、12.10】水防技術講習会に参加	順次実施 引き続き実施	①実施済				・水防訓練の実施 【H28.5.28】神通川右岸にて水防訓練を実施 【H29.7.28】富山防災センターにて排水作業訓練を実施 【H29.5.27】常願寺川右岸にて水防訓練を実施 【H30.7.25】富山防災センターにて排水作業訓練を実施 【H30.5.26】神通川右岸にて水防訓練を実施 【R1.5.25】常願寺川左岸において、水防訓練を実施 【R1.6.28】富山防災センターにて排水作業訓練を実施	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・河川管理者が行う操作訓練に参加 【H28.9.30】【H28.10.21】 【H29.9.29】【H29.10.13】 【R1.10.11】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。	順次実施 引き続き実施	①実施済

（様式1-取組一覧） 庄川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（素案）（概ね5年間）					北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
1．ハード対策の主な取組																															
■洪水を河川内で安全に流す対策（緊41）																															
		①流下能力対策 ②侵食・洗掘対策 ③浸透対策 パイピング対策 ④堤防整備	W,X	引き続き実施.順次実施	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済																				
						庄川：2.9km実施済	引き続き実施		地久子川：護岸L=190m、橋梁下部工	引き続き実施																						
					・防災拠点等の整備	・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施	②実施中																								
					・防災拠点等の検討	検討中	引き続き実施																								
		⑤本川と支川の合流部等の対策（緊42）	X	引き続き実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。				堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を推進 ※実績は精査中	R1～ R1～	②実施中																				
		⑥多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	X	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。	・河道内の河道掘削・樹木伐採 【R2完了予定】	H30～R2	②実施中	氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木伐採や河道掘削等を推進 ・継続的な維持管理が可能な体制を検討。	H30～	②実施中																				
						◇改修（河道掘削・樹木伐採） ・7.4k～8.0k、8.8k～9.4k ◆維持（河道掘削） ・L11.2k～L11.4k予定 ◆維持（樹木伐採） ・L6.2k～L21.6k4箇所 ・R4.6k～R22.2k5箇所 ・L7.0k～～L7.4k ・L22.6k～L23.2k予定	・H30 ・R2予定 ・H30 ・R1 ・R2予定			※実績は精査中	H30～																				
		⑦土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	X	順次実施	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所（砂防）・約20河川（河川）において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。				土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所において、砂防堰堤等の整備を推進	H30～	②実施中																				
									※実績は精査中	H30～																				
■危機管理型ハード対策																															
		⑧堤防天端の保護（緊26） ⑨堤防裏法尻の補強（緊26）	Y	引き続き実施	・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済																							
						庄川：17.4km実施済（完了）	引き続き実施																							
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																															
		⑩新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O,R,T	H28年度から検討	水防資材の確認・整備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済	・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済							・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	①実施済	・河川管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	H28年度から検討	①実施済	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討	①実施済	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28年度から検討	①実施済	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討	②実施中
						【H28.6.9】合同巡視時に実施 【H29.6.1】合同巡視時に実施 【H30.6.7】合同巡視時に実施 【R1.6.13】合同巡視時に実施 【R2.6.5】合同巡視時に実施	引き続き実施		【H28.6.9】合同巡視時に実施 【H28.5.25】高岡土木管内河川施設点検 【H29.5.19】砺波土木管内河川施設点検 【H30.6.15】高岡土木管内河川施設点検 【H30.5.22】砺波土木管内河川施設点検 【R1.6.19】高岡土木管内河川施設点検	引き続き実施						【H29.6.1】【H30.6.7】 【R1.6.13】合同巡視時に実施 出水期前に資機材配備状況を確認し不足する資材を補充	引き続き実施		【H28.6.9】【H29.6.1】 【H30.6.7】【R1.6.13】合同巡視時に実施。	引き続き実施		【R1.5.17】合同巡視時に実施	引き続き実施		【H28.6.9】【H29.6.1】 【H30.6.7】【R1.6.13】合同巡視時に実施。	引き続き実施		・出水期前後に水防倉庫の備蓄確認を実施	引き続き実施	
					・新技術を活用した資機材等の配備	・新技術（水の与等）を活用した資機材等の配備	H28年度から検討	②実施中	・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済							・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	②実施中	・河川管理者や水防管理者（庄川水害予防組合）と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	H28年度から検討	②実施中	・河川管理者と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討	②実施中	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28年度から検討	②実施中	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討	②実施中
						検討中	引き続き実施		【H28.6.9】合同巡視時に実施 【H28.5.25】高岡土木管内河川施設点検 【H29.5.19】砺波土木管内河川施設点検 【H30.6.15】高岡土木管内河川施設点検 【H30.5.22】砺波土木管内河川施設点検 【R1.5.22】砺波土木管内河川施設点検 【R1.6.19】高岡土木管内河川施設点検	引き続き実施						検討中	引き続き実施		検討中	引き続き実施		検討中	引き続き実施		検討中	引き続き実施		検討中	引き続き実施	
		⑪円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L,N	H28年度から順次整備	・簡易水位計、CCTVカメラの設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備	①実施済	・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	H28年度から順次整備	①実施済																				
						【H31.1】危機管理型水位計5箇所設置	引き続き実施		【H29.3】河川監視カメラ1台設置 【H30.11】危機管理型水位1箇所設置 【H31.2-3】危機管理型水位計4箇所設置 【R2.3予定】河川監視カメラ1台設置	引き続き実施																				
		⑫洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	I	引き続き実施	【国管理河川】 ・ 水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・ 洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 （2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置）	・水位・流量観測所の無停電対策	H30までに実施済	①実施済	・ダム放流警報等の耐水化や改良等を実施 ・危機管理型水位計の設置	H30～ H29～	②実施中																				
						・全てのテレメータ観測所で実施済み	H30までに実施済		※実績は精査中	引き続き実施																				

赤字：令和元年度の取組内容、青字：緊急行動計画を踏まえた取組状況項目

下線追記：事務局が確認した実施内容の備考
（令和2年度以降の取組み予定はカッコ書き、実施中とした）

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（素案）（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑬応急的な退避場所の確保(緊28)	F	令和2年度から検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。				想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表及び市町村における検討を支援	H28から順次実施	②実施中				洪水ハザードマップ作成において緊急避難場所を検討する。	引き続き実施	②実施中	・避難場所の追加指定（民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保）	引き続き実施	①実施済	・水害時の緊急避難場所として、協定を締結し民間施設等を活用する。	引き続き実施	①実施済	・民間施設等を活用した緊急的な避難場所の確保（協定締結）	引き続き実施	①実施済	2階以上の施設を所有している民間企業に、災害時における避難所施設の提供に関する協定の締結を依頼する。	順次実施	②実施中			
									想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表【R1.6.14】和田川	引き続き実施					20箇所（追加分）	引き続き実施		・指定緊急避難場所（洪水）【R1年度】2件追加	順次実施		【R1.11.21】水害時の緊急避難場所として、市内の2事業所と指定緊急避難場所に関する協定を締結した。	引き続き実施		・民間施設等を活用した緊急的な避難場所の確保（協定締結） ・民間事業所との指定避難所の提供に関する協定締結（民間事業所社屋を避難所として指定） ・民間事業所と地区自主防災組織との避難所施設としての利用に関する協定締結（3事業所）	R1.7 R1.11		該当施設検討中	順次実施				
		⑭市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	M	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。 【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	・自治体の対応状況を把握して関係者で共有（庁舎・災害拠点病院の機能確保）	引き続き実施	②実施中	施設に関する情報を収集し検討	今後検討	②実施中							本庁舎等の耐水化	引き続き実施	①実施済	・災害対策の拠点となる市庁舎等の耐水化を推進	平成28年度	①実施済	今後検討			①実施済	【非常用発電機の設置について、庁舎の耐震化に併せて実施予定。】	（令和6年度以降）	②実施中			
						検討中	検討中											・庁舎敷地内（浸水が見込まれる箇所付近）に土嚢を配備	R1.5		・市役所本庁舎については非常用電源、電気通信機器類、防災行政無線機器類などを高層階に設置	平成28年度		市役所本庁舎非常用電源設備整備	H30.3		【非常用発電機の設置について、庁舎の耐震化に併せて実施予定。】	（令和6年度以降）				
		⑮重要インフラの機能確保（緊47）	F	引き続き実施	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。				インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進	H30～	②実施中																				
									※実績は精査中	H30～																				
		⑯樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	Y	順次実施	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。				樋門や水門等の無動緑化・遠隔操作化等について検討	今後検討	②実施中																				
									※実績は精査中																							
2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組																																
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																																
		①小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）	A,B,C	引き続き実施	出前講座等の活用	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	①実施済	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	①実施済	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施する。	引き続き実施	①実施済	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	H29年度から検討	②実施中	・小中学校から要望があった場合、過去に生じた水害状況の写真パネルや資料提供を行う。また、出前講座の申込があれば対応する。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等で防災教育を実施する。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。	引き続き実施	②実施中	・小・中学校からの依頼により、防災教育全般として実施している。	引き続き実施	①実施済
						【H28.12.9】富山工業高校生に講座を実施 【H30.7.12】支援校の砺波市立庄南小学校で避難訓練後の防災集会で使用する説明資料を支援 【H30.9.28】支援校の射水市立大門小学校で防災授業で使用する説明資料及び講義を支援 【R1.5.18】総合水防演習で出前講座を実施。	引き続き実施		説明会の実施 ・和田川ダム 【H28.6.20(ほか)】射水市立新湊小学校4年生ほか8校	引き続き実施		【H28.4.15】砺波市教育委員会にて出前講座（気候温暖化）を実施 【H28.12.9】砺波・高岡地区高校学校事務職員に出前講座（天気図等）実施 【H29・H30・R1】出前講座や見学会で小中学校への水防災の啓発を実施	引き続き実施		【H30.9.21】支援校の富山市立新庄小学校で出前講座を実施 【H30.10.22】新庄北小学校5年生に出前講座を実施	引き続き実施		・小中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	順次実施する		小学校1校に水害状況の写真パネル等を貸し出した。 【R1.5.18】庄川・小矢部川総合水防演習に大門小学校の生徒が参加した。	引き続き実施		・各学校にて継続して実施 ・中校生からの要請により聞取り調査に協力 【R1.9.1】市総合防災訓練における少年消防クラブと防災士が連携した防災体験、見学コーナーの実施	引き続き実施		検討中	引き続き実施		【H28.6】福野高校生徒からの聞き取り調査に協力 ・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	要請があれば引き続き実施	
		②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A,B,C	引き続き実施	出前講座等の活用	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	①実施済	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	①実施済	・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	①実施済	・出前講座の活用を積極的に働きかける。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施	引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	①実施済	・自治会等から出前講座の要請があれば実施	引き続き実施	①実施済
						【H28.6.19】砺波市南般若地区にて出前講座を実施 【H28.9.11】高岡市角地区にて出前講座を実施 【H29.7.27】射水市古新町地区にて出前講座を実施	引き続き実施		説明会の実施 ・境川ダム 【H28.8.20】砺波市西中地区農地水保全会 【H28.9.28】南砺市ボランティア連絡協議会	引き続き実施		【H29】高岡市、砺波市、小矢部市の要請により、自主防災組織を対象とした出前講座を実施 【H29.9】気象台で水防法改正や新しい気象情報についての勉強会を実施 【H29・H30・R1】出前講座や見学会で水防災の啓発を随時実施 【R1.11.15】防災気象講演会を実施	引き続き実施		出前講座の実施 【H28】61回 【H29】37回 【H30】60回 【R1】61回	引き続き実施		自主防災会等を対象に、洪水をテーマとした出前講座を実施した （洪水）【H30年度53件】 （洪水）【R1年度30件】	要望に応じて順次実施		【H28.4-H31.3】風水害をテーマとした出前講座を3540地区で実施 【H31.4-R1.12】出前講座の実施（16回）	引き続き実施		【H30.2】16地区で実施 【H31.3】各種団体等48回実施 【R1.12】各種団体等54回実施	引き続き実施		・出前講座を実施 R1実績5件 【R1.7.31】石動西部地区防災会40名 【R1.9.15】石動西部地区防災訓練180名 【R1.9.20】荒川地区住民（高齢者）50名 【R1.10.3】小矢部市介護保険事務所研修会25名 【R1.12.7】綾子自治会40名	引き続き実施		出前講座による説明会開催を市民にPR 【H30.10.21】井口婦人防火クラブで出前講座を実施 【R1.9.19】福光中部小学校で出前講座を実施 【R1.11.3】高屋自治会で出前講座を実施	引き続き実施	
		③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A,B,J	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	②実施中	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成、HPへの掲載等（協議会で作成）	順次実施	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	②実施中	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	引き続き実施	②実施中	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 ・「防災マップ」の改定時に併せて、特集ページを作成する。 ・市広報誌への掲載を検討する。	順次実施	②実施中	・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。	順次実施	②実施中	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	順次実施	③未実施	・毎年6月広報で大雨による災害対策について特集している。	引き続き毎年実施	②実施中	・国、県からの広報等を配布し管内への周知を図る。	順次実施	③未実施
						【H29.6】プッシュ型配信開始チラシの作成及び配布依頼	引き続き実施		検討中	引き続き実施		・気象情報等のチラシの配布	引き続き実施		作成され次第、配布に協力し、住民へ周知	順次実施		洪水ハザードマップの配布と合わせて、市広報誌に洪水に関する特集ページを掲載する予定。	R2.6		【H29.5】広報・避難情報・気象情報収集等に関する啓発【H29.6 ,H30.6】CATV：風水害時の対策（備蓄・情報収集）に関する啓発 【R2.1】CATV広報：:防災意識啓発	引き続き実施		今後検討	H29年度から検討		【R1.6】広報に掲載済	引き続き実施		今後検討	引き続き実施	

（様式1-取組一覧） 庄川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（素案）（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	H27年度から順次，毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H27年度から順次、毎年実施	①実施済	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討	③実施済							・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	①実施済	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	①実施済	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	①実施済	・河川管理者と自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。	順次毎年実施	①実施済	・県と合同で毎年実施	順次毎年実施	①実施済
						【H28.6.9】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H29.6.1】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H30.6.7】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.6.13】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.7.16】内水氾濫危険箇所合同調査 【R2.6.5】合同巡視時に実施	引き続き実施	①実施済	【H28.6.9】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施。 【H30.5.25】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施。 【H30.6.7】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施。 【R1.6.13】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施。	引き続き実施	①実施済							【H29.6.1】【H30.6.7】 【R1.6.13】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施	H30.6.7	①実施済	【H29.6.1】【H30.6.7】 【R1.6.13】合同巡視に出席し重要水防箇所の共同点検を実施	引き続き実施	①実施済	【H28.6.9】【H29.6.1】 【H30.6.7】【R1.6.13】合同巡視時に実施。	引き続き実施	①実施済	【R1.6.13】合同巡視時に実施	引き続き実施	①実施済	今後検討	引き続き実施	③未実施
	⑤災害リスクの現地表示（緊19）		E,F,G,H	順次実施	まるごとまちごとハザードマップへの情報提供	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	②実施中	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【R1.6.14】和田川	H28年度から順次実施	①実施済				・ハザードマップ見直しの際に実施の必要性について検討する。	必要があれば検討	②実施中	・ハザードマップ見直しの際に検討する。 ・整備に向けて他都市の事例を調査中	順次実施 R3年度から整備予定	②実施中	・ハザードマップ見直しの際に検討する。 ハザードマップ検討中	順次実施 引き続き実施	②実施中	R3実施に向け、R2に関係機関、近隣自治体と模擬（想定浸水深）の表示方法などを検討する。 ハザードマップ検討中	R3実施予定 R1から検討中	②実施中	・ハザードマップ見直しの際に検討する。 ハザードマップ検討中	順次実施 引き続き実施	②実施中	・市財政課・防災担当課と協議し、必要性の有無等について検討していく。 ハザードマップ検討中	順次実施 引き続き実施	②実施中
	⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）		M	順次実施	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援				・自助・共助の促進のための普及啓発をするとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施	①実施済	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して避難訓練等を支援	引き続き実施	①実施済	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップを周知する。	引き続き実施	①実施済	・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	順次実施	①実施済	・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。	順次実施	①実施済	・住民の防災意識を高めるために研修会の実施や防災士による訓練指導等の実施	順次実施	①実施済	・地域の防災力向上を図るために研修会の実施や防災士による出前講座の実施	引き続き毎年実施	①実施済	・H28年3.29に防災士の有志により「防災こころえ隊」を設立した。当隊は、自主防災組織からの派遣要請に基づき、各種訓練に参加のうえアドバイスをすることで、自主防災組織の活性化につながっている。今後も積極的に隊の活動を推進していくことで、地域の防災力向上を図る。	順次実施	①実施済
									・H28年度】 自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援を実施	引き続き実施	①実施済	継続して実施	引き続き実施	①実施済	・自主防災組織結成に向けての出前講座を実施 ・訓練補助金や資機材補助金の交付を実施 ・防災士資格取得のための補助金交付を実施 ・防災士による防災講座の実施（富山県防災士会との協働） ・地域の防災リーダー育成研修を実施（富山県防災士会との協働） ・地域包括支援センターへ洪水ハザードマップの配布を検討	引き続き実施	①実施済	【H31.2-R1.5.22】自治会等を対象に、防災に係る出前講座を実施。（19件） 【R1年度】自主防災組織結成実績2件 【R1年度】自主防災組織連絡協議会結成実績1件 【R1年度】自治会等を対象に、防災に係る出前講座を実施。（83件（全体）） 【R1.5.22】県西部市町と合同で、防災士育成事業を実施	・自主防災会結成は遮宜 ・出前講座は要望に応じ順次実施	①実施済	・県が実施する防災活動リーダー育成研修について案内し参加を促す。 ・防災活動リーダーを担う人材として防災士の育成を支援。また射水市防災士連絡協議会の活動を支援 【H28.8.21】櫛田地区で市総合防災訓練実施 【H30.9.2】作道地区で富山県・射水市総合防災訓練実施 【H31.3】風水害時等の自主的な避難に関する、「市、施設管理者、住民」それぞれの役割分担やルールを明確化した「自主避難所開設・運営マニュアル」を作成	引き続き実施	①実施済	【H30.9.2】想定最大規模を想定した「垂直避難訓練」の実施 【R1.9.1】防災士による避難所設営訓練を実施（3地区で実施） ・地区自主防災組織による避難訓練の実施（通年）	引き続き実施	①実施済	防災士による出前講座の実施	引き続き実施	①実施済	・防災講演会を実施 【H28.10.2】じょうはな座 ・防災フェアを開催 【H29.2.26】【H29.7.9】 【H30.7.1】【R1.6.30】ショッピングセンター・アミュー ・防災訓練を実施 【H28.8.27】井波地域で市総合防災訓練実施 【H29.8.27】福野地域で市総合防災訓練実施 【H30.8.26】福光地域で市総合防災訓練実施 【R1.8.25】城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き実施	①実施済
	⑦避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）		M	順次実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。				水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施	②実施中	要請による訓練への支援	引き続き毎年実施	②実施中	自主防災組織等の防災訓練への支援	引き続き実施	①実施済	・市総合防災訓練等への積極的な参加促進 ・自発的な避難訓練の実施促進、呼びかけ	引き続き実施	①実施済	・避難訓練への地域住民の参加を促進する	引き続き実施	①実施済	・市総合防災訓練の実施 ・地区自主防災組織による水害訓練を実施	毎年8～10月に実施 通年	②実施中	市地域防災計画に基づき、市職員、防災関係機関、地域住民、民間企業等との連携のもと、避難訓練や水防訓練を含めた総合的な防災訓練を実施する。	毎年9月下旬	②実施中	市民、南砺市職員、消防等が参加する総合防災訓練を開催し、避難訓練や水防訓練を実施	時期を記載	②実施中
									参加実績 【H28～R1】水防管理団体が実施する水防訓練 【H28～R1】北陸地整館内水防技術講習会	引き続き実施		【H29.9.30】富山県総合防災訓練 【H30.9.29】富山市防災訓練に参加	引き続き毎年実施		引き続き支援を実施 【R1】264回	引き続き実施		市総合防災訓練において、住民避難訓練を実施（地震、津波想定）R1.9.1	順次実施（出前講座等においても呼びかけ）		【R1.8.25】地震・風水害・土砂災害を想定し地域住民が参加した市総合防災訓練を水戸田地区にて実施	引き続き実施	①実施済	・市総合防災訓練の実施 ・6地区の自主防災組織による水害訓練を実施	R2.9.27 通年	②実施中	毎年、市地域防災計画に基づき、防災関係機関、地域住民、民間企業等との連携のもと、避難訓練や水防訓練を含めた総合的な防災訓練を実施している。	毎年9月下旬	②実施中	市民、南砺市職員、消防等が参加する総合防災訓練を開催し、避難訓練や水防訓練を実施している。	毎年8月下旬	②実施中
	⑧住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）		M	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。	・みんなでタイムラインプロジェクトやまの実施	R2～	②実施中	【マイタイムライン作成に向けた市町村の取組を支援】	【R2～】	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	②実施中	自主防災組織などへの支援。 ホームページでの周知・啓発。	引き続き実施	①実施済	・マイタイムラインの作成促進 ・地区防災計画の作成促進	R1.6～	①実施済	・住民一人一人の避難計画の作成の検討	引き続き実施	③未実施	・砺波市マイ・タイムラインシートの作成・推進	R2.3	①実施済	マイタイムライン等の作成に関する出前講座を実施する。	順次実施	②実施中	マイタイムライン作成の住民講習会の開催を検討。	毎年8月上旬	④未実施
						（・富山防災センターに、市町村のハザードマップの閲覧とマイ・タイムラインを作成できる常設展示コーナー開設）	（R2．4～）					検討中	検討中		【R1】防災士会と連携した支援を実施	引き続き実施		・マイタイムライン関連 【R1.9.8】珊穂自治会出前講座 【R1.11.15】四日市市議会行政視察対応 【R2.1.14】中田中学校防災教育 【R2.2.18】戸出地区出前講	引き続き実施		・先進地の情報収集を実施	引き続き実施		・行政出前講座の実施	通年		令和元年度より市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施している。 R1.8.4津沢地区住民等70名 R1.11.4東部地区住民40名	R1.8～		※既に実施している取組があれば内容を記載	時期を記載	
2．ソフト対策の主な取組　②迅速かつ確実な避難行動のための取組																																
■情報伝達、避難計画等に関する事項																																
	①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）		I，J，K，L，L2	順次整備	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	①実施済	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施（②また、しアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供 ・河川情報システムの改良携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き検討	①実施済	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間等、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施	順次整備	①実施済	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、SNSやスマートフォンアプリについて引き続き、普及を図る。	順次整備	①実施済	・高岡市防災情報メールについて、更なる普及のため周知・広報を実施する。また、エリアメール、CATVのL字放送、コミュニティFMの割り込み放送を活用する。	引き続き実施	②実施中	・防災行政無線を整備し屋外拡声子局を56局（親局を含む）から113局に増やし、一斉放送による音達エリアを拡充する。また、放送内容と同じものをエリアメールや登録制のメール配信、CATVのL字放送、コミュニティFMの割り込み放送で配信するシステムを整備する。	整備済	①実施済	・登録制である砺波市緊急メールについて、更なる普及のため市民に周知及び広報を行う。	順次整備	①実施済	・防災・緊急メールの更なる普及に向けPRしていく、また、エリアメール、CATVの文字放送を活用する。	H28年度から実施	①実施済	・携帯電話及びパソコンのメールを利用した緊急メールの登録について、更なる普及を目指しPRしていく。 ・既存の防災行政無線をデジタル化するとともに、難聴エリア解消にむけて屋外拡声子局の増設も行う。 ・新たな情報発信ツールを整備していく（防災アプリの開発）。	順次実施	①実施済
						【H28.3】スマートフォン向け機能を追加し、運用開始 【H29.5.1】プッシュ型による緊急速報メールの配信開始	引き続き実施		【H28.8.1】新たな富山県総合防災システムの運用開始。 【H30.2.15】河川情報システムの更新 【H30.6.1】河川監視カメラ画像の一般公開開始 【H31.5.31】危機管理型水位計の水位情報提供開始	引き続き実施		【H29.3】「はん濫」→「氾濫」へ情報文、電文の変更を実施した。 【R1.12.24】「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始。 ・大雨が予想された場合、関係機関に情報伝達を実施	引き続き実施		・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備を進めている。 ・SNSやスマートフォンアプリについて広報、HPおよび出前講座での普及を推進	引き続き実施		市防災情報メールについて、市HPで周知するとともに、出前講座等の際に登録を呼びかけた。また、携帯電話会社の店頭にチラシを配備し、登録呼びかけを強化する予定。 情報伝達手段の整備（システムの再構築）については、現在検討中。	順次R2.2-4		【H28.9.26】運用開始	整備済		【H29.5～】プッシュ型配信実施済 ・出前講座等の機会を利用し砺波市緊急メールの登録周知を実施	引き続き実施		Yahoo防災情報での「自治体からの緊急情報」提供開始	引き続き実施		・運用開始済	整備済	

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（素案）（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		②各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	E	順次実施	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	①実施済	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	③実施済	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	順次実施	①実施済	・関係機関が参画したタイムラインの策定	引き続き実施	①実施済	・作成済みタイムラインの改善を実施、洪水対応マニュアルの見直しを実施する。	引き続き実施	①実施済	・新たな浸水想定に基づき、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルの見直すなど、タイムラインを意識した避難対策となるよう改善を図る。	順次整備	①実施済	・防災行動計画（タイムライン）は策定済　河川管理者及び関係機関と連携して改善等を図る。	引き続き実施	①実施済	・作成済みタイムラインの改善を実施	H28年度から実施	①実施済	・防災計画のタイムライン策定時期と合わせ水防計画において策定する。	順次実施	①実施済
						【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）を開催 【H30.5.15】第2回検討会を開催 【H30.6.27】第3回検討会を開催 【H31.3.27】第4回検討会を開催 【R1.12.12】第5回検討会を開催	引き続き実施		・大雨災害後、市町村と振り返りを実施 【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）を開催 【H30.5.15】第2回検討会を開催 【H30.6.27】第3回検討会を開催 【H31.3.27】第4回検討会を開催 【R1.12.12】第5回検討会を開催	引き続き実施		【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	引き続き実施		【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	H30.4～		【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	引き続き実施		【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	R1から試行版実施		【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	引き続き実施		【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	引き続き実施	
		③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による） 適切な土地利用の促進（緊52）	F,G,H	H28年度から順次実施	・洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表	・庄川の洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の氾濫シミュレーションの公表	H28年度から実施	①実施済	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	H28年度から順次実施	①実施済							（洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表について検討する。）	（R2.4～）	②実施中	（・洪水ハザードマップを更新し、浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を周知する。）	（R2年度から順次）	②実施中	（建築基準法第39条及び第40条による水害が高い区域について災害危険区域の指定）	（R2年度から検討）	②実施中	洪水ハザードマップに掲載し公表する。	H30年度策定、R1.6全戸配布	①実施済			③未実施
						【H28.6.20】洪水浸水想定区域図の策定・公表 家屋倒壊等氾濫想定区域図の作成・提供 【H30.6】想定最大規模による氾濫シュミレーションを公表（浸水ナビ）	実施済		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【R1.6.14】和田川	引き続き実施								検討中			（・洪水ハザードマップを更新し、市内全戸に配布して市HPで公表する。）	（R2.5公表予定）			年通		洪水ハザードマップに掲載し公表した。	H30年度策定、R1.6全戸配布		南砺市洪水ハザードマップにて早期の立ち退き避難が必要な区域を公表済。	R1.5	
		④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F,G,H,M	H28年度から順次実施	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H28年度から実施	①実施済	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	H28年度から順次実施	①実施済				・立ち退き避難が必要な区域について避難方法の検討を行う。	H29年度から検討	②実施中	・家屋倒壊危険区域等よより、立ち退き避難が必要なエリアを検証し、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルを見直す。 ・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・広域避難のほかに垂直避難等柔軟な避難方法検討する。	H28年度から順次実施	②実施中	・家屋倒壊危険区域等を踏まえ立ち退き避難が必要なエリアを検証し、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルを見直す。	H29年度から順次実施	②実施中	・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等により、早期立ち退き避難が必要な区域を検討した。	H30年度実施	①実施済	・最短到達時間によっては垂直避難をすることも考慮し検討	平成29年度から順次実施	②実施中	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	H28年度から順次実施	①実施済
						【H28.6.20】浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域図を公表済	実施済		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【R1.6.14】和田川	引き続き実施					新たな洪水ハザードマップ作成に合わせて検討	引き続き実施		洪水ハザードマップの改定作業に合わせ、検討中	H30.4～		指定緊急避難場所施設の想定最大規模における浸水深を検証	引き続き実施		【H31.4.25】広報誌、市ホームページで公表	R1年度実施		検討中	引き続き実施		洪水ハザードマップに表示	H31.4	
		⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	F,G	H28年度から順次実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済				・隣接市町村と協議し、検討する。	必要があれば検討	②実施中	・県西部6市と連携し、広域避難計画を検討する。	H28年度から順次実施	②実施中	・参加市・町で連携し広域避難に関する検討を行う。	H28年度から順次実施	②実施中	・国、県、関係市町村と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。 ・国、県、関係市町村と連携し、想定最大規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。	H28年度から順次実施	①実施済	・県、関係市と連携し検討	平成29年度から順次実施	②実施中	・広域避難の現実性について、隣接市とも協議しながら検討していく。	H28年度から順次実施	①実施済
						検討中	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【R1.6.14】和田川	引き続き実施					避難方法の検討を踏まえ、今後必要に応じて協議を実施	必要があれば検討		検討中	H30.4～		検討中	引き続き実施		未実施 ハザードマップにおいて広域避難計画を策定していない	次回見直し時に検討		検討中	引き続き実施		ハザードマップにおいて広域避難計画を策定していない		
		⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	E,F,G,H	H28年度から順次実施	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から実施	①実施済	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済	「危険度分布」にハザードマップを重ね合わせ	順次実施	②実施中	洪水ハザードマップの更新を行う	H29年度から順次実施	②実施中	・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H29年度から順次実施	②実施中	・洪水ハザードマップの見直しを検討する。	H29年度から順次実施	②実施中	・洪水ハザードマップの見直しを行い、全戸配布した。	H30年度実施	①実施済	・H30年度末に洪水ハザードマップを更新	平成29年度から順次実施	②実施中	・洪水ハザードマップの見直しを検討する。	H30実施予定	①実施済
						【H30.8.28】洪水ハザードマップに関する説明会を開催 【R1.8.25】防災イベント会場にて小矢部市と合同でハザードマップ及びマイタイムラインを説明・配布	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【R1.6.14】和田川	引き続き実施		【R1.12.24】「危険度分布」にハザードマップを重ね合わせを開始。	引き続き実施		【・想定し得る最大の降雨による洪水浸水を反映した洪水ハザードマップ作成し、R2年6月 配布予定】	引き続き実施		・想定し得る最大の降雨による洪水浸水を反映した洪水ハザードマップ作成（R2.3公表済み予定）	H30.4～		【H31年度】ハザードマップの見直し（R2.3完成予定）	引き続き実施		【H31.4.25】広報誌、市ホームページで公表	R1年度実施		浸水想定区域のデータを受取済	引き続き実施		【H31.4】新たな洪水ハザードマップを策定を公表	H31.4	
		⑦水位予測の検討及び精度の向上	D	H28年度から実施	・水位予測の精度向上の検討・システム改良	・水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	引き続き実施	②実施中																								
						・引き続き精度向上について検討	引き続き実施																										
		⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	H29年度から実施	・新しい防災気象情報を気象庁HPで提供							・「危険度を色分けした時系列」と「警報級の可能性」の提供 ・洪水警報の危険度分布の提供	H29年度	①実施済																				
												【H29.5.17】「危険度を色分けした時系列」と「警報級の可能性」の提供を開始。 【H29.7.4】「危険度分布」の提供を開始。 【R1.12.24】「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始。	引き続き実施																				
		⑨水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進（緊5）	C	令和2年度から検討	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。				水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	②実施中																								
		⑩住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有（緊6）	L1	令和2年度から順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	・メディア説明会を開催	R2～	②実施中	（点検会議等への参画について検討）	（R2～）	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	②実施中																						
						・防災情報の提供に関するメディア説明会を開催	（R2.7予定）					検討中	検討中																					

（様式1-取組一覧） 庄川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（素案）（概ね5年間）					北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑪洪水予測や河川水位の状況に関する解説（緊8）	L、L1	順次実施	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	・気象台との合同会見 ※地整と事務所との役割分担、事務所と気象台での合同会見実施の有無等について調整が必要	今後検討	⑤未実施																						
		⑫防災施設の機能に関する情報提供の充実（緊9）	L1	令和元年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。				洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供の実施 全ダムで通知の内容を見直し	R1～ R1	①実施済	関係機関と連携して効果的な対応に協力 検討中	順次実施 検討中	②実施中																	
		⑬ダム放流情報を活用した避難体系の確立（緊10）	L2	令和元年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。				ダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善について検討 検討中	R1～ R1	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力 検討中	順次実施 検討中	②実施中																	
		⑭浸水実績等の周知（緊17）	C	令和2年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。				{必要に応じて全国の取組事例を市町村へ提供}	{R2～}	②実施中				浸水履歴の周知 窓口における浸水履歴の閲覧を実施	引き続き実施 引き続き実施	②実施中	{周知方法について、検討} 検討中	{R2.4～}	②実施中	{・浸水実績等を市民に広く周知する} {・新たな洪水ハザードマップに過去の災害実績を記載し、広く市民に周知を図る。}	{R2.5} {R2.5市内全戸に配布予定}	②実施中	{河川管理者などからの浸水実績に基づき報告} {令和2年度から順次実施}	⑤未実施	毎年、市水防連絡協議会の場において前年度の水害等の被害情報を共有する R1年度　R1.7.1開催	毎年6月下旬～7月上旬頃 毎年6月下旬～7月上旬頃	①実施済	南砺市洪水ハザードマップにて南砺市内の過去の浸水被害について紹介する。 南砺市洪水ハザードマップにて南砺市内の過去の浸水被害について紹介している。	R1.5 R1.5	②実施中
		⑮市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	M	引き続き順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	⑤未実施	市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	②実施中							・市と県、関係機関や相互応援協定都市等との非常通信手段の多重化 ・通信訓練等による体制確認 ・年度当初に衛星回線等の連絡先や担当者に変更がないかを確認している	引き続き実施 H31.4	②実施中	・新たな洪水ハザードマップに過去の災害実績を記載し、広く市民に周知を図る。 ・先進事例の情報収集を行う	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	今後検討 移動系防災行政無線の整備	 H26	①実施済	市内に災害拠点病院がないため検討はしていない。 県の動きに準ずる。	検討中 検討中	②実施中			
2. ソフト対策の主な取組　③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																															
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																															
		①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町村と共同で情報伝達訓練を実施する。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施	①実施済	・情報伝達訓練の実施 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施	①実施済	・情報伝達訓練等への支援 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施	①実施済	・国・県と連携した、情報伝達訓練の実施 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き実施	①実施済	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・首長が参加する本部運営訓練、市職員の参集訓練を実施する。 ・消防団への連絡体制の強化として、災害メール、携帯無線、消防団幹部への電話連絡などを実施する。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者が行う水防訓練において、市長も参加するものとする。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・市防災訓練時に併せて、訓練できないか検討し、実施に向けて取組む。 南砺市防災訓練及び事前訓練で、水防団と一緒に実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済
		②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	N,O,P	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施 【H28.6.9】合同巡視を実施 【H29.6.1】合同巡視を実施 【H30.6.7】合同巡視を実施 【R1.6.13】合同巡視を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・重要水防箇所等の合同巡視を実施 【H28.6.9】合同巡視を実施 【H29.6.1】合同巡視を実施 【H30.6.7】合同巡視を実施 【R1.6.13】合同巡視を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる。 【H28.6.9】合同巡視を実施 【H29.6.1】合同巡視を実施 【H30.6.7】合同巡視を実施 【R1.6.13】合同巡視を実施	引き続き毎年実施 引き続き実施	①実施済	 【H28.6.9】合同巡視を実施 【H29.6.1】合同巡視を実施 【H30.6.7】合同巡視を実施 【R1.6.13】合同巡視を実施	 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。 【H28.6.9】合同巡視を実施 【H29.6.1】合同巡視を実施 【H30.6.7】合同巡視を実施 【R1.6.13】合同巡視を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。 【H28.6.9】合同巡視を実施 【H29.6.1】合同巡視を実施 【H30.6.7】合同巡視を実施 【R1.6.13】合同巡視を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を行う。 【H28.6.9】合同巡視を実施 【H29.6.1】合同巡視を実施 【H30.6.7】合同巡視を実施 【R1.6.13】合同巡視を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施する。 【H28.6.9】合同巡視を実施 【H29.6.1】合同巡視を実施 【H30.6.7】合同巡視を実施 【R1.6.13】合同巡視を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。 今後検討	引き続き毎年実施 H29年度から検討	③未実施
		③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	R,S	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。 【H29.5.19】水防連絡会主催で水防工法研修会を実施 【H30.5.18】水防連絡会主催で水防工法研修会を実施 【H30.6.2】高岡市主催の水防訓練へ参加	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。 【H28.8.27】県総合防災訓練を実施（砺波市、小矢部市、南砺市） 【H28年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・要請による訓練への支援 要請のあった県、市町村の防災訓練参加	引き続き毎年実施 引き続き実施	①実施済	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防訓練の実施 【H28.5.18】常願寺川右岸において、水防工法研修会に参加 【H28.5.28】神通川右岸において、水防訓練を実施 【H29.5.19】常願寺川右岸において、水防工法研修会に参加 【H29.5.27】常願寺川右岸において、水防訓練を実施 【H30.5.18】常願寺川右岸において、水防工法研修会に参加 【H30.5.26】神通川右岸において、水防訓練を実施 【R1.5.25】常願寺川左岸において、水防訓練を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている実働水防訓練の内容を検討する。 【H30.6.2】庄川左岸河川敷（高岡市出来田地先）において、水防訓練を実施 【R1.5.18】庄川・小矢部川総合水防演習に参加	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・出水期前にポンプ車の運転訓練を実施し、防災訓練で水防実働訓練を検討する。 【H28.6.10】【H29.6.20】【R1.6.21】射水市の排水ポンプ車運転講習会を行った。 【H28.9.30】【H28.10.21】【H29.9.29】【H29.10.13】【R1.10.11】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。 【R1.5.18】庄川・小矢部川総合水防演習に参加	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・関係機関が連携した水防実働訓練等の検討する。 引き続き検討	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	②実施中	・毎年防災訓練を実施 【R1.9.22】防災訓練時に水防工法訓練を実施。	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・市総合防災訓練時に、洪水を想定した連絡体制や水防訓練を実施 今後検討	引き続き毎年実施 H29年度から検討	③未実施

（様式1-取組一覧） 庄川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（素案）（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			富山市			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	Q,S	引き続き実施	・水防団員の募集促進										・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	H29年度から検討	①実施済	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	①実施済	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	①実施済	・広報誌やホームページで水防協力団体の募集を行う。	引き続き実施	①実施済	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	①実施済	・他市町村の実施状況を参考に、市防災担当課と協議しながら対応を検討する。	引き続き毎年実施	⑤未実施
															HP掲載、ポスター掲示の実施	引き続き実施		消防団員優遇支援事業の実施、HP、SNSを活用した広報により新入団員の加入促進を図る。	引き続き実施		ホームページ等で消防団員の募集を行っている。	引き続き実施		ホームページ等で消防団員の加入啓発を行っている。	引き続き実施		消防団サポート事業開始	引き続き毎年実施		今後検討	H29年度から検討	
		⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	・水防技術講習会に参加 【H28.9-11】第4回～第6回水防技術基礎講座に参加 【H29.9-10】第1回～第3回水防技術基礎講座に参加 【H30.9-11】第4回～第6回水防技術基礎講座に参加 【R1.9-11】第1回～第3回水防技術基礎講座に参加	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加 【H28年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】水防技術講習会に参加	引き続き実施 引き続き実施	①実施済							・水防技術講習会に参加 【H29.5.19】水防工法訓練参加 【H30.10.16】【H30.11.9】 【R1.10.11】【R1.11.14】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加 【H28.9.30】【H28.10.21】 【H29.9.29】【H29.10.13】 【R1.10.11】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加 【H29.5.19】【H30.5.18】 【H31.4.21】水防工法訓練参加した。	引き続き実施 引き続き毎年実施	①実施済	・水防技術講習会に参加 【R1.5.16】水防工法訓練参加	引き続き毎年実施 引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加 今後検討	引き続き実施 引き続き実施	③未実施
		⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	H28年度から検討	・復旧活動の拠点等配置計画の検討	・復旧活動の拠点等配置計画を検討 検討中	H28年度から検討 引き続き実施	②実施中	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【R1.6.14】和田川	H28年度から順次実施 引き続き実施	①実施済																					
		⑦ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	X	令和2年度から順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	（洪水調整機能強化に関する治水協定） （○協定対象ダム数：17基 ○協定者 ・富山河川国道（河川管理者） ・北陸農政局（ダム参画利水者） ・富山県（河川管理者、補助ダム管理者、ダム参画利水者） ・岐阜県（河川管理者） ・南砺市、砺波広域圏事務組合（ダム参画利水者） ・関西電力(株)（利水ダム管理者） ・電源開発(株)（利水ダム管理者） ※今後、実施要領、連絡体制、行程表等について調整を進める。）	（R2.5.29締結） （R2.5.29締結）	②実施中	洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施 ※実績は精査中	引き続き実施 引き続き実施	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力 検討中	順次実施 検討中	②実施中																					
		⑧河川管理の高度化（緊49）	N、O、P	令和2年度から順次実施	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。	・ドローンの事務所配備 ○ドローン2台（市販品）を事務所に配備 ※操作職員の養成が課題 ※ドローン担当窓口：防災課	R2.3 R2.3	①実施済	河川管理におけるドローン活用の検討	今後検討	②実施中																					
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																																
		⑨要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	M	H28年度から順次検討	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言を行う。 検討中	引き続き実施 引き続き実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・出前講座や説明会の開催 【H29.2.22】要配慮者利用施設管理者説明会の市町村への事前説明会の実施 【H29.4.9-11】要配慮者利用施設への説明会の実施予定 【H30.5.16】施設管理者向け説明会で説明（南砺市） 【H31.2.20】市町村担当者向け説明会を実施 【H31.3.26.27】施設管理者説明会で説明 【R1.5.27】施設管理者向け説明会で説明（南砺市） 【R1.7.3】出前講座等で説明（県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会） 【R1.9.5】市町村担当者向け説明会を実施 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【R1.6.21】和田川	H28年度から順次実施 引き続き実施	①実施済	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援 【H29.2-4】要配慮者利用施設管理者への資料作成し、管理者に説明した。	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	・避難確保計画作成に向けた周知啓発 HPにて計画策定の手引きを周知し、及び出前講座において説明を実施	H29年度から検討 引き続き実施	②実施中	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 ・家屋倒壊危険区域内の要配慮者施設へさらなる情報伝達ツールを検討する。 ・想定最大規模降雨での洪水ハザードマップ公表（R2.3.23）にあわせ、地域防災計画の要配慮者利用施設一覧を更新 ・今後、該当施設管理者に対して、計画作成に係る説明会を実施予定（R2年度）	H28年度から順次実施 H31.4～R2.3.23	②実施中	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。 【H30.2.9】対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定の必要性について説明し、各施設への働きかけを依頼。庁内の推進体制を確認した。 【H30.2.15】対象施設に避難確保計画策定等が義務化されたことを順次通知し、計画作成に必要な知識等についての資料提供を開始	H28年度から順次実施 引き続き実施	②実施中	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う。 【H30.4.11】計画規模の洪水ハザードマップの対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定について説明会を開催 【R1.8.4】H31.3洪水ハザードマップ見直しに伴い対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定について説明会を開催 48施設のうち47施設が計画策定済み	H28年度から順次実施 R1.6	②実施中	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 避難計画の有無を継続的に確認。	H28年度から順次実施 引き続き実施	②実施中	・浸水想定区域図等の公表を反映させたハザードマップ等を関係各施設に配布する。 ・施設管理者向け説明会を開催 【H30.5.16】説明会 更新前のハザードマップでの対象施設すべて計画策定済 【H31.5.27】ハザードマップの更新により追加対象となった22施設に対し説明会を実施した	H30実施予定 引き続き実施	②実施中
		⑩大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	H28年度から順次検討	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う。 市町村の要請に基づき、技術的な支援を行う。	引き続き実施 引き続き実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【R1.6.14】和田川	H28年度から順次実施 引き続き実施	①実施済				・ハザードマップによる浸水リスクの周知 ハザードマップ作成後、HPにて公開し、リスクについて周知する	H29年度から検討 【R2年度以降】	③未実施→着手	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。 洪水ハザードマップの改定作業に合わせ、検討中	H29年度から実施 H30.4～	②実施中				・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。 検討中	H28年度から順次実施 引き続き実施	②実施中						
		⑪早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）（緊36）	K	順次検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成・公表。　等	・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	検討中	③未実施	・氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木伐採・河道掘削を推進 ・堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を推進 ・樹木伐採・河道掘削 ※実績は精査中 ・堤防強化等 ※実績は精査中	H30～ R1～	②実施中				・国のガイドラインをホームページにて周知する。 今後検討	【R2年度以降】 【R2年度以降】	②実施中	・住民説明会等にあわせて、民間企業等へも参加を呼びかけ（説明会、避難訓練等） ・市総合防災訓練において、対象地区内の民間企業へも参加を呼びかけた	順次実施 R1.7～8	①実施済	・民間企業版BCPの策定支援のための方策を検討する ・先進事例の情報収集を行う	順次検討 引き続き実施	②実施中	R1.6締帝国データバンクが実施した調査結果において、策定率が15%の低調である。 市HPなどを活用し、計画策定の必要性などを情報提供	順次検討 通年	②実施中	手引きが公表されたら、周知。 県や各市町村の動きに準ずる。	順次検討 順次検討	②実施中			

（様式1-取組一覧） 庄川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	減災のための取組項目（素案）（概ね5年間）内容
2. ソフト対策の主な取組　④社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化					
	■救援・救助活動の効率化に関する取組				
		①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	G,U	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討支援
	■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施				
		①大規模水害を想定した庄川排水計画（案）の検討を実施	U,V	H28年度から検討	排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討
		②地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	V	H28年度から検討	・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討支援 ・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討
		③排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備、情報共有
		④関係機関が連携した排水実働訓練の実施	Y	順次実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加

北陸地整

事項	実施内容	時期	進捗
救援①	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	②実施中
	検討中	引き続き実施	
排水①	・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	①実施済
	【H29年度】排水ポンプ車の適切な配置計画及び排水シミュレーション検討を実施 【H29.7.31】 国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認	引き続き実施	
排水②	・地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討支援	H28年度から検討	③未実施
	検討中	引き続き実施	
排水③	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き毎年実施	①実施済
	【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H29.7.31】高岡市と危険箇所の合同点検を実施 【H29.8.2】射水市と危険箇所の合同点検を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き実施	
排水④	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施	①実施済
	【H29.4.21】定期訓練の実施 【H29.5.29】実働訓練の実施 【H30.4.26】定期訓練の実施 【H30.5.24】実働訓練の実施 【H30.6.2】高岡市主催の水防訓練へ参加	引き続き実施	

富山県

事項	実施内容	時期	進捗
救援①	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【R1.6.14】和田川	引き続き実施	
排水①	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	今後検討	①実施済
	検討中 【H29.7.31】 国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認	引き続き実施	
排水②			
排水③	・連絡体制の確認	引き続き実施	①実施済
	【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H30.4.25】水防連絡会にて確認	引き続き実施	
排水④	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施	①実施済
	【H28年度】北陸地整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11,11.14,12.10】水防技術講習会に参加	引き続き実施	

富山地方気象台

事項	実施内容	時期	進捗
救援①			
排水①			
排水②			
排水③			
排水④			

富山市

事項	実施内容	時期	進捗
救援①			
排水①	・排水ポンプ車の配置を再検討	H29年度から検討	②実施中
	状況に応じた配置に努める	引き続き実施	
排水②			
排水③	・出水期前に国・県など関係機関と連絡体制の情報共有を図る。	引き続き実施	①実施済
	【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H30.4.25】水防連絡会にて連絡体制を確認（国） 【H30.6.22】磯川水防情報伝達訓練を実施・連絡体制作成（市） 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認 国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き実施	
排水④	・水防訓練の実施	引き続き実施	①実施済
	【H28.5.28】神通川右岸にて水防訓練を実施 【H29.7.28】富山防災センターにて排水作業訓練を実施 【H29.5.27】常願寺川右岸にて水防訓練を実施 【H30.5.26】神通川右岸にて水防訓練を実施 【H30.7.25】富山防災センターにて排水作業訓練を実施 【R1.5.25】常願寺川左岸において、水防訓練を実施 【R1.6.28】富山防災センターにて排水作業訓練を実施	引き続き実施	

高岡市

事項	実施内容	時期	進捗
救援①	・受援計画を策定し、広域支援拠点等の配置等を検討する。	H28年度から検討	①実施済
	・富山[illegible]に参画[illegible]災害時[illegible]）を踏ま[illegible]画策定[illegible]を実施 （水害時の計画であるか確認）	引き続き実施 H30.4～	
排水①	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	①実施済
	【H29.7.31】 国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【H30】7月豪雨のため延期 【R1.7】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認		
排水②	・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画（案）の必要性を検討する。	H28年度から検討	③未実施
	検討中	引き続き実施 H30.4～	
排水③	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	①実施済
	【H29.5.12】【H30.4.20】 【H31.4.26】洪水対応演習にて実施 国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き実施	
排水④	・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次実施	①実施済
	【H29.6.3】水防訓練実施（長慶寺地先） 【H30.6.2】庄川左岸河川敷において、水防訓練を実施 【R1.5.18】庄川・小矢部川総合水防演習に参加	引き続き実施	

射水市

事項	実施内容	時期	進捗
救援①	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28年度から検討	②実施中
	検討中	引き続き実施	
排水①	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	①実施済
	【H29.7.31】 国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認	引き続き実施	
排水②			
排水③	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。	引き続き毎年実施	①実施済
	【H28.4.21】【H29.4.27】 【H30.4.25】【R1.6.6】水防連絡会で連絡体制の整備、情報の情報の共有化を実施 国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き実施	
排水④	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	①実施済
	【H28.12.21】富山河川国道事務所の災害対策車両訓練が行われた。 【R1.5.18】庄川・小矢部川総合水防演習に参加	引き続き実施	

砺波市

事項	実施内容	時期	進捗
救援①	・広域支援拠点等の配備計画を検討	H28年度から検討	②実施中
	検討中	引き続き実施	
排水①	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28年度から検討	②実施中
	検討中	引き続き実施	
排水②			
排水③	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き毎年実施	①実施済
	国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き実施	
排水④	・水防訓練と合同で訓練を検討	順次実施	②実施中
	検討中	引き続き実施	

小矢部市

事項	実施内容	時期	進捗
救援①	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28年度から検討	②実施中
	検討中	引き続き実施	
排水①	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	引き続き毎年実施	②実施中
	検討中	引き続き毎年実施	
排水②			
排水③	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	①実施済
	【R1.4】確認済 国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き実施	
排水④	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	②実施中
	検討中	引き続き実施	

南砺市

事項	実施内容	時期	進捗
救援①	・広域支援拠点等の配置計画の検討	H28年度から検討	②実施中
	検討中	引き続き実施	
排水①	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28年度から検討	②実施中
	検討中	引き続き実施	
排水②			
排水③	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制等を作成する。	引き続き毎年実施	①実施済
	国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き実施	
排水④	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	①実施済
	【H28.5.18】常願寺川右岸での、水防工法研修会に南砺市消防署へ参加依頼を要請 【R1.5.18】庄川・小矢部川総合水防演習に参加	引き続き実施	

（様式1-取組一覧） 小矢部川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）					北陸地整			富山県			富山地方気象台			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
1．ハード対策の主な取組																												
■洪水を河川内で安全に流す対策（緊41）																												
		①侵食・洗堀対策 ②浸透対策 パイピング対策 ③堤防整備	W	引き続き実施	・洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済																	
						小矢部川：2.2km実施済	引き続き実施		谷内川：護岸L=160m、橋梁下部工、取水堰下部工 小矢部川水系和田川：護岸L=50m 黒石川：護岸L=157m 横江宮川：護岸L=760m 坂又川：護岸L=40m 小矢部川：護岸L=12m、根継L=55m	引き続き実施																	
					・防災拠点等の整備の検討	・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施	②実施中																				
						・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施																					
		④本川と支川の合流部等の対策（緊42）	W	引き続き実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。				堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を推進	R1～	②実施中																
									※実績は精査中	R1～																		
		⑤多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	W	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。	・河道内の河道掘削・樹木伐採 【R2完了予定】	H30～R2	②実施中	氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木伐採や河道掘削等を推進 ・継続的な維持管理が可能な体制を検討。	H30～	②実施中																	
						◇改修（河道掘削・樹木伐採） ・渋江川：1.2k～1.8k ◆維持（樹木伐採） ・L1.8k～L21.8kで4箇所 ・R9.0k～R9.6k ・L14.0k～L22.0k2箇所 ・L22.0k～L22.4k予定	・H30 ・R1 ・R1～2 ・R2予定		※実績は精査中	H30～																
		⑥流木や土砂の影響への対策（緊44）	W	順次実施	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。				土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を推進	H30～	②実施中																
									※実績は精査中	H30～																		
		⑦土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	W	順次実施	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所（砂防）・約20河川（河川）において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。				土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所において、砂防堰堤等の整備を推進	H30～	②実施中																
									※実績は精査中	H30～																		
■危機管理型ハード対策																												
		⑧堤防天端の保護（緊26） ⑨堤防裏法尻の補強（緊26）	X	引き続き実施	・越水が発生した場合の危機管理型ハード対策の推進	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施	①実施済																				
						小矢部川：24.9km実施済	引き続き実施																					
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																												
		⑩新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O,R,T	H28年度から検討	・水防資材の確認・整備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済	水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済				・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	①実施済	・河川管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	H28年度から検討	①実施済	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討	①実施済	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28年度から検討	①実施済	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討	②実施中
						【H28.6.9】合同巡視時に実施 【H29.6.1】合同巡視時に実施 【H30.6.7】合同巡視時に実施 【R1.6.13】合同巡視時に実施 【R1.7.16】内水氾濫危険箇所合同調査 【R2.6.5】合同巡視時に実施	引き続き実施		【H28.6.9】合同巡視時に実施 【H29.6.27】高岡土木管内河川施設点検 【H29.5.19】砺波土木管内河川施設点検 【H29.5.29】小矢部土木管内河川施設点検 【H30.6.15】高岡土木管内河川施設点検 【H30.5.22】砺波土木管内河川施設点検 【H30.9.5】小矢部土木管内河川施設点検 【H31.4.17】小矢部土木管内河川施設点検 【R1.5.22】砺波土木管内河川施設点検	引き続き実施		【H29.6.1】【H30.6.7】【R1.6.13】合同巡視時に実施 出水期前に資機材配備状況を確認し不足する資材を補充	引き続き実施		【H28.6.9】【H29.6.1】【H30.6.7】【R1.6.13】合同巡視に参加し水防資材を確認した。	引き続き実施		【H28.6.9】【H29.6.1】【H30.6.7】【R1.6.13】合同巡視時に実施。	引き続き実施		【R1.6.13】合同巡視時に実施	引き続き実施		・出水期前後に水防倉庫の備蓄確認を実施	引き続き実施	
					・新技術を活用した資機材等の整備	・新技術（水のう等）を活用した資機材等の配備	H28年度から検討	②実施中	水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施	①実施済																
						検討中	引き続き実施		【H28.6.9】合同巡視時に実施 【H29.6.27】高岡土木管内河川施設点検 【H29.5.19】砺波土木管内河川施設点検 【H29.5.29】小矢部土木管内河川施設点検 【H30.6.15】高岡土木管内河川施設点検 【H30.5.22】砺波土木管内河川施設点検 【H30.9.5】小矢部土木管内河川施設点検 【R1.4.17】小矢部土木管内河川施設点検 【R1.5.22】砺波土木管内河川施設点検	引き続き実施																	
		⑪円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L,N	H28年度から順次整備	・簡易水位計、CCTVカメラの設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備	①実施済	・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	H28年度から順次整備	①実施済																
						【H31.1】危機管理型水位計9箇所設置	引き続き実施		【H29.3】河川監視カメラ10台設置 【H30.9】河川監視カメラ1台設置 【H30.10-H31.3】危機管理型水位計25箇所設置 【R2.3予定】河川監視カメラ3台設置	引き続き実施															

赤字：令和元年度の取組容、青字：緊急行動計画を踏まえた取組状況項目

下線追記：事務局が確認した実施内容の備考
（令和2年度以降の取組み予定はカッコ書き、実施中とした）

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）					北陸地整			富山県			富山地方気象台			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑫洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	I	引き続き実施	【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。（2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置）	・水位・流量観測所の無停電対策	H30までに実施済	①実施済	・ダム放流警報等の耐水化や改良等を実施 ・危機管理型水位計の設置	H30～ H29～	②実施中																			
						・全てのテレメータ観測所で実施済み	H30までに実施済		※実績は精査中	引き続き実施																			
		⑬応急的な退避場所の確保（緊28）	F	令和2年度から検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。				想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表及び市町村における検討を支援	H28から順次実施	②実施中				・避難場所の追加指定（民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保）	引き続き実施	①実施済	・水害時の緊急避難場所として、協定を締結し民間施設等を活用する。	引き続き実施	①実施済	・民間施設等を活用した緊急的な避難場所の確保（協定締結）	引き続き実施	①実施済	2階以上の施設を所有している民間企業に、災害時における避難所施設の提供に関する協定の締結を依頼する。	順次実施	②実施中			
									想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表 【H30.8.17】小矢部川ほか	引き続き実施					・指定緊急避難場所（洪水） 【R1年度】 2件追加	順次実施		【R1.11.21】水害時の緊急避難場所として、市内の2事業所と指定緊急避難場所に関する協定を締結した。	引き続き実施		・民間事業所との指定避難所の提供に関する協定締結（民間事業所社屋を避難所として指定） ・民間事業所と地区自主防災組織との避難所施設としての利用	R1.7 R1.11		該当施設検討中	順次実施				
		⑭市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	M	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。 【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	・自治体の対応状況を把握して関係者で共有（庁舎・災害拠点病院の機能確保）	引き続き実施	②実施中	施設に関する情報を収集し検討	今後検討	②実施中				本庁舎等の耐水化	引き続き実施	①実施済	・災害対策の拠点となる市庁舎等の耐水化を推進	平成28年度	①実施済	今後検討		①実施済	（非常用発電機の設置について、庁舎の耐震化に併せて実施予定。）	（令和6年度以降）	②実施中			
						検討中	検討中								・庁舎敷地内（浸水が見込まれる箇所付近）に土嚢を配備	R1.5		・市役所本庁舎については非常用電源、電気通信機器類、防災行政無線機器類などを高層階に設置	平成28年度		市役所本庁舎非常用電源設備整備	H30.3		（非常用発電機の設置について、庁舎の耐震化に併せて実施予定。）	（令和6年度以降）				
		⑮重要インフラの機能確保（緊47）	F	引き続き実施	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。				インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進	H30～	②実施中																	
									※実績は精査中	H30～																	
		⑯樋門等の施設の確実な運用体制の確保(緊48)	X	順次実施	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。	・樋門の無動力化を実施	順次実施	②実施中	樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等について検討	今後検討	③未実施																	
						【H30実施】 ・荒屋敷排水樋管、長慶寺第一排水樋管 【R1実施】 ・長江排水樋管 【R2予定】 ・二上第一排水樋管、二上第二排水樋管、木町第一排水樋管、二上新排水樋管	引き続き実施		※実績は精査中																	
2. ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組																												
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																												
		①小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施（緊20）及び地域防災力向上のための人材育成（緊24）	A,B,C	引き続き実施	・出前講座等の活用	・市の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	①実施済	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	①実施済	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	H29年度から検討	②実施中	・小中学校から要望があった場合、過去に生じた水害状況の写真パネルや資料提供を行う。また、出前講座の申込があれば対応する。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等で防災教育を実施する。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。	引き続き実施	②実施中	・小・中学校からの依頼があれば、防災教育全般として実施している。	引き続き実施	①実施済
						【H28.12.9】富山工業高校生に講義 【H30.10.16】支援校の小矢部市立東部小学校で出前講座による防災教育を支援	引き続き実施		検討中 （県管理河川、ダムにおいて小学校等に説明会を開催している。）	引き続き実施		【H28.12.9】高岡地区高校学校事務職員に出前講座（天気図等）実施 【H29・H30・R1】出前講座や見学会で小中学校への水防災の啓発を実施	引き続き実施		・小中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	順次実施する		小学校1校に水害状況の写真パネル等を貸し出しした。	引き続き実施		・各学校にて継続して実施 ・中校生からの要請により聞取り調査に協力 【R1.9.1】市総合防災訓練における少年消防クラブと防災士が連携した防災体験、見学コーナーの実施	引き続き実施		検討中	引き続き実施		・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	要請があれば引き続き実施	
		②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A,B,C	引き続き実施	・出前講座等の活用	・市の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	③未実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	①実施済	出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	①実施済	・出前講座の活用を積極的に働きかける。	引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施	引き続き実施	①実施済	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	①実施済	・自治会等から出前講座の要請があれば実施	引き続き実施	①実施済
						検討中	引き続き実施		検討中 （県管理河川、ダムにおいて小学校等に説明会を開催している。）	引き続き実施		【H28年度】高岡市、砺波市、小矢部市の要請により、自主防災組織を対象とした出前講座を実施。 【H29・H30・R1】出前講座や見学会で水防災の啓発を実施 【R1.11.15】防災気象講演会を実施	引き続き実施		自主防災会等を対象に、洪水をテーマとした出前講座を実施した （洪水）【H30年度53件】 （洪水）【R1年度30件】	要望に応じて順次実施		【H28.4-H31.3】風水害をテーマとした出前講座を3540地区で実施 【H31.4-R1.12】出前講座の実施（16回）	引き続き実施		【H30.2】16地区で実施 【H31.3】各種団体等49回実施 【R1.12】各種団体等54回実施	引き続き実施		出前講座等を2回実施・出前講座を実施 R1実績 5件 【R1.7.31】石動西部地区防災会40名 【R1.9.15】石動西部地区防災訓練180名 【R1.9.20】荒川地区住民（高齢者）50名 【R1.10.3】小矢部市介護保険事務所研修会25名 【R1.12.7】綾子自治会40名	引き続き実施		出前講座による説明会開催を市民にPR 【H30.10.21】井口婦人防火クラブで出前講座を実施 【R1.9.19】福光中部小学校で出前講座を実施 【R1.11.3】高屋自治会で出前講座を実施	引き続き実施	
		③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A,B,J	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	②実施中	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等（協議会で作成）	順次実施	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	②実施中	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 ・「防災マップ」の改定時に併せて、特集ページを作成する。 ・市広報誌への掲載を検討する。	順次実施	②実施中	・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。	順次実施	②実施中	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	順次実施	②実施中	・毎年6月広報で大雨による災害対策について特集している。	引き続き実施	②実施中	・国、県からの広報等を配布し管内への周知を図る。	順次実施	②実施中
						【H29.6】プッシュ型配信開始チラシの作成及び配布依頼	引き続き実施		検討中	引き続き実施		・気象情報等のチランの配布	引き続き実施		洪水ハザードマップの配布と合わせて、市広報誌に洪水に関する特集ページを掲載する予定。	R2.6		【H29.5】広報：避難情報・気象情報収集等に関する啓発 【H29.6 .H30.6】 CATV：風水害時の対策（備蓄・情報収集）に関する啓発 【R2.1】 CATV広報：防災意識啓発	引き続き実施		今後検討	H29年度から検討		【R1.6】広報に掲載済	引き続き実施		今後検討	引き続き実施	

（様式1-取組一覧） 小矢部川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）					北陸地整			富山県			富山地方気象台			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	H27年度から順次、毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H27年度から毎年実施	①実施済	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討	②実施中				・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	①実施済	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	①実施済	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	①実施済	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。	順次毎年実施	①実施済	・県と合同で毎年実施	順次毎年実施	③共実施
						【H28.6.9】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H29.6.1】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【H30.6.7】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 【R1.6.12】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施	引き続き実施		【H29.6.1】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を行った。 【H30.5.25】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を行った。 【H30.6.7】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を行った。	引き続き実施					【H29.6.1】【H30.6.7】【R1.6.13】沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施			【H29.6.1】【H30.6.7】【R1.6.13】合同巡視に出席し重要水防箇所の共同点検を実施	引き続き実施		【H28.6.9】【H29.6.1】【H30.6.7】【R1.6.13】合同巡視時に実施。	引き続き実施		【R1.6.13】合同巡視時に実施	引き続き毎年実施		今後検討	引き続き実施	
		⑤災害リスクの現地表示（緊19）	E,F,G,H	順次実施	・まるごとまちごとハザードマップへの情報提供	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	②実施中	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表	H28年度から順次実施	①実施済				・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	②実施中	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	②実施中	R3実施に向け、R2に関係機関、近隣自治体と標識（想定浸水深）の表示方法などを検討する。	R3実施予定	②実施中	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	②実施中	・市財政課・防災担当課と協議し、必要性の有無等について検討していく。	順次実施	②実施中
						検討中	引き続き実施		想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】小矢部川、山田川、旅川 【H30.11.21】岸渡川、子撫川、渋江川、横江宮川 【H31.3.29】千保川	引き続き実施					・整備に向けて他都市の事例を調査中。	R3年度から整備予定		ハザードマップ検討中	引き続き実施		ハザードマップ検討中	R1から検討中		ハザードマップ検討中	引き続き実施		ハザードマップ検討中	引き続き実施	
		⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携（緊22）	M	順次実施	・自助・共助の促進のための普及啓発。自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援				・自助・共助の促進のための普及啓発をするとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施	①実施済	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して避難訓練等を支援	引き続き実施	①実施済	・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	順次実施	①実施済	・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。	順次実施	①実施済	・住民の防災意識を高めるために研修会の実施や防災士による訓練指導等の実施	順次実施	①実施済	・地域の防災力向上を図るために研修会の実施や防災士による出前講座の実施	引き続き毎年実施	①実施済	・H28年3.29に防災士の有志により「防災こころ久隊」を設立した。当隊は、自主防災組織からの派遣要請に基づき、各種訓練に参加のうえアドバイスをすることで、自主防災組織の活性化につながっている。今後も積極的に隊の活動を推進していくことで、地域の防災力向上を図る。	順次実施	①実施済
									【H28年度】 自主防災組織の資機材整備や避難訓練等の支援を実施	引き続き実施	①実施済	継続して実施	引き続き実施		【H31.2.8-R1.5.22】自治会等を対象に、防災に係る出前講座を実施。（19件） 【R1年度】自主防災組織結成実績2件 【R1年度】自治会等を対象に、防災に係る出前講座を実施。（83件（全体）） 【R1.5.23】県西部6市と合同で、防災士育成事業を実施	・自主防災組織は適宜・出前講座は要望に応じ順次実施		・県が実施する防災活動リーダー育成研修について案内し参加を促す。 ・防災活動リーダーを担う人材として防災士の育成を支援。また射水市防災士連絡協議会の活動を支援 【H28.8.21】櫛田地区で市総合防災訓練実施 【H30.9.2】作道地区で富山県・射水市総合防災訓練実施 【H31.3】風水害時等の自主的な避難に関する、「市、施設管理者、住民」それぞれの役割分担やルールを明確化した「自主避難所開設・運営マニュアル」を作成	引き続き実施		【H30.9.2】想定最大規模を想定した「垂直避難訓練」の実施 【R1.9.1】防災士による避難所設営訓練を実施（3地区で実施） ・地区自主防災組織による避難訓練の実施（通年）	引き続き実施		【R1.9.22】総合防災訓練時に消防団と一緒に実施	引き続き実施		・防災講演会を実施 【H28.10.2】じょうはな座 ・防災フェアを開催 【H29.2.26】【H29.7.9】【H30.7.1】 【R1.8.30】ショッピングセンターア・ミュー ・防災訓練を実施 【H28.8.27】井波地域で市総合防災訓練実施 【H29.8.27】福野地域で市総合防災訓練実施 【H30.8.26】福光地域で市総合防災訓練実施 【R1.8.25】城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き実施	
									水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施	②実施中	要請による訓練への支援	引き続き毎年実施	②実施中	・市総合防災訓練等への積極的な参加促進 ・自発的な避難訓練の実施促進、呼びかけ	引き続き実施	①実施済	・避難訓練への地域住民の参加を促進する	引き続き実施	①実施済	・市総合防災訓練の実施 ・地区自主防災組織による水害訓練を実施	毎年8～10月に実施 通年	②実施中	市地域防災計画に基づき、市職員、防災関係機関、地域住民、民間企業等との連携のもと、避難訓練や水防訓練を含めた総合的な防災訓練を実施する。	毎年9月下旬	②実施中	市民、南砺市職員、消防等が参加する総合防災訓練を開催し、避難訓練や水防訓練を実施	時期を記載	②実施中
		⑦避難訓練への地域住民の参加促進（緊21）	M	順次実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。																									
									参加実績 【H28～R1】水防管理団体が実施する水防訓練 【H28～R1】北陸地整館内水防技術講習会	引き続き実施		【H29.9.30】富山県総合防災訓練 【H30.9.29】富山市防災訓練に参加	引き続き毎年実施		市総合防災訓練において、住民避難訓練を実施（地震、津波想定）R1.9.1	順次実施（出前講座等においても呼びかけ）		【R1.8.25】地震・風水害・土砂災害を想定し地域住民が参加した市総合防災訓練を水戸田地区にて実施	引き続き実施		・市総合防災訓練の実施 ・6地区の自主防災組織による水害訓練を実施	R2.9.27 通年		毎年、市地域防災計画に基づき、防災関係機関、地域住民、民間企業等との連携のもと、避難訓練や水防訓練を含めた総合的な防災訓練を実施している。	毎年9月下旬		市民、南砺市職員、消防等が参加する総合防災訓練を開催し、避難訓練や水防訓練を実施している。	毎年8月下旬	
		⑧住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	M	順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。	・みんなでタイムラインプロジェクトとやまの実施	R2～	②実施中	〔マイタイムライン作成に向けた市町村の取組を支援〕	〔R2～〕	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	③未実施	・マイタイムラインの作成促進 ・地区防災計画の作成促進	R1.6～	①実施済	・住民一人一人の避難計画の作成の検討	引き続き実施	③未実施	・砺波市マイ・タイムラインシートの作成・推進	R2.3	①実施済	マイタイムライン等の作成に関する出前講座を実施する。	順次実施	②実施中	マイタイムライン作成の住民講習会の開催を検討。	毎年8月上旬	③共実施
						（・富山防災センターに、市町村のハザードマップの閲覧とマイ・タイムラインを作成できる常設展示コーナー開設）	（R2．4～）					検討中	検討中		・マイタイムライン関連 【R1.9.8】環境自治会出前講座 【R1.11.15】四日市市議会行政視察対応 【R2.1.14】中田中学校防災教育 【R2.2.18】戸出地区出前講座	引き続き実施		・先進地の情報収集を実施	引き続き実施		・行政出前講座の実施	通年		令和元年度より市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施している。 R1.8.4津沢地区住民等70名 R1.11.4東部地区住民40名	R1.8～		※既に実施している取組があれば内容を記載	時期を記載	
2．ソフト対策の主な取組　②迅速かつ確実な避難行動のための取組																												
■情報伝達、避難計画等に関する事項																												
		①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	I，J，K，L，L2	順次実施	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	②実施中	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施 ②また、Lアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供 ・河川情報システムの改良携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き検討	①実施済	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施	順次整備	①実施済	・高岡市防災情報メールについて、更なる普及のため周知・広報を実施する。また、エリアメール、CATVの七夕放送、コミュニティFMの割り込み放送を活用する。	引き続き実施	②実施中	・防災行政無線を整備し屋外拡声子局を56局（親局を含む）から113局に増やし、一斉放送による音達エリアを拡充する。また、放送内容と同じものをエリアメールや登録制のメール配信、CATVの七夕放送、コミュニティFMの割り込み放送で配信するシステムを整備する。	整備済	①実施済	・登録制である砺波市緊急メールについて、更なる普及のため市民に周知及び広報を行う。	順次整備	①実施済	・防災・緊急メールの更なる普及に向けPRしていく、またエリアメールCATVの文字放送を活用する。	H28年度から実施	①実施済	・携帯電話及びパソコンのメールを利用した緊急メールの登録について、更なる普及を目指しLPRしていく。 ・既存の防災行政無線をデジタル化するとともに、難聴エリア解消にむけて屋外拡声子局の増設も行う。 ・新たな情報発信ツールを整備していく（防災アプリの開発）。	順次実施	①実施済
						・【H28.3】よりスマートフォン向け機能を追加し、運用開始 【H29.5.22】プッシュ型による緊急速報メールの配信開始 【H29.10.12】台風21号出水に伴い緊急速報メールを配信	引き続き実施		【H28.8.1】新たな富山県総合防災システムの運用開始。 【H30.2.15】河川情報システムの更新 【H30.6.1】河川監視カメラ画像の一般公開開始 【H31.5.31】危機管理型水位計の水位情報提供開始	引き続き実施		【H29.3】「はん濫」→「氾濫」へ情報文、電文の変更を実施した。 【R1.12.24】「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始。 ・大雨が予想された場合、関係機関に情報伝達を実施	引き続き実施		市防災情報メールについて、市HPで周知するとともに、出前講座等の際に登録を呼びかけた。 また、携帯電話会社の店頭にチラシを配備し、登録呼びかけを強化した。 情報伝達手段の整備（システムの再構築）については、現在検討中。	〔順次R2.2～4〕		【H28.9.26】運用開始	整備済		【H29.5～】プッシュ型配信実施済 ・出前講座等の機会を利用し砺波市緊急メールの登録周知を実施	引き続き実施		Yahoo防災情報での「自治体からの緊急情報」提供開始	引き続き実施		・運用開始済	整備済	
						・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	①実施済	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	①実施済	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	順次実施	①実施済	・作成済みタイムラインの改善を実施、洪水対応マニュアルの見直しを実施する。	引き続き実施	①実施済	・新たな浸水想定に基づき、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルの見直すなど、タイムラインを意識した避難対策となるよう改善を図る。	順次整備	①実施済	・防災行動計画（タイムライン）は策定済　河川管理者及び関係機関と連携して改善等を図る。	引き続き実施	①実施済	作成済みタイムラインの改善を実施する。	H28年度から実施	①実施済	・防災計画のタイムライン策定時期と合わせ水防計画において策定する。	順次実施	①実施済

（様式1－取組一覧） 小矢部川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）					北陸地整			富山県			富山地方気象台			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		②各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	E	順次実施	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供	【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）を開催 【H30.5.15】第2回検討会を開催 【H30.6.27】第3回検討会を開催 【H31.3.27】第4回検討会を開催 【R1.12.12】第5回検討会を開催	引き続き実施		【H31.2.20】市町村担当者向け説明会を実施 【R1.9.5】市町村担当者向け説明会を実施 【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）を開催 【H30.5.15】第2回検討会を開催 【H30.6.27】第3回検討会を開催 【H31.3.27】第4回検討会を開催 【R1.12.12】第5回検討会を開催	引き続き実施		・大雨災害後、市町村と振り返りを実施 【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）を開催 【H30.5.15】第2回検討会を開催 【H30.6.27】第3回検討会を開催 【H31.3.27】第4回検討会を開催 【R1.12.12】第5回検討会を開催	引き続き実施		検討中 【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	H30.4～		検討中 【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	引き続き実施		検討中 【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	実施済		改善済 【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	実施済		小矢部川を対象としたタイムラインを作成中 【H30.3.20】庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会（仮称）に参加 【H30.5.15】第2回検討会に参加 【H30.6.27】第3回検討会に参加 【H31.3.27】第4回検討会に参加 【R1.12.12】第5回検討会に参加	引き続き実施	
		③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表） 適切な土地利用の促進（緊52）	F,G,H	H29年度から実施	・洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表	・小矢部川及び渋江川の洪水浸水想定区域図の策定・公表に向けての検討 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の氾濫シミュレーションの公表	H29年度から実施	①実施済	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	H29年度から順次実施	①実施済				洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表について検討する	【R2.4～】	⑤未着手	・洪水ハザードマップを更新し、浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を周知する。」	【R2.5】	②実施中	【建築基準法第39条及び第40条による水害が高い区域について災害危険区域の指定】	【R2年度から検討】	②実施中	洪水ハザードマップに掲載し公表する。	H30年度策定、R1.6全戸配布	①実施済			⑤未着手
						【H29.4.17】洪水浸水想定区域図の策定・公表 家屋倒壊等氾濫想定区域図の作成・提供 【H30.6】想定最大規模による氾濫シュミレーションを公表（浸水ナビ）	実施済		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】小矢部川、山田川、旅川 【H30.11.21】岸渡川、子撫川、渋江川、横江宮川 【H31.3.29】千俣川 【R1.6.14】祖父川	引き続き実施					検討中			・洪水ハザードマップを更新し、市内全戸に配布して市HPで公表する。」	【R2.5公表予定】			年通		洪水ハザードマップに掲載し公表した。	H30年度策定、R1.6全戸配布		南砺市洪水ハザードマップにて早期の立ち退き避難が必要な区域を公表済。	R1.5	
		④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F,G,H,M	H29年度から実施	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H29年度から実施	①実施済	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	H29年度から順次実施	①実施済				・家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・広域避難のほかに垂直避難等柔軟な避難方法検討する。	H28年度から順次実施	②実施中	・家屋倒壊区域等を踏まえ立ち退き避難が必要なエリアを検証し、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルを見直す。	H29年度から順次実施	②実施中	・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等により、早期立ち退き避難が必要な区域を検討した。	H30年度実施	①実施済	・最短到達時間によっては垂直避難をすることも考慮し検討	H29年度から順次実施	②実施中	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	H28年度から順次実施	①実施済
						【H29.4.17】浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域を公表	実施済		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】小矢部川、山田川、旅川 【H30.11.21】岸渡川、子撫川、渋江川、横江宮川 【H31.3.29】千俣川 【R1.6.14】祖父川	引き続き実施					洪水ハザードマップの改定作業に合わせ、検討中	H30.4～		指定緊急避難場所施設の想定最大規模における浸水深を検証	引き続き実施		【H31.4.25】広報誌、市ホームページで公表	R1年度実施		検討中	引き続き実施		洪水ハザードマップに表示	H31.4	
		⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	F,G	H29年度から順次実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済				・県西部6市と連携し、広域避難計画を検討する。	H28年度から順次実施	②実施中	・参加市・町で連携し広域避難に関する検討を行う。	H28年度から順次実施	②実施中	・国、県、関係市町村と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。 ・国、県、関係市町村と連携し、想定最大規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。	H28年度から順次実施	①実施済	・県、関係市と連携し検討	平成29年度から順次実施	②実施中	・広域避難の現実性について、隣接市とも協議しながら検討していく。	H28年度から順次実施	①実施済
						検討中	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】小矢部川、山田川、旅川 【H30.11.21】岸渡川、子撫川、渋江川、横江宮川 【H31.3.29】千俣川 【R01.6.14】祖父川	引き続き実施					検討中	H30.4～		検討中	引き続き実施		未実施 ハザードマップにおいて広域避難計画を策定していない	次回見直し時に検討		検討中	引き続き実施		ハザードマップにおいて広域避難計画を策定していない		
		⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	E,F,G,H	H29年度から順次実施	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H29年度から実施	①実施済	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H29年度から順次実施	①実施済	「危険度分布」にハザードマップを重ね合わせ	順次実施	②実施中	・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H29年度から順次実施	②実施中	・洪水ハザードマップの見直しを検討する。	H29年度から順次実施	②実施中	・洪水ハザードマップの見直しを行い、全戸配布した。	H30年度実施	①実施済	・H30年度末に洪水ハザードマップを更新	平成29年度から順次実施	②実施中	・洪水ハザードマップの見直しを検討する。	H30実施予定	①実施済
						【H30.8.28】洪水ハザードマップに関する説明会を開催 【R1.8.25】防災イベント会場にて小矢部市と合同でハザードマップ及びマイタイムラインを説明・配布	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】小矢部川、山田川、旅川 【H30.11.21】岸渡川、子撫川、渋江川、横江宮川 【H31.3.29】千俣川 【R1.6.14】祖父川	引き続き実施		【R1.12.24】「危険度分布」にハザードマップを重ね合わせを開始。	引き続き実施		・想定し得る最大の降雨による洪水浸水を反映した洪水ハザードマップ作成（R2.3公表済み予定）	H30.4～		【H31.4.25】広報誌、市ホームページで公表	R1年度実施		浸水想定区域のデータを受取済	引き続き実施		【H31.4】新たな洪水ハザードマップを策定を公表	H31.4	
		⑦水位予測の検討及び精度の向上	D	H28年度から検討	・水位予測の精度向上の検討・システム改良	・水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	引き続き実施	②実施中																				
						・引き続き精度向上について検討	引き続き実施																					
		⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	H29年度から実施	・新しい防災気象情報を気象庁HPで提供							・「危険度を色分けした時系列」と「警報級の可能性」の提供 ・洪水警報の危険度分布の提供	H29年度	①実施済																
												【H29.5.17】「危険度を色分けした時系列」と「警報級の可能性」の提供を開始。 【H29.7.4】「危険度分布」の提供を開始。 【R1.12.24】「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始。	引き続き実施																	
		⑨水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進（緊5）	C	令和2年度から検討	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。				水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	⑧未実施																		

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		⑩住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有(緊6)	L1	令和2年度から順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	・メディア説明会を開催 ・防災情報の提供に関するメディア説明会を開催	R2～ （R2.7予定）	②実施中	点検会議等への参画について検討	R2～	③未実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力 検討中	順次実施 検討中	③未実施															
		⑪洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊8)	L、L1	順次実施	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	・気象台との合同会見 ※地整と事務所との役割分担、事務所と気象台での合同会見実施の有無等について調整が必要。	今後検討	③未実施																				
		⑫防災施設の機能に関する情報提供の充実(緊9)	L1	令和元年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。				洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供の実施 全ダムで通知の内容を見直し	R1～ R1	①実施済	関係機関と連携して効果的な対応に協力 検討中	順次実施 検討中	②実施中														
		⑬ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	L2	令和元年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。				ダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善について検討 検討中	R1～ R1	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力 検討中	順次実施 検討中	②実施中														
		⑭浸水実績等の周知（緊17）	C	令和2年度から順次実施	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。				〔必要に応じて全国の取組事例を市町村へ提供〕	〔R2～〕	③未実施				〔周知方法について、検討〕 検討中	〔R2.4～〕	③未実施	〔・浸水実績等を市民に広く周知する〕 〔・新たな洪水ハザードマップに過去の災害実績を記載し、広く市民に周知を図る〕	〔R2.5〕 〔R2.5市内全戸に配布予定〕	①実施済	〔河川管理者などからの浸水実績に基づき報告〕	〔令和2年度から順次実施〕 毎年年度末	③未実施	毎年、市水防連絡協議会の場において前年度の水害等の被害情報を共有する R1年度　R1.7.1開催	毎年6月下旬～7月上旬頃 毎年6月下旬～7月上旬頃	①実施済	南砺市洪水ハザードマップにて南砺市内の過去の浸水被害について紹介する。 南砺市洪水ハザードマップにて南砺市内の過去の浸水被害について紹介している。	R1.5 R1.5	②実施中
		⑮市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	M	引き続き順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	③未実施	市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	③未実施				・市と県、関係機関や相互応援協定都市等との非常通信手段の多重化 ・通信訓練等による体制確認 ・年度当初に衛星回線等の連絡先や担当者に変更がないかを確認している	引き続き実施 H31.4	①実施済	・洪水時における市内の公共施設などへの情報伝達体制の検討を行う。 ・先進事例の情報収集を行う	引き続き実施 引き続き実施	①実施済	今後検討 移動系防災行政無線の整備	 H26	①実施済	市内に災害拠点病院がないため検討はしていない。 県の動きに準ずる。	検討中 検討中	②実施中			
2. ソフト対策の主な取組　③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																													
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																													
		①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施する。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・情報伝達訓練の実施 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・情報伝達訓練等への支援 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・首長が参加する本部運営訓練、市職員の参集訓練を実施する。 ・消防団への連絡体制の強化として、災害メール、携帯無線、消防団幹部への電話連絡などを実施する。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者が行う水防訓練において、市長も参加する。 【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・洪水時に併せて、訓練できないか検討し、実施に向けて取組む。 今後検討	引き続き毎年実施 H29年度から検討	②実施中
		②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施（緊30）	N,O,P	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施 【H28.6.9】合同巡視を実施 【H29.6.1】合同巡視を実施 【H30.6.7】合同巡視を実施 【R1.6.13】合同巡視を実施 【R2.6.5】合同巡視を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・重要水防箇所等の合同巡視を実施 【H28.6.9】合同巡視に参加 【H29.6.1】合同巡視に参加 【H30.6.7】合同巡視に参加 【R1.6.13】合同巡視を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる。 【H28.6.9】合同巡視に参加 【H29.6.1】合同巡視に参加 【H30.6.7】合同巡視に参加 【H30.6.13】合同巡視に参加	引き続き毎年実施 引き続き実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。 【H28.6.9】合同巡視に参加 【H29.6.1】合同巡視に参加 【H30.6.7】合同巡視に参加 【H30.6.13】合同巡視に参加	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。 【H28.6.9】合同巡視に参加 【H29.6.1】合同巡視に参加 【H30.6.7】合同巡視に参加 【H30.6.13】合同巡視に参加	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を行う。 【H28.6.9】合同巡視に参加 【H29.6.1】合同巡視に参加 【H30.6.7】合同巡視に参加 【H30.6.13】合同巡視に参加	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。 【H28.6.9】合同巡視に参加 【H29.6.1】合同巡視に参加 【H30.6.7】合同巡視に参加 【H30.6.13】合同巡視に参加	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。 今後検討	引き続き毎年実施 H29年度から検討	③未実施
		③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	R,S	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。 【H29.5.19】水防連絡会主催の水防工法研修会を実施 【H29.6.3】高岡市主催の水防訓練へ参加 【H30.5.18】水防連絡会主催で水防工法研修会を実施	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。 【H28.8.27】県総合防災訓練を実施（砺波市、小矢部市、南砺市） 【H28年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】 水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・要請による訓練への支援 要請のあった県、市町村の防災訓練参加	引き続き毎年実施 引き続き実施	①実施済	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている実働水防訓練の内容を検討する。 【H29.5.19】水防工法訓練参加 【H29.6.3】水防訓練実施（長慶寺地先）	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・出水期前にポンプ車の運転訓練を実施し、防災訓練で水防実働訓練を検討する。 【H28.6.10】【H29.6.20】【R1.6.21】 射水市の排水ポンプ車運転講習会を行った。 【H28.9.30】【H28.10.21】 【H29.9.29】【H29.10.13】 【R1.10.11】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。	引き続き毎年実施 引き続き実施	①実施済	・関係機関が連携した水防実働訓練等の検討する。 今後検討	引き続き毎年実施 H29年度から検討	③未実施	・毎年防災訓練を実施 【R1.9.22】総合防災訓練時に水防工法訓練を実施。	引き続き毎年実施 引き続き毎年実施	①実施済	・市総合防災訓練時に、洪水を想定した連絡体制や水防訓練を実施 今後検討	引き続き毎年実施 H29年度から検討	③未実施

（様式1-取組一覧） 小矢部川取組状況確認様式

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）						北陸地整			富山県			富山地方気象台			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
		④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	Q,S	引き続き実施	水防団員の募集促進										・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	①実施済	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	①実施済	・広報誌やホームページで水防協力団体の募集を行う。	引き続き実施	①実施済	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	①実施済	・他市町村の実施状況を参考に、市防災担当課と協議しながら対応を検討する。	引き続き毎年実施	③未実施
															消防団員優遇支援事業の実施、HP、SNSを活用した広報により新入団員の加入促進を図る。	引き続き実施		ホームページ等で消防団員の募集を行っている。	引き続き実施		ホームページ等で消防団員の加入啓発を行っている。	引き続き実施		消防団サポート事業開始	引き続き実施		今後検討	H29年度から検討	
		⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済				・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	①実施済	・水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施	②実施中	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	③未実施
						【H28.9-11】第4回～第6回水防技術基礎講座に参加 【H29.9-10】第1回～第3回水防技術基礎講座に参加 【H30.9-11】第4回～第6回水防技術基礎講座に参加 【R1.9-11】第1回～第3回水防技術基礎講座に参加	引き続き実施		【H28年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】 水防技術講習会に参加	引き続き実施					【H30.10.16】【H30.11.9】 【R1.10.11】【R1.11.14】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。			【H28.9.30】【H28.10.21】 【H29.9.29】【H29.10.19】 【R1.10.11】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。	引き続き実施		【H29.5.19】【H30.5.18】【H31.4.21】水防工法訓練参加した。	引き続き毎年実施		検討中	引き続き実施		今後検討	引き続き実施	
		⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	H29年度から検討	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討	②実施中	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済																		
						・検討中	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】小矢部川、山田川、旅川 【H30.11.21】岸渡川、子撫川、渋江川、横江宮川 【H31.3.29】千保川 【R1.6.14】祖父川	引き続き実施																		
		⑦大規模水害を想定した小矢部川排水計画（案）の検討を実施	V,U	H28年度から検討	排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	①実施済	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	今後検討	①実施済				・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	①実施済	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	①実施済	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28年度から検討	②実施中	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	引き続き毎年実施	②実施中	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28年度から検討	②実施中
						【H29年度】排水ポンプ車の適切な配置計画及び排水シミュレーション検討を実施 【H29.7.31】 国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認	引き続き実施		検討中 【H29.7.31】 国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認	引き続き実施					【H29.7.31】 国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【H30】7月豪雨のため延期 【R1.7】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認			【H29.7.31】 国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認 【R1.7】国、県、自治体と合同で排水ポンプ車設置箇所の現地確認			検討中	引き続き実施		検討中	引き続き毎年実施		検討中	引き続き実施	
		⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	U	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に県・市・町と連携し連絡体制の整備、情報共有	・毎年、出水期前に県・市・町と連携し連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き毎年実施	①実施済	・連絡体制の確認	引き続き実施	①実施済				・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。	引き続き毎年実施	①実施済	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。	引き続き毎年実施	③未実施	・整備済であり、連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	①実施済	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制等を作成する。	引き続き毎年実施	①実施済
						【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.4.27】水防連絡会にて確認 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H29.7.6】小矢部市と危険箇所の合同点検を実施 【H29.7.31】高岡市と危険箇所の合同点検を実施 【H30.2.27】水防連絡会幹事会で確認 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H31.2.12】水防連絡会幹事会で確認 【H31.4.26】洪水対応演習を実施 【R1.5.18】総合水防演習を実施 【R1.6.6】水防連絡会総会で確認	引き続き毎年実施		【H28.4.21】水防連絡会にて確認 【H28.5.27】洪水対応演習を実施 【H29.5.12】洪水対応演習を実施 【H30.4.20】洪水対応演習を実施 【H30.4.25】水防連絡会にて確認	引き続き毎年実施					【H29.5.12】【H30.4.20】【H31.4.26】 洪水対応演習にて実施			【H28.4.21】【H29.4.27】【H30.4.25】 【R1.6.6】水防連絡会で連絡体制の整備、情報の共有化を実施	引き続き毎年実施		国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き毎年実施		【R1.4】確認済 国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き毎年実施		国土交通省と災害ホットライン連絡体制を確立	引き続き毎年実施	
		⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	X	順次実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施	①実施済	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施	①実施済				・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次実施	①実施済	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	①実施済	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	③未実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	②実施中	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	①実施済
						【H29.4.21】定期訓練の実施 【H29.5.29】実働訓練の実施 【H29.8.3】高岡市主催の水防訓練へ参加 【H30.4.26】定期訓練の実施 【H30.5.24】実働訓練の実施	引き続き実施		【H28年度】北陸地整整備局管内水防技術講習会への参加 【H30.10.16】水防技術講習会に参加 【R1.10.11、11.14、12.10】 水防技術講習会に参加	引き続き実施					【H29.6.3】水防訓練実施（長慶寺地先）	引き続き実施		【H28.9.30】【H28.10.21】 【H29.9.29】【H29.10.19】 【R1.10.11】北陸地方整備局の水防技術講習会に参加した。	引き続き実施		今後検討	H29年度から検討		検討中	引き続き実施		【R1.5.18】庄川・小矢部川総合水防演習に参加	H29年度から検討	
		⑩ダム等の洪水調節機能の向上・確保（緊46）	X	令和2年度から順次実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	・洪水調整機能強化に関する治水協定）	（R2.5.29締結）	②実施中	洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	引き続き実施	②実施中	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	②実施中																	
						○協定対象ダム数：6基 ○協定者 ・富山河川国道（河川管理者） ・北陸農政局（ダム参画利水者） ・富山県（河川管理者、補助ダム管理者、利水ダム管理者、ダム参画利水者） ・南砺市（ダム参画利水者） ※今後、実施要領、連絡体制、行程表等について調整を進める。	（R2.5.29締結）		※実績は精査中	引き続き実施		検討中	検討中																
		⑪河川管理の高度化（緊49）	N, O, P	令和2年度から順次実施	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。	・ドローンの事務所配備	R2.3	①実施済	河川管理におけるドローン活用の検討	今後検討	③未実施																	
						○ドローン2台（市販品）を事務所に配備 ※操作職員の養成が課題 ※ドローン担当窓口：防災課	R2.3																					

令和2年1月末現在

減災のための取組項目（概ね5年間）					北陸地整			富山県			富山地方気象台			高岡市			射水市			砺波市			小矢部市			南砺市		
項目	事項	内容	課題の対応	目標時期	内容	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗	実施内容	時期	進捗
	■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																											
		⑫要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	M	H28年度から順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の技術的な助言を行う。	引き続き実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・出前講座や説明会の開催	H28年度から順次実施	①実施済	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援	引き続き実施	②実施中	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 ・家屋倒壊危険区域内の要配慮者施設へさらなる情報伝達ツールを検討する。	H28年度から順次実施	②実施中	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	②実施中	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	②実施中	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	②実施中	・浸水想定区域図等の公表を反映させたハザードマップを関係各施設に配布する。	H30実施予定	②実施中
						検討中	引き続き実施		【H29.2.22】要配慮者利用施設管理者説明会の市町村への事前説明会の実施 【H29.4.9～11】要配慮者利用施設への説明会の実施 【H30.5.16】施設管理者向け説明会で説明（南砺市） 【H31.2.20】市町村担当者向け説明会を実施 【H31.3.26.27】施設管理者説明会で説明 【R1.5.27】施設管理者向け説明会で説明（南砺市） 【R1.7.3】出前講座等で説明（県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会） 【R1.9.5】市町村担当者向け説明会を実施 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】小矢部川、山田川、旅川 【H30.11.21】岸渡川、子撫川、渋江川、横江宮川 【H31.3.29】千保川 【R1.6.21】祖父川	引き続き実施		【H29.2~4】要配慮者利用施設管理者への資料作成し、管理者に説明した。	引き続き実施		・想定最大規模降雨での洪水ハザードマップ公表（R2.3.23）にあわせ、地域防災計画の要配慮者利用施設一覧を更新 ・今後、該当施設管理者に対して、計画作成に係る説明会を実施予定（R2年度）	H31.4～R2.3.23		【H30.2.9】対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定の必要性について説明し、各施設への働きかけを依頼。庁内の推進体制を確認した。 【H30.2.15】対象施設に避難確保計画策定等が義務化されたことを順次通知し、計画作成に必要な知識等についての資料提供を開始	引き続き実施		【H30.4.11】計画規模の洪水ハザードマップの対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定について説明会を開催 【R1.6.4】H31.3洪水ハザードマップ見直しに伴い対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定について説明会を開催 48施設のうち47施設が計画策定済み	R1.6		避難計画の有無を継続的に確認	引き続き実施		・施設管理者向け説明会を開催 【H30.5.16】説明会 更新前のハザードマップでの対象施設すべて計画策定済 【H31.5.27】ハザードマップの更新により追加対象となった22施設に対し説明会を実施した	引き続き実施	
		⑬大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	H28年度から順次実施	大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う。	引き続き実施	②実施中	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	H28年度から順次実施	①実施済				・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	②実施中				・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から順次実施	③未実施						
						市町村の要請に基づき、技術的な支援を行う。	引き続き実施		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表 【H30.8.17】小矢部川、山田川、旅川 【H30.11.21】岸渡川、子撫川、渋江川、横江宮川 【H31.3.29】千保川 【R1.6.14】祖父川	引き続き実施					洪水ハザードマップの改定作業に合わせ、検討中	H30.4～					今後検討	H29年度から検討							
		⑭早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）（緊36）	K	順次検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成・公表。　等	・民間企業の水害対応版BCP策定に対する支援として必要な河川情報の提供	検討中	③未実施	・氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木伐採・河道掘削を推進 ・堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を推進	時期を記載	②実施中				・住民説明会等にあわせて、民間企業等へも参加を呼びかけ（説明会、避難訓練等）	順次実施	①実施済	・民間企業版BCPの策定支援のための方策を検討する	引き続き実施	①実施済	R1.6神帝国データバンクが実施した調査結果において、策定率が15%の低調である。 市HPなどを活用し、計画策定の必要性などを情報提供	順次検討	②実施中	手引きが公表されたら、周知。	順次検討	②実施中			
									・樹木伐採・河道掘削 ※実績は精査中 ・堤防強化等 ※実績は精査中	H30～ R1～					・市総合防災訓練において、対象地区内の民間企業へも参加を呼びかけた	R1.7～8		・先進事例の情報収集を行う	引き続き実施			通年		県や各市町村の動きに準ずる。	順次検討				

（様式2-取組概要）　　北陸地方整備局

カテゴリ	洪水氾濫を未然に防ぐための対策（洪水を安全に流すためのハード対策）
内　　容	流下能力対策、侵食・洗掘対策、浸透・パイピング対策
実施主体	富山河川国道事務所

常願寺川、神通川、庄川、小矢部川において、浸透・侵食に対する安全性や流下能力を向上させる「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」を推進している。

・令和２年３月時点整備延長（対策不要区間含む）
①常願寺川　１．２ｋｍ
②神通川　６．８ｋｍ
③庄川　２．８ｋｍ
④小矢部川　２．０ｋｍ



富山市街地重点防御築堤事業の着手（神通川）


完成イメージ


起工式　R1.10.25

（様式2-取組概要）　　北陸地方整備局

カテゴリ	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 ～　防災・河川環境教育の充実に係る取組　～
内　　容	「みんなでタイムラインプロジェクト・とやま」の取組みに合わせ、広報コーナーを新設
実施主体	富山防災センター（北陸技術事務所富山出張所）、富山河川国道事務所、黒部河川事務所

豪雨等により河川の水位が上がってきた場合、各自がとるべき防災行動を時系列で整理し、とりまとめる「マイ・タイムライン」を多くの県民に知ってもらうことを目的とした、『みんなでタイムラインプロジェクト・とやま』の取組みを、令和2年4月より始動。

北陸技術事務所・富山出張所にだれでも利用できる学習コーナーを新設し、教材を使った「マイ・タイムライン」作成や、住んでいる場所が水害に見舞われたときの水深を調べる、などの体験ができる。

【取組み概要】
・場　所　：富山防災センター（北陸技術事務所富山出張所・防災ナビルーム）
・内　容　：①富山県内全15市町村の最新の洪水等ハザードマップを展示、自由に閲覧が可能
②教材「逃げキッド」を使った、マイ・タイムラインの作成体験　（※要 事前予約）


ハザードマップ展示コーナー　全景


市町村ハザードマップ展示状況

（様式2-取組概要）　　北陸地方整備局・立山町・舟橋村

カテゴリ	小中学校等における水災害教育を実施 ～　防災・河川環境教育の充実に係る取組　～
内　　容	教育委員会等と連携・協力して支援校を決定し、出前講座により防災教育を支援
実施主体	減災対策協議会の事務局および構成市町村

「命を守る」という観点に留意し、常願寺川沿川の支援校で水防災に係る出前講座を実施した。
・令和元年　９月２５日　舟橋村立舟橋小学校　５年生（３３名）　出前講座
・令和元年１０月３０日　立山町立利田小学校　５年生（４０名）　出前講座

【常願寺川で大雨が降るとどうなる】過去に常願寺川で発生した水害や「いのち」を守るための避難行動について学びました。

【舟橋小学校実施状況】





【利田小学校実施状況】





（様式2-取組概要）　　北陸地整・富山地方気象台・富山県・市町村

カテゴリ	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善
内　　容	各関係機関が参画した庄川・小矢部川タイムラインの策定
実施主体	富山河川国道事務所、富山県、富山地方気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市　他

庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会を開催し、検討に着手している。

【詳細】
・日　時：第４回 平成31年 3月27日（水）10:30～12:00　福岡防災センター２Ｆ会議室
第５回 令和元年12月12日（木）13:30～16:00
高岡市伏木コミュニティセンター３Ｆ会議室
・参加者：富山河川国道事務所、富山県、富山地方気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市ほか、計27機関が参加
・内　容：①タイムライン検討に向けた防災行動の検討
②タイムライン素案の防災行動の検討
③計画規模及び想定最大規模タイムライン（案）の意見照会　ほか



第４回（平成31年 3月27日）



第５回（令和元年12月12日）

（様式2-取組概要）

北陸地方整備局

カテゴリ	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
内　　容	洪水ハザードマップ・マイタイムラインに関する説明会の開催
実施主体	富山河川国道事務所・小矢部市

近年各地で甚大な洪水被害が発生していることから、住民に洪水ハザードマップを周知徹底を図るため、イベント会場の特設ブースで洪水ハザードマップ及びマイタイムラインに関する説明を一般の方を対象に実施した。

・日　時：令和元年　８月２４日（土）～２５日（日）
・場　所：クロスランドおやべ
・内　容：（１）洪水ハザードマップに関する説明
　　（２）マイタイムラインの活用について
　　（３）意見交換
・参加者：１００名にマイタイムラインシートを配布



小矢部市　洪水ハザードマップの説明状況



配布した「マイタイムライン」

（様式2-取組概要）

北陸地整・富山県・市町村

カテゴリ	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
内　　容	水防技術講習会に参加
実施主体	国土交通省北陸地方整備局

水防技術に関する専門技術の習得と組織の中核となって習得した技術を普及する職員の育成を目的に“水防技術基礎講座（第１回～第３回）”に参加した。

【詳細】　※カリキュラムは２年間で６講座

・開催日：（第１回）令和元年10月11日（金）、（第３回）令和元年11月14日（木）、
　　（第３回）令和元年12月10日（火）
・場　所：福岡防災センター及び小矢部川左岸19．6km付近
・内　容：①縄結び　②月の輪工　③シート張工　④積み土のう工　⑤木流し工　等
・参加機関：北陸地整、富山県、高岡市、砺波市、小矢部市　等
・６講座を受講された人は「水防技術伝え人」に登録



シート張工



積み土のう工



「水防技術伝え人」登録

（様式2-取組概要）

北陸地整・富山地方気象台・富山県・市町村

カテゴリ	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施
内　　容	重要水防箇所等の共同点検を実施
実施主体	富山河川国道事務所水防連絡会

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川において、関係水防機関や電力・鉄道会社、災害協定業者、地元住民の方々と合同で、洪水時に危険となる箇所や緊急資材倉庫の備蓄状況の確認を行い、水防活動に万全を期することを目的に行っている。

【詳細】

・日　時：令和　元年　６月　１２日（水）　９：００～１１：３０　常願寺川
　　１３：００～１６：００　神通川
　　令和　元年　６月　１３日（木）　９：００～１１：４０　庄川
　　１３：００～１６：３５　小矢部川
・内　容：重要水防箇所や緊急資材倉庫など４河川で計２５箇所の巡視を実施
・参加人数：常願寺川４５名、神通川４４名、庄川５４名　小矢部川５０名



6/12AM 常願寺川 45名参加
（富山市朝日地先）



6/12PM 神通川 44名参加
（富山市青島地先）



6/13AM 庄川 54名参加
（高岡市戸出徳一地先）



6/13PM 小矢部川 50名参加
（高岡市荒屋敷地先 第1号緊急資材倉庫）

（様式2-取組概要）

北陸地方整備局

カテゴリ	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報提供、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成
内　　容	排水ポンプ車の適切な配置計画などを定める排水作業準備計画を検討
実施主体	富山河川国道事務所

想定最大規模を対象とし、大規模氾濫減災協議会の取組方針並びに緊急行動計画に基づき、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成に係る、排水作業の準備計画に関する検討を進めている。

【詳細】

・実施河川：常願寺川
・検討内容：想定破堤点破堤時における河道水位・浸水状況変化の把握
　　排水シミュレーション結果を踏まえた排水手順・配置計画の検討

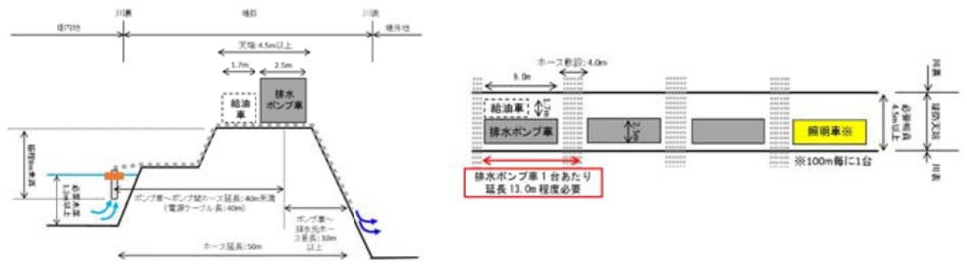

排水ポンプ車配置イメージ図

（様式2-取組概要）

北陸地方整備局

カテゴリ	関係機関が連携した排水実動訓練の実施
内　　容	内水氾濫危険箇所合同調査
実施主体	富山河川国道事務所、自治体、富山県

大雨による内水氾濫被害の軽減のため、これまで管内で発生した内水浸水被害実績箇所を国土交通省職員・排水ポンプ車（地域対応３台、広域対応４台）の出動要請者となる市職員、維持管理業者、専門防災エキスパートが合同で事前調査を実施した。

【詳細】

１．事務所所有の排水ポンプ車、照明車を使って定期訓練の実施

・実施日　：令和元年７月１０日（水）　庄川･小矢部川（射水市･高岡市）

・実施日　：令和元年７月１２日（金）　神通川（富山市）

・実施日　：令和元年７月１６日（水）　小矢部川（小矢部市）



支川から本川への排水箇所



ポンプ設置の窯場

（様式2-取組概要）

富山地方気象台･富山県

カテゴリ	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
内　　容	出前講座等の活用
実施主体	富山地方気象台

・水防災に係る出前講座を3回行った。

・自治体等防災関係機関や地域住民への防災気象情報の普及、災害に対する防災意識の啓発を目的に、富山県との共催で防災気象講演会を11月15日に行った。

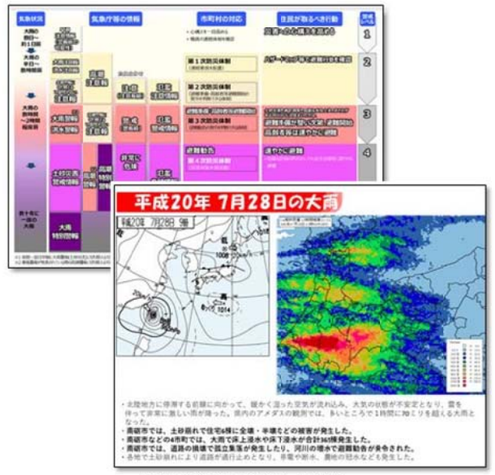

※出前講座の資料より抜粋



防災気象講演会の様子

（様式2-取組概要）

富山地方気象台･富山市･高岡市

カテゴリ	情報伝達、避難計画等に関する事項
内　　容	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善
実施主体	富山地方気象台

10月8日　高岡市の防災担当者と防災気象情報の理解を深めるために気象勉強会及び意見交換を実施した。

11月22日　富山市の防災担当者向けに気象防災ワークショップ（風水害編）を実施した。

高岡市の気象勉強会の概要



気象防災ワークショッププログラムの概要



写真：高岡市での気象勉強会及び意見交換の様子

（様式2-取組概要）

富山地方気象台

カテゴリ	情報伝達、避難計画等に関する取組（新しい防災気象情報を気象庁HPで提供）
内　　容	防災気象情報の改善
実施主体	富山地方気象台

大雨警報（浸水害）と洪水警報の基準について、「過去の災害を整理」、「大雨警報（浸水害）の危険度を求めるプログラムのパラメータの見直し」を行った。この結果、各市町村の大雨警報（浸水害）等の基準の変更はなかったが、洪水警報の基準の変更を5月29日に行った。

富山市の大雨警報（浸水害）等の基準と浸水害との対応

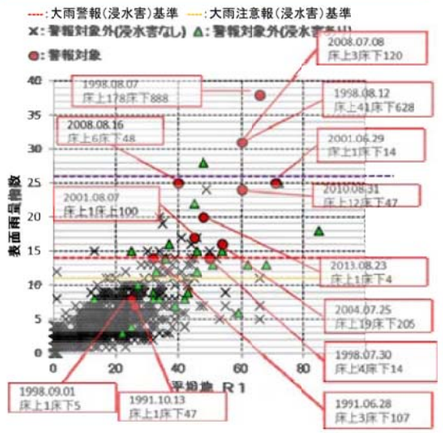

洪水警報の見直し

※赤文字で取り消し線を引いた項目を削除した。

市町村等	基準Ⅰ（洪水注意報基準）	
	流域雨量指数基準	複合基準*1
上市町	早月川流域=16.3，上市川流域=11.6，白岩川流域=13.6，大岩川流域=6.9	~~白岩川流域=（9，13.6）~~
魚津市	早月川流域=18.9，片貝川流域=14.4，鴨川流域=2.6，角川流域=11.5，布施川流域=8.9，大座川流域=4.6	~~早月川流域=（7，15.1），~~ ~~片貝川流域=（7，11.5）~~，鴨川流域=（5，2.6）
滑川市	早月川流域=18.9，上市川流域=13.9	早月川流域=（6，15.1），~~上市川流域=（6，11.1）~~

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（様式2-取組概要）　富山地方気象台

カテゴリ	情報伝達、避難計画等に関する取組（新しい防災気象情報を気象庁HPで提供）
内　　容	防災気象情報の改善
実施主体	富山地方気象台

12月24日　リアルタイムの大雨の危険度と併せ、自分が住んでいる場所の危険性も同時に確認できるよう、「危険度分布」とリスク情報を重ね合わせて表示できるように改善した。

洪水警報の危険度分布の表示例

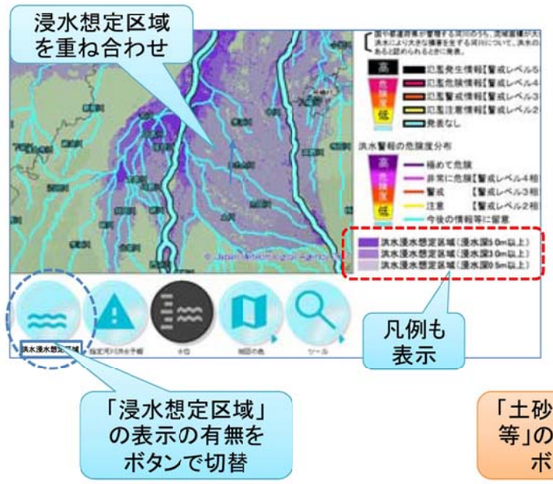

大雨警報（土砂災害）の危険度分布の表示例



（様式2-取組概要）　富山市

カテゴリ	令和元年度富山市水防訓練
内　　容	川倉工・シート張工等の水防工法、人命救助訓練、住民広報訓練等を実施
実施主体	富山市

地域住民の生命、身体、財産を水害から守るため、関係機関相互の協力体制強化と水防工法技術等の錬磨を図ることを目的に、水防訓練を実施しました。

【実施概要】

・日　時：令和元年5月25日（土）　8:00～9:00

・参加者：富山市、富山市消防局、富山河川国道事務所、富山土木センター、自主防災組織等

・内　容：①水防工法
②人命救助訓練（救命ボートによる救助）
③自主防災組織による改良積み土のう工法
④排水ポンプ車による内水排除訓練
⑤住民広報訓練
⑥災害対策車両等展示
⑦非常食配給



川倉工法



簀巻し工法



人命救助訓練

（様式2-取組概要）　富山市

カテゴリ	富山市職員向け気象防災ワークショップ
内　　容	防災気象情報に関する研修、災害対応グループワーク
実施主体	富山市

富山市職員が現在整備されている防災気象情報の種類や意味を理解し、避難勧告等の発令に関する検討・判断や、避難すべき住民に適切かつ確実な避難行動を促すための能力を身につけることを目的とし、富山地方気象台の協力を得て、気象防災ワークショップ（風水害編）を実施しました。

【実施概要】

・日　時：令和元年11月22日（金）　13:30～15:30

・参加者：富山市職員30名、富山地方気象台職員7名

・内　容：①防災気象情報に関する研修
②災害対応グループワーク
③講評



防災気象情報に関する研修



災害対応グループワーク

（様式2-取組概要）　富山市

カテゴリ	富山市排水ポンプ車運転作業訓練を実施
内　　容	富山市が所有する排水ポンプ車の作業手順等を確認
実施主体	富山市

富山市が所有する排水ポンプ車の迅速かつ適正な運用を図るため、排水業務委託先の排水ポンプ車の実働経験が少ない作業従事者を対象に、作業手順を確認する実働訓練を実施しました。

【実施概要】

・日　時：令和元年6月28日（金）　14:00～16:00

・参加者：富山市、富山市建設業協会 会員44社66名

・内　容：①排水ポンプ車設置場所等の講習
②排水ポンプ車運転作業手順の確認
③排水ポンプ車の試運転



設置場所等講習の様子



ポンプとホースの金具接続作業の様子



排水ポンプ車の試運転

（様式2-取組概要）

高岡市

カテゴリ	風水害に備えたマイ・タイムラインの活用促進
内　　容	マイ・タイムラインを活用した避難行動計画の作成支援
実施主体	高岡市

「いつ」、「誰が」、「なにをするか」に着目し、防災行動を整理したタイムラインは、災害時における地域や個人の行動をチェックするツールとして、大きな減災効果が期待できることから、令和元年６月に“高岡版マイ・タイムライン”を作成し、家庭・地域・学校等におけるマイタイムラインの利用促進に取り組んでいる

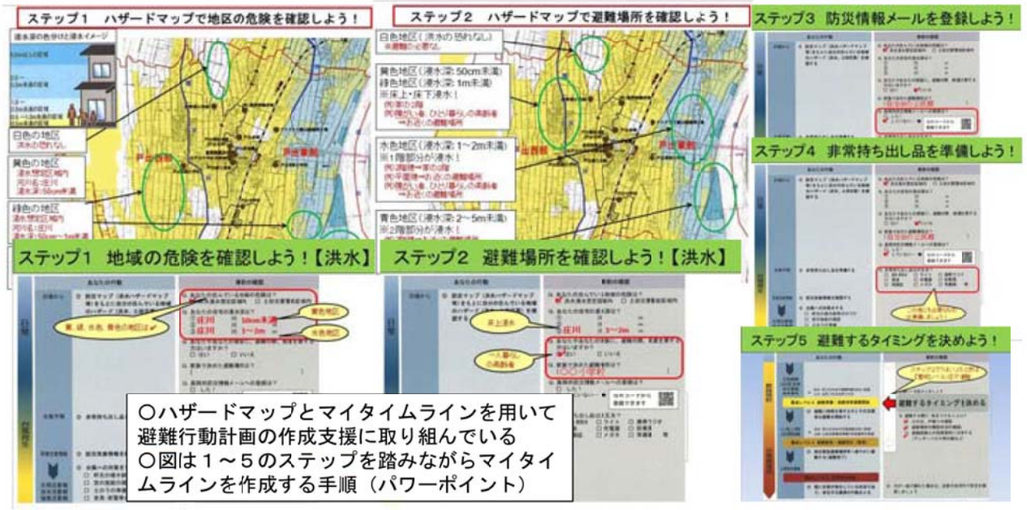

○ハザードマップとマイタイムラインを用いて避難行動計画の作成支援に取り組んでいる
○図は１～５のステップを踏みながらマイタイムラインを作成する手順（パワーポイント）

（様式2-取組概要）

高岡市

カテゴリ	毎年度、関係機関が連携した水防訓練を実施
内　　容	水防工法をはじめとしたタイムラインに基づく実践的な訓練を実施
実施主体	高岡市、富山県、国土交通省北陸地方整備局、富山河川国道事務所水防連絡会

水防技術の向上・伝承及び水防団の士気高揚を図るとともに、幅広い主体の参加による地域社会の防災知識の普及および防災意識の向上、庄川・小矢部川の氾濫特性及び想定最大規模の浸水想定区域を踏まえた、実践的なシナリオによる災害対処能力の更なる向上を図ることを目的とし、総合水防演習を実施しました。

【実施概要】

・日　時：令和元年5月18日（土）８時30分～11時20分

・参加者：全93団体（協賛、後援、協力、参加機関）



会場の様子



体験コーナー



住民避難訓練

（様式2-取組概要）

砺波市

カテゴリ	平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
内　　容	砺波市マイ・タイムラインシートの作成
実施主体	砺波市・砺波市防災士連絡協議会

【作成の目的】

台風や大雨等による被害が予想される場合に、あらかじめ住民一人ひとりがとる避難行動を時系列で記載して有事に備える「マイ・タイムラインシート」を新たに作成し、平時からの避難行動に関する意識を高めるとともに、早めの避難開始への取組みを強化する。

【作成者】

砺波市・砺波市防災士連絡協議会

・防災士の意見も取り入れ、行政と市民との協働で作成

【取組みの推進方法等】

・市内全戸に配布

・市ホームページに掲載し、いつでもシートがダウンロードできる。

・市総合防災訓練や行政出前講座等で活用するほか、各地区において実施される防災ワークショップや図上訓練等においても、防災士が講師となり取組みを推進



砺波市マイ・タイムラインシート

（様式2-取組概要）

砺波市

カテゴリ	平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
内　　容	少年消防クラブと防災士等が連携した防災体験、見学コーナーの実施
実施主体	砺波市

市総合総合防災訓練において、少年消防クラブ員と防災士等が連携し防災体験、見学コーナーを運営し、「見て学ぶ」「教えて学ぶ」体験を通じて防災意識の高揚が図られた。

【実施概要】

日　時：令和元年９月１日（日）９時から１１時まで

場　所：高波公園ほか

内　容：防災〇×クイズ、防災グッズ手作り体験、消火体験、煙中体験、応急手当体験



防災グッズ手作り体験



消火体験

（様式2-取組概要）

砺波市

カテゴリ	住民の防災意識を高めるため、洪水ハザードマップの見直し
内　　容	洪水ハザードマップ見直し・公表
実施主体	砺波市

平成２７年度の水防法改正に伴い、国や県が管理する河川について、「計画規模」から「想定し得る最大規模」の降雨に条件を拡大した洪水浸水想定区域図が公表されました。

当市では、洪水時における避難方法などを住民へ適切に周知するとともに、平常時からの防災意識の向上と被害軽減行動を促進すること目的として、平成２０年度に作成しました「砺波市洪水ハザードマップ」の見直しを行いました。

【マップの仕様】・構　成　両面印刷　表面：各地区版（小学校区）　裏面：市全体図
・サイズ　Ａ１版

【周知方法（平成３１年４月２５日）】・説明会　地区自主防災組織に対し説明会の開催
（それ以降、地区単位などの出前講座による説明）
・住　民　市広報誌と併せて全戸配布
・公　表　市ホームページ

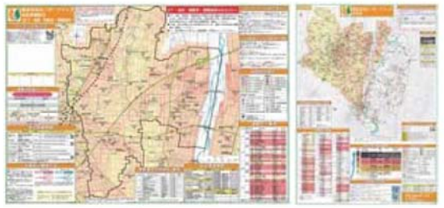

洪水ハザードマップ（左：表面、右：裏面）



説明会の様子

（様式2-取組概要）

砺波市

カテゴリ	避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備
内　　容	災害時における機能確保のための対策（庁舎非常用自家発電装置の整備　※浸水対策）
実施主体	砺波市

【整備の目的】

災害等の非常時に備え、災害対策本部等の設置が想定される、本庁舎への電力供給を目的とした非常用自家発電装置を設置するもの。

なお、ハザードマップの見直し（想定最大規模）に伴い、庁舎への浸水の恐れがあることから、非常用自家発電装置の基礎をかさ上げし、浸水対応を行ったもの。

【発電機仕様】
- 出　　力　　１５０KVA　１２０KW
- 稼働時間　　７２時間
- 燃　　料　　Ａ重油
- 燃料容量　　１，９５０リットル
  ※地上型

【浸水対策】
- 浸水想定が５０cm未満となっていることから、基礎高を６０cmかさ上げし、発電機を設置





砺波市役所非常用自家発電設備

（様式2-取組概要）

小矢部市

カテゴリ	広域的な避難計画等反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
内　　容	洪水ハザードマップの見直し・全戸配布
実施主体	小矢部市

平成27年の水防法改正に伴い、国土交通省と富山県は、管理する河川に関して「計画規模」から「想定し得る最大規模」の降雨（約1,000年に一度）に条件を拡大した「洪水浸水想定区域図」を公表しました。
小矢部市では、この「洪水浸水想定区域図」を反映させるため、平成31年３月に洪水ハザードマの見直しを行い、令和元年６月に全戸配付いたしました。

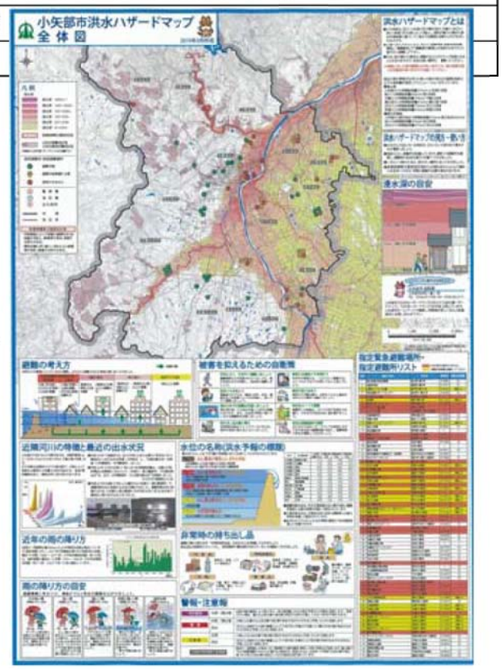

小矢部市洪水ハザードマップ全体図
（2019年３月作成）

（様式2-取組概要）

小矢部市

カテゴリ	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
内　　容	小矢部市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講習の実施
実施主体	小矢部市

小矢部市防災士連絡協議会による、洪水ハザードマップを活用したマイタイムラインの作成に関する出前講座を２回開催した。

【評細】

１回目
- 日　時：令和元年８月４日（日）
- 参加者：約70名（津沢地区住民及び関係者）

２回目
- 日　時：令和元年11月４日（月）
- 参加者：約40名（東部地区住民）





（様式2-取組概要）　小矢部市

カテゴリ	浸水実績等の周知
内　　容	小矢部市水防連絡協議会における浸水実績の確認･共有
実施主体	小矢部市

【目的】水防に関する情報を交換し、洪水時における迅速かつ的確な水防活動に資する
【詳細】
・毎年６月下旬から７月上旬に開催
・小矢部市管内の河川及びダム管理者、水防に関わる団体等と小矢部市が、前年度水害等の被害状況や各団体における水防活動状況等について情報を共有するもの。

（様式2-取組概要）　南砺市

カテゴリ	毎年、関係機関が連携した水防実施訓練等を実施
内　　容	防災思想の普及啓発を図る防災訓練
実施主体	南砺市

南砺市城端地域において、避難所が開設された場合を想定し、関係機関と連携して総合防災訓練を実施しました。
【詳細】
・日　時：令和元年８月２５日（日曜日）午前８：００～１２：００
・参加者：地域住民（城端地域）、消防団、消防署、市
・内　容：①住民避難活動・誘導訓練
②水防訓練
③避難所運営訓令（応急救護・炊き出しなど）



南砺市蓑谷地区　水防訓練（土のう製作）



避難所運営訓練（炊き出し）

（様式2-取組概要）　小矢部市

カテゴリ	毎年、関係機関が連携した水防実施訓練を実施
内　　容	防災計画等の円滑な運用及び防災思想の普及啓発を図る
実施主体	小矢部市

今年度は、小矢部市内の北蟹谷地区において、関係機関と連携し総合防災訓練を実施しました。
当日は、大雨洪水警報発令のなか震度６強の地震を観測、建物倒壊や火災のほか土砂崩れ、河川氾濫の危険性を想定し訓練を実施しました。
【評細】
・日　時：令和元年９月22日（日曜日）午前８時から午前10時まで
・参加者：約400人（自治会・地域住民、市職員、防災関係機関、他各種団体・企業）
・内　容：①集団避難・孤立集落避難訓練
②水防訓練（土のう積、シート張り工法）等



土のう積



シート張り工法

（様式2-取組概要）　南砺市

カテゴリ	浸水実績等の周知（緊17）
内　　容	南砺市内の過去の浸水被害について紹介
実施主体	南砺市

住民の防災意識を高め、避難行動の重要性を周知することを目的として、新たに作成した洪水ハザードマップにて過去の浸水被害の実例を紹介した。
【詳細】
・洪水発生の経緯について説明
・被害状況について説明
・災害写真
・地図上で発生個所を図示



過去の洪水被害の写真

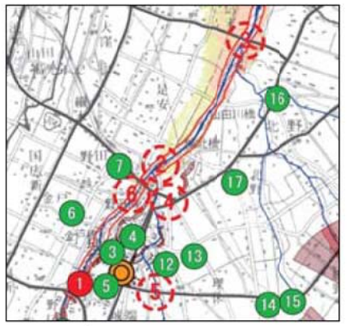

マップ上に発生個所を図示

（様式2-取組概要）

南砺市

カテゴリ	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）
内　　容	浸水を回避できる高さに発電機を設置
実施主体	南砺市

【目的】被災時に電子機器の故障等による庁舎機能の停止を避ける。
【詳細】
　庁舎統合に伴い、浸水範囲内にある庁舎別館の改修工事に際し、非常用発電機等を架台を用いて浸水深よりも高い位置に設置する等の対策を講じている。

※令和2年7月に庁舎統合予定のため、現状の写真なし

資料－５

赤：追加・変更箇所

県管理河川の減災に係る取組方針（案）

（上市川、白岩川、栃津川、大岩川、いたち川、土川、熊野川、坪野川、（神通川水系）山田川、下条川、和田川、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、渋江川、小矢部川、旅川及び（小矢部川水系）山田川）

令和２年６月　　日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

目　　次

１．はじめに ・・ Ｐ．１

２．本協議会の構成員 ・・・ Ｐ．２

３．本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１.はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

そのような中、平成28年8月の台風10号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で9名の死者が出る被害が発生するなど中小河川における甚大な被害発生を受け、県管理河川においても「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全国の河川において取組を推進していくことが必要との考えから、平成28年10月に国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」及び平成29年6月(平成29年12月修正)に公表された国土交通省「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」に基づく取組を推進していくこととなりました。

これらを踏まえ、県管理河川においても河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成28年4月に設立された「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、県管理河川を対象として盛り込み、名称も「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「本協議会」という。)と改めることを、平成29年5月2日に開催した第3回協議会において決定しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。また、水防法の改正に伴い法定協議会としてこれまで以上に効力が大きくなっています。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

２．本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参　加　機　関	構　成　員
富山市	市　　長
高岡市	市　　長
立山町	町　　長
舟橋村	村　　長
射水市	市　　長
砺波市	市　　長
小矢部市	市　　長
南砺市	市　　長
滑川市	市　　長
上市町	町　　長
富山県　土木部　河川課	課　　長
富山県　土木部　砂防課	課　　長
富山県　富山土木センター	所　　長
富山県　富山土木センター　立山土木事務所	所　　長
富山県　高岡土木センター	所　　長
富山県　高岡土木センター　小矢部土木事務所	所　　長
富山県　砺波土木センター	所　　長
富山地方気象台	台　　長
北陸地方整備局　富山河川国道河川事務所	所　　長
＜オブザーバー＞	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	
あいの風とやま鉄道(株)	
北陸電力(株)富山支店	
関西電力(株)水力事業本部 庄川水力センター	
電源開発(株)中部支店	
国土地理院　北陸地方測量部	
北陸地方整備局　立山砂防事務所	
北陸地方整備局　神通川水系砂防事務所	
北陸地方整備局　利賀ダム工事事務所	

３.本協議会地区を流れる水位周知河川の主な特徴と災害発生状況等

（１） 主な特徴

① 上市川

上市川は、早乙女岳（標高 2,025m）に源を発し、富山県東部の山間部を北流し、富山平野東部を流下して富山湾に注ぐ二級河川で、その流域は富山市、滑川市、上市町にまたがっている。

河川は急峻な山岳地帯を流れ下りわずかな平地を貫いて海に注ぐため、縦断勾配が急で、急流河川としての性格を持っている。また、流域は洪水が多く、土砂流出が多いため、平野への出口には扇状地が形成されている。

② 白岩川

白岩川は、大辻山（標高 1,361ｍ）に源を発し、山間地を流下後、支川と合流しながら、富山平野の田園地帯を北北西に流下し、その後水橋市街地を貫流して、富山市水橋西浜町、印田町地先で富山湾に注ぐ二級河川である。

上流域は森林地帯で、中下流域は水田となっており、河口部の一部が市街地となっている。

③ 栃津川

栃津川は、立山町の座主坊（標高 478m）に源を発し、常願寺川扇状地を流下しながら、途中の支川・用排水路と合流し、立山町を貫流後、上市町放士ヶ瀬地先で本川白岩川に合流する二級河川である。

平均河床勾配は 1/60 と急峻であり、流域のほとんどが水田となっており、下流域の一部は立山町市街地となっている。

④ 大岩川

大岩川は、高峰山（標高 957m）に源を発し、山間、段丘地を流下後、支川と合流しながら、上市川、白岩川に挟まれた白岩川扇状地を北西に流下し、その後、上市町稗田地先で、本川白岩川に合流する二級河川である。

平均河床勾配は 1/30 と非常に急峻であり、ほとんどが山地、段丘地であるが、下流域の一部に水田、住宅地がある。

⑤ いたち川

いたち川は富山市西番地先において、常願寺川左岸の城西合口用水から分水されて始まり、かんがい用水路としての役割を果たしながら水田地帯を流下し、支川を合流しながら、富山市の市街地を貫流して、神通川に合流する一級河川である。

いたち川は神通川と常願寺川によって形成された複合扇状地を流下しており、その地形勾配は南から北に向かって 1/200 程度で傾斜している。

⑥ 土川

土川の水源は常願寺川取水用水に始まり、下流域で水田地帯を屈流し、途中、数多くの排水を集水しながら北流し、富山市布瀬町地先において神通川に合流する一級河川である。

⑦ 熊野川（県管理区間）

熊野川は、西笠山を水源として、北西に向けて、支川を合流しながら、富山市布瀬町地先において神通川に合流している一級河川である。

常願寺川が形成した扇状地の最西端を流れている熊野川は、下流部には富山市街地を控えている。

⑧ 坪野川

坪野川は富山市婦中町成子地先に源を発し、富山市婦中町の市街地を流れる延長 2.3㎞ の一級河川である。近年、流域では住宅や商業施設等の開発が進んでいる。

⑨ 山田川（神通川水系）

山田川は西俣谷（標高 1,432m）に源を発し、百瀬川の名称で、渓川を合流しながら北流して、富山市山田村において、山田川と名前を変え、富山市婦中町羽根地先で井田川に合流する一級河川である。

⑩ 下条川

下条川は、富山市婦中町吉谷地先、標高170m前後の丘陵地帯の降水を集め、射水市野手地先より流路を形成し、水上谷、青井谷等の丘陵窪地を湾曲流下して、途中支川を合流しながら射水市橋下条地先より平野部に入り、射水市小杉の市街地を流下し、さらに射水平野を貫流して射水市片口地先で富山新港に流入している二級河川である。

⑪ 和田川

和田川は、一級河川庄川の支川で、砺波市と富山市山田村の境界(標高 240m)に源を発し、低山地、農村地帯を北に流れ、途中支川を合流し、射水市大門地先で庄川に注いでいる一級河川である。

⑫ 千保川

千保川は旧庄川町金屋の庄川左岸合口堰堤より取水された千保口用水にその源を発し、砺波・射水平野を貫流しながら、途中支川を合流し、高岡市北西部を経て、高岡市四屋地内で本川小矢部川に合流する一級河川小矢部川の右支川であり、流域全体が平野で占められている。

上流域は水田で占められているが、下流域には河道沿いに工場等が多く立地している。

⑬ 祖父川

祖父川は、旧庄川町金屋の庄川左岸合口堰堤より取水された舟戸口用水にその源を発し、砺波平野のほぼ中央部を貫流し、砺波市油田地内周辺で用排水路を集水しながら祖父川を形成し、途中支川と合流しながら高岡市内を北流後、高岡市長江地内で本川小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

⑭ 岸渡川

岸渡川は、旧庄川町金屋の庄川左岸合口堰堤より取水された若林用水にその源を発し、砺波市新富町地内の善如分水場で山王川用水路と、さらに砺波市林地内の新屋敷分水場で若林口用水と分流後、岸渡川となり、砺波市、小矢部市を貫流後、支川と合流しながら、旧福岡町市街地を流下し、高岡市上渡地内で小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

⑮ 子撫川

子撫川は富山・石川の県境をなす宝達山地に源を発し、丘陵山地を穿入蛇行し、砺波平野で小矢部川に合流する一級河川である。

指定区間は丘陵山地に位置し、谷底平野は発達していない。

⑯ 横江宮川

横江宮川は、庄川の合口ダムより取水される二万石用水や苗加用水や耕地から流入する排水を集めて小矢部川に合流する一級河川である。

砺波平野を流れるため、流域内の勾配は緩い。かつては流路が蛇行し、氾濫が多かったが、「県営礪波中部用排水改良事業」により直線的な平面形状に改修されている。また、流域内で圃場整備や都市化が進んでいる。

⑰ 渋江川（県管理区間）

渋江川はその源を医王山の北方 5km の山頂に発し、小矢部市末友地先で丘陵地を離れ、平野部を蛇行しつつ、支川を合流して、小矢部市綾子地先で小矢部川に合流する一級河川小矢部川の左支川である。

⑱ 小矢部川（県管理区間）

小矢部川は大門山（標高 1,572m）に源を発し、下流部において、砺波山田川を合流して砺波平野を北に向かって貫流している。

地形勾配は 1/60～1/100。平地は水田が多いが、旧福光町の市街地を貫流している。

⑲ 旅川

旅川は、大寺山（標高 919m）及び扇山（標高 1,033m）にその源を発し、千谷川の名称で山間部を流下し、途中支川と合流後、扇状地頂部を北流し、南砺市沖地内で、支川を合流後旅川と名前を変え、さらに支川や農業用水路の排水を集水しながら砺波平野を北西に貫流後、旧福野町市街地を経て、南砺市本江地先で本川小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

旅川の平地部の平均河床勾配は 1/50～1/300 と急峻であり、また河積も狭小である。流域において圃場整備等による排水路整備が行われている。

⑳ 山田川（小矢部川水系）

山田川は高落場山（標高 1,122m）及び小瀬峠（1,075m）にその源を発し、支川を合流しながら山間部を北流後、旧城端町中心部を貫流し、その後支川と合流しながら、砺波平野の田園地帯を北西に流下し、南砺市上川崎地先で、本川小矢部川に合流する、一級河川小矢部川の右支川である。

その河床勾配は平地部で 1/100～1/200、山間部で 1/40 と非常に急峻なため 20 数か所の床止工が設置されている。

これらの河川の特性を踏まえ、河川の特性が概ね同じと見なせる河川を一つのグループとして、グループ毎に取り組みを検討する。本協議会地区を流れる20河川に対するグループ分けは、以下のとおりとする。

グループ名	所属する河川		グループ選定理由
	水系名	河川名	
白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
	白岩川	白岩川	
		栃津川	
		大岩川	
いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		土川	
		熊野川	
		坪野川	
		山田川	
下条川等グループ	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
	庄川	和田川	
千保川・旅川等グループ	小矢部川	千保川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		祖父川	
		岸渡川	
		横江宮川	
		旅川	
子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		渋江川	
		小矢部川	
		山田川	

＜参考＞県管理河川のグループ分割（イメージ図）

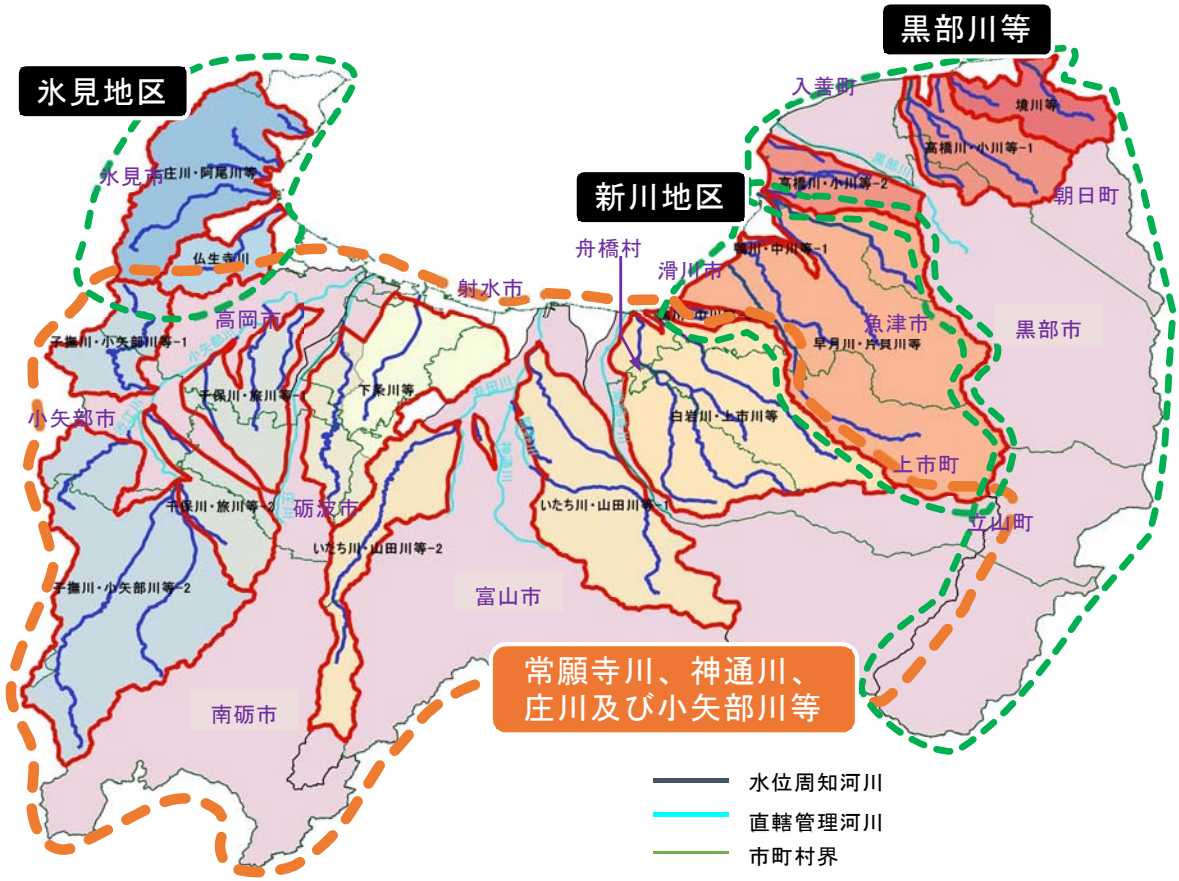

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
		笹川	笹川	
	高橋川・小川等グループ	木流川	木流川	扇状地内を流下する河川
		小川	小川	
		小川	舟川	
		小川	山合川	
		吉田川	吉田川	
		高橋川	高橋川	
		黒瀬川	黒瀬川	
新川地区	早月川・片貝川等グループ	片貝川	片貝川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する築堤河川
		片貝川	布施川	
		早月川	早月川	
		角川	角川	
	鴨川・中川等グループ	鴨川	鴨川	流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
		中川	中川	
		中川	沖田川	
氷見地区	仏生寺川グループ	仏生寺川	仏生寺川	平野部を流下する河川
	上庄川・阿尾川等グループ	上庄川	上庄川	谷地形を流下する河川
		余川川	余川川	
		阿尾川	阿尾川	
		宇波川	宇波川	

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
常願寺川 神通川 庄川 小矢部川 等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	白岩川	
		白岩川	栃津川	
		白岩川	大岩川	
	いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		神通川	土川	
		神通川	熊野川	
		神通川	坪野川	
		神通川	山田川	
	下条川等グループ	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		庄川	和田川	
	千保川・旅川等グループ	小矢部川	千保川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	祖父川	
		小矢部川	岸渡川	
		小矢部川	横江宮川	
		小矢部川	旅川	
	子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		小矢部川	渋江川	
		小矢部川	小矢部川	
		小矢部川	山田川	

（２） 近年の災害発生状況と河川改修の状況

① 近年の災害発生状況

本協議会地区においては、以下に挙げる浸水被害が過去に発生している。

河川名	発生年月	発生要因	被害状況・被害発生要因等
渋江川、祖父川、白岩川等	平成 10 年 9 月	台風	祖父川、渋江川など 9 河川で警戒水位を超えたほか、渋江川、広谷川等で溢水や堤防の決壊などにより、住家では床上浸水 64 棟、床下浸水 703 棟の浸水被害が発生し、公共土木施設災害は 203 箇所、被害額約 26 億 5 千万円、農林施設災害は 355 箇所、被害額約 6 億 6 千万円に及んだ。
山田川、横江宮川、坪野川等	平成 20 年 7 月	豪雨	県西部を中心に、公共土木施設災害は 205 箇所、被害額約 31 億 6 千万円、農林水産業施設災害は 2,824 箇所、被害額約 40 億 2 千万円、建物被害は全壊 4 棟、半壊 7 棟、床上浸水 49 棟、床下浸水 370 棟に達するなど甚大な災害となった。
子撫川等	平成 25 年 8 月	豪雨	子撫川など 20 河川で警戒水位を超えたほか、射水市、高岡市などを中心に公共土木施設災害や床下浸水 56 棟の住家被害のほか、農地の冠水被害等が発生した。



平成 10 年 9 月 白岩川



平成 20 年 7 月 小矢部川水系山田川



平成 20 年 7 月 坪野川



平成 25 年 9 月 子撫川

② 河川改修の状況（参考事例）

白岩川の治水事業は、昭和 21 年(1946)から中小河川改修がなされており、下流部から大岩川合流点に至る延長 10,175m の改修が実施された。その後昭和 27 年に築堤・護岸の施工が実施された。

昭和 44 年 8 月の大洪水を契機に治水計画が抜本的に見直され、白岩川ダム(昭和 49 年完成)・栃津川放水路(平成 7 年度完成)の計画及び蛇行部の是正が計画され、白岩川の栃津川合流点から八幡川合流点までの護岸整備、栃津川本川の上金剛寺地区を除く全川での改修、その他の支川での局部改良事業等が実施されている。

いたち川（２次支川松川、赤江川等を含む）においては、昭和 39 年から河川改修に着手し、事業を継続している。

坪野川等の支川においては、富山市周辺の市街地の拡大に伴い、昭和 39 年や昭和 49 年の洪水による被害が発生したことを契機に、小規模河川改修事業や局部改良事業が昭和 50 年頃から実施されてきている。

また、宮島川・坪野川においては、平成 20 年 7 月の豪雨災害を受けて、宮島川の井田川合流地点の移設、坪野川流域での雨水貯留施設を整備してきており、平成 25 年 9 月の豪雨（平成 20 年 7 月と同規模の豪雨）では坪野川沿川において外水による浸水被害は発生せず治水上の大きな効果が発揮されている。

小矢部川水系横江宮川は、川幅が狭く、小矢部川の背水の影響も受けることから、平成 10 年８月の豪雨では、浸水面積 6.8ha、浸水戸数５戸の被害が、平成 20 年７月には浸水面積 5.8ha、浸水戸数６戸の被害が発生した。このため、平成 24 年度から、堤防の整備、橋梁の架け替え等により川幅を拡げ、浸水被害の軽減を図ってきている。

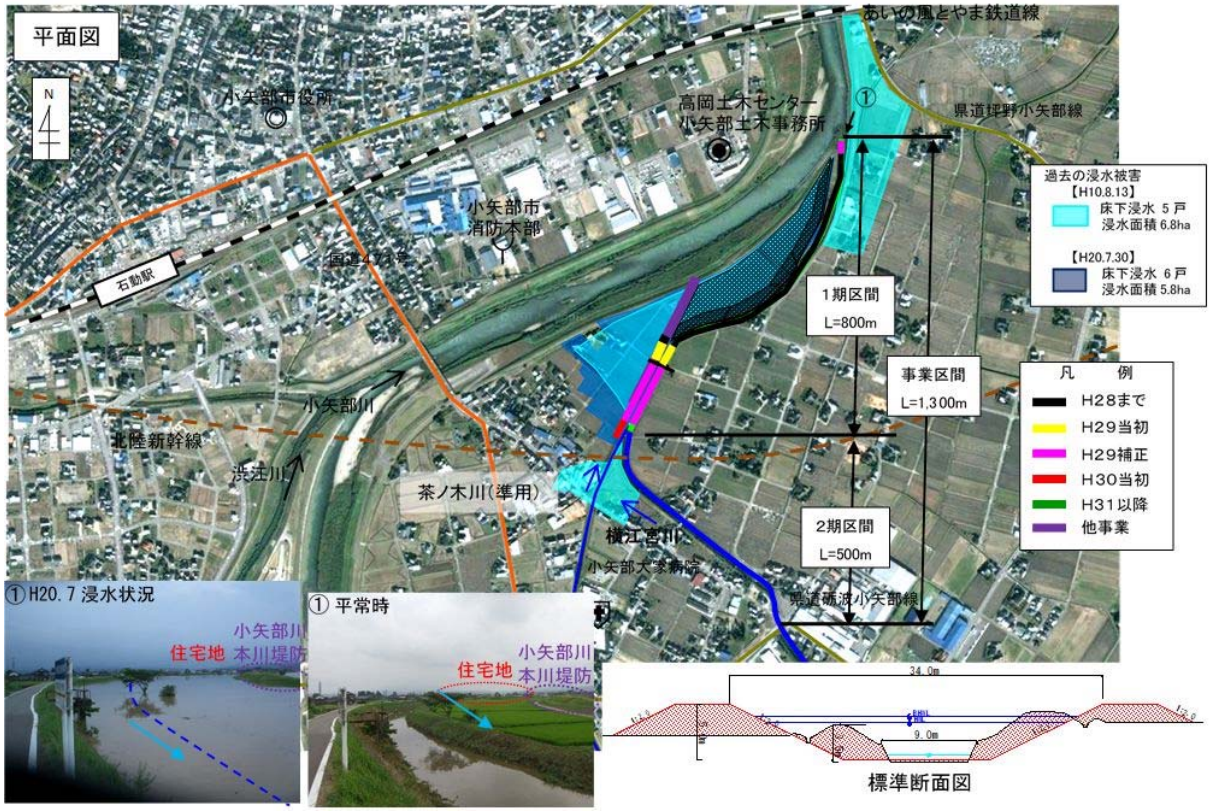

４.減災のための目標

本協議会地区において、各構成員が連携して達成すべき減災のための目標は、以下のとおりとした。

【白岩川・上市川等グループ】

■５年間で達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、滑川市・上市町・立山町・舟橋村・富山市東部の市街地・集落等に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性等を踏まえ、白岩川・上市川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦破堤すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、白岩川・上市川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 白岩川・上市川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【いたち川・山田川等グループ】

■５年間で達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、富山市の市街地・集落を流下する地形特性・社会特性を踏まえ、いたち川・山田川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、いたち川・山田川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② いたち川・山田川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【下条川等グループ】

■５年間で達成すべき目標

射水市の市街地・集落を含んだ範囲に拡散する氾濫形態となる平地の地形特性等を踏まえ、下条川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、下条川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 下条川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【千保川・旅川等グループ】

■５年間で達成すべき目標

氾濫域に高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市の市街等が形成されている地形特性・社会特性を踏まえ、千保川・旅川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地を流れる洪水・・・一旦氾濫すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、千保川・旅川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 千保川・旅川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

【子撫川・小矢部川等グループ】

■５年間で達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市の市街地・集落を含んだ広範囲に拡散する地形特性・社会特性を踏まえ、子撫川・小矢部川等での大規模水害に対し、『川や市街地・集落を流れる洪水の理解』『迅速かつ確実な避難』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害
※川を流れる洪水・・・急に水位が上がる。流速が早く堤防・河岸が削られる。
※市街地・集落を流れる洪水・・・一旦破堤すると勢いのある水が短時間で市街地・集落に広がる。
※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況の前に安全な場所への避難

■上記目標達成に向けた３本柱の取組

上記目標の達成に向け、子撫川・小矢部川等において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
② 子撫川・小矢部川等の特性を踏まえた大規模水害における避難行動の取り組み
③ 安全に避難行動をとるための情報提供の取り組み

５．現状と課題

減災対策に関する現状と課題は以下のとおりである。

①地域住民の河川特有の洪水の理解に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
河川特有の洪水の理解		〇管理区間における氾濫流による浸水被害の状況、近年の氾濫被害の状況の整理。
	ア	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
	イ	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング		〇想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図の公表。
		〇避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報の実施（管理者と気象台の共同）。
		〇災害発生のおそれがある場合における、土木センター・事務所長から沿川自治体の首長への情報伝達（ホットライン）の実施。
	ウ	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。
	エ	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難勧告等の発令基準		〇地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）
		〇管理区間おける避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。
	オ	●県管理河川における避難勧告等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）の作成を進める必要がある。 ●警戒避難体制の強化が求められる。
避難場所・避難経路		〇避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。
	カ	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路において浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
	キ	●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
	ク	●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。

② 情報伝達、避難計画等に関する事項（続き）

項目（〇：現状、●：課題）		
住民等への情報伝達の体制や方法		〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、ＳＮＳ、緊急告知ＦＭラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
		〇河川管理者等から WEB 等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。
		〇平成 28 年８月に富山県総合防災システムを更新し、Ｌアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。
	ケ	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できない恐れがある。
	コ	●WEB 等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
	サ	●災害時に国・県・市において WEB やメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。
	シ	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
	ミ	●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報共有サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。
	ム	●住民の避難行動のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。
避難誘導体制		〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。
	ス	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

③水防に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
河川水位等に係る情報提供		〇基準観測所の水位により水防警報を発表している。
		〇水防警報を水防団員へＦＡＸ等により情報提供している。
		〇災害発生のおそれがある場合は、河川管理者から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。
	セ	●急流河川では、洪水毎に澪筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	ソ	●現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
	タ	●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。

③ 水防に関する事項（続き）

項目（〇：現状、●：課題）		
河川の巡視区間		〇出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。
		〇出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
		〇地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。
	チ	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ツ	●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
	テ	●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材の整備状況		〇事務所、出張所、防災ステーション、水防拠点、緊急資材倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	ト	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
	ナ	●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
	ニ	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である
市・町庁舎、企業、病院等の水害時における対応		〇防災拠点となる市・町庁舎は洪水浸水想定区域外、または非常用発電機室、コンピュータサーバなどが上階に設置され防災拠点機能を確保している。
	ヌ	●地域の企業を巻き込んだ水防支援体制が整っておらず、効果的な自主水防活動を行えていない。

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
排水施設、排水資機材の操作・運用		〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行う。
		〇機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
		〇樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。
		〇雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。
	ネ	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。
	ノ	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項（続き）

項目（〇：現状、●：課題）		
豪雨災害対策アクションプランとの連携		〇農業用排水路の管理が十分でなく、浸水時の排水が機能しない。
		〇水田・学校校庭の有効利用が謳われている。
	ハ	●農業用排水路の管理を実施し、豪雨時に適切に排水する必要がある。
	ヒ	●水田・校庭の貯留効果を見込む対策を実施する必要がある。

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目（〇：現状、●：課題）		
既存ダムにおける洪水調節の現状		〇洪水調節機能を有するダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容		〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。
		〇計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。
		〇堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。
	フ	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。
	ヘ	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。
	ホ	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。
	マ	●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難の時間確保ができないおそれがある。

６.概ね５年で実施する取組

各構成員が取り組む主な内容は次のとおりであり、実施する機関毎の実施内容・時期を「白岩川・上市川等グループ」、「いたち川・山田川等グループ」、「下条川等グループ」、「千保川・旅川等グループ」及び「子撫川・小矢部川等グループ」でそれぞれ整理する。

（１） ハード対策の主な取組

各機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目		課題の対応	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
1	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	フ	富山県
■危機管理型ハード対策			
2	堤防天端の保護 裏法尻の補強	ヘ, ホ	富山県
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	タ, チ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	コ, サ, シ	富山県
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良	コ, サ, シ	滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	ト, ニ, ノ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市

（１）ハード対策の主な取組（続き）

	主な取組項目	課題の対応	取組機関
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
7	浸透ますの設置 校庭貯留の実施	ヒ	滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立	ヒ	滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	ハ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
10	応急的な退避場所の確保	カ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	へ、ホ	富山県
12	重要インフラの機能確保	カ	富山県
13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	ホ	富山県
14	河川管理の高度化	フ、へ、ホ	富山県

（２） ソフト対策の主な取組

各機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・取組機関については、以下のとおりである。

① 河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

	主な取組項目	課題の対応	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	ア，イ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市

①　河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組（続き）

	主な取組項目	課題の対応	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
16	小中学校等における水災害教育を実施	ア，イ	富山県 気象台 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	ア，イ	富山県 気象台 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	キ	富山県 気象台 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	ア，イ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	ア，イ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
21	災害リスクの現地表示	エ，オ，カ，ク	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
22	避難訓練への地域住民の参加促進	ス	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	サ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市

① 河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組（続き）

	主な取組項目	課題の対応	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	ス	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	コ，サ，シ，ス	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

	主な取組項目	課題の対応	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	ア，イ，ウ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	カ，キ，ク	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
28	新たなハザードマップの各戸配布・周知 （ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	カ，キ，ク	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	ケ，コ，サ，シ	富山県 気象台 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
30	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	オ，マ	富山県 気象台 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組（続き）

	主な取組項目	課題の対応	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	ウ, エ	富山県 気象台 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	ス	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	カ, キ, ク	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	カ, キ, ク	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	カ, キ, ク	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
36	水位予測の検討及び精度の向上 小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施	エ	気象台
37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	シ	気象台
38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	ウ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	ミ, ム	富山県 気象台
40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ミ, ム	富山県 気象台

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組（続き）

主な取組項目		課題の対応	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	ミ，ム	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市

③ 水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目		課題の対応	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	カ，キ，ク，チ	富山県 気象台 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	セ，ソ，タ，チ	富山県 気象台 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	テ，ト，ナ	富山県 気象台 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	ツ，ト，ナ	滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	テ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市
47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	ニ	富山県

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組（続き）

	主な取組項目	課題の対応	取組機関
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組			
48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築	ヌ	滑川市、上市町、立山町、舟橋村、富山市、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	ス	富山県 気象台 滑川市、上市町、立山町、舟橋村、富山市、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	サ	富山県 滑川市、上市町、立山町、舟橋村、富山市、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	ヌ	富山県 滑川市、上市町、立山町、舟橋村、富山市、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
■救援・救助活動の効率化に関する取組			
52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	カ，ネ	富山県 滑川市、上市町、立山町、舟橋村、富山市、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施			
53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	ネ，ノ	富山県 滑川市、上市町、立山町、舟橋村、富山市、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	ノ	滑川市、上市町、立山町、舟橋村、富山市、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	ノ	富山県 滑川市、上市町、立山町、舟橋村、富山市、射水市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組（続き）

主な取組項目		課題の対応	取組機関
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施			
56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	ネ, ノ, ホ	富山県 滑川市、上市町、 立山町、舟橋村、 富山市、射水市、 高岡市、砺波市、 小矢部市、南砺市

７.フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、今後、他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

資料－６

県管理河川の減災に係る取組状況

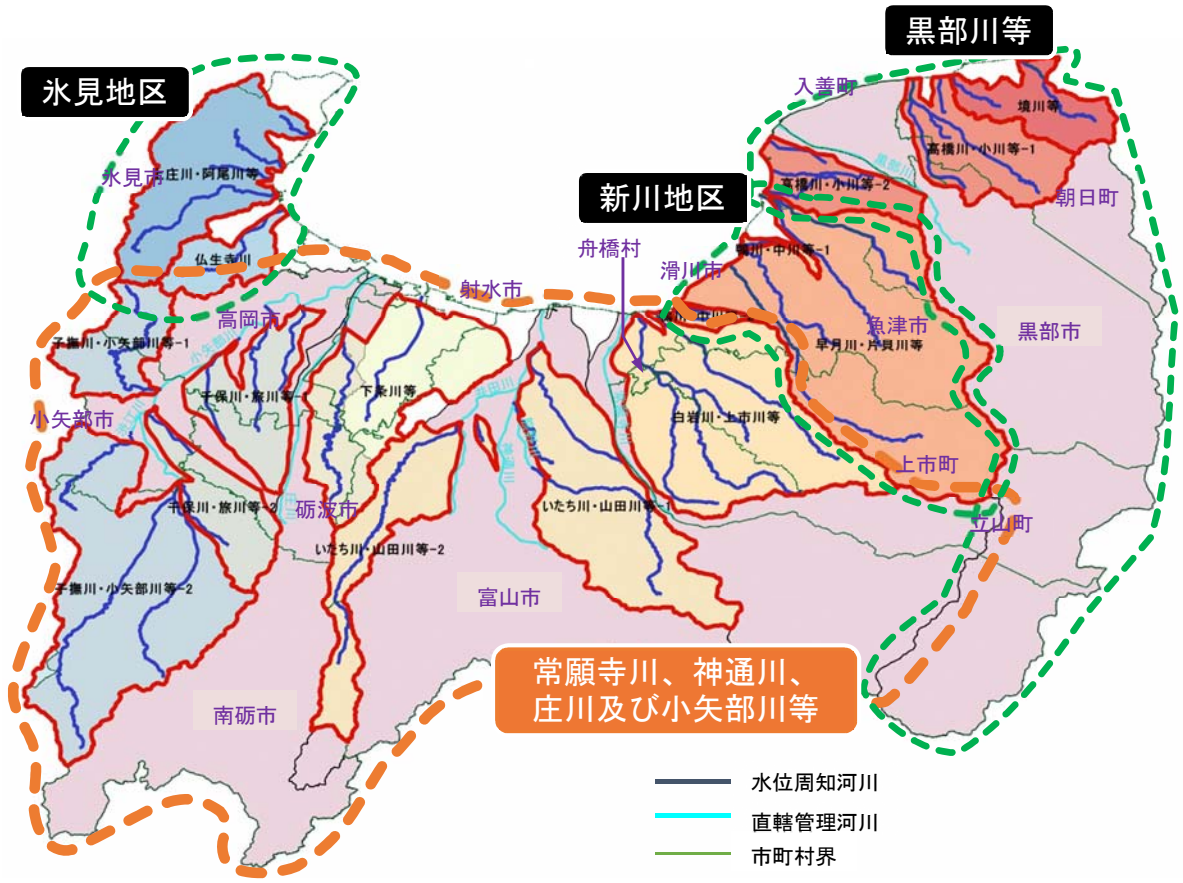

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
黒部川等	境川等グループ	境川	境川	急峻な谷地形を流下する河川
		笹川	笹川	
	高橋川・小川等グループ	木流川	木流川	扇状地内を流下する河川
		小川	小川	
		小川	舟川	
		小川	山合川	
		吉田川	吉田川	
		高橋川	高橋川	
		黒瀬川	黒瀬川	
新川地区	早月川・片貝川等グループ	片貝川	片貝川	流域面積が比較的大きく、主に郊外を流下する築堤河川
		片貝川	布施川	
		早月川	早月川	
		角川	角川	
	鴨川・中川等グループ	鴨川	鴨川	流域面積が比較的小さく、市街地内を流下する河川
		中川	中川	
		中川	沖田川	
氷見地区	仏生寺川グループ	仏生寺川	仏生寺川	平野部を流下する河川
	上庄川・阿尾川等グループ	上庄川	上庄川	谷地形を流下する河川
		余川川	余川川	
		阿尾川	阿尾川	
		宇波川	宇波川	

協議会	グループ名	水系名	河川名	主な着眼点
常願寺川神通川庄川小矢部川等	白岩川・上市川等グループ	上市川	上市川	白岩川・上市川流域内を流下する河川
		白岩川	白岩川	
		白岩川	栃津川	
		白岩川	大岩川	
	いたち川・山田川等グループ	神通川	いたち川	神通川流域内を流下する河川
		神通川	土川	
		神通川	熊野川	
		神通川	坪野川	
		神通川	山田川	
	下条川等グループ	下条川	下条川	主に射水市内の平野部を流下する河川
		庄川	和田川	
	千保川・旅川等グループ	小矢部川	千保川	小矢部川流域内で、主に農排水路を起点とし、比較的川幅が狭い河川
		小矢部川	祖父川	
		小矢部川	岸渡川	
		小矢部川	横江宮川	
		小矢部川	旅川	
	子撫川・小矢部川等グループ	小矢部川	子撫川	小矢部川流域内で、山間地を起点とし、河川幅が比較的広い河川
		小矢部川	渋江川	
		小矢部川	小矢部川	
		小矢部川	山田川	

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（白岩川・上市川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱		実施する機関																	
項目		富山県		富山地方気象台		滑川市		上市町		立山町		舟橋村		富山市					
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期				
1. ハード対策の主な取組																			
■洪水を河川内で安全に流す対策																			
1	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・流木氾濫対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。	引き続き実施																	
		【白岩川】 護岸 L=0.17km（富山市水橋柳寺地内） 樹木伐採 L=5.6km 河道掘削 L=2.6km （立山町日中地内ほか） 【上市川】 樹木伐採 L=13km（上市町森尻新地内ほか） 河道掘削 L=3.9km（上市町竹鼻地内ほか）	引き続き実施																
■危機管理型ハード対策																			
2	堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	今後検討																
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																			
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、検討する	今後検討			・情報を収集し、必要性を検討する。	未定	・情報を収集し、必要性を検討する。	H29から検討	・情報を収集し、必要性を検討する。	H28年度から検討	・情報を収集し、必要性を検討する。	H28から検討	・新技術（水のうなど）を活用した水防資機材の検討	必要があれば検討				
												・引き続き情報を収集し、必要性を検討する		・ウォーターフェンスなど調査研究	引き続き実施				
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施																
		・河川監視カメラの設置・HP公開 8基 上市川 1基（交観橋） 白岩川 3基（泉正橋、新池田橋、交益橋） 栃津川 1基（流観橋） 石割川 1基（石割橋） 寺田川 1基（寺田） ・危機管理型水位計の設置 10基 白岩川水系 10基（下条川、小出川ほか）	引き続き実施																
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・防災行政無線のデジタル化を推進する。	R2予定	・防災行政無線	実施済	・防災行政無線	今後検討	・平成23年度緊急情報告知システム導入によりデジタル化済	実施済	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備	順次整備				
										・実施済（H20～）	実施済			・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備	引き続き実施				
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・施設等に関する情報を収集し、検討する。	今後検討			・情報を収集し、必要性を検討する。	未定	・一定程度確保済	必要があれば検討	・一定程度確保済	必要があれば検討	・施設等の現状確認	必要があれば検討	・一定程度確保済（本庁舎）	必要があれば検討				
												・現状を確認済	H30～	・一定程度確保済（本庁舎）					
7	浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・情報を収集し、必要性を検討する。	未定	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討				
												・引き続き必要に応じて検討							
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立	・各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の検討 ・水田貯留に対する支援制度の検討	今後検討			・情報を収集し、必要性を検討する。	未定	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討				
												・引き続き必要に応じて検討							
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			・大雨予報時に主な水門（約30箇所）を職員にて管理	未定	・連絡体制の強化	H29年度から検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	継続実施	・土地改良区等への協力依頼を検討	順次実施				
		・文書による注意喚起の通知	引き続き実施			・大雨予報時等に実施	随時					・引き続き必要に応じて検討		・文書による協力依頼を実施	順次実施				
10	応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施			浸水想定区域及び避難可能な指定避難所を確認してもらうため、洪水ハザードマップを公表予定	R2	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨及び計画規模降雨の洪水ハザードマップを配布 ・適切な避難経路及び避難場所を確保するため、土砂災害ハザードマップを配布	R2	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	R1～	・村全域が浸水想定区域に該当するため、広域避難について検討が必要	今後検討	・洪水ハザードマップ作成において緊急避難場所を検討する。	引き続き実施				
		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時					洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ配布予定	R2					・20箇所（追加分）	引き続き実施				
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	引き続き実施																
		・測量により堆砂状況を把握	引き続き実施																
12	重要インフラの機能確保	・インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進	H30～																
		＜砂防堰堤整備完了箇所＞ ・大岩川（大岩川） ・上坂谷（上市川） ・片地（上市川）	R2																
13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討																
14	河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	今後検討																
2. ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組																			
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																			
15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施				
												・引き続き配布に協力する。		・作成され次第、配布に協力	順次実施				
16	小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	引き続き実施	・教育委員会、ＰＴＡとの協議の実施	順次実施	・水辺の学校等川と触れ合う機会に水害教育等の実施を考えていく。	引き続き実施	・教育委員会、ＰＴＡとの協議の実施	引き続き実施	・要望があれば、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	引き続き実施				
				・出前講座等を実施	引き続き実施	・出前講座等を実施 R1.5.17 寺家小学校（教員約10名）	引き続き実施					・引き続き必要に応じて実施		・出前講座を実施 H30. 9.21　新庄小学校5年生 H30.10.22　新庄北小学校5年生	引き続き実施				

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（白岩川・上市川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関															
			富山県		富山地方気象台		滑川市		上市町		立山町		舟橋村		富山市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施	引き続き実施	・町内会等から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	引き続き実施	・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・防災に関する出前講座の依頼がある場合、防災アドバイザーと協力してハザードマップ等について説明する。	引き続き実施	・ハザードマップ更新時に広報紙、ＨＰ等により周知	引き続き実施	・ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	継続実施
			・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県デイサービスセンター協議会富山地区ブロック（約40名） R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会	引き続き実施	・出前講座等を実施 H30.8.26 立山町消防本部研修会（100名） R1.11.15 防災気象講演会 R1.11.19 富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会	引き続き実施	・出前講座等を実施 R1.8.25 滑川東地区自治会連合会（寺家小学校） R1.8.27 公民館主事会（中央公民館） R2.2.5 滑川機械工業センター協同組合防災研修会（藤堂工業）	引き続き実施	・出前講座を実施 H30.9.2 稗田自主防災会 H30.10.21 若杉自主防災会 H30.10.26 南加積地区いきいきサロン R1.9.1 稗田自主防災会 R1.12.13 上市高校	引き続き実施			・ハザードマップ更新後実施 （R2.3公表、 広報4月号で全戸配布）	R1,R2	・出前講座の実施 【H30】60回 【R01】61回	引き続き実施
	18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	順次実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	順次実施	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	順次実施	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	順次実施	・広報紙、ＨＰ等により周知	順次実施	・市の広報誌への掲載や、ＨＰなどで周知	引き続き実施
			・減災に係る取組方針をHPに掲載（H30.6）	引き続き実施	・「警報級の可能性」や「危険度分布」などの広報用チラシの配布（H30・R1）	引き続き実施	・防災情報・避難所運営bookを作成し、避難所へ配布及びHP掲載	H30～					・ハザードマップ更新後実施 （R2.3公表、 広報4月号で全戸配布）	R1,R2	・作成され次第、市の広報紙やHPで周知	順次実施
	19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	今後検討			・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加する。	順次実施	・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画する。	順次毎年実施	・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画する。	順次 毎年実施	・自治会との共同点検の実施を検討	順次 毎年実施	・県と合同で毎年実施	引き続き実施
													・自治会との共同点検を実施 R1 H30.7月豪雨の検証作業の一環 として一部地域で実施	R1		
	20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加	今後検討			・検討中	今後検討	・広報、ＨＰ、出前講座等での周知	順次実施	・住民等への周知・教育・訓練の実施を検討	今後検討	・住民等への周知・教育・訓練の実施を検討	順次 毎年実施	・ハザードマップの更新後、周知を実施	順次実施
													・引き続き必要に応じて実施		・新たな洪水ハザードマップ作成中	順次実施
	21	災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・洪水ハザードマップに家屋倒壊、氾濫想定区域等を掲載	R2実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・村全域が浸水想定区域となるため現地表示の設置については必要性を検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に必要性を検討する。	必要があれば検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29） ・土砂災害警戒区域の指定・公表	H30～ 随時					・ハザードマップ作成後、必要があれば設置を検討	必要があれば検討			・引き続き検討		・ハザードマップ作成後、必要があれば設置を検討	必要があれば検討
	22	避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・総合防災訓練への住民参加	R2予定	・広報、ＨＰ、出前講座等での周知	順次実施	定期的に地域住民が参加しての総合訓練の実施	毎年実施	・総合防災訓練実施の際に住民避難訓練を実施する。	随時実施	・自主防災組織等の防災訓練への支援	引き続き実施
			参加実績 【H28～R1】水防管理団体が実施する水防訓練 【H28～R1】北陸地整管内水防技術講習会	引き続き実施									・令和２年８月30日実施予定		・引き続き支援を実施 【R1】264回	引き続き実施
	23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・広報、ＨＰ等	順次実施	・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付	引き続き実施	・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付	順次実施	・自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップを周知する	引き続き実施
							・自主防災活動補助金を交付 H30実績 11団体		・自主防災会が実施する防災訓練に補助金の交付及び支援 H30実績 21回 R1実績 16回	引き続き実施	・浸水想定エリア内集落に資機材補助 H30交付実績 ６件	H30～	・引き続き支援		・自主防災組織結成に向けての出前講座を実施 ・訓練補助金や資機材補助金の交付を実施 ・防災士資格取得のための補助金交付を実施 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップの配布を検討する	引き続き実施
	24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			マイタイムライン作成について、市広報５月号に掲載	R2実施	出前講座等を実施した際に参加者にマイタイムライン作成を促す	順次実施	・マイタイムラインの作成について、住民へ周知	R2～	・自主防災組織が主体となって作成するよう推進する	今後実施	・自主防災組織等への支援 ・ホームページでの周知・啓発	引き続き実施
															・【R1】防災士会と連携した支援を実施	引き続き実施
	25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置	引き続き実施			・情報を収集し、必要性を検討する。	未定	窓口の設置を検討	・H29から検討	窓口の設置を検討	今後検討	・窓口設置済	引き続き実施	・窓口設置済み	引き続き実施
			・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施											・窓口設置済み	引き続き実施
②迅速かつ確実な避難行動のための取組																
■情報伝達、避難計画等に関する取組																
	26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施												
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）	H30												
	27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの更新	R2	・洪水ハザードマップの更新	R1	洪水ハザードマップを作成	H31以降	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等のハザードマップを作成	県の浸水想定区域を受けて実施	・洪水ハザードマップを更新予定	県の浸水想定区域を受けて実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20 14市町(25名) R1.9.5 14市町村(27名)	H30～			・新たなハザードマップの作成 （R2公表予定）		・新たなハザードマップの作成 （R2公表予定）	R1～	・ハザードマップ見直し （R1年公表予定、R2年３月配布）	R1	・ハザードマップ更新 （R2.3公表）	R1	・新たな洪水ハザードマップの作成中（R2公表予定）	引き続き実施
	28	新たなハザードマップの各戸配布・周知 （ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの更新後に配布する	R2	・洪水ハザードマップの更新後に配布する	R1	洪水ハザードマップ作成後に実施	ハザードマップの作成後	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等のハザードマップを各戸配布・周知	ハザードマップの作成後	・洪水ハザードマップ更新後に実施予定	ハザードマップの作成後
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20 14市町(25名) R1.9.5 14市町村(27名)	H30～			・新たなハザードマップの作成 （R2公表予定）		・新たなハザードマップの作成 （R2公表予定）	R1～	・ハザードマップ見直し （R1年公表予定、R2年３月配布）	R1	・ハザードマップ更新 （R2.3公表、広報4月号で全戸配布）	R1,R2	・新たな洪水ハザードマップの作成中（R2公表予定）	ハザードマップの作成後

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（白岩川・上市川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	滑川市 実施内容	時期	上市町 実施内容	時期	立山町 実施内容	時期	舟橋村 実施内容	時期	富山市 実施内容	時期
	29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施	引き続き実施	・防災行政無線の活用 （防災行政無線をデジタル式に再整備）	R2まで	・緊急速報エリアメールや町HP等による緊急災害情報の発信 ・防災無線の活用	順次整備	・緊急速報エリアメールによる情報発信 ・Twitterによる情報発信 ・町HPによる緊急災害情報の発信	順次整備	・緊急情報告知システム、緊急速報メール、登録制メールの活用	順次整備	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、ＳＮＳやスマートフォンアプリについて引き続き、普及を図る。	順次整備
			・河川監視カメラの設置・HP公開 8基 上市川 1基（交観橋） 白岩川 3基（泉正橋、新池田橋、交益橋） 栃津川 1基（流観橋） 石割川 1基（石割橋） 寺田川 1基（寺田） ・危機管理型水位計の設置 10基 白岩川水系 10基（下条川、小出川ほか）	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30, R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01.12.24）	引き続き実施	・緊急速報メール、ＣＡＴＶ、市メール配信サービスの活用	引き続き実施					・緊急情報告知システム、緊急速報メール、登録制メールの活用		・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備中 ・ＳＮＳやスマートフォンアプリについて広報、HP及び出前講座で普及を推進	引き続き実施
	30	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	・避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難勧告等を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難勧告等を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施
			・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名) R2.2.3～18　各市町村	引き続き実施	・大雨災害時の市町村の対応等の聞き取り調査を実施 R1　富山市で実施								・引き続き実施		・河川管理者・量水標管理者・水門管理者との行動案の協議後、タイムラインを整備	
	31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施
			・ホットライン運用（H29～） 実績 0回	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30, R１）	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし ・連絡体制を確認	引き続き実施
	32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	順次実施			・各施設へ避難計画の作成及び訓練の促進を呼びかけ	順次整備	・要配慮者利用施設に対する技術的助言を行う。	順次実施	・現状を把握し必要に応じて技術的助言を行う		・現状を把握し必要に応じて技術的助言を行う	順次実施	・計画作成に向けた周知啓発	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29） ・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会富山地区ﾌﾞﾛｯｸ(40名) R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名)	H30～			・市内対象施設6施設のうち 2施設で避難確保計画を作成済 （H31.3末時点）				・町内対象施設14施設のうち、 6施設計画で計画作成済み （H31.3末時点）		・引き続き必要に応じて技術的助言を行う	引き続き実施	・HPにて計画策定の手引きを周知、及び出前講座において説明を実施 ・市内対象施設200施設のうち80施設で避難確保計画を作成済 うち、61施設で避難訓練を実施 （H31.3末時点）	引き続き実施
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・ハザードマップの更新時に検討	R2年度を予定	・ハザードマップの更新時に検討	R1以降	・集落が集落毎に1次集合場所、2次集合場所等を設定及び、垂直避難等ルート策定の重要性を啓発する。	H28から順次実施	・ハザードマップの更新時に検討	H30以降検討	・立ち退き避難が必要な区域について検討を行う	H30年度以降検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）	H30									・ハザードマップ更新 （R2.3公表）	R1	・新たな洪水ハザードマップの作成に合わせて検討	引き続き実施
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を検討する。	必要があれば検討	・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	必要があれば検討	・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	H28から順次実施	・計画策定を検討する	必要があれば検討	・隣接市町村などと協議をし、検討する。	必要があれば検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）	H30									・引き続き検討		・避難方法の検討を踏まえ、今後必要に応じて協議を検討	必要があれば検討
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・洪水ハザードマップの修正を行う。	R2	・ハザードマップの更新を検討	R1以降	・ハザードマップの更新を検討。	R1以降検討	・ハザードマップの更新を検討	県の浸水想定区域を受けて実施	・洪水ハザードマップの更新を行う。	県の浸水想定区域を受けて実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）	H30					ハザードマップ更新中	R1～			・ハザードマップ更新 （R2.3公表）	R1	・想定し得る最大の降雨による洪水浸水を反映した洪水ハザードマップ作成し、R2年6月 配布予定	引き続き実施
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	引き続き実施										
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害補足の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30, R1）	引き続き実施										
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			・予測精度等の改善を検証	引き続き実施										
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30, R1）	引き続き実施										
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			中小河川等における内水ハザードマップ作成について検討	今後検討	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・浸水履歴の周知	引き続き実施
															・窓口における浸水履歴の閲覧を実施	引き続き実施
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 （水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討										
			・河川監視カメラの設置・HP公開 8基 上市川 1基（交観橋） 白岩川 3基（泉正橋、新池田橋、交益橋） 栃津川 1基（流観橋） 石割川 1基（石割橋） 寺田川 1基（寺田） ・危機管理型水位計の設置 10基 白岩川水系 10基（下条川、小出川ほか）	H28～	検討中	検討中										
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討										
			検討中	R1	検討中	検討中										
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討			・避難所の施設管理者等の携帯電話番号を収集	引き続き毎年実施	・災害拠点病院等の施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制の検討	今後検討	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討	・各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	引き続き実施	・市職員へのメール配信システムの導入	H30
															・【H30】メール配信	H30

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（白岩川・上市川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱		実施する機関															
項目		富山県		富山地方気象台		滑川市		上市町		立山町		舟橋村		富山市			
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																	
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																	
42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	順次実施	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	順次実施	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・国・県と連携した、情報伝達訓練の実施	継続実施		
		・洪水対応演習（情報伝達訓練）を実施 H30.4.20 白岩川ほか（立山町ほか） H31.4.26 白岩川ほか（立山町ほか）	引き続き実施							・洪水を想定した避難訓練実施 R1.10.26　町総合防災訓練を立山町利田地区にて実施。	引き続き毎年実施	・水防団（舟橋村消防団）への連絡体制の確認と首長も参加した情報伝達訓練を実施 H30.9.1 舟橋村防災訓練	引き続き実施	・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H30.4.20 神通川 H31.4.26 常願寺川・神通川・庄川・小矢部川	引き続き実施		
43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・重要水防箇所について、県と合同で毎年実施	継続実施		
		・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.24（富山市、立山町、上市町、滑川市と合同） R1.5.14（富山市、立山町、上市町、滑川市と合同）				・県と合同巡視を実施 R1.5.14 立山土木所管内河川	引き続き実施	・県と合同巡視を実施 H30.5.24 立山土木所管内河川 R1.5.14 立山土木所管内河川	引き続き実施	・県と合同巡視を実施	引き続き実施	・合同巡視を実施 R1　H30.7月豪雨の検証作業の一環として一部地域で実施	引き続き毎年実施	・県と合同巡視を実施 H30.5.24 立山土木所管内河川 R01.5.14 立山土木所管内河川	引き続き実施		
44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・国・県が実施する水防工法講習会に参加する。	順次参加	・国・県が実施する水防工法講習会に参加する。	順次参加	・出水期前に水防協議会を実施する。	引き続き毎年実施	・水防実働訓練等の計画を策定	毎年実施を検討	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防訓練の実施	継続実施		
		・県総合防災訓練において関係機関が連携した水防実働訓練を実施	引き続き実施									・関係機関が連携した訓練を実施 H30.9.1 舟橋村防災訓練 ・情報伝達訓練 ・避難行動要支援者の安否確認訓練 ・避難情報等発信及び住民避難訓練 ・避難所設営及び運営訓練 ・被災箇所巡視訓練	引き続き実施	・富山市水防訓練を実施 H30.5.26 神通川右岸 R01.5.25 常願寺川左岸	引き続き実施		
45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防団員を兼ねる、消防団員について、ＨＰ掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	引き続き実施	・広報、ＨＰでＰＲを実施	引き続き毎年実施	・広報誌やホームページで水防協力団体を募り、募集を実施	引き続き実施	・広報紙、ＨＰ等で周知	引き続き実施	・水防団員を兼ねる、消防団員について、ＨＰ掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討		
						・市庁舎にポスター掲示	引き続き実施					・引き続き消防団協力事業所を指定	引き続き実施	・ＨＰ掲載、ポスター掲示の実施	引き続き実施		
46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	引き続き参加	・水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	継続実施		
		・水防技術講習会に参加 H30.10.16　1名 R1.10.11　3名 R1.11.14、12.10　各2名	引き続き実施							【R1.11.14】水防技術講習会に参加		・水防技術講習会に参加		・参加を検討			
47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施														
		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）	H30														
48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・必要があれば検討する。	未定	支援体制の強化を検討	H29から検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討	・必要に応じて検討	毎年実施を検討	・必要に応じて検討	必要があれば検討		
												・引き続き必要に応じて検討					
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																	
49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・避難確保計画策定の推進を行う。	順次実施	・地域防災計画の見直し等	H30から順次実施	・地域防災計画の見直し後、必要に応じて支援	H28から順次実施	・必要に応じて支援	引き続き実施	・計画作成の手引きなどの情報を周知啓発	順次実施		
		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29） ・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会富山地区ﾌﾞﾛｯｸ(40名) R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会（14市町25名） H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ（14市町26名） R1.9.5　減災対策検討会（14市町村27名）	H30～	・富山市の要配慮者利用施設に避難計画について助言	引き続き実施	・市内対象施設6施設のうち 2施設で避難確保計画を作成済 （H31.3末時点）				・町内対象施設14施設のうち、 6施設計画で計画作成済み （H31.3末時点）		・引き続き必要に応じて技術的助言を行う		・HPにて計画策定の手引きを周知、 及び出前講座において説明を実施 ・市内対象施設200施設のうち80施設で避難確保計画を作成済 うち、61施設で避難訓練を実施 （H31.3末時点）	引き続き実施		
50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・広報、ＨＰでＰＲを実施	H30から実施	・広報、ＨＰでＰＲを実施	H30から実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H28から実施	・広報紙、ＨＰ等で周知	引き続き実施	・ハザードマップによる浸水リスクの周知	必要があれば検討		
		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）	H30									・引き続き周知		・ハザードマップ作成後、ＨＰにて公開し、リスクについて周知する			
51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・広報、ＨＰでＰＲを実施	H30から実施	・広報、ＨＰでＰＲを実施	必要があれば検討	・広報紙、ＨＰ等で周知		・広報紙、ＨＰ等で周知	必要があれば検討	・必要があれば検討	必要があれば検討		
		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）	H30									・引き続き周知					
■救援・救助活動の効率化に関する取組																	
52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定	R2から検討	・河川管理者などから情報提供を受けて、計画の策定検討	R1以降	・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定		・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定	必要があれば検討				
		・洪水浸水想定区域図の公表 上市川（H31.3.29） 白岩川（H31.3.29） 栃津川（H31.3.29） 大岩川（H31.3.29）	H30									・引き続き協議					
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施																	
53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	今後検討			・排水ポンプの設置箇所の選定	R2から検討	・排水ポンプの設置箇所の選定	H29から検討	・排水ポンプの設置箇所の選定	H28から検討	・排水手法等を検討	H30年度から検討	・排水ポンプ車の配置箇所を検討	・H30年度から検討		
												・引き続き検討					
54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施																
55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・連絡体制の確認	引き続き実施			・連絡体制の整備	引き続き毎年実施	・連絡体制の整備	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い、毎年確認する。	引き続き毎年実施	・連絡体制の整備	引き続き毎年実施	・連絡体制を確認し、適宜更新する。	継続実施		
												・引き続き検討		・水防連絡会にて連絡体制を確認（国） H30.4.25 水防連絡会 H31.6.6 水防連絡会 ・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H30.4.20 神通川 H31.4.26 常願寺川・神通川・庄川・小矢部川 ・連絡体制作成（市）	引き続き実施		
56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次参加	・防災訓練と合同で実施を検討	順次実施	・町総合防災訓練と合同で実施を検討	順次実施	・防災訓練と合同で実施を検討	順次実施	・水防法に基づく水防訓練の実施	継続実施		
												・引き続き検討		・富山市水防訓練を実施 H30.5.26 神通川右岸 R01.5.25 常願寺川左岸 ・排水作業訓練を実施 H30.7.25富山防災センター R01.6.28富山防災センター	引き続き実施		

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（いたち川・山田川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱		実施する機関					
項目		富山県		富山地方気象台		富山市	
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組							
	■洪水を河川内で安全に流す対策						
1	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。	引き続き実施				
	侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	【いたち川】 護岸 L=0.15km（富山市山室ほか） 樹木伐採 L=1.0km(富山市興人町) 【熊野川】 伐木 L=2.3km(富山市文珠寺ほか) 伐木 L=1.0km(富山市安養寺ほか) 河道浚渫 L=0.3km(富山市東福沢) 河道掘削 L=0.74km(富山市杉瀬ほか) 河道掘削 L=0.91km(富山市東福沢ほか) 【坪野川】 道路橋架替 1式(富山市婦中町速星) 護岸工 L=0.025km(富山市婦中町速星) 【山田川】 護岸工 L=0.18km(富山市山田小島) 河道浚渫 L=0.4km(富山市婦中町富川) 河道浚渫 L=0.45km(富山市婦中町富川) 【井田川】 樹木伐採 L=0.61km(富山市八尾町中) 樹木伐採 L=0.47km(富山市八尾町高熊)	引き続き実施				
	■危機管理型ハード対策						
2	堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	今後検討				
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備						
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、検討する	今後検討			・新技術（水のうなど）を活用した水防資機材の検討	必要があれば検討
						・ウォーターフェンスなど調査研究	引き続き実施
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施				
		・河川監視カメラのHP公開 4基 いたち川（千歳橋）(H30.6.1) 土川（土川橋）(H30.6.1) 坪野川（坪野橋）(H30.6.1) 山田川（長沢橋）(H30.6.1) ・河川監視カメラの設置 10基 祖母川、田島川合流点 冷川(花園橋)、いたち川(太田新橋) 茂川（太田本郷橋）、松川(松川橋) 馬渡川(恵光学園前)、赤江川(赤江川橋) 古川(ひよどり南橋)、宮島川(宮鳴橋) 山田川(山田行政センター前) ・危機管理型水位計の設置 14基 神通川水系 14基（黒川、冷川ほか）	引き続き実施				
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備	順次整備
						・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備中	引き続き実施
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・施設等に関する情報を収集し、検討する。	今後検討			・一定程度確保済（本庁舎）	必要があれば検討
						・一定程度確保済（本庁舎）	
7	浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・校庭貯留施設の活用	継続実施
						・校庭貯留施設（速星小・速星中	継続実施
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立	・各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の検討 ・水田貯留に対する支援制度の検討	今後検討			・水田貯留推進事業の実施	継続実施
						・水田貯留（370ha）の継続実施	継続実施
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			・土地改良区等への協力依頼を検討	順次実施
		・文書による注意喚起の通知 【坪野川】 富山市農林事務所による水門管理者との調整 【いたち川】 常西用水土地改良区による上流での取水制限	引き続き実施			・文書による協力依頼を実施	順次実施
10	応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施			・洪水ハザードマップ作成において緊急避難場所を検討する。	引き続き実施
		・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			・20箇所（追加分）	引き続き実施
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	引き続き実施				

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（いたち川・山田川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	富山市 実施内容	時期
	12	重要インフラの機能確保	・インフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所において砂防堰堤等の整備を推進	H30～				
			＜砂防堰堤整備完了箇所＞ ・白谷川（熊野川）	R1				
	13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討				
	14	河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	今後検討				
2.ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組								
	■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組							
	15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・配布に協力する。	順次実施
							・作成され次第、配布に協力	順次実施
	16	小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・要望があれば、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	継続実施
					・出前講座等を実施 H30. 9. 21 富山市新庄小学校 （富山河川国道事務所、富山市と実施） （100名） H30. 10. 10 富山市新庄北小学校（110名）	引き続き実施	・出前講座を実施 H30. 9. 21 新庄小学校5年生 H30. 10. 22 新庄北小学校5年生	引き続き実施
	17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施	引き続き実施	・ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施	継続実施
			・出前講座等を実施 H31. 2. 6 富山県デイサービスセンター協議会富山地区ブロック（約40名） R1. 7. 3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会	引き続き実施	・出前講座等を実施 R1. 11. 15 防災気象講演会 R1. 11. 19 富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会	引き続き実施	・出前講座の実施 【H30】60回 【R01】61回	引き続き実施
	18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	順次実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・市の広報誌への掲載や、ＨＰなどで周知	継続実施
			・減災に係る取組方針をHPに掲載（H30. 6）	H30	・「警報級の可能性」や「危険度分布」などの広報用チラシの配布（H30, R1）	引き続き実施	・作成され次第、市の広報誌やＨＰで周知	順次実施
	19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	引き続き実施			・県と合同で毎年実施	継続実施
	20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加	今後検討			・ハザードマップの更新後、周知を実施	順次実施
							・新たな洪水ハザードマップの作成中	順次実施
	21	災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・ハザードマップ見直しの際に必要性を検討する。	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30. 8. 17） 土川（H30. 8. 17） 熊野川（H30. 8. 17） 坪野川（H30. 8. 17） 山田川（H30. 8. 17） ・土砂災害警戒区域の指定・公表	H30～ 随時			・ハザードマップ作成後、必要があれば設置を検討	必要があれば検討
	22	避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・自主防災組織等の防災訓練への支援	引き続き実施
			参加実績 【H28～R1】水防管理団体が実施する水防訓練 【H28～R1】北陸地整管内水防技術講習会	引き続き実施			・引き続き支援を実施 【R1】264回	引き続き実施
	23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	今後検討			・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップを周知する	継続実施
							・自主防災組織結成に向けての出前講座を実施 ・訓練補助金や資機材補助金の交付を実施 ・防災士資格取得のための補助金交付を実施 ・地域包括支援センターに洪水ハザードマップの配布を検討する	引き続き実施
	24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			・自主防災組織等への支援 ・ホームページでの周知･啓発	引き続き実施
							・【R1】防災士会と連携した支援を実施	引き続き実施

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（いたち川・山田川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱			実施する機関					
	項目		富山県		富山地方気象台		富山市	
		カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置（県）	引き続き実施			・窓口設置済み	継続実施
			・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施				
②迅速かつ確実な避難行動のための取組								
	■情報伝達、避難計画等に関する取組							
	26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施				
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30				
	27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップを更新予定	県の浸水想定区域を受けて実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・新たな洪水ハザードマップの作成中 （R2年公表予定）	引き続き実施
	28	新たなハザードマップの各戸配布・周知 （ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップ更新後に実施予定	ハザードマップの作成後
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・新たな洪水ハザードマップの作成中 （R2年公表予定）	ハザードマップの作成後
	29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施	引き続き実施	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、ＳＮＳやスマートフォンアプリについて引き続き、普及を図る。	順次整備
			・河川監視カメラのHP公開 4基 いたち川（千歳橋）（H30.6.1） 土川（土川橋）（H30.6.1） 坪野川（坪野橋）（H30.6.1） 山田川（長沢橋）（H30.6.1） ・河川監視カメラの設置 1基 祖母川、田島川合流点 ・危機管理型水位計の設置 14基 神通川水系 14基（黒川、冷川ほか）	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01.12.24）	引き続き実施	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備（R2まで）	順次実施
	30	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	・浸水想定の見直し後、河川管理者と協議を行う。	順次実施
			・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名) R2.2.3～18　各市町村	引き続き実施	・大雨災害時の市町村の対応等の聞き取り調査を実施 R1　富山市で実施		・河川管理者・量水標管理者・水門管理者との行動案の協議後、タイムラインを整備	
	31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・必要に応じて検討。まずは担当者間のホットラインの実施を河川管理者と協議	順次実施
			・ホットライン運用（H29～） H30実績 3回(坪野川) R1実績 なし	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30）	引き続き実施	・試行運用（H29～） H30実績 3回（坪野川）	引き続き実施
	32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	引き続き実施			・計画作成に向けた周知啓発	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会富山地区ﾌﾞﾛｯｸ(40名) R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名)	H30～			・HPにて計画策定の手引きを周知、及び出前講座において説明を実施 ・市内対象施設200施設のうち80施設で避難確保計画を作成済 うち、61施設で避難訓練を実施 （H31.3末時点）	引き続き実施

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（いたち川・山田川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	富山市 実施内容	時期
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・立ち退き避難が必要な区域について検討を行う	H30年度以降検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30. 8. 17） 土川（H30. 8. 17） 熊野川（H30. 8. 17） 坪野川（H30. 8. 17） 山田川（H30. 8. 17）	H30			・新たな洪水ハザードマップの作成に合わせて検討	引き続き実施
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・隣接市町村などと協議をし、検討する。	必要があれば検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30. 8. 17） 土川（H30. 8. 17） 熊野川（H30. 8. 17） 坪野川（H30. 8. 17） 山田川（H30. 8. 17）	H30			・避難方法の検討を踏まえ、今後必要に応じて協議を検討	必要があれば検討
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・洪水ハザードマップの更新を行う。	県の浸水想定区域を受けて実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30. 8. 17） 土川（H30. 8. 17） 熊野川（H30. 8. 17） 坪野川（H30. 8. 17） 山田川（H30. 8. 17）	H30			・想定し得る最大の降雨による洪水浸水を反映した洪水ハザードマップ作成し、R2年6月 配布予定	引き続き実施
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	引き続き実施		
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害補足の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30, R1）	引き続き実施		
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			・予測精度等の改善を検証	引き続き実施		
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30, R1）	引き続き実施		
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			・浸水履歴の周知	引き続き実施
							・窓口における浸水履歴を実施	引き続き実施
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 （水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討		
			・河川監視カメラのHP公開 4基 いたち川（千歳橋）（H30. 6. 1） 土川（土川橋）（H30. 6. 1） 坪野川（坪野橋）（H30. 6. 1） 山田川（長沢橋）（H30. 6. 1） ・河川監視カメラの設置 10基 祖母川、田島川合流点 冷川（花園橋）、いたち川（太田新橋） 茂川（太田本郷橋）、松川（松川橋） 馬渡川（恵光学園前）、赤江川（赤江川橋） 古川（ひよどり南橋）、宮島川（宮鳴橋） 山田川（山田行政センター前） ・危機管理型水位計の設置 14基 神通川水系 14基（黒川、冷川ほか）	H28～	検討中	検討中		
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討		
			検討中	R1	検討中	検討中		
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討			・市職員へのメール配信システムの導入	H30
							・【H30】メール配信	H30
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組								
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組								
	42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・国・県と連携した、情報伝達訓練の実施	継続実施
			・洪水対応演習（情報伝達訓練）を実施 H30. 4. 20 神通川（国、富山土木、富山市） H31. 4. 26 神通川（国、富山土木、富山市） ・磯川水防情報伝達訓練を実施 H30. 6. 22 磯川（国、富山土木、富山市） R1. 7. 24 磯川（国、富山土木、富山市）	引き続き実施			・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H30. 4. 20 神通川 H31. 4. 26 常願寺川・神通川・庄川・小矢部川 ・水防情報伝達訓練を実施 H30. 6. 22 磯川 H01. 7. 24 磯川	引き続き実施
	43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・重要水防箇所について、県と合同で毎年実施	継続実施
			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30. 5. 16（富山市と合同） R1. 5. 21（富山市と合同）	引き続き実施			・重要水防箇所について県と合同巡視 H30. 5. 16 富山土木センター管内河川 R01. 2. 21 富山土木センター管内河川	引き続き実施
	44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防訓練の実施	継続実施
			・水防管理団体が行う訓練へ参加 H30. 5. 26 神通川（富山市）富山土木から9名 R1. 5. 25 常願寺川（富山市）富山土木から10名	引き続き実施			・富山市水防訓練を実施 H30. 5. 26 神通川右岸 R01. 5. 25 常願寺川左岸	引き続き実施

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（いたち川・山田川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	富山市 実施内容	時期
	45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防団員を兼ねる、消防団員について、ＨＰ掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29から検討
							・ＨＰ掲載、ポスター掲示の実施	引き続き実施
	46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	継続実施
			・水防技術講習会に参加 H30.10.16　1名 R1.10.11　3名 R1.11.14、12.10　各2名	引き続き実施			・参加を検討	
	47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施				
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30				
	48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・必要に応じて検討	必要があれば検討
	■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組							
	49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・計画作成の手引きなどの情報を周知啓発	順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・出前講座等を実施 H31.2.6 富山県ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ協議会富山地区ﾌﾞﾛｯｸ(40名) R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名)	H30～	・富山市の要配慮者利用施設に避難計画について助言	引き続き実施	・HPにて計画策定の手引きを周知、及び出前講座において説明を実施 ・市内対象施設200施設のうち80施設で避難確保計画を作成済 うち、61施設で避難訓練を実施 （H31.3末時点）	引き続き実施
	50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・ハザードマップによる浸水リスクの周知	必要があれば検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・ハザードマップ作成後、ＨＰにて公開し、リスクについて周知する	
	51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・広報紙、ＨＰ等で周知	必要があれば検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30				
	■救援・救助活動の効率化に関する取組							
	52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施				
			・洪水浸水想定区域図の公表 いたち川（H30.8.17） 土川（H30.8.17） 熊野川（H30.8.17） 坪野川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30				
	■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施							
	53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	今後検討			・排水ポンプ車の配置箇所を検討	H30から検討
	54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施						
	55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・連絡体制の確認	引き続き実施			・連絡体制を確認し、適宜更新する。	継続実施
			・連絡先を富山市に確認し水防マニュアルに反映	引き続き実施			・水防連絡会にて連絡体制を確認（国） H30.4.25 水防連絡会 H31.6.6 水防連絡会 ・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H30.4.20 洪水対応演習 H31.4.26 洪水対応演習 ・磯川水防情報伝達訓練を実施 H30.6.22 情報伝達訓練 H01.7.24 情報伝達訓練 ・連絡体制作成（市）	引き続き実施
	56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・水防法に基づく水防訓練の実施	継続実施
			・水防管理団体が行う訓練へ参加 H30.5.26 神通川(富山市)富山土木から9名 R1.5.25 常願寺川(富山市)富山土木から10名	引き続き実施			・富山市水防訓練を実施 H30.5.26 神通川右岸 R01.5.25 常願寺川左岸 ・排水作業訓練を実施 H30.7.25富山防災センター R01.6.28富山防災センター	引き続き実施

様式－１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（下条川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	射水市 実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組								
	■洪水を河川内で安全に流す対策							
	1	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。	引き続き実施				
			【下条川】 護岸 L=37m（射水市橋下条） 河道掘削 V=510m3 【和田川】 伐木 A=420m2(射水市大門)	引き続き実施				
	■危機管理型ハード対策							
	2	堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	今後検討				
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備							
	3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、検討する	今後検討			・河川管理者と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	引き続き実施
							・検討中	引き続き実施
	4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施				
			・河川監視カメラの設置・HP公開 8基 下条川（駅南大橋）(H30.6.1) 和田川(本江)（H30.6.1） ・危機管理型水位計の設置 5基 庄川水系 3基（親司川、八幡川、鴨川） その他水系(鍛冶川、新堀川)	引き続き実施				
	5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・市町村合併以前から引き継いでいるアナログの防災行政無線をデジタル化し市全域を網羅した情報伝達網を整備し、H28年9月26日から運用開始。	引き続き実施
							・運用開始済（H28.9～）	整備済
	6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・施設等に関する情報を収集し、検討する。	今後検討			・防災拠点となる市庁舎として、72時間発電が可能な非常用発電機を庁舎６階に整備し、H28年10月開庁した。	引き続き実施
							・整備済（H28.10～）	整備済
	7	浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・検討中	今後検討
	8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立	・各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の検討 ・水田貯留に対する支援制度の検討	今後検討			・検討中	今後検討
	9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			・検討中	今後検討
			・文書による注意喚起の通知	引き続き実施				
	10	応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施			・今後検討	今後検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時				
	11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	引き続き実施				
	12	重要インフラの機能確保						
	13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討				

様式－１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（下条川等グループ）　　赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	射水市 実施内容	時期
	14	河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	今後検討				
2. ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組 ■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組								
	15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・検討中	今後検討
	16	小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小中学校から要望があった場合、過去に生じた水害状況の写真パネルや資料提供を行う。また、出前講座の申込があれば対応する。	引き続き実施
							・小学校１校に水害状況の写真パネル等を貸し出し	引き続き実施
	17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施	引き続き実施	・出前講座の活用を積極的に働きかける。	引き続き実施
			・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会	引き続き実施	・出前講座等を実施 R1.11.15 防災気象講演会 R1.11.19 富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会	引き続き実施	・出前講座（風水害をテーマ）を実施 H28～30実績　40地区 R1実績　21地区	引き続き実施
	18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	引き続き実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。	引き続き実施
			・減災に係る取組方針をHPに掲載（H30.6）	H30	・「警報級の可能性」や「危険度分布」などの広報用チラシの配布（H30・R1）	引き続き実施	・風水害時の対策（備蓄・情報収集）に関する啓発 H30.6 CATV R2.1 CATV	引き続き実施
	19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	引き続き実施			・河川管理者と連携し対応したい。	順次実施
			・重要水防箇所等の共同点検を実施 H30.5.25 下条川(高岡土木、射水市) R1.6.14 下条川(高岡土木、射水市)	引き続き実施			・重要水防箇所等の共同点検を実施 H30.5.25 下条川(高岡土木、射水市) R1.6.14 下条川(高岡土木、射水市)	引き続き実施
	20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加	今後検討			・検討中	今後検討
	21	災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・検討中	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・土砂災害警戒区域の指定・公表	H30～ 随時				
	22	避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・市内の地域振興会を会場として市総合防災訓練を開催し、地域住民に積極的に参加を呼びかけ	引き続き実施
			参加実績 【H28～R1】水防管理団体が実施する水防訓練 【H28～R1】北陸地整管内水防技術講習会	引き続き実施			・令和元年8月25日に水戸田地域振興会を会場として地域住民の参加のもとで市総合防災訓練を開催	引き続き実施
	23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。	引き続き実施
							・県が実施する防災活動リーダー育成研修について案内し参加を促す。 ・防災活動リーダーを担う人材として防災士の育成を支援。また射水市防災士連絡協議会の活動を支援 ・H30.9.2 作道地区で富山県・射水市総合防災訓練実施 ・H31.3 風水害時等の自主的な避難に関する、「市、施設管理者、住民」それぞれの役割分担やルールを明確化した「自主避難所開設・運営マニュアル」を作成	引き続き実施
	24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			・今後検討	今後検討

様式－１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（下条川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	射水市 実施内容	時期
	25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置（県）	引き続き実施			・ハザードマップを更新	R1
			・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施			・ハザードマップに問い合わせ先を掲載	整備済
②迅速かつ確実な避難行動のための取組								
■情報伝達、避難計画等に関する取組								
	26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施				
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～				
	27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・ハザードマップを更新	R1
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・R2年度の早期に全戸配布予定	引き続き実施
	28	新たなハザードマップの各戸配布・周知（ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・ハザードマップを更新	R1
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・R2年度の早期に全戸配布予定	引き続き実施
	29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実（水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施	引き続き実施	・防災行政無線を整備し屋外拡声子局を５６局（親局を含む）から１１３局に増やし、一斉放送による音達エリアを拡充した。また、放送内容と同じものをエリアメールや登録制のメール配信、ＣＡＴＶのＬ字放送、コミュニティＦＭの割り込み放送で配信するシステム整備が完了した。今後は整備等行った設備を情報発信等に活用したい。	引き続き実施
			・河川監視カメラの設置・HP公開 8基 下条川（駅南大橋）(H30.6.1) 和田川(本江)（H30.6.1） ・危機管理型水位計の設置 5基 庄川水系 3基（親司川、八幡川、鴨川） その他水系(鍛冶川、新堀川)	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30・R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01.12.24）	引き続き実施	・運用開始済（H28.9.26～）	整備済
	30	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	引き続き実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	・新たな浸水想定に基づき、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルの見直すなど、タイムラインを意識した避難対策となるよう改善を図る。	順次実施
			・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名) R2.2.3～18　各市町村	引き続き実施			・検討中	引き続き実施
	31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施
			・ホットライン運用（H29～） 実績なし	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30）	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績なし	引き続き実施
	32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	引き続き実施			市内部の連絡体制を整備し促進したい。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　滅災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　滅災対策検討会(14市町村27名)	H30～			・防災訓練を実施 H30.9.2 富山県と射水市の合同防災訓練 R1.8.25 市総合防災訓練で訓練実施	引き続き実施

様式－１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（下条川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	射水市 実施内容	時期
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・家屋倒壊区域等を踏まえ立ち退き避難が必要なエリアを検証し、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルを見直す。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～			・ハザードマップの見直しに併せて立ち退き避難が必要な場合の考え方を明示	整備済
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・参加市町村で連携し広域避難に関する検討を行う。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～			・検討中	引き続き実施
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・R2.3　ハザードマップを更新	R1～
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～			・検討中	引き続き実施
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	順次実施		
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害補足の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30, R1）	引き続き実施		
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			・予測精度等の改善を検証	引き続き実施		
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30, R1）	引き続き実施		
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			・今後検討	今後検討
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 （水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討		
			・河川監視カメラの設置・HP公開 8基 下条川（駅南大橋）（H30.6.1） 和田川（本江）（H30.6.1） ・危機管理型水位計の設置 5基 庄川水系 3基（親司川、八幡川、鴨川） その他水系（鍛冶川、新堀川）	H28～	検討中	検討中		
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討		
			検討中	R1	検討中	検討中		
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討			・今後検討	今後検討
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組								
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組								
	42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施
							・水防連絡会で連絡体制を確認 H30.4.20　R1.6.6 ・洪水対応演習に参加 H30.4.20	引き続き実施
	43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・河川管理者と連携し対応	引き続き毎年実施
			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.25　下条川（高岡土木、射水市） R1.6.14　下条川（高岡土木、射水市）	引き続き実施			・河川管理者（県）との合同巡視を実施 H30.5.25　下条川（高岡土木、射水市） R1.6.14　下条川（高岡土木、射水市）	引き続き実施
	44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・出水期前にポンプ車の運転訓練を実施し、防災訓練で水防実働訓練を検討する。	引き続き毎年実施
			・県総合防災訓練において関係機関が連携した水防実働訓練を実施 H30.9.2（氷見市、高岡市、射水市） 参加機関　約140機関 参加人員　約3,700人 ・庄川・小矢部川合同水防演習を実施 R1.5.18（国、高岡市ほか） 参加機関　約55機関 参加人員　約2,300人	引き続き実施			・排水ポンプ車の操作訓練 R1.6.11　和田川	引き続き毎年実施

様式－１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（下条川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関 富山県 実施内容	時期	富山地方気象台 実施内容	時期	射水市 実施内容	時期
	45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施
							・ホームページ等で消防団員を募集	引き続き実施
	46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加。	引き続き実施
			・水防技術講習会に参加 H30.10.16　1名 R1.10.11　3名 R1.11.14、12.10　各2名	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R1.10.11　北陸地方整備局	引き続き実施
	47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施				
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～				
	48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・検討中	今後検討
	■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組							
	49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14） ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会（14市町25名） H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ（14市町26名） R1.9.5　減災対策検討会（14市町村27名）	H30～			・H30.2.9 対象となる施設を所管する担当部署へ計画策定の必要性について説明し、各施設への働きかけを依頼。庁内の推進体制を確認 ・H30.2.15 対象施設に避難確保計画策定等が義務化されたことを順次通知し、計画作成に必要な知識等についての資料提供を開始	引き続き実施
	50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・検討中	今後検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～				
	51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・検討中	今後検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～				
	■救援・救助活動の効率化に関する取組							
	52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	引き続き実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 下条川（R1.6.14） 和田川（R1.6.14）	H30～			・検討中	引き続き実施
	■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施							
	53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	今後検討			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定。	引き続き実施
							・検討中	引き続き実施
	54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施						
	55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・連絡体制の確認	引き続き実施			・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。	引き続き実施
							・水防連絡会で連絡体制の整備、情報の共有化 R1.6.6 水防連絡会	引き続き実施
	56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・河川管理者が行う操作訓練に参加。	引き続き実施
							・排水ポンプ車の操作訓練 R1.6.11　和田川	引き続き実施

様式－１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（千保川・旅川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	実施する機関											
項目	富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組												
■洪水を河川内で安全に流す対策												
1 浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。	引き続き実施										
	【祖父川】 河道浚渫 V=36m3(高岡市北島) 河道浚渫 V=1,350m3(高岡市中保ほか) 【岸渡川】 伐木 A=200m2(高岡市福岡町大滝) 【旅川】 河道浚渫 L=0.85km(南砺市三清東ほか) 河道浚渫 L=0.3km(南砺市院瀬見ほか)	引き続き実施										
■危機管理型ハード対策												
2 堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	(高)H28から順次整備										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備												
3 新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、検討する	今後検討			・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28から検討	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28から検討	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28から検討
					・河川パトロールの実施R1.6.14	引き続き実施			・河川管理者と合同巡視を実施 H30.5　R1.5.17	引き続き実施	・R1.5 出水前後に水防倉庫の備蓄確認を実施	引き続き実施
4 洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施										
	・河川監視カメラの設置・HP公開 6基 千保川 2基（志貴野橋、市場橋） 祖父川 1基（樋詰橋） 岸渡川 1基（岸渡川鉄道橋） 横江宮川 1基（宮川橋） 旅川 1基（柴田屋橋） ・危機管理型水位計の設置 12基 小矢部川水系 12基（野川、大門川ほか） ・水位局舎停電対策 1箇所 旅川(柴田屋橋)	引き続き実施										
5 防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・河川沿川における同報系防災行政無線の整備を検討する。	引き続き実施	・検討中	今後検討	防災行政無線のデジタル化を実施	H27より運用開始	防災行政無線のデジタル化を図り、放送内容をメール及び市のホームページと連携し情報伝達を図る。	H29より運用開始
					・情報伝達に係る効果的な手段 （防災行政無線を含む）の整備について検討（H30.4～）	H30～			・運用開始済	H27～	・運用開始済	H29～
6 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・施設等に関する情報を収集し、検討する。	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
					・非常用発電装置と非常時の本部機能についての現状確認を実施（H30.4～）	H30～					・R2.7の庁舎統合に向けた整備の中で防災拠点を位置付ける	整備済
7 浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
8 各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立	・各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の検討 ・水田貯留に対する支援制度の検討	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
9 農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			用水管理者と連携して、降雨時の水門管理の徹底を図っている。	引き続き実施	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
	・文書による注意喚起の通知	引き続き実施			・用水管理者と連携して、降雨時の水門管理を徹底	引き続き実施						
10 応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施			・避難場所の追加指定（民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保）	引き続き実施	・検討中 ・避難所のことであれば，洪水ハザードマップにより退避可能な避難所を公表	今後検討 随時更新	２階以上の施設を所有している民間企業に、災害時における避難所施設の提供に関する協定の締結を依頼する。	順次実施	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	順次実施
	・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			・指定緊急避難場所（洪水） 【R１年度】　２件追加	順次実施			該当施設検討中	順次実施	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） ・R1.5 全戸配布	H30～
11 ダム等の洪水調節機能の向上・確保	洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	引き続き実施										
12 重要インフラの機能確保												
13 樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討										
14 河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	今後検討										

様式ー１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（千保川・旅川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱		実施する機関											
項目		富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2.ソフト対策の主な取組													
①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組													
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組													
15	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
													今後検討
16	小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で防災教育を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。	引き続き実施	・小・中学校からの依頼により、防災教育全般として実施している。	引き続き実施
						小中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	順次実施	・市総合防災訓練における少年消防クラブと防災士が連携した防災体験、見学コーナーの実施（R1.9.1）	R1			・出前講座の実施 R1.9.19 福光中部小学校	要請があれば引き続き実施
17	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・自治会等から出前講座の要請があれば実施	引き続き実施
		・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会	引き続き実施	・出前講座等を実施 H30.5.22 伏木防火協会（100名） R1.6.27 高岡市立野村公民館 R1.7.16 福野中部自主防災連絡会 R1.11.15 防災気象講演会 R1.11.19 富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会	引き続き実施	自主防災会等を対象に、洪水をテーマとした出前講座を実施した（R1 30件（洪水））（R2.1月現在）	要望に応じて順次実施	・出前講座等を実施 R元年度実績 59件（R2.3末時点）	引き続き実施	・出前講座を実施 R1実績 5件 R1.7.31 石動西部地区防災会40名 R1.9.15 石動西部地区防災訓練180名 R1.9.20 荒川地区住民（高齢者）50名 R1.10.3 小矢部市介護保険事務所研修会25名 R1.12.7 綾子自治会40名 ・小矢部市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施 R1.8.4 津沢地区住民等70名 R1.11.4 東部地区住民40名	引き続き実施	・出前講座を実施 H30.10.21 井口婦人防火クラブ20名 ・R1.9.19 福光中部小学校 ・R1.11.3 高屋自治会	要請があれば引き続き実施
18	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	引き続き実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 ・「防災マップ＆市民便利帳」の改定時に併せて、特集ページを作成する。	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	順次実施	・毎年６月広報で大雨による災害対策について特集している。	引き続き毎年実施	・国、県からの広報等を配布し管内への周知を図る。	順次実施
		・減災に係る取組方針をHPに掲載（H30.6）	引き続き実施	・「警報級の可能性」や「危険度分布」などの広報用チラシの配布（H30,R1）	引き続き実施	洪水ハザードマップの配布と合わせて、市広報誌に洪水に関する特集ページを掲載する予定。	R2.6～						今後検討
19	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	今後検討			・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。	順次毎年実施	・県と合同で毎年実施	順次毎年実施
										・河川管理者との合同巡視時に実施 R1.6.13	引き続き実施		今後検討
20	「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
													今後検討
21	災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	H30以降検討	洪水ハザードマップの更新により修正した、災害時の避難所利用の適否を各地域の避難所等案受プレートに反映させる。	順次実施	・市財政課・防災担当課と協議し、必要性の有無等について検討していく。	順次実施
		・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			整備に向けて他都市の事例を調査中。	R3から整備予定	・Ｒ３実施に向け、Ｒ２に関係機関、近隣自治体と標識（浸水想定深）の表示方法などを検討する。	R3実施予定	避難所等案内プレート作成中	引き続き実施	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） ・R1.5 全戸配布	H30～
22	避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・市総合防災訓練等への積極的な参加促進 ・自発的な避難訓練の実施促進、呼びかけ	引き続き実施	市総合防災訓練の実施・住民への参加促進 地区自主防災組織による、防災訓練の実施	引き続き実施	市地域防災計画に基づき、市職員、防災関係機関、地域住民、民間企業等との連携のもと、避難訓練や水防訓練を含めた総合的な防災訓練を実施する。	毎年９月下旬	・市民、南砺市職員、消雪等が参加する総合防災訓練を開催し、避難訓練や水防訓練を実施する。	順次実施
		参加実績 【H28～R1】水防管理団体が実施する水防訓練 【H28～R1】北陸地整管内水防技術講習会	引き続き実施			市総合防災訓練において、住民避難訓練を実施（地震、津波想定）R1.9.1	順次実施（出前講座等においても呼びかけ）	【参加実績】 Ｒ１市総合防災訓練　約2,000人 Ｒ１地区自主防災組織防災訓練　全地区実施（２１地区）				・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
23	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	順次実施	・住民の防災意識を高めるために研修会の実施や防災士による訓練指導等の実施	順次実施	・自主防災組織への情報提供を進める。 ・地域の防災力向上を図るために研修会の実施や防災士による出前講座の実施 ・総合防災訓練時に消防団と一緒に実施	引き続き毎年実施	・平成２８年３月２９日に防災士の有志により「防災こころえ隊」を設立した。当隊は、自主防災組織からの派遣要請に基づき、各種訓練に参加のうえアドバイスをすることで、自主防災組織の活性化につながっている。今後も積極的に隊の活動を推進していくことで、地域の防災力向上を図る。	順次実施
						・自主防災組織結成実績１件 ・自主防災組織連絡協議会結成実績１件 ・自治会等を対象に、防災に係る出前講座を実施。（R1年度82件（全体））（R2.1現在） ・庄川左岸河川敷（高岡市出来田地先）において、水防訓練を実施 ・県西部６市と合同で、防災士育成事業を実施(R1.5.23)	・自主防災会結成は適宜 ・出前講座は要望に応じ順次実施	・自主防災会による訓練を実施（水害想定） 【R1】市内６地区で実施	R1	・市総合防災訓練を実施（水防訓練含む） R1.9.22 小矢部市総合防災訓練	引き続き毎年実施	・市総合防災訓練を実施 H30.8.26 南砺市総合防災訓練 R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			・マイタイムラインの作成促進 ・地区防災計画の作成促進	R1.6～	・砺波市マイ・タイムラインシートの作成・推進	R2.3	マイタイムライン等の作成に関する出前講座を実施する。	順次実施	・マイタイムライン作成の住民講習会の開催を検討する。	順次実施
						・マイタイムライン関連 【R1.9.8】瑞穂自治会出前講座 【R1.11.15】四日市市議会行政視察対応 【R2.1.14】中田中学校防災教育 【R2.2.18】戸出地区出前講座	時期を記載	・行政出前講座等の実施	通年実施	令和元年度より市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施している。 R1.8.4津沢地区住民等70名 R1.11.4東部地区住民40名	R1.8～	・検討中	今後検討
25	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置（県）	引き続き実施			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
		・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施										

具体的な事項の柱		実施する機関											
項目		富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
②迅速かつ確実な避難行動のための取組													
■情報伝達、避難計画等に関する取組													
26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施										
		・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30～										
27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30より実施	・新たな洪水ハザードマップの策定	H30実施	・新たな洪水ハザードマップの策定	H30	過去に作成したハザードマップの見直し（最大浸水想定区域、避難計画を反映）	H30
		・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・新たなハザードマップを策定中 （R2年度公表予定）	H30～ R2.6公表予定	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31.4.25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6全戸配布）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30～
28	新たなハザードマップの各戸配布・周知 （ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30より実施	・市内全戸、事業所などへ洪水ハザードパップを配布・周知する。	R1実施	・新たなハザードマップの各戸配布・周知	R1	・新たなハザードマップの各戸配布・周知	H30
		・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・新たなハザードマップを策定中 （R2年度公表予定）	H30～ R2.6公表予定	・新たな洪水ハザードマップの配布・周知 （H31.4.25公表 広報誌、市HP）	H30～R1	・洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6全戸配布）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30～
29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施	引き続き実施	・高岡市防災情報メールについて、更なる普及のため周知・広報を実施する。また、エリアメール、ＣＡＴＶのＬ字放送、コミュニティＦＭの割り込み放送を活用する。	引き続き実施	・登録制である砺波市緊急メールの実施 ・市緊急メールと市HPの連携	順次整備	・防災・緊急メールの更なる普及に向けPRしていく、またエリアメールCATVの文字放送を活用	H28から実施	・携帯電話及びパソコンのメールを利用した緊急メールの登録について、更なる普及を目指しＰＲしていく。 ・既存の防災行政無線をデジタル化するとともに、難聴エリア解消にむけて屋外拡声子局の増設も行う。 ・南砺市防災アプリを開発し、気象情報や避難情報の伝達を図る。	順次整備
		・河川監視カメラの設置・HP公開 6基 千保川 2基（志貴野橋、市場橋） 祖父川 1基（樋詰橋） 岸渡川 1基（岸渡川鉄道橋） 横江宮川 1基（宮川橋） 旅川 1基（柴田屋橋） ・危機管理型水位計の設置 12基 小矢部川水系 12基（野川、大門川ほか）	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01.12.24）	引き続き実施	市防災情報メールについて、市HPで周知するとともに、出前講座等の際に登録を呼びかけた。また、携帯電話会社の店頭にチラシを配備し、登録呼びかけた。 情報伝達手段の整備（システムの再構築）については、現在検討中。	順次 R2.2～4	・市緊急メールの更なる普及のため市民に周知（出前講座等）及び広報を行う。	引き続き実施	Yahoo防災情報での「自治体からの緊急情報」提供開始	引き続き実施	・運用開始済	整備済
30	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	河川管理者及び関係機関と連携して作成・改善等を図る。	引き続き実施	・防災行動計画（タイムライン）は策定済み。河川管理者及び関係機関と連携して改善等を図る。	引き続き実施	・作成済みタイムラインの改善を実施	H28から実施	・防災計画のタイムライン策定時期と合わせ水防計画において策定する。	順次実施
		・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名) R2.2.3～18　各市町村	引き続き実施	・大雨災害時の対応等の聞き取り調査 H30 南砺市で実施 R1　高岡市で実施	引き続き実施	出水期までに作成予定						・R1.12.12 第5回検討会に参加	引き続き実施
31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	・主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施
		・ホットライン運用（H29～） 実績 0回	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,Ｒ１）	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施
32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	引き続き実施			・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 ・家屋倒壊危険区域内の要配慮者施設へさらなる情報伝達ツールを検討する。	H29から順次実施	・浸水想定区域内(50cm以上）の要配慮者利用施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H30から順次実施	・浸水想定区域内の要配慮者施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H29から順次実施	浸水想定区域内の要配慮者施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H29から順次実施
		・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17） ・施設管理者向け説明会 H30.5.16 南砺市説明会 R1.5.27 南砺市説明会 ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名)	H30～			想定最大規模降雨での洪水ハザードマップを基に対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映	R2.3	・市内対象施設48施設のうち47施設で避難確保計画を作成済 （R2.3末時点）	H30～	・市内対象施設27施設のうち19施設で避難確保計画を作成済 うち、6施設で避難訓練を実施 （R2.3末時点）	H30～	・施設管理者向け説明会を開催 H30.5.16 説明会 ・市内対象施設5施設のうち5施設で避難確保計画を作成済 うち、3施設で避難訓練を実施 （H31.3末時点） ・ハザードマップ更新による追加対象は22施設 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	H30～

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関											
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・広域避難のほかに垂直避難等柔軟な避難方法検討する。	H28から順次実施	・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等により、立ち退き避難が必要な区域を検討する。	H28から順次実施	・最短到達時間によっては垂直避難をすることも考慮し検討	H29から順次実施	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30～			・洪水ハザードマップの改定作業に合わせ検討中 早い段階で避難が必要な区域として以下を設定する。 ・浸水深３ｍ以上 ・浸水が３日以上継続 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）	Ｈ30～	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31.4.25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6公表・全戸配布）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） ・R1.5 全戸配布	H30～
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・県西部６市と連携し、広域避難計画を検討する。	H28から順次実施	・国、県、関係市町村と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。 ・国、県、関係市町村と連携し、想定最大規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。	H28から順次実施	・県、関係市と連携し検討	H29から順次実施	・広域避難の現実性について、隣接市とも協議しながら検討していく。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30～			・広域避難について検討	H30～					・ハザードマップにおいて広域避難計画を策定していない	今後検討
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30から実施	・新たなハザードマップの策定	H30以降順次実施	・洪水ハザードマップを更新し、全戸配布することにより周知	H29から順次実施	・洪水ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する。	H30～
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30～			・洪水ハザードマップを見直し中	Ｈ30～ R2.6公表予定	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31.4.25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6公表・全戸配布）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	順次実施								
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害補足の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30,R1）	引き続き実施								
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			予測精度等の改善を検証	引き続き実施								
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30,R1）	引き続き実施								
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・検討中	今後検討	毎年、市防災連絡協議会の場において前年度の水害等の被害情報等を共有する。	毎年6月下旬～7月上旬頃	・水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績について検討。	今後検討
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 （水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討								
			・河川監視カメラの設置・HP公開 6基 千保川 2基（志貴野橋、市場橋） 祖父川 1基（樋詰橋） 岸渡川 1基（岸渡川鉄道橋） 横江宮川 1基（宮川橋） 旅川 1基（柴田屋橋） ・危機管理型水位計の設置 12基 小矢部川水系 12基（野川、大門川ほか）	H28～	検討中	検討中								
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討								
			検討中	R1	検討中	検討中								
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討			・市と県、関係機関や相互応援協定都市等との非常通信手段の多重化 ・通信訓練等による体制確認	引き続き実施	防災行政無線（移動系）の配備	配備済み	県の方向に準ずる	検討中	・災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達について検討	今後検討
							・年度当初に衛星回線等の連絡先や担当者に変更がないかを確認している	H31.4						
③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組														
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組														
	42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・首長が参加する本部運営訓練、市職員の参集訓練を実施する。 ・消防団への連絡体制の強化として、災害メール、携帯無線、消防団幹部への電話連絡などを実施する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う水防訓練において、市長も参加するものとする。	引き続き毎年実施	・市防災訓練時に併せて、訓練できないか検討し、実施に向けて取組む。	引き続き毎年実施
							・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H31.4.26	引き続き毎年実施					・市総合防災訓練を実施 H30.8.26　南砺市総合防災訓練 R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施
			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.22（南砺市と合同） R1.5.22（南砺市、砺波市と合同）	引き続き実施			・河川パトロールの実施 R1.6.14 ・沿川市町、沿川自治会と共同で 重要水防箇所等の点検を実施 R1.6.13	引き続き毎年実施			・河川パトロールの実施 R1.5.17	引き続き実施	・河川パトロールの実施 R1.5.22（富山県・砺波市と合同）	引き続き毎年実施

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関													
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている実働水防訓練の内容を検討する。	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実働訓練等の検討する	引き続き毎年実施	・毎年防災訓練を実施	引き続き毎年実施	・市総合防災訓練を実施 H30.8.26　南砺市総合防災訓練	引き続き毎年実施
			・庄川・小矢部川合同水防演習を実施 R1.5.18(国、高岡市ほか) 参加機関　約55機関 参加人員　約2,300人	引き続き実施			・庄川・小矢部川総合水防演習を実施 R1.5.18 庄川左岸河川敷	引き続き毎年実施			・市総合防災訓練を実施 H30.9 R1.9.22 ・庄川・小矢部川総合水防演習に参加 R1.5.18　水防団25名参加	引き続き毎年実施		
	45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・広報誌やホームページで消防団員や協力団体の募集を行う。	引き続き実施	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・他市町村の実施状況を参考に、市防災担当課と協議しながら対応を検討する。	引き続き実施
							・SNSでの消防団の活動を紹介 R1.5.18 ・イベント等でチラシを配布 R1.5.18	H30～					・市総合防災訓練を実施 H30.8.26　南砺市総合防災訓練 R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施
			・水防技術講習会に参加 H30.10.16　1名 R1.10.11　3名 R1.11.14、12.10　各2名	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R1.10.11　1名 R1.11.14　1名	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R1.10.11　1名 R1.11.14　1名	引き続き実施		
	47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施										
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30～										
	48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組														
	49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 ・家屋倒壊危険区域内の要配慮者施設へさらなる情報伝達ツールを検討する。	H29から順次実施	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17） ・施設管理者向け説明会 H30.5.16 南砺市説明会 R1.5.27 南砺市説明会 ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名)	H30～			想定最大規模降雨での洪水ハザードマップを基に対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映	R2.3	・市内対象施設48施設のうち47施設で避難確保計画を作成済 （R2.3末時点）	H30～	・市内対象施設27施設のうち19施設で避難確保計画を作成済 うち、6施設で避難訓練を実施 （R2.3末時点）	H30～	・施設管理者向け説明会を開催 H30.5.16 説明会 ・市内対象施設5施設のうち5施設で避難確保計画を作成済 うち、3施設で避難訓練を実施 （H31.3末時点） ・ハザードマップ更新による追加対象は22施設 R1.5.22 追加対象22施設に説明会を実施	H30～
	50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29から実施	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。（H31年度～）	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30			・洪水ハザードマップの改定作業に合わせ検討（H30.4～）	H30～					・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） ・R1.5 全戸配布	H30～
	51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30									・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30～
■救援・救助活動の効率化に関する取組														
	52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・受援計画を策定し、広域支援拠点等の配置等を検討する。	H29から検討	・広域支援拠点等の配備計画を検討	H28から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28から検討	・広域支援拠点等の配置計画の検討	H28から検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 千保川（H31.3.29） 祖父川（R1.6.14） 岸渡川（H30.11.21） 横江宮川（H30.11.21） 旅川（H30.8.17）	H30			・富山県受援体制検討会に参画 ・高岡市受援計画策定に向け情報収集 ・R1年度に受援計画(素案）を策定し、関係機関との調整を踏まえR2年度に策定予定	H30～ R1～R2					・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30～
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施														
	53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	今後検討			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28から検討	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28から検討	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28から検討
							検討中				・R1.7.16 内水氾濫危険箇所の合同調査実			
	54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施					・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画（案）の必要性を検討する。	H28から検討						
							・必要性を検討	H30～						
	55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・連絡体制の確認	引き続き実施			・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き毎年実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制等を作成する。	引き続き毎年実施
							・洪水対応演習にて実施 H31.4.26	引き続き毎年実施					・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次実施	・水防訓練と合同で訓練を検討	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施
							・庄川・小矢部川総合水防演習を実施 R1.5.18 庄川左岸河川敷	引き続き毎年実施					・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き実施

様式－１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（子撫川・小矢部川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱		実施する機関											
項目		富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組													
■洪水を河川内で安全に流す対策													
1	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・河道内堆積土砂や樹木の計画的な撤去を推進する。	引き続き実施										
	侵食・洗掘対策 堤防整備 霞堤の維持・保全 縦工の整備 漏水対策 河道管理 ダムによる洪水調節 洪水をバイパス等で排水する施設の整備 河道浚渫 本川・支川合流部対策 土砂・洪水氾濫対策	【小矢部川】 伐木 L=0.9km（南砺市前田ほか） 【山田川】 河道浚渫 L=0.3km(南砺市院林ほか) 河道浚渫 L=0.3km(南砺市上川崎ほか) 【子撫川】 伐木 L=0.6km(小矢部市桜町) 河道掘削 L=0.1km(小矢部市道明寺)	引き続き実施											
■危機管理型ハード対策													
2	堤防天端の保護 裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	(砺)H28から順次整備										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備													
3	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・新技術に関する情報を収集し、検討する	今後検討			・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28から検討	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28から検討	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28から検討
						・河川パトロールの実施R1.6.14	引き続き実施			・河川管理者と合同巡視を実施 H30.5　R1.5.17	引き続き実施	・R1.5 出水前後に水防倉庫の備蓄確認を実施	引き続き実施
4	洪水時の状況を把握し、円滑な避難活動や水防活動を支援するため、雨量計、水位計（簡易水位計を含む）、河川監視カメラや量水標等の基盤の整備	・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施										
		・河川監視カメラの設置 1基 山田川 1基（桜橋） ・河川監視カメラのHP公開 3基 子撫川 1基（宮島橋） 渋江川 1基（下御亭橋） 小矢部川 2基（川崎橋、新福光橋） 山田川 1基（桜橋） ・危機管理型水位計の設置 5基 小矢部川水系 5基（明神川、池川ほか） ・水位局舎停電対策 3箇所 小矢部川 2基(川崎橋、新福光橋) 山田川 1基(桜橋)	引き続き実施										
5	防災行政無線や防災ラジオ等のデジタル化による改良					・河川沿川における同報系防災行政無線の整備を検討する。	引き続き実施	・検討中	今後検討	・防災行政無線のデジタル化を実施	H27より運用開始	防災行政無線のデジタル化を図り、放送内容をメール及び市のホームページと連携し情報伝達を図る。	H29より運用開始
						・情報伝達に係る効果的な手段 （防災行政無線を含む）の整備について検討（H30.4～）	H30～			・運用開始済	H27～	・運用開始済	H29
6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び非常用発電装置等の耐水化	・施設等に関する情報を収集し、検討する。	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
						・非常用発電装置と非常時の本部機能についての現状確認を実施（H30.4～）	H30～					・R2.7の庁舎統合に向けた整備の中で防災拠点を位置付ける	整備済
7	浸透ますの設置 校庭貯留の実施					・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
8	各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の確立 水田貯留に対する支援制度の確立	・各戸貯留・浸透施設の設置に対する支援制度の検討 ・水田貯留に対する支援制度の検討	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
9	農業用排水路に設置されている水門管理の徹底	・気象情報に応じて、文書による市、土地改良区宛に事前点検や注意喚起の通知	引き続き実施			用水管理者と連携して、降雨時の水門管理の徹底を図っている。	引き続き実施	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
		・文書による注意喚起の通知	引き続き実施			・用水管理者と連携して、降雨時の水門管理を徹底	引き続き実施						
10	応急的な退避場所の確保	・適切な避難経路を確保するため、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表 ・適切な避難経路および避難場所を確保するため、土砂災害警戒区域を指定・公表	順次実施			・避難場所の追加指定（民間施設を含めた指定緊急避難場所の確保）	引き続き実施	・検討中 ・避難所のことであれば、洪水ハザードマップにより退避可能な避難所を公表	今後検討 随時更新	２階以上の施設を所有している民間企業に、災害時における避難所施設の提供に関する協定の締結を依頼する。	順次実施	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	順次実施
		・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			・指定緊急避難場所（洪水） 【Ｒ１年度】　２件追加	順次実施			該当施設検討中	順次実施	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） ・R1.5 全戸配布	H30～
11	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	洪水調節機能を維持・確保するための浚渫等の実施	引き続き実施										
12	重要インフラの機能確保												
13	樋門等の施設の確実な運用体制の確保	・樋門や水門等の自動化・遠隔操作化等について検討	今後検討										
14	河川管理の高度化	・河川管理におけるドローン活用の検討	今後検討										

具体的な事項の柱	実施する機関											
項目	富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2.ソフト対策の主な取組												
①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組												
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組												
15 水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	・水害の歴史、洪水特性の周知理解促進のための副教材の作成・配布	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
16 小中学校等における水災害教育を実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で防災教育を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。	引き続き実施	・小・中学校からの依頼により、防災教育全般として実施している。	引き続き実施
					小中学校等からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	順次実施する	・市総合防災訓練における少年消防クラブと防災士が連携した防災体験、見学コーナーの実施（R1.9.1）	R1			・出前講座の実施 R1.9.19 福光中部小学校	要請があれば引き続き実施
17 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・自治会等から出前講座の要請があれば実施	引き続き実施
	・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉サービス事業所連絡協議会	引き続き実施	・出前講座等を実施 R1.6.27　高岡市立野村公民館 R1.7.16　福野中部自主防災連絡会 R1.11.15 防災気象講演会 R1.11.19　富山県防災シニアエキスパート会総会・研修会	引き続き実施	自主防災会等を対象に、洪水をテーマとした出前講座を実施した（R1 30件（洪水））（R2.1月現在）	要望に応じて順次実施	・出前講座等を実施 R元年度実績 59件（R2.3末時点）	引き続き実施	・出前講座を実施 R1実績 5件 R1.7.31　石動西部地区防災会40名 R1.9.15　石動西部地区防災訓練180名 R1.9.20　荒川地区住民（高齢者）50名 R1.10.3　小矢部市介護保険事務所研修会25名 R1.12.7　綾子自治会40名 ・小矢部市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施 R1.8.4　津沢地区住民等70名 R1.11.4　東部地区住民40名	引き続き実施	・出前講座を実施 H30.10.21 井口婦人防火クラブ20名 R1.9.19 福光中部小学校 R1.11.3 高屋自治会	要請があれば引き続き実施
18 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、ＨＰへの掲載等（協議会で作成） ・マイタイムライン作成への支援	引き続き実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 ・「防災マップ＆市民便利帳」の改定時に併せて、特集ページを作成する。	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	順次実施	・毎年６月広報で大雨による災害対策について特集している。	引き続き毎年実施	・国、県からの広報等を配布し管内への周知を図る。	順次実施
	・減災に係る取組方針をHPに掲載（H30.6）	引き続き実施	・「警報級の可能性」や「危険度分布」などの広報用チラシの配布（H30・R1）	引き続き実施	洪水ハザードマップの配布と合わせて、市広報誌に洪水に関する特集ページを掲載する予定。	R2.6～						
19 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	今後検討			・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。	順次毎年実施	・県と合同で毎年実施	順次毎年実施
									・河川管理者との合同巡視時に実施 R1.6.13	引き続き実施		
20 「災害・避難カード」を用いた平時からの住民等への周知・教育・訓練	・災害・避難カード作成時に同席し、防災教育に参加	今後検討			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
21 災害リスクの現地表示	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表 ・ハザードマップ作製の基礎資料となる土砂災害警戒区域の指定および公表	順次実施			・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	H30以降検討	洪水ハザードマップの更新により修正した、災害時の避難所利用の適否を各地域の避難所等案愛プレートに反映させる。	順次実施	・市財政課・防災担当課と協議し、必要性の有無等について検討していく。	順次実施
	・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・土砂災害警戒区域の指定および公表	H30～ 随時			整備に向けて他都市の事例を調査中。	R3から整備予定	・Ｒ３実施に向け、Ｒ２に関係機関、近隣自治体と標識（浸水想定深）の表示方法などを検討する。	R３実施予定	避難所等案内プレート作成中	引き続き実施	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30～
22 避難訓練への地域住民の参加促進	・水防管理団体が行う訓練等の支援及び参加	引き続き実施			・市総合防災訓練等への積極的な参加促進 ・自発的な避難訓練の実施促進、呼びかけ	引き続き実施	市総合防災訓練の実施・住民への参加促進 地区自主防災組織による、防災訓練の実施	引き続き実施	市地域防災計画に基づき、市職員、防災関係機関、地域住民、民間企業等との連携のもと、避難訓練や水防訓練を含めた総合的な防災訓練を実施する。	毎年９月下旬	・市民、南砺市職員、消雪等が参加する総合防災訓練を開催し、避難訓練や水防訓練を実施する。	順次実施
	参加実績 【H28～R1】水防管理団体が実施する水防訓練 【H28～R1】北陸地整管内水防技術講習会 【R1】小矢部市総合防災訓練（北蟹谷地区）	引き続き実施			市総合防災訓練において、住民避難訓練を実施（地震、津波想定）R1.9.1	順次実施（出前講座等においても呼びかけ）	【参加実績】 Ｒ１市総合防災訓練　約2,000人 Ｒ１地区自主防災組織防災訓練 全地区実施（21地区）				・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
23 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	順次実施	・住民の防災意識を高めるために研修会の実施や防災士による訓練指導等の実施	順次実施	・自主防災組織への情報提供を進める。 ・地域の防災力向上を図るために研修会の実施や防災士による出前講座の実施 ・総合防災訓練時に消防団と一緒に実施	引き続き毎年実施	・平成２８年３月２９日に防災士の有志により「防災こころえ隊」を設立した。当隊は、自主防災組織からの派遣要請に基づき、各種訓練に参加のうえアドバイスをすることで、自主防災組織の活性化につながっている。今後も積極的に隊の活動を推進していくことで、地域の防災力向上を図る。	順次実施
					・自主防災組織結成実績１件 ・自主防災組織連絡協議会結成実績１件 ・自治会等を対象に、防災に係る出前講座を実施。（R1年度82件（全体））（R2.1現在） ・庄川左岸河川敷（高岡市出来田地先）において、水防訓練を実施 ・県西部６市と合同で、防災士育成事業を実施(R1.5.23)	・自主防災会結成は適宜 ・出前講座は要望に応じ順次実施	・自主防災会による訓練を実施（水害想定） 市内６地区で実施	R1	・市総合防災訓練を実施（水防訓練含む） R1.9.22　小矢部市総合防災訓練	引き続き毎年実施	・市総合防災訓練を実施 H30.8.26　南砺市総合防災訓練 R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
24 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・マイタイムライン作成に向けた市町村の取組みを支援	R2～			・マイタイムラインの作成促進 ・地区防災計画の作成促進	R1.6～	・砺波市マイ・タイムラインシートの作成・推進	R2.3	マイタイムライン等の作成に関する出前講座を実施する。	順次実施	・マイタイムライン作成の住民講習会の開催を検討する。	順次実施
					・マイタイムライン関連 【R1.9.8】瑞穂自治会出前講座 【R1.11.15】四日市市議会行政視察対応 【R2.1.14】中田中学校防災教育 【R2.2.18】戸出地区出前講座	時期を記載	・行政出前講座等の実施	通年	令和元年度より市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講座を実施している。 R1.8.4津沢地区住民等70名 R1.11.4東部地区住民40名	R1.8～	・検討中	今後検討
25 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・県HPに問い合わせ窓口を設置（県）	引き続き実施			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
	・相談窓口をHPに掲載	引き続き実施										

具体的な事項の柱		実施する機関											
項目		富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
	カテゴリ	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2. ソフト対策の主な取組　②迅速かつ確実な避難行動のための取組													
■情報伝達、避難計画等に関する取組													
26	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等の作成・公表と適切な土地利用の促進	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	順次実施										
		・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30										
27	新たな洪水ハザードマップの策定（広域的な避難計画等も反映）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30より実施	・新たな洪水ハザードマップの策定	H30実施	・新たな洪水ハザードマップの策定	H30	過去に作成したハザードマップの見直し（最大浸水想定区域、避難計画を反映）	H30
		・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・新たな洪水ハザードマップを策定中 （R2年度公表予定）	H30～ R2.6公表予定	・新たな洪水ハザードマップの策定 （H31.4.25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6全戸配布）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30～
28	新たなハザードマップの各戸配布・周知 （ハザードマップポータルサイトや地図情報等の活用など）	・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表 ・新たな洪水ハザードマップ策定の支援	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30より実施	・市内全戸、事業所などへ洪水ハザードパップを配布・周知する。	H31実施	・新たなハザードマップの各戸配布・周知	R1	・新たなハザードマップの各戸配布・周知	H30
		・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名)	H30～			・新たな洪水ハザードマップを策定中 （R2年度公表予定）	H30～ R2.6公表予定	・新たな洪水ハザードマップの配布・周知 （H31.4.25公表 広報誌、市HP）	H30～R1	・洪水ハザードマップを策定 （H30策定、R1.6全戸配布）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを配布 （H30年度策定、H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30～
29	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 （水位や河川状況等ライブカメラ情報、避難情報） 危険レベルの統一化等による災害情報の充実	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Ｌアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・携帯端末向けのシステムの実施 ・河川監視カメラの設置（水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き実施	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達（ホットライン）を実施	引き続き実施	・高岡市防災情報メールについて、更なる普及のため周知・広報を実施する。また、エリアメール、ＣＡＴＶのＬ字放送、コミュニティＦＭの割り込み放送を活用する。	引き続き実施	・登録制である砺波市緊急メールの実施 ・市緊急メールと市HPの連携	順次整備	・防災・緊急メールの更なる普及に向けPRしていく、またエリアメールCATVの文字放送を活用	H28から実施	・携帯電話及びパソコンのメールを利用した緊急メールの登録について、更なる普及を目指しＰＲしていく。 ・既存の防災行政無線をデジタル化するとともに、難聴エリア解消にむけて屋外拡声子局の増設も行う。 ・南砺市防災アプリを開発し、気象情報や避難情報の伝達を図る。	順次整備
		・河川監視カメラの設置 1基 山田川 1基（桜橋） ・河川監視カメラのHP公開 3基 子撫川 1基（宮島橋） 渋江川 1基（下御亭橋） 小矢部川 2基（川崎橋、新福光橋） 山田川 1基（桜橋） ・危機管理型水位計の設置 5基 小矢部川水系 5基（明神川、池川ほか）	引き続き実施	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1） ・「危険度分布」にリスク情報を重ね合わせを開始（R01.12.24）	引き続き実施	市防災情報メールについて、市HPで周知するとともに、出前講座等の際に登録を呼びかけた。また、携帯電話会社の店頭にチラシを配備し、登録呼びかけた。 情報伝達手段の整備（システムの再構築）については、現在検討中。	順次実施 R2.2～4	・市緊急メールの更なる普及のため市民に周知（出前講座等）及び広報を行う。	引き続き実施	Yahoo防災情報での「自治体からの緊急情報」提供開始	引き続き実施	・運用開始済	整備済
30	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	引き続き実施	河川管理者及び関係機関と連携して作成・改善等を図る。	引き続き実施	・防災行動計画（タイムライン）は策定済み。河川管理者及び関係機関と連携して改善等を図る。	引き続き実施	・作成済みタイムラインの改善を実施	H28から実施	・防災計画のタイムライン策定時期と合わせ水防計画において策定する。	順次実施
		・市町村担当者への水位情報のメール配信 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　14市町(25名) R1.9.5　14市町村(27名) R2.2.3～18　各市町村	引き続き実施	・大雨災害時の対応等の聞き取り調査 H30 南砺市で実施 R1　高岡市で実施	引き続き実施	取水期までに作成予定						・R1.12.12 第5回検討会に参加	引き続き実施
31	中小河川において、相当な被害が発生する可能性を予見した場合、首長等への直接の情報提供（ホットライン）の実施	・H29から取組みを開始	H29～	主な河川を対象とした流域雨量指数による危険度分布の能動的ホットライン	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施	・H29から取組みを開始	引き続き実施
		・ホットライン運用（H29～） 実績 0回	H29～	・大雨が予想された場合、富山県等に情報伝達を実施（H30,R1）	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施	・ホットライン運用（H29～） 実績 なし	引き続き実施
32	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供 ・要配慮者利用施設管理者向け説明会への支援	引き続き実施			・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 ・家屋倒壊危険区域内の要配慮者施設へさらなる情報伝達ツールを検討する。	H29から順次実施	・浸水想定区域内(50cm以上）の要配慮者利用施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H30から順次実施	・浸水想定区域内の要配慮者施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H29から順次実施	浸水想定区域内の要配慮者施設について、避難確保計画及び避難訓練の実施を促進する。	H29から順次実施
		・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・施設管理者向け説明会 H30.5.16 南砺市説明会 R1.5.27 南砺市説明会 ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会(14市町25名) H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ(14市町26名) R1.9.5　減災対策検討会(14市町村27名)	H30～			想定最大規模降雨での洪水ハザードマップを基に対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映	R2.3	・市内対象施設48施設のうち47施設で避難確保計画を作成済 （R2.3末時点）	H30～	・市内対象施設27施設のうち19施設で避難確保計画を作成済 うち、6施設で避難訓練を実施 （R2.3末時点）	H30～	・施設管理者向け説明会を開催 H30.5.16 説明会 ・市内対象施設5施設のうち5施設で避難確保計画を作成済 うち、3施設で避難訓練を実施 （H31.3末時点） ・ハザードマップ更新による追加対象は22施設 ・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	H30～

様式－１　概ね５年（H30～R2）で実施する取組（案）（子撫川・小矢部川等グループ）

赤：R1実績等更新、青：追加分実績等更新

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関											
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	33	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	順次実施			・家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・広域避難のほかに垂直避難等柔軟な避難方法検討する。	H28から順次実施	・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等により、立ち退き避難が必要な区域を検討する。	H28から順次実施	・最短到達時間によっては垂直避難をすることも考慮し検討	H29から順次実施	・浸水想定区域図等の公表を踏まえ、避難所ごとに水害時の浸水深、避難の可否、及び経路について検証していく。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・洪水ハザードマップの改定作業に合わせ検討中 早い段階で避難が必要な区域として以下を設定する。 ・浸水深３ｍ以上 ・浸水が３日以上継続 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）	H30～	・新たな洪水ハザードマップの策定（H31.4.25公表）	R1	・新たな洪水ハザードマップを策定（H30策定、R1.6公表・全戸配布）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定（H31.4公表） ・R1.5 全戸配布	H30～
	34	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・県西部６市と連携し、広域避難計画を検討する。	H28から順次実施	・国、県、関係市町村と連携し、計画規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。 ・国、県、関係市町村と連携し、想定最大規模洪水に対する広域避難計画を広域避難計画を検討・策定する。	H28から順次実施	・県、関係市と連携し検討	H29から順次実施	・広域避難の現実性について、隣接市とも協議しながら検討していく。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・広域避難について検討	H30～					・ハザードマップにおいて広域避難計画を策定していない	今後検討
	35	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H30から実施	・新たなハザードマップの策定	H30以降順次実施	・洪水ハザードマップを更新し、全戸配布することにより周知	H29から順次実施	・洪水ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する。	H30～
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・洪水ハザードマップを見直し中	H30～R2.6公表予定	・新たな洪水ハザードマップの策定（H31.4.25公表）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定（H30策定、R1.6公表・全戸配布）	H30～R1	・新たな洪水ハザードマップを策定（H31.4公表） ・R1.5 全戸配布	H30～
	36	水位予測の検討及び精度の向上			・大雨・洪水警報等の評価及び精度の向上 ・災害補足状況の検証と洪水警報等の基準の変更	順次実施								
		小規模の流域・急流河川に対応する精度の高い降雨・洪水予測の実施			・災害補足の状況と洪水警報等の基準の検証の実施（H30,R1）	引き続き実施								
	37	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善			・予測精度等の改善を検証	引き続き実施								
					・災害発生状況などと危険度の検証実施（H30,R1）	引き続き実施								
	38	水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績等の周知	・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討			・水位周知河川以外の河川における必要性について検討	今後検討	・検討中	今後検討	毎年、市防災連絡協議会の場において前年度の水害等の被害情報等を共有する。	毎年6月下旬～7月上旬頃	・水位周知河川等に指定されていない河川における水害危険性の周知促進や浸水実績について検討。	今後検討
	39	防災施設の機能に関する情報提供の充実	・河川監視カメラの設置 （水位計設置箇所） ・簡易水位計の設置	引き続き実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討								
			・河川監視カメラの設置 1基 山田川 1基（桜橋） ・河川監視カメラのHP公開 3基 子撫川 1基（宮島橋） 渋江川 1基（下御亭橋） 小矢部川 2基（川崎橋、新福光橋） 山田川 1基（桜橋） ・危機管理型水位計の設置 5基 小矢部川水系 5基（明神川、池川ほか）	H28～	検討中	検討中								
	40	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	ダムの放流情報の内容や周知のタイミングの改善について検討	R1～	関係機関と連携して効果的な対応に協力	今後検討								
			検討中	R1	検討中	検討中								
	41	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・市町村における各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制に関する検討の支援	今後検討			・市と県、関係機関や相互応援協定都市等との非常通信手段の多重化 ・通信訓練等による体制確認	引き続き実施	防災行政無線（移動系）の配備	配備済み			・災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達について検討	今後検討
							・年度当初に衛星回線等の連絡先や担当者に変更がないかを確認している	H31.4						
2. ソフト対策の主な取組　③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組														
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組														
	42	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き実施	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・首長が参加する本部運営訓練、市職員の参集訓練を実施する。 ・消防団への連絡体制の強化として、災害メール、携帯無線、消防団幹部への電話連絡などを実施する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う水防訓練において、市長も参加するものとする。	引き続き毎年実施	・市防災訓練時に併せて、訓練できないか検討し、実施に向けて取組む。	引き続き毎年実施
							・洪水対応演習（情報伝達訓練）に参加 H31.4.26	引き続き毎年実施					・市総合防災訓練を実施 H30.8.26　南砺市総合防災訓練 R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	43	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・重要危険箇所等の合同巡視を実施。	引き続き実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施
			・重要水防箇所等の合同巡視を実施 H30.5.22（南砺市と合同） R1.5.22（南砺市、砺波市と合同）	引き続き実施			・河川パトロールの実施 R1.6.14 ・沿川市町、沿川自治会と共同で重要水防箇所等の点検を実施 R1.6.13	引き続き毎年実施			・河川パトロールの実施 R1.5.17	引き続き実施		

具体的な事項の柱	項目	カテゴリ	実施する機関											
			富山県		富山地方気象台		高岡市		砺波市		小矢部市		南砺市	
			実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	44	関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実動訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き実施	・要請による訓練への支援	引き続き実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている実働水防訓練の内容を検討する。	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実働訓練等の検討する	引き続き毎年実施	・毎年防災訓練を実施	引き続き毎年実施	・市総合防災訓練時に、洪水を想定した連絡体制や水防訓練を実施	引き続き毎年実施
			・庄川・小矢部川合同水防演習を実施 R1.5.18(国、高岡市ほか) 参加機関　約55機関 参加人員　約2,300人	引き続き実施			・庄川・小矢部川総合水防演習を実施 R1.5.18 庄川左岸河川敷	引き続き毎年実施			・庄川・小矢部川総合水防演習に参加 H30.9 R1.5.18　水防団25名参加 ・市総合防災訓練を実施 R1.9.22	引き続き毎年実施	・市総合防災訓練を実施 H30.8.26　南砺市総合防災訓練 R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	45	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・広報誌やホームページで消防団員及び協力団体の募集を行う。	引き続き実施	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・他市町村の実施状況を参考に、市防災担当課と協議しながら対応を検討する。	引き続き実施
							・SNSでの消防団の活動を紹介 R1.5.18 ・イベント等でチラシを配布 R1.5.18	H30～						
	46	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施
			・水防技術講習会に参加 H30.10.16　1名 R1.10.11　3名 R1.11.14、12.10　各2名	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R1.10.11　1名 R1.11.14　1名	引き続き実施			・水防技術講習会に参加 R1.10.11　1名 R1.11.14　1名	引き続き実施		
	47	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・検討に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施										
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30										
	48	地域の事業者による水防支援体制の検討・構築					・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
	■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組													
	49	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施	要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行おうとする際の支援。	引き続き実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 ・家屋倒壊危険区域内の要配慮者施設へさらなる情報伝達ツールを検討する。	H29から順次実施	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28から順次実施	・浸水想定区域図等の公表を反映させたハザードマップ等を関係各施設に配布するとともに、依頼に応じて説明会を実施する。	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17） ・施設管理者向け説明会 H30.5.16 南砺市説明会 R1.5.27 南砺市説明会 ・出前講座等を実施 R1.7.3 富山県精神障害者障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所連絡協議会 ・市町村担当者向け説明会の開催 H31.2.20　減災対策検討会（14市町25名） H31.4.8　避難勧告等ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ打合せ（14市町26名） R1.9.5　減災対策検討会（14市町村27名）	H30～			想定最大規模降雨での洪水ハザードマップを基に対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映	R2.3	・市内対象施設48施設のうち47施設で避難確保計画を作成済 （R2.3末時点）	H30～	・市内対象施設27施設のうち19施設で避難確保計画を作成済 うち、6施設で避難訓練を実施 （R2.3末時点）	H30～	・施設管理者向け説明会を開催 H30.5.16 説明会 ・市内対象施設5施設のうち5施設で避難確保計画を作成済 うち、3施設で避難訓練を実施 （H31.3末時点） ・ハザードマップ更新による追加対象は22施設 ・R1.5.22 追加対象22施設に説明会を実施	H30～
	50	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29から実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H28から順次実施	・検討中	今後検討	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。（H31年度～）	H28から順次実施
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・洪水ハザードマップの改定作業に合わせ検討（H30.4～）	H30～					・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30～
	51	大規模工場における情報連絡体制の確立及び自衛水防活動の取組	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討	・検討中	今後検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30									・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） ・R1.5 全戸配布	H30～
	■救援・救助活動の効率化に関する取組													
	52	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・作成に必要な情報（浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等）の提供	順次実施			・受援計画を策定し、広域支援拠点等の配置等を検討する。	H29から検討	・広域支援拠点等の配備計画を検討	H28から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28から検討	・広域支援拠点等の配置計画の検討	H28から検討
			・洪水浸水想定区域図の公表 子撫川（H30.11.21） 渋江川（H30.11.21） 小矢部川（H30.8.17） 山田川（H30.8.17）	H30			・富山県受援体制検討会に参画 ・高岡市受援計画策定に向け情報収集 ・R1年度に受援計画（素案）を策定し、関係機関との調整を踏まえR2年度に策定予定	H30～ R1～R2					・新たな洪水ハザードマップを策定 （H31.4公表） R1.5 全戸配布	H30～
	■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施													
	53	氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を検討・作成	・排水ポンプ車設置可能箇所の検討	今後検討			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28から検討	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28から検討	・大規模水害を想定した排水計画（案）の検討を実施	H28から検討
							検討中				・R1.7.16 内水氾濫危険箇所の合同調査実施			
	54	地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施					・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画（案）の必要性を検討する。	H28から検討						
							・必要性を検討	H30～						
	55	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・連絡体制の確認	引き続き実施			・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き毎年実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制等を作成する。	引き続き毎年実施
							・洪水対応演習にて実施 H31.4.26	引き続き毎年実施					・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き毎年実施
	56	排水計画（案）に基づき、関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	引き続き実施			・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次実施	・水防訓練と合同で訓練を検討	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施
							・庄川・小矢部川総合水防演習を実施 R1.5.18 庄川左岸河川敷	引き続き毎年実施					・R1.8.25 城端地域で市総合防災訓練実施	引き続き実施

（様式2-取組概要）　富山県

カテゴリ	想定最大規模降雨による浸水想定区域図等の作成・公表
内　　容	想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図等の公表
実施主体	富山県

全ての水位周知河川（県管理河川）において、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図等を公表した。

【公表状況】２０河川（R2.3月末現在）　（参考）県内全ての水位周知河川（41河川）で公表完了

・神通川水系いたち川、土川、熊野川、坪野川、山田川（婦負）
・小矢部川水系小矢部川（県管理区間）、旅川、山田川（砺波）、岸渡川、横江宮川、渋江川、子撫川、千保川、祖父川　・庄川水系和田川　・下条川水系下条川
・白岩川水系白岩川、栃津川、大岩川　・上市川水系上市川

※下線赤は今回追加分

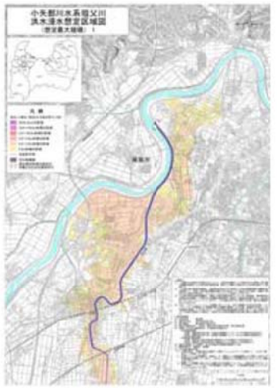
洪水浸水想定区域図（祖父川）

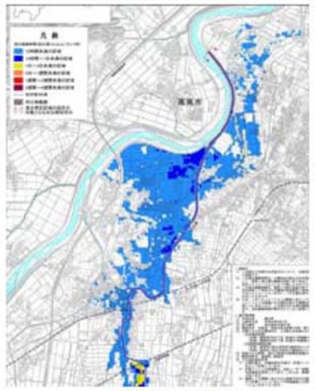
浸水継続時間（祖父川）


富山県HPで公表
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1503/kj00009527.html

（様式2-取組概要）　富山県

カテゴリ	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
内　　容	河川監視カメラの設置及び画像情報の一般公開
実施主体	富山県

洪水時における住民の自主避難や市町村長の避難勧告等の判断を支援するため、県管理の水位周知河川の水位観測所等43箇所（R2.5月末時点）において、河川監視カメラを設置し、カメラ画像をインターネットを通じて一般公開するもの。　R1 19箇所追加　（参考）県内全体では72箇所

【実施概要】
・公開開始日：平成３０年６月（追加分は令和２年５月末予定）
・公開の方法：画像情報（静止画：５分更新）と水位情報をホームページで提供
・公開ＨＰ　：「富山県河川・海岸カメラ」（http://kawa.pref.toyama.jp/camera）等


河川監視カメラ設置状況



外部公開サイト（富山県河川・海岸カメラ）

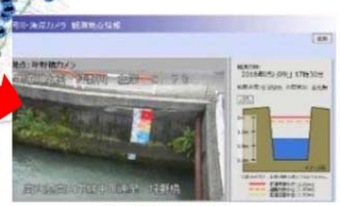
河川監視カメラ画像

（様式2-取組概要）　富山県

カテゴリ	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善
内　　容	市町村担当者向け説明会の開催
実施主体	富山県

市町村における県管理河川を対象とした防災行動計画（タイムライン）の策定などを推進するため、市町村担当者向け説明会を開催した。

○水害に対する減災対策検討会（市町村担当者向けソフト対策説明会）
・第１回　平成３１年２月２０日（水）、第２回　令和元年９月５日（木）
・参加者　市町村水防及び防災担当者など延べ５２名
・内容　①洪水ハザードマップの作成について
②水害対応タイムライン（避難勧告着目型）の作成について
③要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について　など

避難行動につながるリスク情報の周知

ソフト対策

想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を県内41水位周知河川で策定（県）

当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを見直し（市町村）

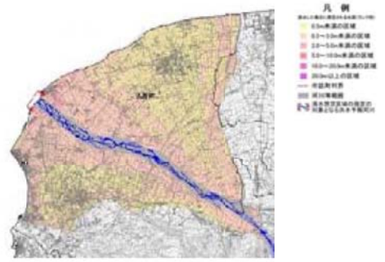
【洪水浸想定区域図（黒部川）】

（様式2-取組概要）　富山県

カテゴリ	リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
内　　容	危機管理型水位計の設置
実施主体	富山県

中小河川の水位を把握し、住民の避難判断に役立てるため、危機管理型水位計を県管理河川に設置し公開した。

【実施概要】　R13箇所追加
・設置箇所　：庄川水系谷内川など６８箇所（R2.3月末時点）　（参考）県内全体では87箇所
・公開開始日：令和元年５月３１日
・公開の方法：「川の水位情報」（https://k.river.go.jp）


危機管理型水位計設置状況（黒石川）

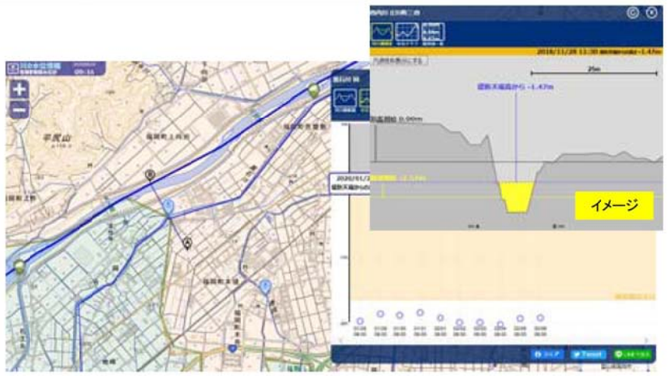

危機管理型水位計の公開サイト（「川の水位情報」）

（様式2-取組概要）　富山県

カテゴリ	河川管理者以外が管理する樋門等の重要な河川占用施設の合同調査
内　　容	構造、操作手法、問題点について河川管理者と占用者で情報共有
実施主体	富山県

横江宮川において、河川改修に合わせて改築した樋門等の施設について、関係者が完成後に現地で構造、操作手法等について意見交換を行いました。

・令和元年６月１８日（火）16:00～17:20
・参加者　富山県、土地改良区、用水管理委員会（操作者）、施工業者
・内容：①施設の概要確認
②操作方法、メンテナンス手法について確認
③洪水時の操作に関する問題点等について情報共有

横江宮川



五ヶ村排水樋門の構造確認



五ヶ村排水樋門の操作説明の様子

（様式2-取組概要）　富山県

カテゴリ	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施
内　　容	河川施設点検の実施
実施主体	富山県、富山市、滑川市、上市町、立山町

沿川市町と共同で重要水防箇所等の点検を行った。
【実施概要】
・日　時：令和元年５月１４日
・参加者：富山県河川課、富山県立山土木事務所、富山市、滑川市、上市町、立山町
・内　容：①河川管理施設の点検
②重要水防箇所の周知
③水防備蓄資材の点検



河川管理施設の点検



重要水防箇所の周知



水防備蓄資材の点検

（様式2-取組概要）　富山県

カテゴリ	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施
内　　容	河川施設点検の実施
実施主体	富山県（河川課、砺波土木センター）、砺波市、南砺市

沿川市と共同で重要水防箇所等の点検を行った。
【実施概要】
・実施日：令和元年５月２２日
・参加者：富山県河川課、富山県砺波土木センター、砺波市、南砺市
・内　容：①河川管理施設の点検
②重要水防箇所の周知
③水防備蓄資材の点検



河川管理施設の点検（旅川）



水防備蓄資材の点検（池川）

（様式2-取組概要）　富山地方気象台

カテゴリ	水位予測の検討及び精度の向上
内　　容	流域雨量指数と水位との検証
実施主体	富山地方気象台

令和元年10月12日～14日の台風第19号の出水事例について、流域雨量指数と水位との比較検証を行った。
【検証結果】熊野川・土川・千保川・横江宮川・の水位観測所は氾濫注意水位を超過していたのに対し、流域雨量指数の実況値は注意報基準を超えなかった。洪水警報の危険度分布では、橋水位観測所の周辺では「注意」の黄色は表示されなかった（左下図参照）。流域雨量指数のピーク値と注意報基準の差は小さいことから、現時点で基準値の見直しまでは行わず、今後さらに事例を積み重ねて精査する。水位と指数の変化傾向が、いくつの河川で若干異なる河川があるが、これらが指数の特性を表しているかどうか、引き続き別事例でも検証する。



洪水警報の危険度分布※（令和元年10月12日22時00分）
※ 洪水警報の危険度分布では、実況値及び3時間先までの予想値のうち、最大の危険度を表示するようにしている

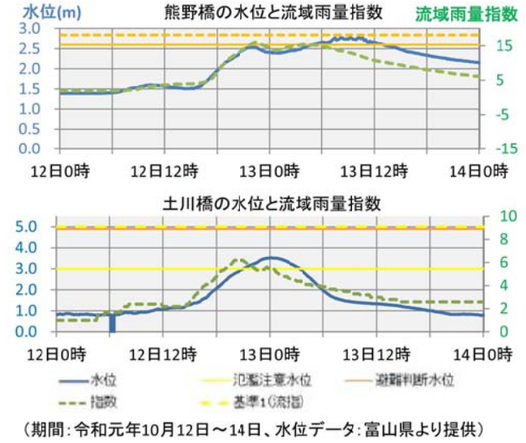

（期間：令和元年10月12日～14日、水位データ：富山県より提供）

（様式2-取組概要）

高岡市

カテゴリ	風水害に備えたマイ・タイムラインの活用促進
内　　容	マイ・タイムラインを活用した避難行動計画の作成支援
実施主体	高岡市

「いつ」、「誰が」、「なにをするか」に着目し、防災行動を整理したタイムラインは、災害時における地域や個人の行動をチェックするツールとして、大きな減災効果が期待できることから、令和元年６月に“高岡版マイ・タイムライン”を作成し、家庭・地域・学校等におけるマイタイムラインの利用促進に取り組んでいる



高岡版“マイ・タイムライン”



市民と市政10月号



R2.1.14 マイ・タイムラインを活用した防災教育

（様式2-取組概要）

滑川市

カテゴリ	滑川市防災士連絡協議会、県、市職員等による河川視察を実施
内　　容	防災パトロール（上市川）の視察
実施主体	滑川市

集中豪雨の際に災害が発生することが予想される箇所について、関係機関と連携して視察を行い災害時の対応等に情報共有を行うもの。

【実施概要】

・日　時：令和２年５月３１日

・参加者：滑川警察署、新川土木センター、新川農林振興センター、砂防ボランティア協会
滑川市防災士協議会、市　１９名

・視察河川：上市川



上　市　川

（様式2-取組概要）

砺波市

カテゴリ	平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
内　　容	砺波市マイ･タイムラインシートの作成
実施主体	砺波市･砺波市防災士連絡協議会

【作成の目的】

台風や大雨等による被害が予想される場合に、あらかじめ住民一人ひとりがとる避難行動を時系列で記載して有事に備える「マイ・タイムラインシート」を新たに作成し、平時からの避難行動に関する意識を高めるとともに、早めの避難開始への取組みを強化する。

【作成者】

砺波市・砺波市防災士連絡協議会

・防災士の意見も取り入れ、行政と市民との協働で作成

【取組みの推進方法等】

・市内全戸に配布

・市ホームページに掲載し、いつでもシートがダウンロードできる。

・市総合防災訓練や行政出前講座等で活用するほか、各地区において実施される防災ワークショップや図上訓練等においても、防災士が講師となり取組みを推進



砺波市マイ・タイムラインシート

（様式2-取組概要）

小矢部市

カテゴリ	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
内　　容	小矢部市防災士連絡協議会によるマイタイムライン講習の実施
実施主体	小矢部市

小矢部市防災士連絡協議会による、洪水ハザードマップを活用したマイタイムラインの作成に関する出前講座を２回開催した。

【評細】

１回目

・日　時：令和元年８月４日（日）

・参加者：約70名（津沢地区住民及び関係者）

２回目

・日　時：令和元年11月４日（月）

・参加者：約40名（東部地区住民）




（様式2-取組概要）

小矢部市

カテゴリ	広域的な避難計画等反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
内　　容	洪水ハザードマップの見直し・全戸配布
実施主体	小矢部市

平成27年の水防法改正に伴い、国土交通省と富山県は、管理する河川に関して「計画規模」から「想定し得る最大規模」の降雨（約1,000年に一度）に条件を拡大した「洪水浸水想定区域図」を公表しました。
小矢部市では、この「洪水浸水想定区域図」を反映させるため、平成31年３月に洪水ハザードマの見直しを行い、令和元年６月に全戸配付いたしました。

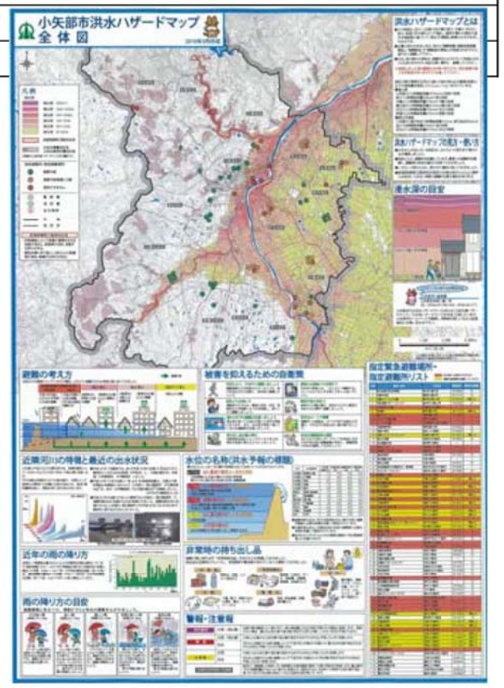

小矢部市洪水ハザードマップ全体図
（2019年３月作成）

（様式2-取組概要）

小矢部市

カテゴリ	毎年、関係機関が連携した水防実施訓練を実施
内　　容	防災計画等の円滑な運用及び防災思想の普及啓発を図る
実施主体	小矢部市

今年度は、小矢部市内の北蟹谷地区において、関係機関と連携し総合防災訓練を実施しました。
当日は、大雨洪水警報発令のなか震度６強の地震を観測、建物倒壊や火災のほか土砂崩れ、河川氾濫の危険性を想定し訓練を実施しました。

【評細】
- 日　時：令和元年９月22日（日曜日）午前８時から午前10時まで
- 参加者：約400人（自治会・地域住民、市職員、防災関係機関、他各種団体・企業）
- 内　容：①集団避難・孤立集落避難訓練
　　②水防訓練（土のう積、シート張り工法）等



土のう積



シート張り工法

（様式2-取組概要）

南砺市

カテゴリ	毎年、関係機関が連携した水防実施訓練等を実施
内　　容	防災思想の普及啓発を図る防災訓練
実施主体	南砺市

南砺市城端地域において、避難所が開設された場合を想定し、関係機関と連携して総合防災訓練を実施しました。

【詳細】
- 日　時：令和元年８月２５日（日曜日）午前８：００～１２：００
- 参加者：地域住民（城端地域）、消防団、消防署、市
- 内　容：①住民避難活動・誘導訓練
　　②水防訓練
　　③避難所運営訓令（応急救護・炊き出しなど）



南砺市蓑谷地区　水防訓練（土のう製作）



避難所運営訓練（炊き出し）

（様式2-取組概要）

南砺市

カテゴリ	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実
内　　容	浸水を回避できる高さに発電機を設置
実施主体	南砺市

【目的】防災の拠点に位置付ける庁舎機能の停止を回避する。
【詳細】
　庁舎統合に伴い、浸水範囲内にある庁舎別館の改修工事に際し、非常用発電機等を架台を用いて浸水深よりも高い位置に設置する等の対策を講じている。



屋外機器 据付場所



非常用発電機等 据付状況

（様式2-取組概要）

射水市

カテゴリ	水防、排水実働訓練の実施
内　　容	排水ポンプ車の操作訓練
実施主体	射水市

○日時　令和元年６月１１日
○場所　和田川６号水門
和田川の市が管理する水門設置箇所において、排水ポンプ車によるポンプの設置方法や、操作方法の訓練を実施した。災害応急対策班に属する市職員７名が参加した。







（様式2-取組概要）

立山町

カテゴリ	自治会や地域住民が参加した災害に備えての総合防災訓練
内　　容	防災、避難、救護訓練の実施
実施主体	立山町

立山町利田地区において、総合防災訓練を実施した。常願寺川において氾濫の危険性が高まることを想定し、避難等の訓練を実施した。
【実施概要】
・日　時：令和元年１０月２６日(土)
・参加者：国、県、町、関係機関、及び利田地区住民他
・内　容：住民避難訓練、情報伝達訓練、応急救護訓練外


ボート展覧


土嚢づくり


住民が参加しての救護訓練

（様式2-取組概要）

舟橋村

カテゴリ	想定最大規模降雨による浸水想定区域図等の作成
内　　容	想定最大規模降雨を対象とした浸水想定区域図等の作成
実施主体	舟橋村

平成27年度水防法改正、直轄河川浸水想定区域の見直し及び県管理河川浸水想定区域の見直しに伴い、平成19年度作成の洪水ハザードマップを改訂するもの。（R2年3月公表済）
【対象河川】・常願寺川　・白岩川水系白岩川、栃津川、大岩川　・上市川水系上市川



令和元年台風19号による黒石川における対応　【高岡土木センター小矢部土木事務所】

○　令和元年10月12日豪雨による急激な水位上昇について、河川管理者である富山県から小矢部市に直接情報を提供。

良かった点や課題

≪良かった点≫
○水位周知河川ではなかったが、水位計やカメラの情報により急激な水位上昇による越水の危険性があることを情報共有し、自治体の対応予定を確認した。

≪課題≫
○黒石川は、水位周知河川ではないが、当該区間の河道断面積が狭く、過去に幾度か浸水被害が確認されている。 水防団待機水位等が設定されていないため、関係自治体等の初動対応が遅れる可能性がる。

○今回は、浸水被害を免れたが、このような河川での対応判断は非常に難しいと思われる。

上記に対する対応策等

○過去の実績等から水位が急激に上昇すると考えられる河川については、雨雲の動きや水位の情報を早い段階で把握し、速やかに情報提供をし、今後の対応確認等を行うなど自治体の初動の支援を行う。

令和元年大雨警報時における黒石川氾濫危機の対応について 【小矢部市】

〇令和元年夏期の大雨による黒石川氾濫危機の対応について、水防管理者（小矢部市）による振り返りを行い、課題および対応策等について検討。

良かった点や課題

≪良かった点≫
黒石川は水位周知河川以外の河川であるが、水防管理者の巡視により水位の上昇を確認し、事前に氾濫危機に備えることができた。また、氾濫に備え、地元自治会と連携し、自主避難所の開設及び避難誘導を行うことができた。

≪課題≫
水防管理者の巡視では、対応が遅れる恐れがある。
周知河川以外の河川水位情報を得る手段の確保が必要である。

上記に対する対応策等

周知河川以外の河川について地元水防団との情報連絡体制を強化し、大雨警報発令時の巡視による水位情報の伝達や水防対応に努めてもらう。

資料－７

第６回　常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

【その他報告事項】

・事務所からの報告

①　各流域の減災に係る取組方針の改定の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

②　庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

③　洪水ハザードマップの作成状況及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

④　要援護者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

⑤　みんなでタイムラインプロジェクト（富山県版）について ・・・・・・・・・・・・・・・ 46

⑥　既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取組について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

・県からの報告

⑦　水害対応タイムライン策定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

⑧　県管理ダムにおけるホットラインの構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

⑨　市町村担当者（防災・建設）の方にお願いしたいこと
（地域防災計画の作成及び防災訓練の実施について） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

⑩　新型コロナウイルス感染拡大防止の関係通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

各流域の減災に係る取組方針の改定の概要

令和2年2月17日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

「水防災意識社会」を再構築する取組の状況

○平成27年9月関東・東北豪雨を受け、「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生する」との考えのもと、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を始め、近年、水災害が頻発化･激甚化していることを踏まえ、水防災意識社会の再構築の評価を行いながら、取組を充実してきた。

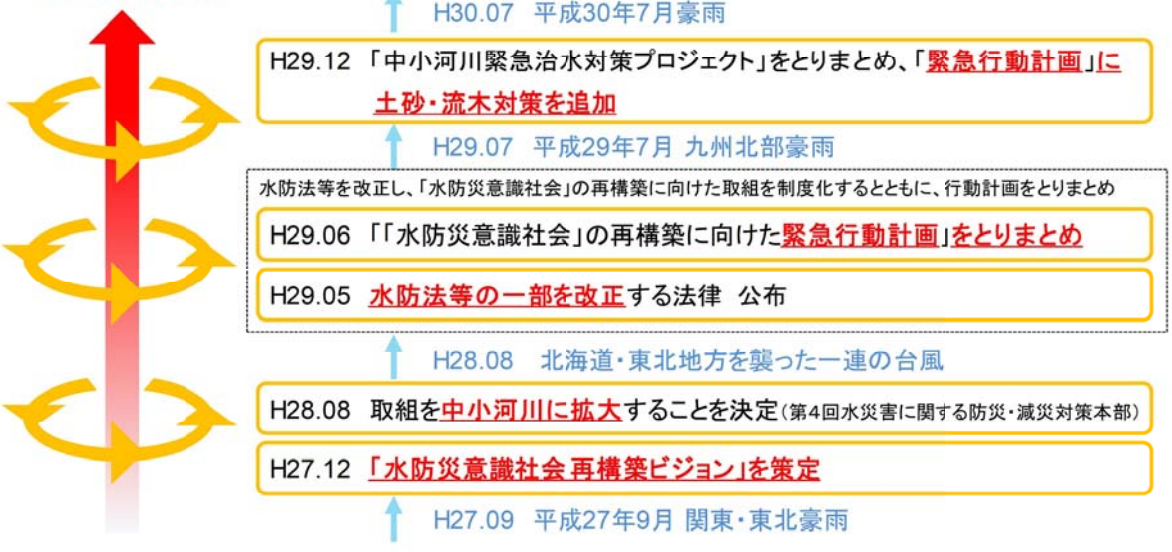

国土交通省　H30.12
大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について　～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～
基本的な考え方に関する参考資料　より抜粋

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について答申（概要）
～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～

＜諮問内容＞ 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方はいかにあるべきか

○水災害の主な特徴と課題

【豪雨・水災害の特徴】
- ○ 停滞した前線に大量の湿った空気が供給され、前例の無いほど大量の総雨量を記録。地球温暖化による水蒸気量の増加も寄与
- ○ 広島県や岡山県、愛媛県では、多くの場所で24時間以上の長時間の降水量が過去の記録を更新
- ○ 中小河川のみならず、大河川の氾濫や都市部における内水氾濫、土石流等が各地で発生
- ○ バックウォーター現象等による本川と支川の合流部の氾濫や土砂と洪水が同時に氾濫する土砂・洪水氾濫等の複合的な要因による水災害が発生

【人的被害の特徴】
- ○ 土地のリスク情報や市町村の避難情報、防災情報等は出されていたものの、逃げ遅れによる人的被害も発生
- ○ 避難情報が発令されていない場合やダム下流部では浸水区域図が示されず、ダムの放流情報等が避難に活用されていない地域が存在

【社会経済被害の特徴】
- ○ 防災拠点、上下水道等のライフライン施設、交通インフラの被災により、地域の応急対応等への支障や、経済活動等へ甚大な被害が発生
- ○ 被災地が広域に及んだため、被害状況把握や早期復旧支援等の地域支援のために全国から多数の応援が必要

○緊急的に実施すべき対策

(1)施設能力を上回る事象が発生するなかで、 人命を守る取組

＜ソフト対策＞
- ①平時から災害時にかけての災害情報とその伝達方策 の充実・整理
- ②リスク情報の空白地帯の解消
- ③避難行動につながるリアルタイム情報の充実
- ④災害を我がことと考えるための取組の強化

＜避難を支援するハード対策＞
- ⑤減災のためのハード対策の実施
- ⑥逃げ遅れた場合の応急的な退避場所の確保

＜被害を未然に防ぐハード対策＞
- ⑦複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の保全
- ⑧現行施設の能力を上回る事象に対する対策

(2)社会経済被害の最小化や被災時の復旧・復興を迅速化する取組
- ①社会経済被害の最小化を図るための対策
- ②被災地の早期復旧を支援

(3)気候変動等による豪雨の増加や広域災害に対応する取組
- ①気候変動への適応
- ②広域的かつ長期的な大規模豪雨に対する対策
- ③住民の住まい方の改善

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申（概要）

事前防災ハード対策
洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策や、氾濫水の早期排水等の社会経済被害を最小化するハード対策の充実

避難確保ハード対策
災害が発生した場合でも、応急的に退避できる場所の確保や避難路等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばすハード対策の充実

住民主体のソフト対策
住民が主体的な行動が取れるよう、個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実

○気候変動の影響による豪雨の増加も踏まえ、事前の防災対策を推進


・河道掘削や樹木伐採


・遊砂地等の整備

○社会経済被害を最小化する対策の推進

○長時間の降雨による洪水氾濫や内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害への対策強化

○避難路や避難場所の安全を確保


・後付式の流木捕捉工や強靭ワイヤーネットを活用した緊急整備


・掘削土砂を活用した高台の整備

○地区単位で個人の避難計画の作成


マイ・タイムライン作成


避難経路の確認

○メディアの特性を活用し、情報発信の連携



○大規模氾濫減災協議会等へ利水ダムの管理者や公共交通機関等の多様な主体の参画



多層的な対策を一体的に取り組み、「水防災意識社会」の再構築を加速

国土交通省 H30.12
大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～
基本的な考え方に関する参考資料 より抜粋

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

○平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。

○具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1)関係機関の連携体制
- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・要配慮者利用施設における避難確保:避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン:多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供:ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知　等

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- ・防災教育の促進:防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化:地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保:マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消:ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了　等

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
- ・危機管理型ハード対策:決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計:災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保:代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ:災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置　等

(3)被害軽減の取組

①水防体制に関する事項
- ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施　等

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項
- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進　等

(4)氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組
- ・排水施設等の運用改善:国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化:下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施　等

(5)防災施設の整備等
- ・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策:人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策:樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策:堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保:ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保:インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備　等

(6)減災・防災に関する国の支援
- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進:事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化:大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上　等

国土交通省　H31.1「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申(平成30年12月)を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改定　より抜粋

5

○緊急行動計画改定(平成31年1月29日)に伴う大規模氾濫減災対策協議会で取り組む内容

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方
平成30年12月13日付
社会資本整備審議会

↓

「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について(答申)」を踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について
平成31年1月29日付

具体的な取組を検討

本減災対策協議会における取組方針の追加内容

1. 主な今後の取組(案)

赤字:市町村が関係する取組

【ハード整備】
- ○本川と支川の合流部等の対策
- ○多数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木伐採・河道掘削等)
- ○流木や土砂の影響への対策(透過型砂防堰堤の整備等)
- ○土砂・洪水氾濫への対策(砂防堰堤の整備等)
- ①応急的な退避場所の確保
- ○ダム放流警報設備の耐水化や水文観測所の停電対策
- ②市町村庁舎や災害拠点病院等の耐水化・改良

【ソフト対策】
- ③地域防災力向上のための人材育成
- ④災害リスクの現地表示(土砂災害警戒区域等の標識設置等)
- ⑤災害の状況や高齢者の被災リスクを踏まえ、地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携(避難行動の支援促進やハザードマップの掲示等)
- ⑥避難訓練への地域住民の参加促進
- ⑦住民一人一人の避難計画の作成(マイタイムライン等)
- ⑧適切な土地利用の促進(水害リスクの高い区域の災害危険区域指定等)
- ○水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進
- ○住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報の共有
- ⑨浸水実績等の周知
- ⑩市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
- ○ダム等の洪水調節機能の向上・確保
- ⑪早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)

など

2. 今後、どのように進めるか検討すべきもの

○報道機関等のメディアとの連携
○利水ダム管理者などの連携

など

⇒ 本幹事会提案後、総会に向け各機関が取組内容を検討

3

6

①応急的な退避場所の確保

参考事例：滑川市

https://www.city.namerikawa.toyama.jp/kurashi/6/4/2013.html

平成20年1月10日　災害時における協力体制に関する協定

富山医療福祉専門学校
校舎を災害時要援護者の避難所として利用・医療用資材等の提供・学生のボランティア派遣

参考事例：黒部市

https://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/fushiki/ibento2_2.html

平成29年　生地鼻灯台を津波等の緊急避難場所とする協定を締結

平成29年12月19日、生地鼻灯台において伏木海上保安部（伏木海上保安部長：福井　孝之）と黒部市（黒部市長：堀内　康男）との間において、敷地を一時避難場所とする「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」の締結式が行われました。同灯台が所在する黒部市生地地区は、富山湾東部の沿岸部に面しており過去何度も高波（寄り回り波）の被害に遭っており、同灯台敷地は海抜4．5メートルの高台にあることから、周辺の低地に住む住民から黒部市に対し緊急避難場所として要望されていたものです。



取組内容のイメージ：水害発生時の応急的な退避場所の確保について検討する。等

②市町村庁舎や災害拠点病院等の耐水化・改良

参考事例：射水市

http://www.city.imizu.toyama.jp/appupload/EDIT/015/015082.pdf#search='%E5%BA%81%E8%88%8E+%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%A9%9F+%E5%B0%84%E6%B0%B4%E5%B8%82'

平成28年　新庁舎

【災害対策】
・支持層までの杭と表層改良による地盤改良で締固めるなど液状化対策に配慮
・水害対策として、1階床高を地盤面から50cm高くするとともに止水板を設置
・最上階に非常用発電機を設置
・設備機械室は、最上階に、サーバー室と中央管理室は、4階に設置します。



4階



取組内容のイメージ：水害発生時に防災体制に支障が出る庁舎・災害拠点病院の耐水化を検討する。等

③地域防災力向上のための人材育成

参考事例：富山市

https://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/danjyosankakusiminkyodo/borantiajoho.html

市災害ボランティア本部

市内で災害が発生し「市災害対策本部」が設置された場合、市、市社会福祉協議会、市災害ボランティアネットワーク会議とで「市災害ボランティア本部」の立ち上げについて協議し、連携して立ち上げ を行う。

富山市総合防災訓練への参加

富山市災害ボランティアネットワーク会議の構成メンバーが自主的に訓練に参加し、実践的な訓練を行うことで、災害ボランティア本部の担う役割やその運営方法を具体的に習得することを目的としています。

令和元年度の訓練の様子

令和元年9月28日（土曜日）に、富山県広域消防防災センター（富山市惣在寺）で行われた訓練の様子を紹介します。今回の訓練には、構成団体から40名が参加し、災害ボランティア本部の業務担当役とボランティア役に分かれての実務訓練を行いました。








取組内容のイメージ：地域防災力向上のため人材育成を行うための講習会を実施。等

④避難訓練への住民参加促進

参考事例：高岡市

https://www.city.takaoka.toyama.jp/somu/bosai/bosai/sonaeru/chiiki/documents/renkyonews.pdf

令和元年 川原校下で防災訓練が実施されました

今年度、川原校下において新たに自主防災組織連絡協議会が結成され、あわせて校下単位での大規模な防災訓練も実施されました。訓練では避難訓練、炊き出し訓練、初期消火訓練、傷病者搬送訓練等が行われ、講習会では危機管理室から災害リスクの説明と台風第 19 号による長野市内の被災状況の報告を行いました。
開催日時：令和元年 11 月9日 午前9時 30 分～
開催場所：高岡市立川原公民館
実施主体：川原校下自主防災組織連絡協議会【参加者数 180 人】



川原校下防災訓練

令和元年 庄川・小矢部川総合水防演習を実施しました

庄川・小矢部川総合水防演習は、水防技術の向上・伝承や地域社会全体の防災意識の普及と防災意識の向上などを目的に、庄川では 20 年ぶりに開催されました。演習には開催地の地元自治会・自主防災組織の皆様をはじめ、水防活動を担う消防団、防災関係機関や災害時の支援団体など、見学者を含め総勢約 2,300 人が参加し、タイムラインに基づき各種訓練を実施しました。
●日 時：令和元年5月 18 日（土）午前8時 30 分 ～ 午前 11 時 20 分まで
●場 所：高岡市出来田地先（大門大橋付近 大門カイトパーク上流）
●内 容：水防工法実施訓練、避難訓練 等
●主 催：高岡市、北陸地方整備局、富山県、富山河川国道事務所水防連絡会



開会式の様子



避難訓練の様子

取組内容のイメージ：洪水ハザードマップに基づく避難計画を各地区において実施。等

⑤地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携

代表的な取組例３　高齢者の避難行動に対する理解促進

■高齢者が地域で安心・安全に生活を送るためには、災害時における高齢者の適切な避難行動に結びつくよう、日頃より、高齢者一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要。
■水害については、大規模氾濫減災協議会において、ハード・ソフトの両面から、防災・減災への取組を関係者が連携して実施中。
■高齢者の日頃からの生活に関する支援については、地域包括支援センターやケアマネジャーが核となり実施中。
■ **防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施**

＜大規模氾濫減災協議会＞

地域で多様な関係者が連携して洪水対策を総合的かつ一体的に推進する機関

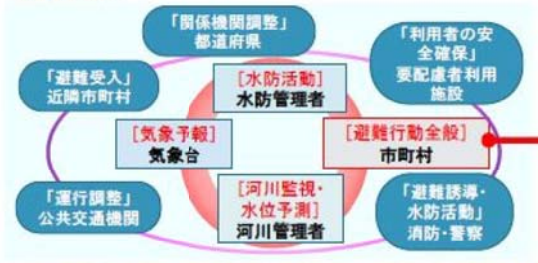

防災と福祉の連携

＜地域包括支援センター＞

市町村が設置する地域の高齢者の保健医療や福祉の増進を包括的に支援する機関



【取　組】 **大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施**

（例）
・ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施
（高齢者と接するケアマネジャーに地域の水害リスクを理解してもらい、地域の水害リスクを高齢者へ伝える機会の増加を図る）
・地域包括支援センターへのハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等の設置
・大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力、大規模氾濫減災協議会において地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例の共有　等

平成30年７月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ（第３回）資料抜粋

11

⑦住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進

参考事例：小矢部市

http://bousaisi-oyabe.jp/2019_demae06/

令和元年【出前講座】東部地区　マイ・タイムライン

今年度6回目となる出前講座。東部地区です。
東部地区では、過去にも、DIG（2017年）とR－DIG（2018年）を開催しております。
【日時】11月4日　15:00～18:00
【場所】東部公民館
【参加】一般住民の方、40名程度
【内容】マイタイムライン講習

令和元年【出前講座】津沢地区　マイタイムライン講習

津沢地区にて毎年恒例の出前講座を開催いたしました。
毎年依頼頂きましてありがとうございます。
【日時】8月4日　13:00－16:00
【場所】津沢コミュニティプラザ
【内容】マイタイムライン講習　自分で備える事前防災
【参加】70名程度
まずは、タイムラインの事を簡単に説明し、その後に「マイタイムライン」の説明をしました。





取組内容のイメージ：マイタイムライン作成の講習会を実施。
小中学校の授業において、マイタイムライン作成を促す。等

12

⑧適切な土地利用の促進（災害危険区域の指定等）

平気候変動下の都市における戦略的水害リスク低減方法の開発より抜粋

（３） 札幌市における建築基準法第３９条の災害危険区域等指定による規制・誘導

１）概要

建築基準法第 39 条並びに札幌市建築基準法施行条例第 65 条及び第 66 条の規定に基づき、出水等の危険の著しい区域を「災害危険区域」（第１種区域・第２種区域）として指定するとともに、建築基準法第 40 条及び札幌市建築基準法施行条例第 72 条第３項の規定に基づき、郊外の低地帯に「出水のおそれのある区域」を指定。昭和 41 年より建築規制を実施している。

※参考：災害危険区域・出水のおそれのある区域について（札幌市ＨＰ）

http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/kakuninn/kokuji/saigaikiken/index.html

２）水害対策の概要

指定区域（右図）における建築行為に対して、満たすべき要件を以下の表に定めている。

① 災害危険区域：義務的規制

表 5.2.3　災害危険区域等における規制内容　（出典：札幌市 HP）

区域		居室の床の高さ	基礎の構造	便槽の高さ
災害危険区域	第1種区域	道路面より1.5m以上	鉄筋コンクリート造(基礎の上端は床面まで30cm未満)	くみ取り便所は便槽の上端を基礎の上端以上とする。
	第2種区域	道路面より1.0m以上		
出水のおそれのある区域		道路面より0.6m以上		

・ 第１種区域：70ha

・ 第２種区域：487ha

② 出水のおそれのある区域：推奨的規制

・ 指定区域：7,573ha



図 5.2.11　災害危険区域等の指定状況　（出典：札幌市 HP）

取組内容のイメージ：水害リスクが高い区域について災害危険区域の指定を検討。等

13

⑨浸水実績等の周知

○市町村長は、河川管理者からの情報提供・助言を受けつつ浸水実績等の調査・把握を行い、浸水実績等を活用して水害リスク情報を周知する。

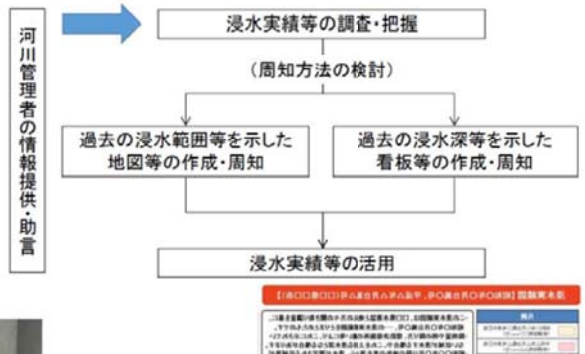

浸水実績等に関する情報が得られる資料の例



水害誌



家屋等の浸水痕跡

・都道府県の水害誌
・市町村史
・水害統計調査の水害区域図
・痕跡調査の報告書
・写真（空撮、衛星写真）等

※詳細は、「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成29年3月）P6～「(5)浸水実績に係る情報を提供」を参照



取組内容のイメージ：浸水実績のある区域の情報を洪水ハザードマップやHPにて周知する。又は看板の作成・周知　　等

14

⑩市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実

富山県の災害医療の提供体制

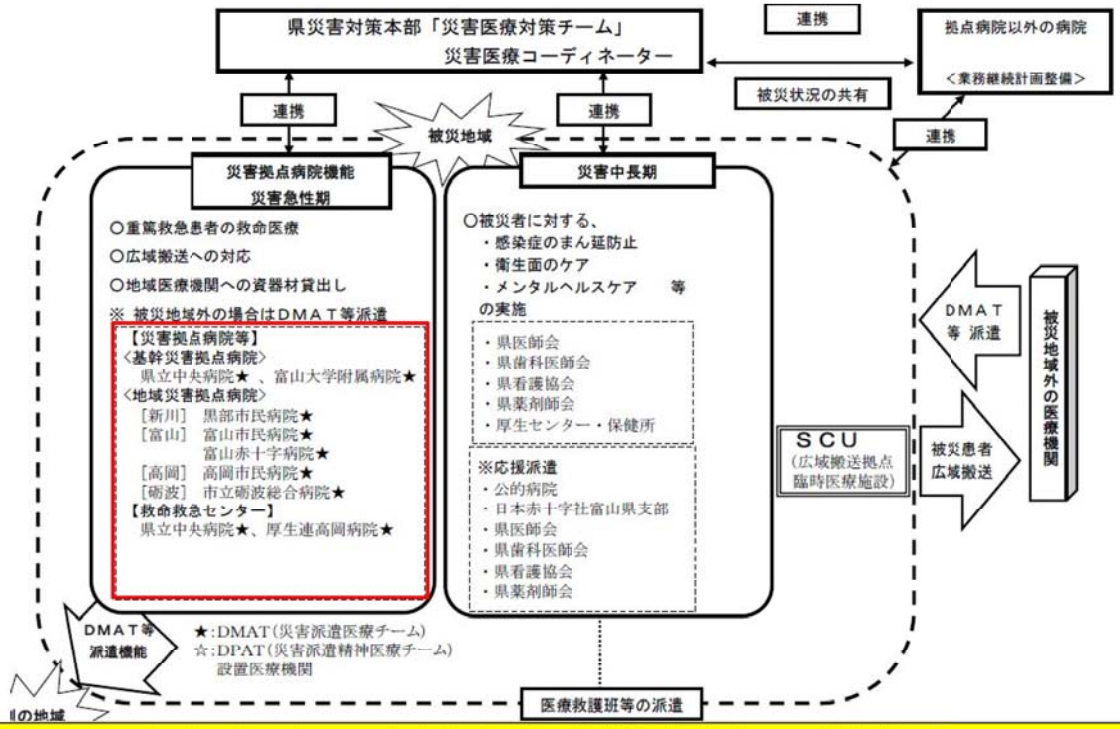

取組のイメージ：県・市において水害発生時の災害拠点病院への情報伝達体制の確立。等

15

⑪早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）

事業所は、災害や事故で被害を受けても、顧客や取引先等から中核となる業務がなるべく中断しないこと、
また、中断しても出来るだけ短い期間で再開することが望まれています。
水害による「事業継続」の取組として平常時から「事業継続計画BCP」の検討が重要です。

ライオン株式会社　**禁水性の化学物質の保管の強化、本社バックアップ拠点も確保**

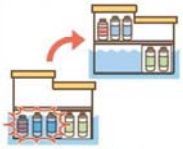

取り組みのきっかけ

江戸川区のハザードマップで浸水深が３ｍ程度と確認したので、当社平井の研究開発本部敷地内にある禁水性の化学物質については、可燃物との隔離、保管量の制限または、浸水深を超える２階等に保管しています。また、地震災害に備えて本社機能のバックアップ体制の確立や対応訓練、そして資材の備蓄にも力を入れています。



担当者コメント

災害時の状況を想定した訓練を実施することにより、はじめてわかることや気づくことがたくさんあります。いざという時の対応は、事前の準備が大切だと思います。また、災害に関する知識の普及活動を行っており、今後は訓練を通してさらなる防災力の向上を目指していきます。

株式会社タカラトミー　**防水板（壁）を設置し、社屋への浸水を防御する措置**



取り組みのきっかけ

当社では、外水はん濫よりも「都市型水害」と言われるゲリラ豪雨による内水はん濫で被害が発生する可能性が非常に高いと判断し、本社玄関や地下への入口、また地下にある変電設備の入口に防水板を設置しています。また、青戸の事務所では１階にあるサーバ室を80cm程度の防水壁で囲むことで浸水被害対策を行っています。

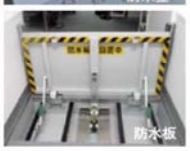

担当者コメント

最近のゲリラ豪雨や台風による大雨の際は、社屋への浸水がいつも気がかりでした。防水板や防水壁は、建物保全の担当者にはいざという時に心強いですね。今後は災害時に避難所として社屋を開放するなど地域への貢献も考えていきたいと思います。







荒川下流河川事務所パンフ：事業所の水害対策　事業継続計画（BCP）作成のすすめから抜粋

取組のイメージ：事業所の水害対策　事業継続計画（BCP）の作成を支援する。等

16

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

2020年6月更新

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
	（1）関係機関の連携体制											
緊-1	・大規模氾濫減災協議会等の設置	【国・都道府県管理河川共通】 ・改正水防法に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会へ移行、又は新たに設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 【国管理河川】 ・2016年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置し、取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく128協議会を設置済。 【都道府県管理河川】 ・2018年12月までに、改正水防法に基づく267協議会を設置済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町村の高齢者福祉部局を追加。 ・大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取り組みを推進。 【都道府県管理河川】 ・改正水防法に基づく協議会への移行が完了していない協議会は、速やかに移行。「地域の取組方針」未作成の協議会は、速やかにとりまとめ。 【砂防】 ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。	【国・都道府県管理河川共通】 ・構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。 ・協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 ・協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 ・引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。 【砂防】 ・連絡会の設置を進めるとともに、連絡会において、防災体制、防災意識の啓発、避難訓練等について取組方針とりまとめ。	済・規約別表1	済・規約別表1	済・規約別表1	済・規約別表1	－	－	－	－
	（2）円滑かつ迅速な避難のための取組											
	①情報伝達、避難計画等に関する事項											
緊-2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	【国管理河川】 ・2018年12月までに109水系に係る全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等でホットライン構築済。 【都道府県管理河川】 ・2017年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。 ・協議会の場等を活用し、2018年6月までに、全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。	済 2 ② ①	済 2 ② ①	済 2 ② ①	済 2 ② ①	－	－	－	－
緊-3	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）	【共通】 ・2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」を通知。 【国管理河川】 ・2017年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成済。 【都道府県管理河川】 ・2017年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。 ・2018年12月までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる1,170市町村のうち、36都道府県の562市町村で水害対応タイムラインを作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 ・全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 ・土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。	－	－	－	－	－	－	－	○
緊-4	・多機関連携型タイムラインの拡充	【共通】 ・2016年8月に地整、都道府県に対して「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」を通知。 【国管理河川】 ・2018年12月までに、全国27地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者 （※1）による多様な防災行動（※2）を対象とした水害対応タイムラインを作成。 （※1）市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 （※2）要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応	【共通】 ・ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。	【共通】 ・先行実施の状況等も踏まえ、必要に応じて「タイムライン（防災行動計画）作成・活用指針（初版）」にブロックタイムライン策定の考え方を反映させるなどの見直しを実施。 ・主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。	－	－	済 2 ② ②	済 2 ② ②	－	－	－	－

1

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

2020年6月更新

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

緊急行動計画No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
緊-5	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・2017年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・2017年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表（2018年12月改定）し、都道府県に通知。 ・今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」に記載。	【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	新 2 ② ⑨	新 2 ② ⑨	新 2 ② ⑨	新 2 ② ⑨	－	○	－	－
緊-6	・ICT等を活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始（GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等）。 ・2018年12月に「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」でメディア連携の施策についてとりまとめ。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。	新 2 ② ⑩	新 2 ② ⑩	新 2 ② ⑩	新 2 ② ⑩	○	○	○	－
緊-7	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	【国管理河川】 ・2018年5月に全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・危険レベル（警戒レベル）の導入に関し、洪水予警報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ・関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動（避難準備や避難開始）のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。 ・水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。 【砂防】 ・危険レベル（警戒レベル）を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。	変 2 ② ①	変 2 ② ①	変 2 ② ①	変 2 ② ①	○	○	○	－
緊-8	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	―	【国管理河川】 ・ 状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	新 2 ② ⑪	新 2 ② ⑪	新 2 ② ⑪	新 2 ② ⑪	○	－	－	－
緊-9	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	―	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、2019年度までに実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。	新 2 ② ⑫	新 2 ② ⑫	新 2 ② ⑫	新 2 ② ⑫	－	○	○	－
緊-10	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	―	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。 ■事務局メモ■富山県管理ダム 常願寺川：なし、神通川：室牧ダム等、庄川：利賀川ダム等、小矢部川：城端ダム	【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。	－	新 2 ② ⑬	新 2 ② ⑬	新 2 ② ⑬	－	○	○	－

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

緊急行動計画No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
緊-11	・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	【砂防】 ・29都道府県において、スネークラインを公表済。	【砂防】 ・スネークラインの公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。	【砂防】 ・既存システムの改修に合わせ、順次スネークラインの公表等を実施。	－	－	－	－	－	－	－	－
緊-12	・避難計画作成の支援ツールの充実	―	【国管理河川】 ・109水系における計画規模の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ（地点別浸水シミュレーション検索システム）に実装。	【都道府県管理河川】 ・県管理河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに順次実装。 ・2020年度までに、約1500河川について実装。	済 2 ② ③	済 2 ② ③	済 2 ② ③	済 2 ② ③	○	○	－	－
緊-13	・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。	【国・都道府県管理河川共通】 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成した市町村において、広域避難を考慮した自治体を対象に、関係機関との調整内容や協定等の実態調査を実施し、協議会等の場を通じて結果を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会等の場を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・2020年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	済 2 ② ⑤	済 2 ② ⑤	済 2 ② ⑤	済 2 ② ⑤	－	－	－	－
緊-14	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。（2017年6月までに全47都道府県で実施済み） ・2017年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・2017年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂。 ・2017年8月に、避難確保計画の作成について、消防計画等の既存の計画に追記等する場合の留意事項をとりまとめHPで公開。 ・2017年8月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岡山県、岩手県においてモデルとなる社会福祉施設を選定し、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」を作成。2018年3月に兵庫県のモデル施設における事例を追加し、第2版を作成。 ・2018年9月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、山梨県においてモデルとなる医療施設を選定し、避難確保計画を作成し知見をとりまとめて公開するための第1回ワークショップを開催。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年度に、要配慮者利用施設の施設管理者等を対象とした講習会を通じて避難確保計画作成の促進を図る「講習会プロジェクト」を立ち上げた。2017年度は三重県津市と連携して試行的に講習会を実施し、2018年3月に市町村における講習会の実施あたって参考となる「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。 ・2018年に全国7市において講習会プロジェクトを実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通+G22+I24	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。	変 2 ③ ⑫ ［ ■ 要 ］	変 2 ③ ⑨ ［ ■ 要 ］	変 2 ③ ⑨ ［ ■ 要 ］	変 2 ③ ⑫ ［ ■ 要 ］	－	○	－	－

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

緊急行動計画No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項											
緊-15	・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2015年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 【国管理河川】 ・2017年6月までに全109水系において作成・公表済。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」に記載。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の早期指定を促進。 ・2016年4月に内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）を公表済。 【砂防】 ・2015年1月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表 ・土砂災害防止推進会議を設置し、先進的な取組事例を共有 ・2018年12月に、基礎調査の推進及び速やかな指定を行うよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。 【海岸】 以下により、高潮浸水想定区域の指定に向けた取組を実施。 ・「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を策定。 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・緊急点検の結果を踏まえた通知等による早期指定の働きかけを実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについては、関係機関とダム下流部の浸水想定図作成範囲等について調整を実施し、調整が整ったダムから順次、浸水想定図を作成。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検結果を「地域の取組方針」に反映。 ・協議会等の場を活用して、作成・公表実施状況を確認。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ浸水想定区域の指定に関する助言を実施。 【砂防】 ・強化等防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき基礎調査の早期完了を推進。 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表。 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。 ＜国管理＞2019年度までに約100ダムで実施。 ＜都道府県管理＞2020年度までに約200ダムで実施。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を概ね完了。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度末までに、土砂災害警戒区域指定の前提となる基礎調査が未了の約40,000箇所について、基礎調査を完了。 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、未公表の海岸・都道府県のうち、当面の公表の必要性が高い約30海岸・都道府県において、公表を概ね完了。	－	－	－	－	－	－	－	－
緊-16	・ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 【国管理河川】 ・2018年8～9月に、協議会等の場を活用し、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び関係市町村における周知のに関する取組状況を共有。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の作成等を促進。	【国・都道府県管理河川、砂防、海岸共通】 ・協議会等の場を活用して、ハザードマップの作成状況等の重要インフラ緊急点検結果について、市町村に共有。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、市町村に提供。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ内水ハザードマップの作成に関する助言を実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが未作成の約800市町村について、作成・公表。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による内水ハザードマップの作成を概ね完了。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害のおそれが高い市町村のうちで土砂災害ハザードマップを未作成の約250市町村において、作成完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する約50市町村において、概ね作成完了。	－	－	－	－	－	－	－	－

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

2020年6月更新

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
緊-17	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・2017年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供済。 ・2017年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。	【都道府県管理河川】 浸水実績等を用いた水害リスクの周知の取組について、事例集を作成し、協議会等の場を活用し共有。	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。	新 2 ② ⑬	新 2 ② ⑭	新 2 ② ⑮	新 2 ② ⑭	－	○	－	○
緊-18	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年6月に、ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」で全国109 水系の国管理河川における洪水浸水想定区域（想定最大規模）を掲載。 ・2018年10月に災害リスク情報のオープンデータ提供を開始。 ・2018年12月に、「重ねるハザードマップ」で土地分類基本調査の5万分1地形分類図を掲載。 ・2018年12月に、「わがまちハザードマップ」のリンク先情報をCSV形式で提供。	【国・都道府県管理河川等】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図を掲載。 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）や高潮浸水想定区域を掲載。	【都道府県管理河川等】 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。	済 2 ② ⑥	済 2 ② ⑥	済 2 ② ⑥	済 2 ② ⑥	－	－	○	－
緊-19	・災害リスクの現地表示	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 ・2018年9月までに、まるごとまちごとハザードマップを181市区町村で実施。 【砂防】 ・2018年12月に、土砂災害区域等について現地に標識を設置する等の取組を推進するよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進。 【下水道】 ・内水の浸水リスクについて、関係機関と連携し、まるごとまちごとハザードマップの取組を推進。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有するとともに、過去に災害があった市町村を中心に土砂災害警戒区域等の標識設置を推進。	変 2 ① ⑥	変 2 ① ⑤	変 2 ① ⑤	変 2 ① ⑤	－	－	－	－
緊-20	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・2015年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成済。 ・2016年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校（28校）を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 ・2017年11月に、協議会等の場を活用した取組を推進するよう、文部科学省と同日付で通知文を発出済。 ・2018年3月に防災カードゲームや動画などの防災教育に関するコンテンツを収録した防災教育ポータルを開設済。 ・2018年6月に学校における水害避難訓練を支援するため、水災害からの避難訓練ガイドブックを作成済。 ・2018年9月に河川管理者向けに「学校教育を理解するためのスタートブック」及び、学校関係者向けに「水と川学びのススメ」を作成済。 ・避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進。	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を発出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。	変 2 ① ②	変 2 ① ①	変 2 ① ①	変 2 ① ①	○	○	－	○
緊-21	・避難訓練への地域住民の参加促進	―	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し、各自治体に共有。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し各自治体に共有するなど、協議会等の場を通じて関係機関と連携して順次実施。	新 2 ① ⑧	新 2 ① ⑦	新 2 ① ⑦	新 2 ① ⑦	－	○	○	○

5

緊急行動計画No

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

2020年6月更新

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
緊-22 ・共助の仕組みの強化	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年3月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練を含む「2019年度「水防月間の実施」」を通知。 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導を含む訓練を実施。 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成も推進するとともに、地域と連携した避難確保の具体的な取組について事例を収集。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国管理河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	変 2 ① ⑦	変 2 ① ⑥	変 2 ① ⑥	変 2 ① ⑥	—	○	○	○
緊-23 ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進		【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する 豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。	新 2 ① ⑨	新 2 ① ⑧	新 2 ① ⑧	新 2 ① ⑧	○	○	○	○
緊-24 ・地域防災力の向上のための人材育成	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。	変 2 ① ②	変 2 ① ①	変 2 ① ②	変 2 ① ①	○	○	○	○

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

緊急行動計画No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
	③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項											
緊-25	・洪水予測や水位情報の提供の強化	【国管理河川】 ・2018年7月から、荒川水系（関東）、山国川水系、川内川水系の3水系において、水害リスクラインによる関係市町村への水位情報提供の試行を開始。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」（地下街を有する自治体で構成）を設置し、今後の水位周知下水道の指定に向けた検討等を実施中。 ・2016年4月に水位周知下水道制度に関する技術資料（案）を公表済。 ＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約770箇所で設置済。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約500箇所で設置済。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】 ・2015年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間（※）に設置完了。 （※）2016年1月時点	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水位周知下水道の指定に関する助言を実施。 ＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。（2017年の緊急点検を踏まえ2018年度までに約3000箇所に設置） ＜河川監視用カメラ＞ [国・都道府県管理河川共通] ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 ＜水文観測所の停電対策＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所	【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【下水道】 ・2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、水位周知下水道の指定を検討し、相当な損害を生ずるおそれがある地区について、順次指定。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、海岸管理上重要な施設で欠測防止等の対策がとられていない施設のうち、早期に対策が必要な約30施設について、欠測防止対策やリアルタイム化のための対策を完了。 ＜危機管理型水位計＞ 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。（2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置） ＜河川監視カメラ（既存）の監視機能の強化＞ 【国管理河川】 72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ（公開、夜間監視が可能）の対策を順次実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置） ＜河川監視用カメラ＞ 【国、都道府県管理河川共通】 ・リアリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるリアリティーのある災害情報の積極的な配信。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置） 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置）	変1－⑪【■避】	変1－⑬【■避】	変1－⑫【■避】	変1－⑫【■避】	○	○	－	－
緊-26	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	【国管理河川】 ・氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない国管理河川区間で約871km実施。	－	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概成。 ＜国管理河川＞約30河川 ＜都道府県管理河川等＞約130河川	済1－⑦⑧【危■】	済1－⑨⑩【危■】	済1－⑧⑨【危■】	済1－⑧⑨【危■】	－	○	－	－
緊-27	・避難路、避難場所の安全対策の強化	－	【砂防】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの周知などの取り組みを順次着手。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約620箇所において、円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。	－	－	－	－	－	－	－	－

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

2020年6月更新

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

緊急行動計画No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
緊-28	・応急的な退避場所の確保	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ・新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3か年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。	新1－⑫［■避］	新1－⑭［■避］	新1－⑬［■避］	新1－⑬［■避］	○	○	－	○
緊-29	・河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを58水系72河川97箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。	－	－	－	－	－	－	－	－
	(3)被害軽減の取組											
	①水防体制に関する事項											
緊-30	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所の周知徹底及び水防資機材の点検、整備などを含む「水防月間の実施」を毎年度出水期前に通知。 【国管理河川】 ・2015年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	済2③②［■水］	済2③②［■水］	済2③②［■水］	済2③②［■水］	－	－	－	－
緊-31	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施済。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載するとともに、把握したすべての水防活動の一覧、代表事例を国土交通省のホームページに掲載し、水防活動をPR。 ・2018年4月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報を実施。 ・2018年8月に、「水防活動の広報マニュアル」を作成し、関係機関へ周知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2019年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 ・水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報について、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整し実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防ポータル」の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本省としても水防団員募集に係る広報を実施。	済2③④［■水］	済2③④［■水］	済2③④［■水］	済2③④［■水］	－	－	－	－
緊-32	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防訓練を実施。 ・2018年3月に、昨年の法改正を踏まえ、要配慮者利用施設の避難訓練や地域の建設業者と連携した訓練の実施などの訓練の充実を含む 2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整した上で実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討、調整をして実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。	済2③③［■水］	済2③③［■水］	済2③③［■水］	済2③③［■水］	－	－	－	－
緊-33	・水防関係者間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年8月に、「民間事業者の水防活動への参画の促進について」を通知済。 ・2018年2月に「今出水期における水防活動等の振り返りについて」を通知し、関係者間で連携・協力した水防活動の検討を実施済。 ・2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期における水防活動等を関係者間で振り返り、改善点の確認及び対応策の検討を実施するよう通知し、2019年2月までに結果を集約。 ・2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間の実施」を、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整した上で通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	－	－	－	－

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
	②多様な主体による被害軽減対策に関する事項											
緊-34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	新 2 ② ⑭	新 2 ② ⑮	新 2 ② ⑮	新 2 ② ⑮	○	○	－	○
緊-35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報や耐水化・非常用電源等の必要な対策の実施状況・今後の予定に関する情報を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況については協議会で共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。	新 1 － ⑬ ［■避］	新 1 － ⑮ ［■避］	新 1 － ⑭ ［■避］	新 1 － ⑭ ［■避］	○	○	－	○
緊-36	・早期復興を支援する事前の準備	【国・都道府県管理河川共通】 ・民間企業が水害対応版BCP策定の参考にできるよう「浸水被害防止に向けた取組事例集」を作成・公表。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台　　等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・2018の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成・公表。　等	新 2 ③ ⑭ ［■要］	新 2 ③ ⑪ ［■要］	新 2 ③ ⑪ ［■要］	新 2 ③ ⑭ ［■要］	○	○	－	○
	(4)氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組											
緊-37	・排水施設、排水資機材の運用方法の改善	【国管理河川】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。	【国管理河川】 ・各水系で作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会等の場において共有。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川において作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会の場等において共有。	【国管理河川】 ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。	済 2 ③ ⑦	－	－	済 2 ③ ⑦	－	－	－	－
緊-38	・排水設備の耐水性の強化	—	【下水道・国管理河川】 ・浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。	【下水道・国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所（水密扉の設置等約10箇所）、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。	－	－	－	－	－	－	－	－
緊-39	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地の有無について把握。 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、氾濫シミュレーション結果や地形情報等の提供を順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者へ氾濫シミュレーション結果や地形情報等が未提供の地域について、これらの情報を提供。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。	－	－	－	－	－	－	－	－
緊-40	・庁舎等の防災拠点の強化	—	【国管理河川・砂防】 ・防災業務計画に定められた停電対策が未対応の河川関係事務所9庁舎、砂防関係出張所4庁舎について、対策を実施。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設（10地方整備局等）の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	新 1 － ⑬ ［■避］	新 1 － ⑮ ［■避］	新 1 － ⑭ ［■避］	新 1 － ⑭ ［■避］	○	○	－	○

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

緊急行動計画No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
	(5)防災施設の整備等											
緊-41	・堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて定めた「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」約1,200kmの内、2018年3月までに約281km実施。 【都道府県管理河川】 ・平成29年の中小河川緊急治水対策プロジェクトで定めた「再度の氾濫防止対策」約400河川の内、2018年9月までに約270河川で現地着手済。	—	【国管理河川】 ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。	済1－－［■洪］	済1－－［■洪］	済1－－［■洪］	済1－－［■洪］	－	－	－	－
緊-42	・本川と支川の合流部等の対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間についてリスク情報等を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川	新1－④［■洪］	新1－⑥［■洪］	新1－⑤［■洪］	新1－④［■洪］	－	○	－	－
緊-43	・多数の家屋や重要施設等の保全対策	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間についてリスク情報を共有。 ・特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。	新1－⑤［■洪］	新1－⑦［■洪］	新1－⑥［■洪］	新1－⑤［■洪］	○	○	－	－
緊-44	・流木や土砂の影響への対策	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を約500河川のうち、約5割で現地着手。	【砂防】 ・多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施。	【砂防】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。	－	－	－	［新■1－⑥洪］	－	○	－	－
緊-45	・土砂・洪水氾濫への対策	—	【砂防・都道府県管理河川】 ・協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所について情報を共有。 ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所（砂防）・約20河川（河川）において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。	新1－⑥［■洪］	新1－⑧［■洪］	新1－⑦［■洪］	新1－⑦［■洪］	－	○	－	－
緊-46	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国52ダムで実施（完成31ダム、実施中21ダム）。 ・2018年度より、3事業に新たに着手。 ・2017年6月に「ダム再生」をより一層推進する方策を示す「ダム再生ビジョン」を作成済。 ・2018年3月にダム再生の手続きや技術上の留意点等について、現時点の知見をとりまとめた「ダム再生ガイドライン」を作成済。 ・都道府県が実施するダム再生の計画策定を支援する「ダム再生計画策定事業」を2018年度に創設。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、2017年度に実施した総点検結果を踏まえて関係機関等と調整を行い、調整が整った一部のダムで運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ＜県管理＞約10ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。	新2③⑩［■水］	新2③⑦［■水］	新2③⑦［■水］	新2③⑩［■水］	○	○	○	－

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

緊急行動計画No	実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
緊-47	・重要インフラの機能確保	【下水道】 ・2017年度末までに、ほぼ全ての下水道管理者でBCPを策定済み。 ・2017年9月に下水道BCP策定マニュアル2017年版（地震・津波編）を改定し、ブラッシュアップを推進。 ・2018年3月末時点における都市浸水対策達成率は約58%。	【国管理河川（高規格堤防実施区間）】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者に対して、新たに創設した地権者向けの税制や、民間事業者による川裏法面敷地の一体的な活用について周知を行うとともに、高規格堤防の整備の推進に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・河川・下水道の各主体が連携して実施すべき対策について検討・調整。 【下水道】 ・水害版のBCP策定マニュアルの作成に着手し、点検項目等を整理し情報提供。 ・浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。	【国管理河川（高規格堤防実施区間）】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者等との情報交換を十分に行い、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案する取組を実施し、新規着工に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除方策を関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ・2020年度までに、各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防止軽減策の支援を推進。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果をあげられる緊急性の高い約130箇所において、堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等を実施。	新1－⑭［■避］	新1－⑯［■避］	新1－⑮［■避］	新1－⑮［■避］	－	○	－	－
緊-48	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等を対象に、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。 【国管理河川】 ・2017年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」（案）を作成。 ＜操作の確実性向上に向けた操作規則案の改正＞ ・2018年4月に「河川管理施設の操作規則の作成基準の改正について」を作成。	―	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。 ＜電力供給停止時の操作確保＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施。 【国管理河川】約30ダム、排水機場等　約30台 【海岸】予備発電機の設置等　約20施設	新1－⑮［■避］	新1－⑰［■避］	新1－⑯［■避］	新1－⑯［■避］	○	○	－	－

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）の取組方針への反映状況

2020年6月更新

赤字部分：今回改定予定箇所。主な取組機関は赤字部分に関係する機関

緊急行動計画No	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等	緊急行動計画を踏まえた新たな取組 取組方針での記載位置 常願寺川	神通川	庄川	小矢部川	主体的な機関 国	県	気象台	市町村
緊-49	・河川管理の高度化の検討	【国管理河川】 ・2017年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト（※1）での陸上・水中ドローン（※2）および全天候型ドロー ン（※3）を開発。全天候型については製品化済。 ＜河川管理における三次元測量の推進＞ ・ALBによる河川定期縦横断測量の実施を試行 ＜民間が有する力の活用＞ ・2018年12月に「官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」を通知。 （※1）IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト （※2）陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン （※3）降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台	【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。	新 2 3 ⑪ ［ ■ 水 ］	新 2 3 ⑧ ［ ■ 水 ］	新 2 3 ⑧ ［ ■ 水 ］	新 2 3 ⑪ ［ ■ 水 ］	○	○	－	－
	（6）減災・防災に関する国の支援											
緊-50	・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・2018年度防災・安全交付金において、中小河川の緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策について重点配分を実施。	【共通】 ・計画的・集中的な事前防災対策を推進するため、地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設。	【共通】 ・防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災意識社会再構築の取組を支援。	－	－	－	－	－	－	－	－
緊-51	・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・2017年に代行制度を創設。 ・2017年7月九州北部豪雨で被災した河川について、権限代行制度により国が緊急的な河道の確保を実施するとともに、2017年12月に本格的な復旧についても着手済。	―	【都道府県管理河川】 ・ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。	－	－	－	－	－	－	－	－
緊-52	・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	【国・都道府県管理河川共通】 ・不動産関係業界と連携して、不動産関係団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の解説を実施。 【国管理河川】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビで実装。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して災害危険区域指定等に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	変 2 ② ③	変 2 ② ③	変 2 ② ③	変 2 ② ③	○	－	－	○
緊-53	・災害時及び災害復旧に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施済。 ・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施済。 ・「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について（事例集）ver2」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成し、各地整や都道府県等に対し周知済。	―	【国・都道府県管理河川共通】 ・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムの充実に引き続き取り組み、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	－	－	－	－	－	－	－	－
緊-54	・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国管理河川】 ・2015年9月から、DiMAPS（統合災害情報システム）の運用を開始。 ・DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	―	【国管理河川】 ・引き続き、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	－	－	－	－	－	－	－	－

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』（2015年12月、社会資本整備審議会答申）、『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』（2017年1月、社会資本整備審議会答申）及び『大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について』（2018年12月、社会資本審議会答申）を受け、進めている調査研究等の取組（「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「近年の降雨状況の計画への適切な反映」、「複合的な災害に関係機関が連携して対応する仕組み」、「気候変動によるリスク変化の解明」、「様々な水災害の発生メカニズムの解明」、「各種災害リスクの統一的な評価手法の開発」、「豪雨等による社会経済被害の把握」、「顕在化している気候変動の影響を踏まえた対策」、「洪水予測精度の向上」、「降雨予測を活用したダム操作の高度化」、「土砂災害警戒情報及び補足情報の高度化」及び「住民避難に資する情報提供」）については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、「協議会」と表記している。

庄川・小矢部川関係機関タイムライン検討専門部会（報告）

【設立目的】

○庄川及び小矢部川流域の関係機関が連携・協力し、大雨等によって起こる事態を共有し、それに備えた防災行動をあらかじめ時系列的に整理した「庄川・小矢部川タイムライン」の検討・運営等を図る。

○時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行う。

※減災対策協議会　規約第7条（専門部会等）に基づき設立。

令和元年12月12日に「第5回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」を開催。台風19号出水の振り返りを行い、各機関の防災行動の実施状況を確認・共有。改善点等について。

令和2年出水期前にタイムライン試行版によるロールプレイング訓練を実施予定。その後11月に振り返り等を行い、検証及び策定予定。



令和元年12月12日開催状況

庄川・小矢部川タイムライン（事前防災行動計画）検討専門部会
構成機関

富山市　高岡市　射水市　砺波市　小矢部市　南砺市
富山県土木部河川課　富山県総合政策局防災・危機管理課
富山県富山土木センター　富山県高岡土木センター
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所
富山県砺波土木センター
北陸電力(株)富山支店
関西電力(株)電力流通事業本部北陸電力部
電源開発(株)中部支店
西日本旅客鉄道(株)金沢支社
あいの風とやま鉄道(株)

協議会構成員以外の機関

万葉線(株)
富山地方鉄道(株)
加越能バス(株)
中日本高速道路(株)　金沢支社　富山保全・サービスセンター
西日本電信電話(株)富山支店
日本海ガス(株)
高岡ガス(株)
富山地方気象台
北陸地方整備局富山河川国道事務所（事務局）
（オブザーバー）
富山県警察本部

関係機関タイムラインの策定状況



庄川タイムライン（試行版）・小矢部川タイムライン（試行版）抜粋

第5回　検討専門部会での主な意見

・タイムラインを用いて、水位上昇時の関係機関との連絡調整、訓練等における活用も検討していきたい

・人員不足による確認漏れをタイムラインで防ぐ様な活用も検討したい

・避難バス支援の運行時期について、避難準備・高齢者等避難開始を発令してから、どのくらい猶予が必要なのか検討したい

・庁内の連絡体制の見直しを進めたい

・避難先の指定や避難行動について周知が不足していたので、今後は住民周知を進めたい

•市民へは浸水の影響だけでなく、早期の避難行動の必要性等の周知を進めたい

•平時は出前講座等、災害時は防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、Lアラート等を活用して、いち早い避難を周知したい

•浸水深が深くなる地域について、指定緊急避難場所の拡充に努めている（学校、工場の屋上等の民間業者）。地元や市の防災訓練を活用して周知したい

•広域避難対象の住民、避難所の収容、避難経路（川の横断等）について検討を行っている

•台風第19号では結果的に雨量は大きくならなかったが、新潟県では特別警報が発表された。タイムラインを運用するポテンシャルとしては十分な気象であった。

これまでの経過と今後の予定

開催時期	会議名	主な検討内容
平成30年3月20日	庄川・小矢部川タイムライン（事前防災行動計画）検討専門部会（仮称）	• タイムラインの概要と検討方法について • タイムラインの想定するハザードについて • タイムライン検討に向けた防災行動案の検討ほか
平成30年5月15日	第2回庄川・小矢部川タイムライン（事前防災行動計画）検討専門部会(仮称)	• タイムライン検討に向けた防災行動案の検討 • タイムライン素案の防災行動の検討 • 計画規模及び想定最大規模タイムライン（案）の異見照会ほか
平成30年6月27日	第3回庄川・小矢部川タイムライン（事前防災行動計画）検討専門部会(仮称)	
平成31年3月27日	第4回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	• 庄川・小矢部川タイムライン（試行版）の策定 • 事務所からの情報提供
令和元年出水期より、庄川・小矢部川タイムライン(試行版)を試行		
令和元年12月12日	第5回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	• 防災行動アンケート（台風19号後調査）の結果の振り返り • 庄川・小矢部川タイムライン【試行版】の防災行動の意見交換
令和2年（予定）	第6回庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会	• 試行版によりロールプレイング訓練の実施。 • 改善点の抽出とR2試行版の更新。

庄川・小矢部川タイムライン【試行版】により、出水対応を実施

庄川タイムラインタイムライン【試行版】2020年（仮称）および
小矢部川タイムライン【試行版】2020年（仮称） 防災行動調査結果（速報）

○庄川タイムラインタイムライン【試行版】2020年（仮称）

機関名	部署名	TL No※	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	現状	意見	対応
富山市	河川課	48	体制	体制の構築・確認	・休校の判断、体制の確認等	◎	削除	更新
		—	避難	広域避難	・避難所開設の決定・開設準備	◎	記載順入れ替え	更新
		147	避難	広域避難	・災害対策本部室設置	◎		更新
		72	水防	パトロール	・CCTVによる監視強化	◎	削除	更新
		追29	交通	情報配信	・列車の運行状況を周知（以降、継続）	○	削除	更新
		追43	体制	派遣要請	・リエゾンの派遣要請	◎	備考に次を追記。 氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合	更新
		114	情報	情報収集	・氾濫想定に関する情報提供の要請	◎	備考に次を追記。 氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合	更新
		128	交通	情報配信	・IC閉鎖時は関係機関へ通行止め情報を提供（以降、継続）	○	削除	更新
		155	情報	情報配信	・河川氾濫の恐れ（洪水情報のプッシュ型配信）	—	○追記	更新
		160	情報	情報配信	・自主防災組織等へ連絡（以降、継続）	◎	削除	更新
		195	情報	情報配信	・浸水拡大の恐れ（洪水情報のプッシュ型配信）	—	○追記	更新
		新規	交通	—	・広域的な迂回路対策の実施	○	具体の運用に向けた道路管理者等との協議が必要	TL専門部会において協議
		新規	交通	—	・施設管理者対策の実施	○	具体の運用に向けた道路管理者等との協議が必要	TL専門部会において協議
		新規	交通	—	・広域的な迂回路対策の実施	○	具体の運用に向けた道路管理者等との協議が必要	TL専門部会において協議
		新規	交通	—	・施設管理者対策の実施	○	具体の運用に向けた道路管理者等との協議が必要	TL専門部会において協議
万葉線		68	情報	情報収集	・気象情報（路線含む）	—	◎追記	更新

※TL No　H31.2.12第5回減災対策協議会時点Noを指す

○小矢部川タイムラインタイムライン【試行版】2020年（仮称）

【意見無し】

庄川タイムライン【試行版】２０２０年

庄川タイムライン【試行版】および運用について　Ｐ．　１
庄川タイムライン【試行版】　Ｐ．　２
（参考）想定最大規模を踏まえた河川管理者からの情報提供について　Ｐ．　９

令和元年６月作成（令和２年３月改善）

庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会

庄川タイムライン【試行版】について

〇本タイムラインは、河川整備において基本となる降雨規模（年超過確率 1/150：計画規模）における洪水を対象とし、庄川直轄管理区間で堤防決壊した場合をシナリオとして、各参画機関の防災行動項目を時系列に整理し、とりまとめたものである。

〇庄川は“急流河川”であり、降雨時の水位上昇が速い。また、澪筋が不安定で洪水時には河岸浸食が発生しやすく、水位が低い状態でも河岸浸食による堤防決壊に繋がる恐れがあることから、状況に応じて水位に捉われない防災行動の検討が必要となる場合も想定される。

〇タイムライン検討では、平成27年2月の水防法改正に伴い、【想定し得る最大規模の降雨（以下、”想定最大規模降雨”という】による大規模洪水にも対応する必要がある。

〇想定最大規模降雨が見込まれる場合について、河川管理者は気象台等との協議により、計画規模降雨を超える降雨や、早期の水位上昇に対応した情報提供を実施する（本資料の「想定最大規模降雨を踏まえた河川管理者からの情報共有について」参照）。

〇各防災行動項目を実施するか否かの判断は、その都度、降雨および台風の情報収集、河川の状況等を踏まえ、各参画機関が責任を持って判断するものとする。

〇なお、本タイムラインは現時点までの検討結果をとりまとめたものであり、今後発生する前線や台風による運用や体制など出水対応の実施状況を踏まえ、ふりかえり、見直しなどを行うことにより、タイムラインの改善及び充実を図るものである。

庄川タイムライン【試行版】の運用について

〇庄川タイムラインの運用とは、河川管理者、気象台および各参画機関から提供・発表される情報に基づき、災害対応のステージ（ステージ0　体制準備・確認～ステージ5　避難完了・危機回避）の状況に応じた各防災行動項目を実施する判断をおこなうものとする。

【計画規模：降雨】庄川タイムライン(試行版)2020年

◎実施主体　○連携先、交通（公共交通機関）、道（道路管理者）、ライフ（ライフライン）、ダム（ダム事業者）

何時(いつ)		(参考：既往TLの目安の時刻)		庄川タイムライン(試行版)2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考（手段、要請先、行動条件等）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
									自治体								交通						ライフ				ダム		富山県					
ステージ（水位・流量）	気象情報・予警報等（防災行動調査用想定）	大門	小牧						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	富山市	西日本旅客鉄道（株）	あいの風とやま鉄道（株）	万葉線（株）	富山地方鉄道（株）	加越能バス（株）	中日本高速道路（株）	日本海ガス（株）	高岡ガス（株）	西日本電信電話（株）	北陸電力（株）	関西電力（株）	電源開発（株）	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	富山土木センター	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ０（体制準備・確認）	台風情報（５日先進路予報）	−120H	−120H	1	情報	情報収集	・台風・気象情報の収集・伝達（以降、継続）		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
				2	交通	情報収集	・気象庁や気象会社からの情報に基づき、運転計画を検討（以降、継続）										◎	◎																
	台風情報（72時間先進路予報）	−72H	−72H	3	避難	避難に関する情報の発令	・山間部自治会へ注意喚起及び自主避難を促す連絡	台風情報より、高岡市へ接近することが分かった場合			◎																							
				4	水防	浸水対策	・防災資機材・備蓄の確認						◎																					
	台風説明会（概ね台風接近の２日前想定）	−48H	−48H	5	体制	体制の構築・確認	・非常配備体制の確認（非常連絡員・地区連絡員・宿日直者）						◎	◎																				
				6			・緊急時の連絡体制の確認等を関係部署へ依頼									◎																		
				7			・庁内連絡課長会議の開催（事前対策及び緊急連絡体制の確認等）																						◎					
				8			・調査業者等との連絡体制確認	水文観測業者等	◎																									
				9	情報	情報配信	・台風説明会による見通しの解説		○	◎	○	○	○	○	○	○							○							○				
				10			・要避難区域及び土砂災害警戒区域を有する自主防災組織への注意喚起（以降、継続）	台風が接近することがわかった場合、随時					◎																					
				11			・市民・事業者への注意喚起				◎		◎																					
				12			・指定工事業者との台風情報の共有（以降、継続）				◎												◎	◎									
				13			・台風・気象情報に関する庁内への注意喚起				◎					◎																	
				14			・工事現場等への注意喚起		◎																									
				15	避難	避難に関する情報の発令	・山間部自治会へ注意喚起及び自主避難を促す連絡	台風情報により、南砺市へ接近することがわかった場合							◎																		
				16	交通	体制の構築・確認	・体制の確認と人員配置計画											◎	◎														
				17			・必要により対策本部を立ち上げ、情報の収集と運転計画の検討										◎	◎															
				18		浸水対策	・装備資機材の確認		◎																						◎			
				19		情報配信	・運転計画をHP、プレスリリース等でお知らせ										◎	◎															
	大雨（浸水害・土砂災害）・洪水注意報	−24H	−24H	20	体制	体制の構築・確認	・待機職員参集																							◎	◎	◎	◎	◎
				21			・準備体制（臨時庁議）						◎																					
				22			・今後の対応方針の決定・伝達						◎																					
				23			・職員への第一次非常配備予告					◎																						
				24			・連絡体制の確認							◎																				
				25			・第1非常配備体制（防災担当職員の配備）情報収集等				◎																		◎					
				26	情報	情報配信	・市事業中止の判断・伝達						◎																					
				27			・休校・休園等の判断・連絡				◎		◎																					
				28			・市営バスの運行判断・伝達						◎																					
				29			・私立学園等への注意喚起・情報提供				◎																							
				30			・防災行政無線による市民への注意喚起					◎																						
				31	水防	パトロール	・水防団へ注意喚起				◎	◎	◎	◎	◎																		
				32			・パトロール（浸水想定箇所等の点検）						◎																					
				33		浸水対策	・施設（ダム・水門・排水機場等）の点検・操作確認		◎			◎																						
				34			・災害対策用資機材・復旧資機材等の確保		◎																									
				35			・土のう倉庫の施錠・解錠管理体制の確認					◎																						
				36	交通	体制の構築・確認	・対策本部設置と運休等の情報広報準備	24時間総雨量200mm											◎														
				37	ダム	体制の構築・確認	・御母衣ダムの予備警戒体制発令・通知		○		○	○	○															◎				○		

何時(いつ)		(参考:既往TLの目安の時刻)		庄川タイムライン(試行版)2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考(手段、要請先、行動条件等)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
									自治体								交通						ライフ				ダム		富山県					
ステージ(水位・流量)	気象情報・予警報等(防災行動調査用想定)	大門	小牧						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	富山市	西日本旅客鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)	万葉線(株)	富山地方鉄道(株)	加越能バス(株)	中日本高速道路(株)	日本海ガス(株)	高岡ガス(株)	西日本電信電話(株)	北陸電力(株)	関西電力(株)	電源開発(株)	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	富山土木センター	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ1(水防準備)【水防団待機水位(流量)到達】	大雨(浸水害・土砂災害)・洪水警報	-13.3H	-8.4H	38	発表	発表・伝達	・水防警報(準備)		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○																
				39	体制	体制の構築・確認	・情報連絡体制の構築・確認		◎																									
				40			・災害対策連絡体制確保																	◎											
				41			・第1非常配備体制					◎	◎	◎	◎																			
				42			・警戒体制(所属数名参集)(初動体制)				◎					◎																		
				43			・情報収集・待機職員の増員																						◎	◎	◎	◎	◎	◎
				44			・第2非常配備体制、情報収集等	防災担当職員の増員、関係課職員の配備																					◎					
				45			・休校の判断、体制の確認等					◎																						
				46			・注意体制	水防団待機水位を超えはん濫注意水位に達すると予想される場合	◎																									
				47			・応援体制の確認・要請(以降、継続)	防災エキスパート等へ要請	◎																									
				48			・連絡要員の配置				◎	◎	◎	◎	◎																			
				49		派遣要請	・リエゾン体制の確認		◎																									
				50			・協力機関の体制確認		◎																									
				51	情報	情報収集	・1時間ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																		
				52			・庄川(大門地点等)の河川水位や氾濫等の情報収集(以降、継続)				◎																	◎						
				53			・被害の情報収集(以降、継続)				◎	◎		◎																				
				54			・情報の収集	気象情報(路線含む)			◎							◎	◎															
				55				道路規制含む			◎									◎	◎													
				56			・大門観測所の水位のデーター収集及び小牧ダムの流水量の確認				◎								◎															
				57		情報配信	・防災メールの送信							◎																				
				58	水防	パトロール	・パトロール・応急対策活動等開始				◎	◎																						
				59			・水防団へ待機指示				◎	◎	◎	◎	◎																			
				60		浸水対策	・庁舎の止水対策の実施																											
				61			・所管施設の止水資機材の準備				◎	◎		◎	◎																			
				62		河川管理施設の操作	・水門、樋門等の操作		◎																									
				63	交通	体制の構築・確認	・独自基準により体制を判断															◎												
				64			・関係機関からの情報に基づく防災行動による行動開始												◎															
				65		運行規制	・運転規制準備	レール面より25mmの浸水で運休 規制値前でも予測により計画運休の場合あり											◎																
				66			・徐行による運転規制	沿線雨量計が規制値(警戒)に達した場合 桁下水位が規制値(警戒)に達した場合									◎	◎																	
				67			・運転見合わせ	沿線雨量計が規制値(警戒)に達した場合 桁下水位が規制値(警戒)に達した場合									◎	◎																	
				68		パトロール	・鉄道施設の点検(以降、継続)												◎															
				69			・係員による巡回警備を開始	沿線雨量計が規制値(警戒)に達した場合									◎	◎																	
				70			・係員による固定警備を開始	桁下水位が規制値(警戒)に達した場合									◎	◎																	
				71	ライフ	体制の構築・確認	・警戒準備体制	警報が発令され、電力設備への被害が想定される場合																		◎									
				72			・災害対策本部員待機																		◎										
				73			・工事箇所の要員の安全確保																◎	◎											
				74		パトロール	・ガス設備の巡視(以降、継続)																◎	◎											
				75			・電力設備パトロール																			◎									
				76		情報配信	・ガス工事の中止判断(以降、継続)																◎	◎											
				77		情報収集	・設備状況の確認(以降、継続)																		◎										
				78		浸水対策	・所管施設の水防板設置																		◎										
				79	ダム	情報配信	・御母衣ダムの洪水警戒体制発令・通知		○																		○	◎						
				80			・御母衣ダムのダム放流開始の通知・通報	高岡市、射水市、砺波市はファックスのみ	○		○	○	○														○	◎						
				81			・御母衣ダムの洪水量や最大流入量等の通知		○		○	○	○															◎						
				82			・小牧ダムのダム流量等情報の送信	流入条件600m3/s到達の場合	○	○			○														◎		○		○			
				83		パトロール	・御母衣ダムのダム放流開始時のサイレン吹鳴・河川パトロール		○																			◎						

何時(いつ)		(参考:既往TLの目安の時刻)		庄川タイムライン(試行版)2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考(手段、要請先、行動条件等)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
									自治体								交通						ライフ				ダム		富山県					
ステージ(水位・流量)	気象情報・予警報等(防災行動調査用想定)	大門	小牧						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	富山市	西日本旅客鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)	万葉線(株)	富山地方鉄道(株)	加越能バス(株)	中日本高速道路(株)	日本海ガス(株)	高岡ガス(株)	西日本電信電話(株)	北陸電力(株)	関西電力(株)	電源開発(株)	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	富山土木センター	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ2(避難警戒)【氾濫注意水位(流量)到達】	大雨(浸水害・土砂災害)・洪水警報	-12.0H	-7.6H	84	発表	発表・伝達	・洪水予報(氾濫注意情報)		◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○											○		○		○
				85			・水防警報(出動)		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○		○		○
				86	提供	ホットライン	・ホットライン(避難判断水位・流量を超過する見込み)		◎		○	○	○	○	○	○																	
				87	体制	体制の構築・確認	・警戒体制	氾濫注意水位以上の洪水が予想される場合	◎																								
				88			・第1非常配備									◎																	
				89			・災害警戒本部第1体制				◎																						
				90			・第2警戒配備(関係職員参集)							◎																			
				91			・警戒体制(第2非常配備)						◎																				
				92			・災害警戒本部の設置(第2体制)	2時間後に避難判断水位・流量到達が見込まれる場合			◎		◎																				
				93			・第2次非常配備(風水害警戒本部設置)	避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合				◎																					
				94			・本部会議による部局間の情報共有及び対応調整(以降、継続)	避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合				◎																					
				95		派遣要請	・リエゾンの派遣の検討・要請		○		◎	◎	◎	◎	◎																		
				96	情報	情報収集	・10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認		◎	◎				◎		◎																	
				97			・気象台からホットライン			◎	○	○	○	○	○	○																	
				98		情報配信	・水位予想(毎正時)の確認・配信	氾濫注意水位を超過している時間 HP・ツイッター	◎	○	○	○	○	○	○	○														○		○		○
				99			・洪水予報伝達	要配慮者利用施設等へ					◎	◎																			
				100	避難	避難所の開設	・避難所開設の決定・開設準備				◎	◎	◎	◎	◎																		
				101		避難準備・高齢者等避難開始の発令	・早期の立退き避難対象地域の検討					◎	◎	◎																			
				102			・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断	防災担当部課長協議			◎	◎	◎	◎	◎																		
				103			・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断	避難が必要な状況が夜間・早朝の場合 避難判断水位を超過する見込みをホットラインで確認した場合							◎																		
				104				小牧流量観測所(1,500㎥/s)到達 3時間以内又は、夜間に避難判断流量到達が見込まれる場合					◎																				
				105				土砂災害、中小河川等に備えた早期の避難が必要と見込まれる場合					◎																				
				106		広域避難	・広域避難の判断	避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合			◎																						
				107			・広域避難のための避難先自治体との調整	公共交通機関への広域避難の協力要請 避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合			◎					○																	
				108			・災害対策本部室設置	広域避難の協力を要請され、受入れ施設を準備する場合								◎																
				109			・避難所開設の決定・開設準備	広域避難の協力を要請された場合								◎																	
				110	水防	パトロール	・水防団へ出動指示				◎	◎	◎	◎	◎																		
				111			・CCTVによる監視強化				◎	◎		◎	◎																		
				112			・出水時点検(巡視)		◎						◎																		
				113			・水防団等による早期かつ高頻度の堤防巡視の実施	避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合				◎																					
				114			・河川・堤防巡視・水防活動状況の把握・報告		○		◎	◎	◎	◎	◎																	○		○
				115		排水ポンプ車の手配	・排水ポンプ車の派遣の検討・要請		○		◎	◎	◎	◎	◎																		
				116	交通	体制の構築・確認	・初動体制の確立	道路の通行可否及び信号機の滅灯状況等の確認を迅速に実施できる体制を確保	○																						◎			
				117			・関係機関における体制等の確認(窓口設定)		○																						◎			
				118		情報収集	・被害情報の収集														◎												
				119		運行規制	・列車の徐行・停止等の運転規制(以降、継続)	時雨量・連続雨量、各橋梁の水位等による									◎																
				120			・庄川橋梁の運転規制、全線での運転見合わせ(以降、継続)	規制値前でも予測により計画運休の場合あり										◎															
				121		情報配信	・列車の運行状況を周知(以降、継続)	インターネット等の情報伝達にて									◎															
				122			・広報にて乗客に周知											◎															
				123	ライフ	浸水対策	・設備状況の確認(以降、継続)																		◎								
				124			・電力設備の水防板等設置																			◎							
				125	ダム	情報配信	・小牧ダムのダム流量等情報の通知	流入条件1000m3/s到達	○	○			○														◎		○		○		
				126				流入条件1400m3/s到達	○	○			○														◎		○		○		
				127				流入条件1810m3/s到達	○	○																	◎		○				

何時(いつ)		(参考:既往TLの目安の時刻)		庄川タイムライン(試行版)2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考(手段、要請先、行動条件等)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
									自治体								交通						ライフ				ダム		富山県					
ステージ(水位・流量)	気象情報・予警報等(防災行動調査用想定)	大門	小牧						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	富山市	西日本旅客鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)	万葉線(株)	富山地方鉄道(株)	加越能バス(株)	中日本高速道路(株)	日本海ガス(株)	高岡ガス(株)	西日本電信電話(株)	北陸電力(株)	関西電力(株)	電源開発(株)	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	富山土木センター	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ3(避難準備)[避難判断水位(流量)]到達	大雨(浸水害・土砂災害)・洪水警報	-7.0H	-3.2H	128	発表	発表・伝達	・洪水予報(氾濫警戒情報)		◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○												○		○		○
				129			・水防警報(状況)(以降、継続)		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○												○		○		○
				130	提供	ホットライン	・ホットライン(避難判断水位・流量を超過)		◎		○	○	○	○	○	○																	
				131			・ホットライン(氾濫危険水位・流量を超過する見込み)		◎		○	○	○	○	○	○																	
				132	体制	体制の構築・確認	・【非常体制】第3非常配備						◎																				
				133			・第2非常配備体制(災害対策本部の設置)								◎																		
				134			・第3次非常配備(災害対策本部設置)					◎																				
				135			・第3非常配備体制(関係課職員全員配備)																					◎					
				136			・災害対策本部	1時間後に、氾濫危険水位・流量到達が見込まれる場合に設置			◎		◎																				
				137			・第2非常配備の準備	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合								◎																
				138		派遣要請	・リエゾンの派遣要請	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合	○							◎																
				139	情報	情報収集	・氾濫想定に関する情報提供の要請	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合	○							◎																
				140			・情報収集(以降、継続)				◎										◎								◎	◎	◎	◎	◎
				141				道路規制含む			◎									◎	◎											
				142			・避難所情報の収集				◎								◎						◎							
				143			・避難者数の把握(以降、継続)					◎																				
				144			・氾濫個所、避難所情報の収集															◎										
				145		情報配信	・情報伝達・広報	防災行政無線・緊急速報メール等による			◎	◎		◎																		
				146			・霞堤周辺の住民、事業者等への注意喚起	農地、工場等がある場合				◎																				
				147			・自主防災組織等へ連絡	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合					◎	◎	◎																	
				148	避難	避難所の開設	・避難所の開設指示	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合						◎		◎																
				149		避難準備・高齢者等避難開始の発令	・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断	避難が必要な状況が夜間・早朝の場合								◎																
				150			・避難準備・高齢者等避難開始の発令				◎	◎	◎	◎																		
				151				氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合								◎																
				152		避難勧告の発令	・早期の避難勧告等の判断・検討・準備	立退き避難に要する時間を考慮して			◎																				
				153		避難誘導	・避難誘導街宣(以降、継続)	広報車等による				◎																				
				154			・避難誘導(以降、継続)	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合など					◎																			
				155		避難所の運営	・避難所で必要な物資の把握(以降、継続)					◎																				
				156			・避難所の運営	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合					◎																			
				157	交通	情報収集	・鉄道施設の被害確認												◎														
				158		運行規制	・ICからの流出規制について浸水想定を参考に事前協議(以降、継続)		○													◎									◎		
				159			・ICからの流出規制が必要な場合、IC閉鎖措置(以降、継続)		○													◎											
				160			・高速道路通行止め(以降、継続)	本線は、雨量情報に基づき通行止めを判断														◎											
				161			・高速道路通行止め状況を踏まえた、運行規制を検討	高速バス												◎	◎												
				162		避難誘導	・乗客の避難誘導(以降、継続)													◎													
				163		情報配信	・IC閉鎖時は関係機関へ通行止め情報を提供(以降、継続)		○													◎											
				164			・列車の運行状況を周知(以降、継続)	インターネット等の情報伝達にて											◎														
				165	ライフ	体制の構築・確認	・保安係員の招集判断																◎	◎									
				166			・警戒体制	警戒水位に到達し、電力設備への被害が想定される場合																		◎								
				167		浸水対策	・重要ガス供給設備の保安措置準備																◎	◎									

何時(いつ)		(参考:既往TLの目安の時刻)		庄川タイムライン(試行版)2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考(手段、要請先、行動条件等)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
									自治体								交通						ライフ				ダム		富山県					
ステージ(水位・流量)	気象情報・予警報等(防災行動調査用想定)	大門	小牧						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	富山市	西日本旅客鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)	万葉線(株)	富山地方鉄道(株)	加越能バス(株)	中日本高速道路(株)	日本海ガス(株)	高岡ガス(株)	西日本電信電話(株)	北陸電力(株)	関西電力(株)	電源開発(株)	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	富山土木センター	高岡土木センター	小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ4(避難勧告)[氾濫危険水位(流量)]到達	大雨(浸水害・土砂災害)・洪水警報	-6.2H	-2.1H	168	発表	発表・伝達	・洪水予報(氾濫危険情報)		◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○												○		○		○
				~~169~~			・水防警報(状況)		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○												○		○		○
				170	提供	ホットライン	・ホットライン(氾濫危険水位・流量を超過)		◎		○	○	○	○	○	○																	
				171			・ホットライン(越水発生の恐れ)		◎		○	○	○	○	○	○																	
				172			・ホットライン(氾濫発生の恐れ)		◎		○	○	○	○	○	○																	
				173	体制	体制の構築・確認	・非常体制		◎	○																				○				
				174			・第2非常配備(災害対策本部設置)									◎																		
				175			・危機管理連絡会議の開催																						◎					
				176			・第3非常配備(職員全員参集)	越水発生の恐れをホットラインで確認した場合								◎																	
				177		派遣要請	・必要に応じ助言の要請	越水発生の恐れをホットラインで確認した場合			◎																						
				178	情報	情報収集	・浸水被害状況等の収集				◎		◎																				
				179		情報配信	・河川氾濫の恐れ(洪水情報のプッシュ型配信)	緊急速報メール	◎	○	○	○	○	○	○	○																	
				180			・緊急情報、記者発表(以降、継続)		◎																									
				181			・防災行政無線・緊急速報メール等による情報伝達(以降、継続)				◎	◎																					
				182			・自主防災組織等へ連絡(以降、継続)						◎		◎																			
				183			・避難所情報の配信	防災行政無線・緊急速報メール						◎		◎																		
				184	避難	避難所の開設	・避難所で必要な物資の手配(配送)					◎																					
				185		避難勧告の発令	・避難勧告の発令				◎	◎	◎	◎	◎	◎																	
				186				立退き避難対象地域へ			◎																							
				187				広域避難対象地域へ			◎																							
				188		避難指示(緊急)の発令	・避難指示(緊急)の発令	防災行政無線・緊急速報メール 越水発生の恐れをホットラインで確認した場合						◎																				
				189		避難誘導	・避難誘導街宣(以降、継続)	広報車等による					◎																				
				190		避難所の運営	・避難所の運営(以降、継続)						◎																				
				191	水防	浸水対策	・庁舎の自衛水防対策					◎																					
				192		排水ポンプ車の手配	・排水ポンプ車の要請		○						◎																		
				193	交通	体制の構築・確認	・車両基地内車両の移動判断・準備	洪水予報(氾濫危険情報)または水防警報(状況)の発表時											◎														
				194		情報収集	・関係機関からの情報収集	知事部局や道路管理者等との情報共有、警察による対応が想定される事案に関する情報の収集	◎													○								○	◎			
				195			交通規制や迂回路等に関する情報収集	日本道路交通情報センターによる「災害Web」の立ち上げと詳細情報の提供																									
				196		浸水対策	・本部執行隊や可搬式発動発電機の先行配置	風水害の規模や影響を踏まえ、基礎資料に基づく配置計画等を検討し、応援派遣の必要が認められる場合には、ブロック警察署等への人員や発電機の先行配置を実施	◎		○	○	○	○	○	○						○								○	◎			
				197			・先制的交通対策の実施	予め選定した危険箇所について、降水状況等を踏まえ浸水を待つことなく、道路交通法に基づく通行禁止規制を実施するとともに、関係機関と連携した交通規制や迂回路等に関する情報発信を実施	◎		○	○	○	○	○	○						○								○	◎			
				198		運行規制	・運行停止あるいは中止(以降、継続)													◎	◎												
				199		避難誘導	・乗客(鉄道・バス利用者)の避難誘導(以降、継続)											◎	◎		◎												
				200		情報配信	・避難勧告の情報を提供												◎														
				201			・ドライバーに対する広報	カーナビ、交通情報板、サインカー、誘導標識車、パトカー等を活用した広報の実施	◎																					◎			
				202			・SNS、HP等を活用した情報発信		◎																					◎			
				203	ライフ	体制の構築・確認	・災害対策本部設置																◎	◎								
				204		浸水対策	・電力設備の監視																			◎							
				205		社員の退避	・浸水予想区域の電力設備からの社員退避																			◎							

何時(いつ)		(参考:既往TLの目安の時刻)		庄川タイムライン(試行版)2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考(手段、要請先、行動条件等)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
									自治体								交通						ライフ				ダム			富山県				
ステージ(水位・流量)	気象情報・予警報等(防災行動調査用想定)	大門	小牧						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	富山市	西日本旅客鉄道(株)	あいの風とやま鉄道(株)	万葉線(株)	富山地方鉄道(株)	加越能バス(株)	中日本高速道路(株)	日本海ガス(株)	高岡ガス(株)	西日本電信電話(株)	北陸電力(株)	関西電力(株)	電源開発(株)	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	富山土木センター	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ5(避難完了・危険回避)[堤防決壊・越水による氾濫発生]	大雨(浸水害・土砂災害)・洪水警報	0H	0H	206	発表	発表・伝達	・洪水予報(氾濫発生情報)		◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○											○		○		○
				~~207~~			・水防警報(状況)		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○		○		○
				208			・破堤等重大災害状況		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○		○		○
				209	提供	ホットライン	・ホットライン(堤防決壊情報)		◎		○	○	○	○	○	○																	
				210	体制	体制の構築・確認	・緊急復旧、堤防調査委員会設置		◎																								
				211			・第3非常配備体制(全職員参集)								◎	◎																		
				212			・非常配備[災害対策本部]							◎																				
				213			・警戒区域の設定・警備						◎																					
				214			・災害対策本部設置			○																		◎					
				215		派遣要請	・広域応援要請						◎																				
				216			・市町村からの要求を受けて、自衛隊へ災害派遣要請等																					◎					
				217			・災害応急対策要請→協定業者		◎		◎																							
				218			・自衛隊へ派遣要請(県を通じて)				◎	◎	◎	◎	◎	◎													○					
				219	情報	情報配信	・浸水拡大の恐れ(洪水情報のプッシュ型配信)	緊急速報メール 河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出しているとき	◎	○	○	○	○	○	○	○																		
				220			・被害状況・調査結果等の公表		◎																									
				221	避難	避難指示(緊急)の発令					◎	◎	◎	◎																				
				222			・避難指示(緊急)の発令	計画水位・流量(小牧6,500m3/s)到達および河川管理施設の大規模異常または破堤・流水を確認の場合							◎	◎																		
				223		避難所の運営	・避難者への支援				◎	◎	◎	◎	◎	◎																		
				224	水防	浸水対策	・TEC-FORCE		◎																									
				225			・被害状況の把握		◎																									
				226			・堤防決壊箇所の応急復旧		◎																									
				227		排水ポンプ車の手配	・排水ポンプ車の要請									◎																		
				228	交通	体制の構築・確認	・車両基地内車両の移動判断・準備	洪水予報(氾濫発生情報)、水防警報(状況)または破堤等重大災害状況の発表時											◎															
				229		情報収集	・各種交通対策を迅速かつ的確に実施するための情報収集	交通規制の実施状況、交通安全施設の障害状況(特に、信号機の滅灯状況)、信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機の活用状況、各種交通対策の従事体制、信号機の滅灯中に発生した交通事故件数	○																					◎				
				230			・広域管制システム等を活用した情報収集	ITVや現場からの無線報告等による	◎																					◎				
				231			・幹線道路の通行可否情報等の収集		◎																					◎				
				232			・プローブ情報(通行実績)の分析	被災地域への流入経路や迂回路等の検討	◎																					◎				
				233			・ヘリによる道路損壊状況等の確認		◎																					◎				
				234		運行規制	・列車の停止等の運転規制	各橋梁の水位										◎	◎														
				235				時雨量・連続雨量等										◎	◎														
				236		避難誘導	・浸水のおそれのある所管施設からの職員退避											◎	◎														
				237				砺波ICは有人、高岡砺波スマートICは無人														◎												
				238			・復旧した信号機の点検、調整	信号機の設定値に係る点検、調整、灯器の向きの調整等が必要な場合における保守業者との連携対応	○																					○				
				239			・信号機の設定変更等の実施	信号機の手動介入や定数設定変更等による交通の秩序化	○																					○				
				240			・広域的な迂回路対策の実施	都市間交通が遮断された場合における警察庁、関係都府県警察及び道路管理者と連携した広域的な迂回路対策の実施	◎		○	○	○	○	○	○														◎				
				241			・ライフラインの復旧や燃料輸送等に従事する車両の円滑な通行の確保		◎																					◎				
				242			・施設管理者対策の実施	店舗駐車場から溢れた車両に起因する交通の混雑が発生した場合における解消対策の実施	◎		○	○	○	○	○	○														◎				

何時(いつ)		（参考：既往TLの目安の時刻）		庄川タイムライン(試行版)2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考（手段、要請先、行動条件等）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
									自治体								交通						ライフ				ダム		富山県					
ステージ（水位・流量）	気象情報・予警報等（防災行動調査用想定）	大門	小牧						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	富山市	西日本旅客鉄道（株）	あいの風とやま鉄道（株）	万葉線（株）	富山地方鉄道（株）	加越能バス（株）	中日本高速道路（株）	日本海ガス（株）	高岡ガス（株）	西日本電信電話（株）	北陸電力（株）	関西電力（株）	電源開発（株）	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	富山土木センター	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
				243	ライフ	体制の構築・確認	・非常体制	危険水位到達し、電力設備への被害が発生した場合																		◎							
				244		情報収集	・電力設備の被害状況の確認																			◎							
				245		情報配信	・関係機関・マスコミへの広報・連絡																◎	◎									
				246		社員の退避	・社員安否確認																		◎	◎							
				247		派遣要請	・日本ガス協会への復旧応援要請																◎	◎									
				248			・応援者・請負者確保																			◎							
				249		復旧対応	・ライフライン施設の応急措置						◎																				
				250			・重要ガス供給設備の保安措置・復旧対応																◎	◎									
				251			・停電範囲の把握、縮小化																			◎							
				252	ダム	情報配信	・小牧ダムのダム流量等情報の通知	雨量条件20mm/h、80mm/24h到達	○	○																	◎			○		○		
				253				流入条件：最高流量到達(以降、所定流入量を下回った時も同様に通知)	○	○																	◎			○				

■河川管理者は気象台等との協議により、計画規模降雨を超える降雨や、早期の水位上昇に対応した情報提供を実施
◎「氾濫危険水位以上の洪水が予想される場合」は「洪水予報（氾濫警戒情報）」を発表
◎水位予測（3時間予測）等により、「計画規模以上の水位上昇または洪水が予想される場合」は必要に応じて、関係機関へ情報を提供

災害対応のステージ（目標）	計画規模降雨の場合			想定最大規模降雨の場合		
	目安の時刻		河川管理者の防災行動	目安の時刻		河川管理者の防災行動
	大門	小牧		大門	小牧	
ステージ0 （体制準備・確認）				3時間後に、氾濫注意水位・流量超過の見込		
ステージ1 （水防準備）	−13.3h	−8.4h	**【注意体制】** ◎水防警報（準備）	−4.5h 1時間後に、氾濫注意水位・流量超過の見込	−4.5h	**【注意体制】＜氾濫注意水位以上の洪水が予想される場合＞** ◎水防警報（準備）
ステージ2 （避難警戒）	−12.0h	−7.6h	**【警戒体制】** ◎洪水予報（氾濫注意情報） ◎水防警報（出動） ◎ホットライン：（避難判断水位・流量を超過する見込み）	−3.5h 約3時間後に、氾濫危険水位・流量超過の見込	−3.5h	**【警戒体制】＜避難判断水位以上の洪水が予想される場合＞** ◎洪水予報（氾濫注意情報） ◎水防警報（出動） ◎ホットライン　（避難判断水位・流量を超過する見込み）
				水位予測（3時間予測）等により、「計画規模以上の水位上昇または洪水が予想される場合」関係機関へ情報を提供 2時間後に、想定最大規模降雨時の超過の見込		**【非常体制】＜氾濫危険水位以上の洪水が予想される場合＞** **◎洪水予報（氾濫警戒情報）＜氾濫危険水位に達すると見込まれる時＞** **◎水防警報（状況）** **◎ホットライン　（氾濫危険水位・流量を超過する見込み）**
ステージ3 （避難準備）	−7.0h	−3.2h	◎洪水予報（氾濫警戒情報） ◎水防警報（状況） ◎ホットライン（避難判断水位・流量を超過） ◎ホットライン（氾濫危険水位・流量を超過する見込み）	−0.6h	−0.8h	◎ホットライン（避難判断水位・流量を超過）
ステージ4 （避難勧告）	−6.2h	−2.1h	**【非常体制】** ◎洪水予報（氾濫危険情報） ◎水防警報（状況） ◎ホットライン（氾濫危険水位・流量を超過）	−0.5h	−0.3h	◎洪水予報（氾濫危険情報） ◎水防警報（状況） ◎ホットライン（氾濫危険水位を超過）
			◎ホットライン（越水発生の恐れ） ◎ホットライン（氾濫発生の恐れ）			◎ホットライン（越水発生の恐れ） ◎ホットライン（氾濫発生の恐れ）
ステージ5 （避難完了・危険回避）	0h	0h	◎洪水予報（氾濫発生情報） ◎水防警報（状況） ◎破堤等重大災害情報 ◎ホットライン（堤防決壊情報）	0h	0h	◎洪水予報（氾濫発生情報） ◎水防警報（状況） ◎破堤等重大災害情報 ◎ホットライン（堤防決壊情報）

小矢部川タイムライン【試行版】２０２０年

小矢部川タイムライン【試行版】および運用について　Ｐ．　１
小矢部川タイムライン【試行版】　Ｐ．　２
（参考）想定最大規模を踏まえた河川管理者からの情報提供について　Ｐ．　９

令和元年６月作成

庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会

小矢部川タイムライン【試行版】について

〇本タイムラインは、河川整備において基本となる降雨規模（年超過確率 1/100：計画規模）における洪水を対象とし、小矢部川直轄管理区間で堤防決壊した場合をシナリオとして、各参画機関の防災行動項目を時系列に整理し、とりまとめたものである。

〇小矢部川は“急流河川”であり、降雨時の水位上昇が速い。また、澪筋が不安定で洪水時には河岸浸食が発生しやすく、水位が低い状態でも河岸浸食による堤防決壊に繋がる恐れがあることから、状況に応じて水位に捉われない防災行動の検討が必要となる場合も想定される。

〇タイムライン検討では、平成27年2月の水防法改正に伴い、【想定し得る最大規模の降雨（以下、”想定最大規模降雨”という】による大規模洪水にも対応する必要がある。

〇想定最大規模降雨が見込まれる場合について、河川管理者は気象台等との協議により、計画規模降雨を超える降雨や、早期の水位上昇に対応した情報提供を実施する（本資料の「想定最大規模降雨を踏まえた河川管理者からの情報共有について」参照）。

〇各防災行動項目を実施するか否かの判断は、その都度、降雨および台風の情報収集、河川の状況等を踏まえ、各参画機関が責任を持って判断するものとする。

〇なお、本タイムラインは現時点までの検討結果をとりまとめたものであり、今後発生する前線や台風による運用や体制など出水対応の実施状況を踏まえ、ふりかえり、見直しなどを行うことにより、タイムラインの改善及び充実を図るものである。

小矢部川タイムライン【試行版】の運用について

〇小矢部川タイムラインの運用とは、河川管理者、気象台および各参画機関から提供・発表される情報に基づき、災害対応のステージ（ステージ0　体制準備・確認～ステージ5　避難完了・危機回避）の状況に応じた各防災行動項目を実施する判断をおこなうものとする。

【計画規模：降雨】小矢部川タイムライン(試行版)2020年

◎実施主体　○連携先、交通（公共交通機関）、道（道路管理者）、ライフ（ライフライン）

何時(いつ)		(参考：既往TLの目安の時刻)			R1.12.12第5回専門部会時点庄川タイムライン(試行版)2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考（手段、要請先、行動条件等）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
												自治体					交通							ライフ				富山県				
ステージ（水位・流量）	気象情報・予警報等（防災行動調査用想定）	長江	石動	津沢						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道（株）	あいの風とやま鉄道（株）	万葉線（株）	富山地方鉄道（株）	加越能バス（株）	中日本高速道路（株）	日本海ガス（株）	高岡ガス（株）	西日本電信電話（株）	北陸電力（株）	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ0（体制準備・確認）	台風情報（5日先進路予報）	−120H	−120H	−120H	1	情報	情報収集	・台風・気象情報の収集・伝達(以降、継続)		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
					2	交通	情報収集	・気象庁や気象会社からの情報に基づき、運転計画を検討（以降、継続）								◎	◎															
	台風情報（72時間先進路予報）	−72H	−72H	−72H	3	避難	避難に関する情報の発令	・山間部自治会へ注意喚起及び自主避難を促す連絡	台風情報より、高岡市へ接近することが分かった場合			◎																			
					4	水防	浸水対策	・防災資機材・備蓄の確認								◎															
	台風説明会（概ね台風接近の2日前想定）	−48H	−48H	−48H	5	体制	体制の構築・確認	・非常配備体制の確認（非常連絡員・地区連絡員・宿日直者）						◎		◎															
					6			・庁内連絡課長会議の開催（事前対策及び緊急連絡体制の確認等）																			◎				
					7			・調査業者等との連絡体制確認	水文観測業者等	◎																					
					8	情報	情報配信	・台風説明会による見通しの解説		○	◎	○	○	○	○	○							○					○			
					9			・要避難区域及び土砂災害警戒区域を有する自主防災組織への注意喚起(以降、継続)	台風が接近することがわかった場合、随時							◎															
					10			・市民・事業者への注意喚起				◎				◎															
					11			・指定工事業者との台風情報の共有				◎											◎	◎							
					12			・台風・気象情報に関する庁内への注意喚起				◎																			
					13			・工事現場等への注意喚起		◎																					
					14	避難	避難に関する情報の発令	・山間部自治会へ注意喚起及び自主避難を促す連絡	台風情報により、南砺市へ接近することがわかった場合						◎																
					15	交通	体制の構築・確認	・体制の確認と人員配置計画									◎	◎	◎											
					16			・必要により対策本部を立ち上げ、情報の収集と運転計画の検討								◎	◎														
					17		情報配信	・運転計画をHP、プレスリリース等でお知らせ								◎	◎														
	大雨（浸水害・土砂災害）・洪水注意報	−24H	−24H	−24H	18	体制	体制の構築・確認	・待機職員参集																				◎	◎	◎	◎
					19			・準備体制（臨時庁議）							◎																
					20			・今後の対応方針の決定・伝達							◎																
					21			・職員への第一次非常配備予告					◎																		
					22			・連絡体制の確認						◎																
					23			・第1非常配備体制（防災担当職員の配備）情報収集等				◎															◎				
					24	情報	情報配信	・市事業中止の判断・伝達							◎																
					25			・休校・休園の判断・連絡				◎			◎																
					26			・市営バスの運行判断・伝達							◎																
					27			・私立学園等への注意喚起・情報提供				◎																			
					28			・防災行政無線による市民への注意喚起					◎																		
					29	水防	パトロール	・水防団へ注意喚起				◎	◎	◎	◎																
					30			・パトロール（浸水想定箇所等の点検）								◎															
					31		浸水対策	・施設（ダム・水門・排水機場等）の点検・操作確認		◎																					
					32			・災害対策用資機材・復旧資機材等の確保		◎																					
					33			・土のう倉庫の施錠・解錠管理体制の確認					◎																		
					34	交通	体制の構築・確認	・対策本部設置と運休等の情報広報準備	24時間総雨量200mm										◎											
					35		浸水対策	・装備資機材の確認		◎																				◎		

◎実施主体　○連携先、交通（公共交通機関）、道（道路管理者）、ライフ（ライフライン）

何時(いつ)		（参考：既往TLの目安の時刻）			R1.12.12第5回専門部会時点庄川タイムライン（試行版）2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考（手段、要請先、行動条件等）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
												自治体					交通							ライフ				富山県				
ステージ（水位・流量）	気象情報・予警報等（防災行動調査用想定）	長江	石動	津沢						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道（株）	あいの風とやま鉄道（株）	万葉線（株）	富山地方鉄道（株）	加越能バス（株）	中日本高速道路（株）	日本海ガス（株）	高岡ガス（株）	西日本電信電話（株）	北陸電力（株）	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	高岡土木センター	小矢部土木センター高岡土木事務所	砺波土木センター
ステージⅠ（水防準備）【水防団待機水位・流量到達】	大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報	-8.6H	-8.4H	-6.6H	36	発表	発表・伝達	・水防警報（準備）		◎	○	○	○	○	○																
					37	体制	体制の構築・確認	・情報連絡体制の構築・確認		◎																					
					38			・災害対策連絡体制確保																	◎							
					39			・第1非常配備体制					◎	◎	◎	◎																
					40			・情報収集・待機職員の増員																			◎	◎	◎	◎	◎	
					41			・第2非常配備体制、情報収集等	防災担当職員の増員、関係課職員の配備																	◎					
					42			・休校の判断、体制の確認等					◎																		
					43			・注意体制	水防団待機水位を超えはん濫注意水位に達すると予想される場合	◎																					
					44			・応援体制の確認・要請（以降、継続）	防災エキスパート等へ要請	◎																					
					45			・連絡要員の配置				◎	◎	◎	◎	◎															
					46		派遣要請	・リエゾン体制の確認		◎																					
					47			・協力機関の体制確認		◎																					
					48	情報	情報収集	・1時間ごとに河川水位・流量、雨量、降水短時間予報を確認		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎															
					49			・被害の情報収集（以降、継続）				◎	◎	◎																	
					50			・情報の収集	気象情報（路線含む）			◎						◎	◎												
					51				道路規制含む			◎								◎	◎									
					52			・長江観測所の水位・流量のデーター収集				◎							◎												
					53		情報配信	・防災メールの送信						◎																	
					54	水防	パトロール	・パトロール・応急対策活動等開始				◎	◎	◎																	
					55			・水防団へ待機指示				◎	◎	◎	◎																
					56		浸水対策	・庁舎の止水対策の実施																							
					57			・所管施設の止水資機材の準備				◎	◎	◎	◎																
					58		河川管理施設の操作	・水門、樋門等の操作		◎				◎																	
					59	交通	体制の構築・確認	・独自基準により体制を判断														◎									
					60			・関係機関からの情報に基づく防災行動による行動開始											◎												
					61		運行規制	・運転規制準備	レール面より25mmの浸水で運休 規制値前でも予測により計画運休の場合あり										◎												
					62			・徐行による運転規制	沿線雨量計が規制値（警戒）に達した場合 桁下水位が規制値（警戒）に達した場合								◎	◎													
					63			・運転見合わせ	沿線雨量計が規制値（警戒）に達した場合 桁下水位が規制値（警戒）に達した場合								◎	◎													
					64		パトロール	・鉄道施設の点検（以降、継続）											◎												
					65			・係員による巡回警備を開始	沿線雨量計が規制値（警戒）に達した場合								◎	◎												
					66			・係員による固定警備を開始	桁下水位が規制値（警戒）に達した場合								◎	◎												
					67	ライフ	体制の構築・確認	・警戒準備体制	警報が発令され、電力設備への被害が想定される場合																◎					
					68			・災害対策本部員待機																◎							
					69		体制の構築・確認	・工事箇所の要員の安全確保															◎	◎							
					70		パトロール	・ガス設備の巡視（以降、継続）															◎	◎							
					71			・電力設備パトロール																	◎					
					72		情報配信	・ガス工事の中止判断（以降、継続）															◎	◎							
					73		情報収集	・設備状況の確認（以降、継続）																	◎					
					74		浸水対策	・所管施設の水防板設置																	◎					

◎実施主体　○連携先、交通（公共交通機関）、道（道路管理者）、ライフ（ライフライン）

何時(いつ)		（参考：既往TLの目安の時刻）			R1.12.12第5回専門部会時点庄川タイムライン（試行版）2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考（手段、要請先、行動条件等）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
												自治体					交通							ライフ				富山県				
ステージ（水位・流量）	気象情報・予警報等（防災行動調査用想定）	長江	石動	津沢						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道（株）	あいの風とやま鉄道（株）	万葉線（株）	富山地方鉄道（株）	加越能バス（株）	中日本高速道路（株）	日本海ガス（株）	高岡ガス（株）	西日本電信電話（株）	北陸電力（株）	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ2（避難警戒）【氾濫注意水位・流量到達】	大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報	-6.3H	-6.7H	-5.4H	75	発表	発表・伝達	・洪水予報（氾濫注意情報）		◎	◎	○	○	○	○	○												○	○	○	○
					76			・水防警報（出動）		◎	○	○	○	○	○													○	○	○	○
					77	提供	ホットライン	・ホットライン（避難判断水位・流量を超過する見込み）		◎		○	○	○	○	○																
					78	体制	体制の構築・確認	・警戒体制	氾濫注意水位・流量以上の洪水が予想される場合	◎																						
					79			・災害警戒本部第1体制				◎																				
					80			・第2警戒配備（関係職員参集）						◎																	
					81			・警戒体制（第2非常配備）								◎															
					82			・災害警戒本部の設置（第2体制）	2時間後に避難判断水位・流量到達が見込まれる場合			◎				◎															
					83			・第2次非常配備（風水害警戒本部設置）	避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合				◎																		
					84			・本部会議による部局間の情報共有及び対応調整（以降、継続）	避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合				◎																		
					85		派遣要請	・リエゾンの派遣の検討・要請		○		◎	◎	◎	◎	◎																
					86	情報	情報収集	・10分毎の河川水位・流量、雨量、降水短時間予報を確認		◎	◎			◎																	
					87			・気象台からホットライン			◎	○	○	○	○	○															
					88		情報配信	・水位予想（毎正時）の確認・配信	氾濫注意水位を超過している時間 HP・ツイッター	◎	○	○	○	○	○	○													○	○	○	○
					89			・防災メールを送信						◎																	
					90			・洪水予報伝達	要配慮者利用施設等へ				◎			◎															
					91	避難	避難所の開設	・避難所開設の決定・開設準備					◎	◎		◎															
					92		避難準備・高齢者等避難開始の発令	・早期の立退き避難対象地域の検討				◎	◎	◎	◎																
					93			・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断	防災担当部課長協議			◎	◎	◎	◎	◎																
					94			・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断	避難が必要な状況が夜間・早朝の場合 避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合							◎															
					95				土砂災害、中小河川等に備えた早期の避難が必要と見込まれる場合							◎															
					96		広域避難	・広域避難の判断	避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合			◎																			
					97			・広域避難のための避難先自治体との調整	公共交通機関への広域避難の協力要請 避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合			◎	◎																		
					98	水防	パトロール	・水防団へ出動指示				◎	◎	◎	◎																
					99			・CCTVによる監視強化		◎		◎	◎	◎																	
					100			・出水時点検（巡視）		◎					◎																
					101			・堤防巡視情報の収集・分析				◎	◎	◎																	
					102			・水防団等による早期かつ高頻度の堤防巡視の実施	避難判断水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合				◎																		
					103			・河川・堤防巡視・水防活動状況の把握・報告		○		◎	◎	◎	◎	◎														○	○	○
					104		排水ポンプ車の手配	・排水ポンプ車の派遣の検討・要請		○		◎	◎	◎		◎																
					105	交通	体制の構築・確認	・初動体制の確立	道路の通行可否及び信号機の滅灯状況等の確認を迅速に実施できる体制を確保	○																				◎		
					106			・関係機関における体制等の確認（窓口設定）		○																				◎		
					107		情報収集	・被害情報の収集														◎										
					108			・列車の徐行・停止等の運転規制	時雨量・連続雨量、各橋梁の水位等による規制値前でも予測により計画運休の場合あり									◎	◎													
					109		情報配信	・列車の運行状況を周知（以降、継続）	インターネット等の情報伝達にて									◎	◎													
					110	ライフ	浸水対策	・設備状況の確認（以降、継続）																		◎					
					111			・電力設備の水防板等設置																			◎					

◎実施主体　○連携先、交通（公共交通機関）、道（道路管理者）、ライフ（ライフライン）

何時(いつ)		（参考：既往TLの目安の時刻）			R1.12.12第5回専門部会時点庄川タイムライン（試行版）2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考（手段、要請先、行動条件等）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
												自治体					交通							ライフ				富山県				
ステージ（水位・流量）	気象情報・予警報等（防災行動調査用想定）	長江	石動	津沢						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道（株）	あいの風とやま鉄道（株）	万葉線（株）	富山地方鉄道（株）	加越能バス（株）	中日本高速道路（株）	日本海ガス（株）	高岡ガス（株）	西日本電信電話（株）	北陸電力（株）	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ3（避難準備）［避難判断水位・流量到達］	大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報	-3.2H	-2.0H	-3.1H	112	発表	発表・伝達	・洪水予報（氾濫警戒情報）		◎	◎	○	○	○	○	○											○	○	○	○
					113			・水防警報（状況）		◎	○	○	○	○	○	○											○	○	○	○
					114	提供	ホットライン	・ホットライン（避難判断水位・流量を超過）		◎		○	○	○	○	○														
					115			・ホットライン（氾濫危険水位・流量を超過する見込み）		◎		○	○	○	○	○														
					116	体制	体制の構築・確認	・【非常体制】第3非常配備								◎														
					117			・第2非常配備体制（災害対策本部の設置）							◎															
					118			・第3次非常配備（災害対策本部設置）					◎																		
					119			・第3非常配備体制（関係課職員全員配備）																			◎				
					120			・災害対策本部	1時間後に、氾濫危険水位・流量到達が見込まれる場合に設置			◎				◎														
					121	情報	情報収集	・情報収集（以降、継続）				◎								◎	◎							◎	◎	◎	◎
					122				道路規制含む			◎								◎	◎										
					123			・避難所情報の収集				◎							◎						◎						
					124			・避難者数の把握（以降、継続）				◎	◎																		
					125			・氾濫個所、避難所情報の収集													◎										
					126		情報配信	・情報伝達・広報	防災行政無線・緊急速報メール等による			◎	◎	◎																	
					127			・霞堤周辺の住民、事業者等への注意喚起	農地、工場等がある場合				◎																		
					128			・自主防災組織等へ連絡	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合					◎	◎	◎															
					129	避難	避難所の開設	・避難所開設の決定・開設準備				◎			◎																
					130			・避難所の開設指示	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合					◎																
					131		避難準備・高齢者等避難開始の発令	・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断				◎	◎	◎		◎															
					132		避難勧告の発令	・早期の避難勧告等の判断・検討・準備	立退き避難に要する時間を考慮して			◎																			
					133		避難誘導	・避難誘導街宣（以降、継続）	広報車等による				◎																		
					134			・避難誘導（以降、継続）	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合など							◎														
					135		避難所の運営	・避難所で必要な物資の把握（以降、継続）					◎																		
					136			・避難所の運営	氾濫危険水位・流量を超過する見込みをホットラインで確認した場合							◎														
					137	交通	情報収集	・鉄道施設の被害確認											◎												
					138		運行規制	・ICからの流出規制について浸水想定を参考に事前協議（以降、継続）		○											◎								◎		
					139			・ICからの流出規制が必要な場合、IC閉鎖措置（以降、継続）													◎										
					140			・高速道路通行止め（以降、継続）	本線は、雨量情報に基づき通行止めを判断												◎										
					141			・高速道路通行止め状況を踏まえた、運行規制を検討	高速バス										◎	◎											
					142		避難誘導	・乗客の避難誘導（以降、継続）											◎												
					143		情報配信	・IC閉鎖時は関係機関へ通行止め情報を提供（以降、継続）		○											◎										
					144	ライフ	体制の構築・確認	・保安係員の招集判断																◎	◎						
					145			・警戒体制	警戒水位・流量に到達し、電力設備への被害が想定される場合																	◎						
					146		浸水対策	・重要ガス供給設備の保安措置準備															◎	◎							

◎実施主体　○連携先、交通（公共交通機関）、道（道路管理者）、ライフ（ライフライン）

何時(いつ)		（参考：既往TLの目安の時刻）			R1.12.12第5回専門部会時点庄川タイムライン（試行版）2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考（手段、要請先、行動条件等）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
										自治体							交通							ライフ				富山県				
ステージ（水位・流量）	気象情報・予警報等（防災行動調査用想定）	長江	石動	津沢						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道（株）	あいの風とやま鉄道（株）	万葉線（株）	富山地方鉄道（株）	加越能バス（株）	中日本高速道路（株）	日本海ガス（株）	高岡ガス（株）	西日本電信電話（株）	北陸電力（株）	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	高岡土木センター	小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ4（避難勧告）［氾濫危険水位・流量到達］	大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報	−2.1H	−1.0H	−2.2H	147	発表	発表・伝達	・洪水予報（氾濫危険情報）		◎	◎	○	○	○	○	○												○	○	○	○
					148			・水防警報（状況）		◎	○	○	○	○	○													○	○	○	○
					149	提供	ホットライン	・ホットライン（氾濫危険水位・流量を超過）		◎		○	○	○	○	○															
					150			・ホットライン（越水発生の恐れ）		◎		○	○	○	○	○															
					151			・ホットライン（氾濫発生の恐れ）		◎		○	○	○	○	○															
					152	体制	体制の構築・確認	・非常体制		◎																				
					153			・危機管理連絡会議の開催																			◎				
					154		派遣要請	・必要に応じ助言の要請	越水発生の恐れをホットラインで確認した場合			◎				◎															
					155	情報	情報収集	・浸水被害状況等の収集				◎				◎															
					156		情報配信	・河川氾濫の恐れ（洪水情報のプッシュ型配信）	緊急速報メール	◎																					
					157			・緊急情報、記者発表(以降、継続)		◎																					
					158			・防災行政無線・緊急速報メール等による情報伝達				◎	◎																			
					159			・自主防災組織等へ連絡（以降、継続）							◎	◎																
					160	避難	避難所の開設	・避難所で必要な物資の手配（配送）					◎																			
					161		避難勧告の発令	・避難勧告の発令				◎	◎	◎	◎	◎															
					162				立退き避難対象地域へ			◎																			
					163				広域避難対象地域へ			◎																			
					164		避難指示(緊急)の発令	・避難指示(緊急)の発令	防災行政無線・緊急速報メール 越水発生の恐れをホットラインで確認した場合					◎																		
					165		避難誘導	・避難誘導街宣（以降、継続）	広報車等による							◎															
					166		避難所の運営	・避難所の運営（以降、継続）								◎															
					167	水防	浸水対策	・庁舎の自衛水防対策					◎																		
					168		排水ポンプ車の手配	・排水ポンプ車の要請		○					◎																
					169	交通	体制の構築・確認	・車両基地内車両の移動判断・準備	洪水予報（氾濫危険情報）または水防警報（状況）の発表時										◎													
					170		情報収集	・関係機関からの情報収集	知事部局や道路管理者等との情報共有、警察による対応が想定される事案に関する情報の収集	◎												○							○	◎		
					171		浸水対策	・本部執行隊や可搬式発動発電機の先行配置	風水害の規模や影響を踏まえ、基礎資料に基づく配置計画等を検討し、応援派遣の必要が認められる場合には、ブロック警察署等への人員や発電機の先行配置を実施	◎		○	○	○	○	○						○							○	◎		
					172			・先制的交通対策の実施	予め選定した危険箇所について、降水状況等を踏まえ浸水を待つことなく、道路交通法に基づく通行禁止規制を実施するとともに、関係機関と連携した交通規制や迂回路等に関する情報発信を実施	◎		○	○	○	○	○						○							○	◎		
					173		運行規制	・運行停止あるいは中止（以降、継続）												◎	◎										
					174			・乗客（鉄道・バス利用者）の避難誘導（以降、継続）									◎	◎		◎											
					175		情報配信	・避難勧告の情報を提供										◎													
					176			・ドライバーに対する広報	カーナビ、交通情報板、サインカー、誘導標識車、パトカー等を活用した広報の実施	◎																				◎		
					177			・SNS、HP等を活用した情報発信		◎																				◎		
					178	ライフ		・災害対策本部設置															◎	◎							
					179		浸水対策	・電力設備の監視																			◎				
					180		社員の退避	・浸水予想区域の電力設備からの社員退避																			◎				

◎実施主体　○連携先、交通（公共交通機関）、道（道路管理者）、ライフ（ライフライン）

何時(いつ)		（参考：既往TLの目安の時刻）			R1.12.12第5回専門部会時点庄川タイムライン（試行版）2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考（手段、要請先、行動条件等）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
										自治体							交通							ライフ				富山県				
ステージ（水位・流量）	気象情報・予警報等（防災行動調査用想定）	長江	石動	津沢						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道（株）	あいの風とやま鉄道（株）	万葉線（株）	富山地方鉄道（株）	加越能バス（株）	中日本高速道路（株）	日本海ガス（株）	高岡ガス（株）	西日本電信電話（株）	北陸電力（株）	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
ステージ5（避難完了・危険回避）［堤防決壊・越水による氾濫発生］	大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報	0H	0H	0H	181	発表	発表・伝達	・洪水予報（氾濫発生情報）		◎	◎	○	○	○	○	○												○	○	○	○
					182			・水防警報（状況）		◎	○	○	○	○	○													○	○	○	○
					183			・破堤等重大災害状況		◎	○	○	○	○	○	○												○	○	○	○
					184	提供	ホットライン	・ホットライン（堤防決壊情報）		◎		○	○	○	○	○															
					185	体制	体制の構築・確認	・緊急復旧、堤防調査委員会設置		◎																					
					186			・第3非常配備体制（全職員参集）							◎																
					187			・非常配備［災害対策本部］						◎																	
					188			・警戒区域の設定・警備								◎															
					189			・災害対策本部設置			○															◎				
					190		派遣要請	・広域応援要請								◎															
					191			・市町村からの要求を受けて、自衛隊へ災害派遣要請等																			◎				
					192			・災害応急対策要請→協定業者		◎		◎																			
					193			・自衛隊へ派遣要請（県を通じて）				◎	◎	◎	◎	◎											○				
					194	情報	情報配信	・浸水拡大の恐れ（洪水情報のプッシュ型配信）	緊急速報メール 河川の水が堤防を越えて流れ出ているとき、堤防が壊れて河川の水が大量に溢れ出しているとき	◎																						
					195			・被害状況・調査結果等の公表		◎																					
					196	避難	避難指示（緊急）の発令	・避難指示（緊急）の発令				◎	◎	◎	◎	◎															
					197				計画水位到達および河川管理施設の大規模異常または破堤・流水を確認の場合						◎																
					198		避難所の運営	・避難者への支援				◎	◎	◎	◎	◎															
					199	水防	浸水対策	・TEC-FORCE		◎																					
					200			・被害状況の把握		◎																					
					201			・堤防決壊箇所の応急復旧		◎																					

◎実施主体　○連携先、交通（公共交通機関）、道（道路管理者）、ライフ（ライフライン）

何時(いつ)		（参考：既往TLの目安の時刻）			R1.12.12第5回専門部会時点庄川タイムライン（試行版）2020年No	区分	主な防災行動	防災行動の詳細	備考（手段、要請先、行動条件等）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
												自治体					交通									ライフ				富山県				
ステージ（水位・流量）	気象情報・予警報等（防災行動調査用想定）	長江	石動	津沢						富山河川国道事務所	富山地方気象台	高岡市	射水市	小矢部市	南砺市	砺波市	西日本旅客鉄道（株）	あいの風とやま鉄道（株）	万葉線（株）	富山地方鉄道（株）	加越能バス（株）	中日本高速道路（株）	日本海ガス（株）	高岡ガス（株）	西日本電信電話（株）	北陸電力（株）	総合政策局防災・危機管理課	土木部河川課	高岡土木センター	高岡土木センター小矢部土木事務所	砺波土木センター
42/113					202	交通	体制の構築・確認	・車両基地内車両の移動判断・準備	洪水予報（氾濫発生情報）、水防警報（状況）または破堤等重大災害状況の発表時										◎												
					203		情報収集	・各種交通対策を迅速かつ的確に実施するための情報収集	交通規制の実施状況、交通安全施設の障害状況（特に、信号機の滅灯状況）、信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機の活用状況、各種交通対策の従事体制、信号機の滅灯中に発生した交通事故件数	○																			◎		
					204			・広域管制システム等を活用した情報収集	ITVや現場からの無線報告等による	◎																			◎		
					205			・幹線道路の通行可否情報等の収集		◎																			◎		
					206			・プローブ情報（通行実績）の分析	被災地域への流入経路や迂回路等の検討	◎																			◎		
					207			・ヘリによる道路損壊状況等の確認		◎																			◎		
					208		運行規制	・列車の停止等の運転規制	各橋梁の水位									◎	◎											
					209				時雨量・連続雨量等									◎	◎											
					210		避難誘導	・浸水のおそれのある所管施設からの職員退避										◎	◎											
					211				砺波ICは有人、高岡砺波スマートICは無人													◎									
					212			・復旧した信号機の点検、調整	信号機の設定値に係る点検、調整、灯器の向きの調整等が必要な場合における保守業者との連携対応	○																			○		
					213			・信号機の設定変更等の実施	信号機の手動介入や定数設定変更等による交通の秩序化	○																			○		
					214			・広域的な迂回路対策の実施	都市間交通が遮断された場合における警察庁、関係都府県警察及び道路管理者と連携した広域的な迂回路対策の実施	◎		○	○	○	○	○													◎		
					215			・ライフラインの復旧や燃料輸送等に従事する車両の円滑な通行の確保		◎																			◎		
					216			・施設管理者対策の実施	店舗駐車場から溢れた車両に起因する交通の混雑が発生した場合における解消対策の実施	◎		○	○	○	○	○													◎		
					217	ライフ	体制の構築・確認	・非常体制	危険水位到達し、電力設備への被害が発生した場合																	◎					
					218		情報収集	・電力設備の被害状況の確認																		◎					
					219		情報配信	・関係機関・マスコミへの広報・連絡															◎	◎							
					220		社員の退避	・社員安否確認																	◎	◎	◎					
					221		派遣要請	・日本ガス協会への復旧応援要請														◎	◎								
					222			・応援者・請負者確保																	◎					
					223		復旧対応	・ライフライン施設の応急措置							◎																
					224			・重要ガス供給設備の保安措置・復旧対応														◎	◎								
					225			・停電範囲の把握、縮小化																	◎					

■河川管理者は気象台等との協議により、計画規模降雨を超える降雨や、早期の水位上昇に対応した情報提供を実施
◎「氾濫注意水位以上の洪水が予想される場合」は「洪水予報（氾濫警戒情報）」を発表
◎水位予測（3時間予測）等により、「計画規模以上の水位上昇または洪水が予想される場合」は必要に応じて、関係機関へ情報を提供

災害対応のステージ（目標）	計画規模降雨の場合				想定最大規模降雨の場合			
	目安の時刻			河川管理者の防災行動	目安の時刻			河川管理者の防災行動
	長江	石動	津沢		長江	石動	津沢	
ステージ0 （体制準備・確認）								
ステージ1 （水防準備）	−8.6h	−8.4h	−6.6h	【注意体制】 ◎水防警報（準備）	−6.5h 6時間後に津沢上流流域平均雨量の計画降雨205mm超過見込 かつ 3時間後に、氾濫注意水位超過（津沢、石動）の見込	−7.5h	(−2.5h)	【注意体制】＜氾濫注意水位以上の洪水が予想される場合＞ ◎水防警報（準備）
					3時間後に、氾濫危険水位超過（津沢、石動）の見込			【警戒体制】＜避難判断水位以上の洪水が予想される場合＞ ◎洪水予報（氾濫注意情報） ◎水防警報（出動） ◎ホットライン（避難判断水位を超過する見込み）
ステージ2 （避難警戒）	−6.3h	−6.7h	−5.4h	【警戒体制】 ◎洪水予報（氾濫注意情報） ◎水防警報（出動） ◎ホットライン（避難判断水位を超過する見込み）	水位予測（3時間予測）等により、「計画規模以上の水位上昇または洪水が予想される場合」関係機関へ情報を提供 −1.5h 約1．5～2時間後に、想定最大規模降雨時を超過する見込	−2.0h	−2.0h	【非常体制】＜氾濫危険水位以上の洪水が予想される場合＞ ◎洪水予報(氾濫警戒情報)＜氾濫危険水位に達すると見込まれる時＞ ◎水防警報(（状況) ◎ホットライン（氾濫危険水位を超過する見込み）
ステージ3 （避難準備）	−3.2h	−2.0h	−3.1h	◎洪水予報（氾濫警戒情報） ◎水防警報（状況） ◎ホットライン（避難判断水位を超過） ◎ホットライン(氾濫危険水位を超過する見込み)	下記の0hは避難判断水位到達と同時	−0.4h	−1.2h	◎水防警報(状況) ◎ホットライン（避難判断水位を超過）
ステージ4 （避難勧告）	−2.1h	−1.0h	−2.2h	【非常体制】 ◎洪水予報（氾濫危険情報） ◎水防警報（状況） ◎ホットライン（氾濫危険水位を超過）		下記の0hは氾濫危険水位到達と同時	−0.7h	◎洪水予報(氾濫危険情報) ◎水防警報(状況) ◎ホットライン（氾濫危険水位を超過）
				◎ホットライン（越水発生の恐れ） ◎ホットライン（氾濫発生の恐れ）				◎ホットライン（越水発生の恐れ） ◎ホットライン（氾濫発生の恐れ）
ステージ5 （避難完了 ・危険回避）	0h	0h	0h	◎洪水予報（氾濫発生情報） ◎水防警報（状況） ◎破堤等重大災害情報 ◎ホットライン（堤防決壊情報	0h	0h	0h	◎洪水予報（氾濫発生情報） ◎水防警報（状況） ◎破堤等重大災害情報 ◎ホットライン（堤防決壊情報）

資料−７③

洪水ハザードマップに関する進捗状況及び課題について

令和2年1月調査時点

機　関　名	富山市	高岡市	立山町	舟橋村	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	滑川市	上市町
○洪水ハザードマップ										
完 成 予 定	令和２年３月	令和２年３月	令和２年３月	令和２年３月	令和２年３月	平成３１年３月　完成	平成31年３月完成	平成31年3月	令和２年３月（予定）	令和２年３月
配 布 予 定	令和２年６月	令和２年６月	令和２年４月	令和２年４月	令和２年５月または６月	１　平成３１年４月末 →市広報誌と併せて配布 ２　平成３１年４月２５日 →市ホームページで公表	令和元年６月全戸配布済み	令和元年５月	令和２年４月（予定）	令和２年４月
作 成 形 態	作成対象の全河川の重ね合わせ （想定最大規模／計画規模の併用）	庄川、小矢部川、岸渡川、子撫川、横江宮川、千保川、祖父川、和田川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	常願寺川と栃津川、白岩川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	常願寺川・栃津川・白岩川・大岩川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	神通川、庄川、小矢部川、和田川、下条川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模）	１　庄川、小矢部川、渋江川（国） ２　小矢部川（県）、旅川、岸渡川、横江宮川（県水位周知河川） ３　祖父川、黒石川（県河川の氾濫により浸水が想定される河川） 計９河川の洪水浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	小矢部川、旅川、子撫川、横江宮川、渋江川、岸渡川、庄川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	小矢部川、旅川、山田川、横江宮川、渋江川浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨）	常願寺川、早月川、中川、沖田川、上市川、白岩川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模、計画規模降雨）	上市川水系、白岩川水系と常願寺川の浸水想定区域の重ね合わせ（想定最大規模降雨と計画規模降雨の両面印刷）
作 成 対 象	国、県が浸水想定区域を指定した洪水予報河川及び水位周知河川 （14河川）	直轄区間（国）、指定区間（県）	直轄区間（国）、指定区間（県）	直轄区間（国）・指定区間（県）・支川（国・県）	直轄区間（国）、二級河川（県）、支川（県）	直轄区間（国）、水位周知河川（県）、河川の氾濫により浸水が想定される河川（県）	直轄区間（国）、指定区間（県）、支川（国・県）	直轄区間（国）、指定区間（県）、支川（国・県）	直轄区間（国）、水位周知河川（県）	直轄区間（国）、指定区間（県）
指定避難所の考え方	想定最大規模の想定浸水深より高い位置にある階層を有する施設を 指定緊急避難場所として指定	指定緊急避難場所（洪水）の考え方：浸水想定区域内であっても、当該施設において利用可能な場所（階）がある場合に指定を行う。 （判断基準は想定浸水深）	床下浸水に至らないであろうと想定される施設について指定を行う。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5未満）について指定を行う。 浸水深によって、２階以上の避難所も指定（ただし、２４時間以上浸水する場合は指定しない）	洪水時に避難所として使用の可否や使用できる階数がわかるように記載予定	洪水浸水想定区域外への避難所又は浸水深0.5m未満区域内への避難所を検討	指定避難所のうち床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5m未満）について洪水時使用可能としている。 浸水深によって、２階以上使用可能となる避難所については、その旨記載している。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5m未満）について指定を行う。 浸水深によって、２階以上の避難所も指定。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設について指定を行う。 浸水深によって、２階以上の避難所も指定（ただし、２４時間以上浸水する場合は指定しない。	床下浸水に至らないであろうと想定される施設（浸水想定0.5m未満）について指定を行う。 浸水深によって、２階以上の避難所も指定（ただし、２４時間以上浸水する場合は指定しない。
避難ルートの明示	避難時に通行が危険と考える橋アンダーパスなどを明示	設定なし（各自主防災会等において各自で決定）	非開示	避難区域毎に設定	浸水範囲が広いことから、高い地域への避難方向を記載	未実施（避難所は、地域住民や地区の判断により異なることから、表示を見送りした）	設定された浸水想定区域をもとに、避難場所や避難方法の検討を行った。	なし	１枚のマップで市内全域を表示する予定であり、避難ルートを明示すると情報量が多く分かりづらいため、目安となる国道等の主要道路のみを明示する。 具体的には各自主防災会の防災計画にて定めるものと考えている。	大まかな避難方向を示す予定
収容者数の整理	避難区域（小学校区毎）の人口で整理	各校区及び市全体で収容可能か判断する	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断	地区内の人口（要避難者）により、当該地区の避難所に収容可能の場合は近傍の避難所へ、超過する場合は他地区への避難所を検討	地域毎の指定避難所の収容数を確認。その地域内の指定避難所で収容できない場合は、地区外への避難を検討。	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断	避難区域毎の人数により収容可能か判断
隣接市町村への広域避難	現時点では検討していない	検討中	検討していない	検討中	高岡市の避難所を記載予定	未実施	近隣市と調整ができていない。	検討なし	検討中	現在は計画は無いが、検討が必要と考えている
作成における課題	・なし	想定最大規模降雨に対する洪水ハザードマップでは、浸水エリア、浸水深が深く、校区内で避難ができない（収容できない）避難者が発生する恐れがある。このため、校区外又は市外への広域避難を検討中である。	浸水範囲が広すぎて指定避難所に全員収容することができない。 立ち退き避難区域の設定と当該住民に対する周知が困難	舟橋村ほぼ全域が浸水想定区域となり、使用可能な避難所は５箇所程度のみと見込まれる。 隣接市町への広域避難について検討を進めていく必要がある。	浸水範囲が広すぎて避難所に全員収容することができないため、自宅での垂直避難や遠方への早期避難の啓発が必要。	特になし	浸水範囲が広すぎるため、地区によっては地区内の指定避難所だけでは全員収容することが難しい。地区外への避難についても住民に周知する必要がある。	周囲を複数の河川に囲まれ、河川を避けて向かえる避難所を指定した場合、かなり遠方の避難所となってしまう地域がある。	浸水範囲が広すぎて指定避難所に全員収容できるか検討中。 立ち退き避難区域の設定と当該住民に対する周知が困難。	想定最大規模の場合、市街地がほぼ浸水するため、既存の指定避難所の多くも浸水してしまう可能性がある。

資料－７④

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援に関する進捗状況及び課題について

令和2年1月調査時点

機　関　名	富山市	高岡市	立山町	舟橋村	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	滑川市	上市町
○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援										
今年度の予定 （どこまで）	R2年６月の想定最大規模に対応した洪水ハザードマップの配布に合わせ、対象とする要配慮者利用施設の見直しを行い、地域防災計画へ記載するとともに避難確保計画の作成を進める	想定最大規模降雨での洪水ハザードマップ公表（R2.３予定）に向けて、対象施設を洗い出し、地域防災計画へ反映する資料（一覧表等）を作成	14施設中９施設作成済予定	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のリストアップを完了	洪水ハザードマップの浸水想定を反映させた要配慮者利用施設のとりまとめ R2年度地域防災会議で決定	洪水ハザードマップ見直し後（H30.3見直し）、全４８施設中、４７施設で作成済み	対象となる要配慮者利用施設を精査し、地域防災計画の内容を更新する。	【これまでの経過】 ・平成２９年　８月～ ：要配慮者利用施設の洗出し作業を実施 ・平成３０年　２月１９日 ：市防災会議で本件を含む市地域防災計画の修正について協議 ・平成３０年　４月　１日 ：市地域防災計画の修正（対象施設をリストアップ） ・令和元年　　５月１０日 ：県管理河川の洪水浸水想定区域の見直しに伴う市地域防災計画の追加修正（追加で対象となった施設もリストアップ）	要配慮者利用施設を掲載した地域防災計画（案）のとりまとめ R2年度地域防災会議で決定	要配慮者利用施設を掲載した地域防災計画（案）のとりまとめ R2年度地域防災会議で決定
R２年１月末時点 の進捗状況	洪水ハザードマップ更新による施設の見直しに合わせ、市の支援体制を再構築するための各施設の所管部局と協議中	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設についてのリストアップがおおむね完了	14施設中6施設作成済	上記リストアップが完了した。今後、関係課とこれをたたき台とした検討を実施予定。	浸水想定区域内にある主な要配慮者利用施設についてのおおまかなリストアップを完了。	洪水ハザードマップ見直し後（H30.3見直し）、全４８施設中、４７施設で作成済み。 残り１施設についても現在担当課より依頼済み	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設について、浸水深を確認。地域防災計画の修正に向けて準備中。	対象施設のうち９割以上で作成が完了し、未作成の数施設にあっても鋭意作成中。	市内の要配慮者利用施設のうち、浸水想定区域内に該当する施設を発注業者において抽出中であり、この結果を受け、関係課と検討する予定。	浸水想定区域内にある主な要配慮者利用施設についてのおおまかなリストアップ
H31年3月末時点 の進捗状況	現在の洪水ハザードマップで表示している計画規模の洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成を指導中	計画規模降雨での避難確保計画作成の説明会を平成30年４～６月に実施し、各要配慮者利用施設に計画の作成を求めている。作成率は約20%である。	14施設中6施設作成済	担当各課へ現状について通知を実施。 来年度の早い時期に検討会を開催したいと考えている。	担当各課から合議される対象施設の計画の内容について、随時助言を行っている。	洪水ハザードマップ見直し前、全１４施設すべて作成済み	浸水想定区域内にある主な要配慮者利用施設についてのおおまかなリストアップを完了。	対象施設の管理者向けに説明会を開催する等し、実効性の高い計画となるよう助言等を行ってきた。	計画規模（想定最大規模公表前）で、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所管課に作成を促すよう通知。	未実施
地域防災計画 の見直し時期	印刷版はＲ２年３月（データ版は適時更新する予定）	R2年４月（資料編の修正）	未定	Ｒ３年３月	R2年８月	洪水ハザードマップ見直し後、追加施設改定済み（Ｈ３１．３）	R2年３月	修正済み	R2年６月	R3年３月頃
作成における 課題	・洪水ハザードマップの更新に合わせた見直しには多くの施設に事務の負担を強いるほか、これを取りまとめる所管課にも負担をかける。 ・浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち、避難確保計画の作成を要しない施設とする条件。 ・県管理施設に対する対応。	各計画が実効性のあるものとなるよう、訓練徹底の周知と市避難訓練や地元訓練への積極的な参加の呼びかけ 各施設における避難先が集中したときの対応を検討（避難場所の追加指定、市避難場所以外で安全な場所（グループホーム等）へ避難の検討を打診等）	施設経営者、運営者の避難確保計画作成に対する理解度	施設側において協力体制が構築され、どこまで理解されるか不安がある。	施設側に避難確保計画の必要性について、どの程度理解が得られるか不安がある。	避難先の選定 避難方法 訓練の実施	施設によって規模も利用している要配慮者も違うため、作成を依頼するにあたり、それぞれの施設に応じた対応が求められる。	未作成の施設には引き続き早期の作成を促し、作成の障害となっている事柄の把握と解決に努める必要がある。	施設側にどの程度理解が得られるか不安がある。	施設側にどの程度理解が得られるか不安がある。

（３）備考

その他、避難に関して 河川管理者への要望等			特になし						避難勧告等を発令するタイミングの一つは、河川の水位だが、一昨年はダムによる緊急放流により発令せざるを得ない状況となった。降雨だけなら避難勧告等を発令する水位に至らなかった可能性が高いことから、明らかに大雨が降ることが見込まれる際には、事前に放流するようダム管理事務所と調整してほしい。	

資料-７⑤

令和２年２月吉日

各自治体　危機管理・防災教育担当者　各位

国土交通省　北陸地方整備局
北陸技術事務所
富山河川国道事務所
黒部河川事務所

みんなでタイムラインプロジェクト（富山県版）推進の協力のお願い

平素より、大規模氾濫に関する減災のとりくみをはじめとする国土交通行政について、ご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成２７年の関東・東北豪雨水害を契機とした大規模氾濫に関する減災対策協議会が平成２８年に発足し、概ね５年で実施する取組について最終年度となる令和２年度まで１年余りとなりました。

この間、各機関において想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域が公表され、各市町村においては、洪水ハザードマップの見直し、要配慮者避難確保計画策定など様々な取組が実施されているところです。

しかしながら、昨年１０月の台風１９号の影響による千曲川の氾濫をはじめ近年大規模な水害が頻発し、逃げ遅れによる犠牲者が依然として多数発生する状況があり、「逃げ遅れゼロ」を目指す取組をさらに強化する必要があります。

そこで、災害時の防災行動を事前に整理しておく「マイ・タイムライン」の作成を富山県内で促進させるための「みんなでタイムラインプロジェクト」について下記のとおりご協力お願いいたします。

記

１　マイ・タイムラインを作成することができる常設展示コーナーを富山防災センター（富山市水橋入江地内）内に令和２年３月に新設しますので、防災学習の授業や地域の自治会における講習会にご活用ください。（詳細については、別紙１のとおりです。）

２　マイ・タイムラインの作成を支援するツール「逃げキッド」及び説明動画がインターネット上で公開されています。無償で使用することが可能ですのでご活用ください。（概略及び入手方法については、別紙２のとおりです。）

３　富山防災センターでは、水害の危険性の学習するため、各市町村で作成した最新のハザードマップ（洪水・土砂・内水・津波）の展示を行います。各市町村においてハザードマップの見直しを行った際には、全体版・地区版について１０部を下記担当まで送付お願いします。

（担当）北陸技術事務所　富山出張所長　室井
muroi-h8450@mlit.go.jp
防災技術係長　森川
morikawa-s84gb@mlit.go.jp
TEL　076-478-5511

１　「みんなでタイムラインプロジェクト」概要

平成２７年関東・東北豪雨による氾濫した鬼怒川を管理する下館河川事務所において、「鬼怒川緊急対策プロジェクト」の一環として「みんなでタイムラインプロジェクト」が始動しました。

この取組は、住民一人ひとりが「マイ・タイムライン」を作成し、洪水により河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるものです。

時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されています。

２　マイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」

マイ・タイムラインを子供にも作成できるように関東地方整備局において検討された教材です。

「逃げキッド」は以下の６つの資料で構成されており、関東地方整備局では「マイ・タイムラインリーダー認定制度」を設け、講師補助者を増やし、プロジェクトを広めています。

【逃げキッドの中身】

（１）マイ・タイムライン作成のためのチェックシート
（２）「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでを知ろう！！
（３）「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えを考えよう！！
（４）『マイ・タイムライン』をつくってみよう！！
（５）みんなでつくろう！マイ・タイムライン～マイ・タイムラインをつくるためのヒント集～
（６）ご自宅に戻ったらみなおしてみましょう

【逃げキッドのダウンロードはこちら】

http://www.river.or.jp/jigyo/my-timeline_download.html

※本資料は無償で活用することが可能です。（加工はできません。）

３　マイ・タイムライン作り方動画

「逃げキッド」を活用したマイ・タイムラインの作り方動画がインターネット上からダウンロードできます

【マイ・タイムライン作り方動画のダウンロードはこちら】

http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00624.html

４　逃げキッドを体験できる常設展示場

「逃げキッド」をもちいたマイ・タイムラインを「作り方動画」をモニターで見ながら体験する常設展示場を富山防災センター（富山市水橋入江）に令和２年３月頃開設する予定です。

５　みんなでタイムラインプロジェクトは商標登録されています。

今回提案しているプロジェクトについては関東地方整備局が商標登録を行っており、「みんなでタイムラインプロジェクト（富山県版）」の取組について承諾を得て、今回提案させていただいております。なお、地域の学習イベントで「逃げキッド」を無償でご活用いただくことは問題ありません。

以　　上



浸水ナビ

「浸水ナビ」は、浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。
自分の住んでいる地域にどのような浸水被害が想定されるか、確認しておきましょう。

浸水ナビ　検索

国土交通省「地点別浸水シミュレーション検索システム」（浸水ナビ）：
http://suiboumap.gsi.go.jp/



❶「浸水ナビ」にアクセスし、
「地点別浸水シミュレーション
検索システムを見る」をクリック
スマホからは、二次元バーコードで
「浸水ナビ」にアクセスし、
左上の■ボタンを押して下さい

❷「地点から」タブをクリックすると浸水が及ぶ範囲が着色表示されます

❸「地図上で指定」ボタンをクリックし、地図を拡大して、家や学校、職場などがあるところをクリック（地名や住所入力もできます）

❹浸水が及ぶ破堤点の中から「浸水深さが最大の破堤点🔴」をクリック

❺「浸水深シミュレーショングラフ表示」ボタンをクリックすると

❻選んだ地点の浸水深の時間変化のグラフが表示されます

小学校や自治体で、防災講座を開催しませんか。

多くの皆さまに防災の知識を
持っていただくために、
出前講座の講師派遣をはじめ
水防災学習用の資料を提供しています。

国土交通省職員が
防災学習を
お手伝いします。



問合わせ先

富山河川国道事務所　調査第一課・防災課
富山県富山市奥田新町2番1号
TEL:076-443-4701（代表）　FAX:076-443-4703

黒部河川事務所　調査課
富山県黒部市天神新173
TEL:0765-52-1122（代表）　FAX:0765-52-4211





富山防災センターでは、災害時に活躍する機械や車両の展示コーナーや地震体験コーナーもあります

富山防災センター　（北陸技術事務所 富山出張所）

〒939-3544 富山市水橋入江334番地4
TEL(076)478-5511　FAX(076)478-5517
開館時間　9:30～16:00(土、日、祝祭日、及び年末年始を除く)

2020年 3月 初版発行

早めの避難！
逃げ遅れゼロ大作戦

あなたは水害から命を守れますか？



逃げ遅れ救助されている状況

千曲川堤防決壊による浸水状況　令和元年10月13日撮影

大切な“いのち”を守るための取り組みが始まります。

「逃げ遅れゼロ」を目指して

みんなでタイムラインプロジェクト・とやま

国土交通省　北陸技術事務所
富山河川国道事務所　黒部河川事務所

全国的に大きな水害が発生しており、いのちを守る防災教育の取組強化が求められています。

「学校及び学校設置者は、地域の自然条件等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携して効果的な取組を進めていく必要がある。」
「第2次学校安全の推進に関する計画について」(平成29年3月文科省通知)
水防法改正により創設された大規模氾濫減災協議会の支援を活用することで、より円滑な防災教育の実施につながることが期待される。
「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」(平成29年11月文科省通知)
水害で大切な"いのち"を失わないために、今こそ防災の知識を身につけましょう。



相次ぐ水災害をうけ、河川行政の考え方は大きく転換しています。



水災害から"いのち"を守るため教育機関と協働で推進する必要があります。

水害年表 (平成23年以降)

河川行政の対応

「水防災意識社会の再構築にむけて(審議会答申)」
・施設の能力には限界がある
・施設では防ぎきれない大洪水が必ず発生することを前提

水防法改正を受け、「防災・河川環境教育の充実に係る取り組みの強化について」の通達
・国支援で指導計画を作成、関連する全学校に情報提供

「第2次学校安全の推進に関する計画について」(平成29年3月文科省通知)
「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」(平成29年11月文科省通知)
・全国的に大規模な水害が発生していることから、防災教育の取組強化が求められています。

「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策の在り方について(審議会答申)」
・地域防災力向上のための人材育成、防災教育の推進

平成23年
紀伊半島豪雨 新潟・福島豪雨
東日本大震災と同じ年に起こった豪雨災害

平成24年
九州北部豪雨
各地で観測史上1位の記録を更新した記録的な大雨

平成26年
広島土砂災害
死者70名超、全半壊430戸の大災害



アメダス期間降水量は、安佐北区上原で287ミリを観測

平成27年
関東・東北豪雨災害
茨城県常総市では鬼怒川堤防が決壊して40平方キロが浸水



茨城県常総市の浸水状況

平成28年
東北・北海道で台風による甚大な被害
相次いで発生した台風が東北・北海道で猛威
高齢者グループホームで9名が死亡



被災した岩手県の高齢者グループホーム

平成29年
島根豪雨・九州北部豪雨
島根県益田市・福岡県朝倉市などに甚大な被害



福岡県朝倉市の浸水状況

秋田豪雨
雄物川氾濫、秋田市および大仙市などが被害



大仙市の浸水状況を伝えるニュース映像
(NNN7月25日放送より)

平成30年
西日本豪雨
台風7号および梅雨前線の影響により記録的豪雨が発生



岡山県倉敷市の浸水状況　提供:時事通信社

令和元年
令和元年 東日本台風
台風19号により長野県・福島県をはじめとする広範囲で河川の氾濫、が堤崩れが同時多発的に発生



長野市の信濃川水系千曲川で堤防が決壊

「マイ・タイムライン」とは



自分のリスクを知り、各自の逃げ方を考えよう！

住民一人ひとりが前もって自分自身の水害リスクを知り、河川の水位上昇時に、各自の防災行動を時間ごとに整理し、まとめたものです。洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されます。

「逃げキッド」を使ってマイ・タイムラインを作ってみよう！

逃げキッド

逃げキッドとは、マイ・タイムラインを分かりやすく作成できるように検討された教材です。



逃げキッドの中身

❶マイ・タイムライン作成のためのチェックシート
❷「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでを知ろう!!
❸「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えを考えよう!!
❹『マイ・タイムライン』をつくってみよう!!
❺みんなでつくろう！マイ・タイムライン～マイ・タイムラインをつくるためのヒント集～
❻ご自宅に戻ったらみなおしてみましょう



マイ・タイムライン作り方動画

逃げキッドのデータをダウンロードして活用することもできます。
http://www.river.or.jp/jigyo/my-timeline_download.html
※本資料は無償で活用することが可能です。



マイ・タイムライン作り方動画を見ながら作成することもできます。
http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00624.html

富山防災センターで「逃げキッド」を使ったマイ・タイムラインを作成できます。

マイ・タイムライン作成コーナー

富山防災センターでは、小中学生向けのマイ・タイムライン教材「逃げキッド」を活用し、簡単かつ短時間で『マイ・タイムライン』の骨格を学びながら作成体験ができます。

学習体験内容
❶水害の危険性をハザードマップから学習します。
所要時間:説明動画とあわせ10分程度
❷「逃げキッド」を用いてマイ・タイムラインを作成
所要時間:説明動画とあわせ20分程度



防災の重要性について学ぶ小学生



降り始めから氾濫発生までに起きる事を学習し、避難行動シールをタイムラインに貼っていきます。

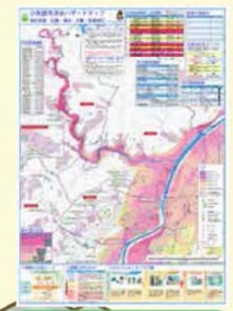

洪水ハザードマップ
県内の市町村が作成した想定最大規模降雨に基づく洪水ハザードマップを展示しています。
(事例:小矢部市洪水ハザードマップ)

マイ・タイムライン作ってみよう



5m の浸水
2階建ての住宅のほぼ全体が水没する高さです。
この区域の場合、建物の中にとどまらず、安全な場所への早めの避難が必要です。

3m の浸水
ほぼ、2階建ての床面の高さです。
この区域の場合も、2階まで浸水してしまうことがあるため、安全な場所への早めの避難が必要です。

0.5m の浸水
1階床面の高さになるため、浸水後に歩いて避難するのは困難です。安全な場所への早めの避難が必要です。



各自治体のハザードマップ展示コーナー

ハザードマップ展示コーナーでは、富山県内の市町村が作成した洪水ハザードマップが展示されています。また、「浸水ナビ」を使って自分が住んでいる場所が堤防決壊により浸水したときの水深を調べることができます。
この浸水ナビはご自宅のパソコンやスマホでも確認いただけます。
浸水ナビの使い方は裏面をご覧下さい。



国土交通省
北陸地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和２年　６　月　１　日
河川部河川管理課

北陸地方整備局管内11水系で治水協定を締結しました

～既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取組（洪水調節機能強化に関する治水協定）　～

水害の激甚化等を踏まえダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関の連携の下、令和元年11月に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が設置され、令和元年12月12日の同会議で策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、関係省庁が連携し取り組みを進めてきました。

このたび、北陸地方整備局管内一級水系の11水系162ダムにおいて河川管理者、ダム管理者及び関係利水者で協議が整い洪水調節機能強化に関する治水協定を締結しました。

今後は、河川管理者とダム管理者及び関係利水者との情報網の整備などについての工程表を作成し、順次計画的に実行してまいります。

◆ 協定締結水系　　荒川、阿賀野川、信濃川（上流域、中流域、下流域）、関川、黒部川
常願寺川、神通川、庄川、小矢部川、手取川、梯川
以上11水系

◆ 協定締結日　　令和2年5月29日までに締結（11水系）

◆ 協定締結ダム　　北陸地方整備局管内162ダム

（参考）関連資料
○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/
○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針
別添資料参照
○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議（第３回）　参考資料【一級水系のダム一覧】
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/dai3/gijisidai.html

○同時記者発表クラブ○
新潟県政記者クラブ
新県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
山形県政記者クラブ
長野県庁会見場
長野市政記者クラブ
福島県政記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局　TEL　025-280-8880（代表）
025-370-6769（課直通）

河川部　河川管理課長　渡邉　一成　（内線 3751）
河川管理課長補佐（ダム担当）　松崎　竹史　（内線 3753）

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針

令和元年12月12日
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは1460箇所で約180億m^3の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約3割（約54億m^3）にとどまっている。

先般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系（ダムが存する98水系。以下同じ。）について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

（1） 治水協定の締結

河川管理者である国土交通省（地方整備局等）と全てのダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。）との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、以下の内容を含む治水協定について、令和2年5月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。国土交通省（地方整備局等）は、本治水協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況等を考慮する。

＜治水協定の主な内容＞

〇洪水調節機能強化の基本方針

・水害発生が予想される際における洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量（洪水調節可能容量）

・時期ごとの貯水位運用の考え方

〇事前放流の実施方針

・事前放流の実施判断の条件（降雨量等）

・事前放流の量（水位低下量）の考え方

〇緊急時の連絡体制

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、洪水中にも即時・直接に連絡を取れる体制の構築

〇情報共有のあり方

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、共有する情報（降雨予測、ダムの水位・流入量・放流量、下流河川の水位、避難に係る発令状況等）及びその共有方法

〇事前放流等により深刻な水不足が生じないようにするための措置がある場合にはその内容（水系内での弾力的な水の融通方法等）

〇洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

（2） 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

上記の治水協定に基づき、緊急時対応に必要となる各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省（地方整備局等）に集約し、適宜関係者間で共有して、（3）の事前放流等に関するガイドラインと新たな操作規程が実効的に運用できるよう、情報網を整備する。

（3） 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映

国土交通省において、事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流等に関するガイドラインを、令和2年4月までに策定する。

本ガイドラインに従い、各ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、速やかに、事前放流の操作方法等を全ての既存ダムの操作規程等に反映する。施設能力の向上に資する施設改良等を行う場合には、これに応じて、操作規程等を見直す。また、操作規程等の内容については、必要に応じて、下流関係者への事前説明を行う。

＜ガイドラインの主な内容＞

〇基準等の設定方法

・事前放流の開始基準

・事前放流による水位低下量

・事前放流時の最大放流量

・事前放流の中断基準

〇事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応

〇適切に事前放流操作を行うためのダム管理体制の確保

〇施設改良が必要な場合の対応

（4）　工程表の作成

既存ダムの利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、令和2年6月までに、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を、一級水系を対象に、水系毎に作成する。本工程表に基づき、必要な措置を講じる。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の工程表の作成を推進する。

（5）　予測精度向上等に向けた技術・システム開発

全ての既存ダムを最大限活用して有効な洪水調節が可能となるよう、ダム周辺の気象予測と配信される降雨予測等を利用した水系全体における長時間先のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上等に向けて、技術・システム開発を行う。

また、気象予報に係る技術開発体制の強化・システム高度化等を図り、上記のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上に不可欠となる気象予測の持続的な精度向上等に向けた取組を進める。

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けたとり組み（治水協定）参加機関一覧

機関名	該当水系				立場	対象ダム
	常願寺川	神通川	庄川	小矢部川		
北陸農政局			○		ダム参画利水者	境川、和田川
				○		刀利、五位
富山県土木部	○	○	○	○	河川管理者	
		○			補助ダム管理者	室牧、久婦須川、熊野川
			○			境川、和田川、利賀川
				○		子撫川、城端
富山県農林水産部		○			利水ダム管理者	湯谷川
			○		ダム参画利水者	境川、和田川、庄川合口
				○	利水ダム管理者	刀利、五位、臼中
富山県企業局		○			利水ダム管理者	菅沼、八尾、若土、中山、猿越
		○			ダム参画利水者	室牧
			○		ダム参画利水者	境川、和田川
				○	利水ダム管理者	太美
					ダム参画利水者	子撫川、刀利
岐阜県県土整備部		○	○		河川管理者	
					補助ダム管理者	丹生川
富山市		○			ダム参画利水者	久婦須川
南砺市			○		ダム参画利水者	境川
				○	ダム参画利水者	城端
高山市		○			ダム参画利水者	丹生川
砺波広域圏事務組合			○		ダム参画利水者	庄川合口
北陸電力(株)	○				利水ダム管理者	有峰、祐延、小口川、小俣、新中地山、真川調整池、真立、岩井谷
		○				神一、神二、神三、新猪谷、浅井田、久婦須第二
関西電力(株)		○			利水ダム管理者	下小鳥、打保、坂上、角川
			○			小牧、祖山、椿原、小原、鳩谷、成出、赤尾、庄川合口、利賀、千束、境川、利賀川
電源開発(株)			○		利水ダム管理者	御母衣、大白川、大黒谷、白水
中部電力(株)		○			ダム参画利水者	丹生川
富山共同自家発電(株)		○			利水ダム管理者	双六
日本海発電(株)		○			ダム参画利水者	久婦須川
富山地方気象台						※治水協定締結対象外
岐阜地方気象台						※治水協定締結対象外
富山河川国道事務所	○	○	○	○	河川管理者	
利賀ダム工事事務所			○		河川管理者	※治水協定締結対象外

水害対応タイムラインの作成について

➢国土交通省がとりまとめた「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1改定）」において、県管理河川（水位周知河川）の沿川等の市町村においても、水害対応タイムラインを作成することが求められている。（令和2年度まで）
➢県内市町村においても、県管理河川（水位周知河川）を対象とした「避難勧告着目型タイムライン」を作成していただきたい。

【富山県における作成方針】

① 作成するタイムライン
「避難勧告着目型タイムライン」

とりあえず河川毎にパワポ1枚のみです
意外とすぐできあがります（作成例別添）

② 作成対象の河川
県管理河川の水位周知河川

③ 作成の主体
県管理河川（水位周知河川）の沿川等の市町村
⇒県内全ての市町村が対象です

④ 作成の目標
令和2年出水期まで（遅くとも年度内まで） ※R2.4月現在9市町で作成済

タイムライン（防災行動計画）とは
災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画
避難勧告着目型タイムラインとは
市町村長による避難勧告等の発令に着目して河川管理者と市町村長が協力して作成・運用するもの

避難勧告着目型タイムラインの概要

取組概要

➢市町村長が避難勧告等を適切なタイミングで発令できるよう、全国の直轄河川や都道府県管理河川（水位周知河川）を対象に避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定。
➢現在までに、全国109水系の730市町村と連携し、洪水を対象とするタイムラインを策定。各地域で実践し有効性を確認。
➢避難勧告等の発令までにとるべき行動を、あらかじめ市町村と河川事務所が協力して整理・共有することを通じて、避難勧告の発令のタイミングや手順の理解を促進。

避難勧告等の発令に着目したタイムラインのイメージ

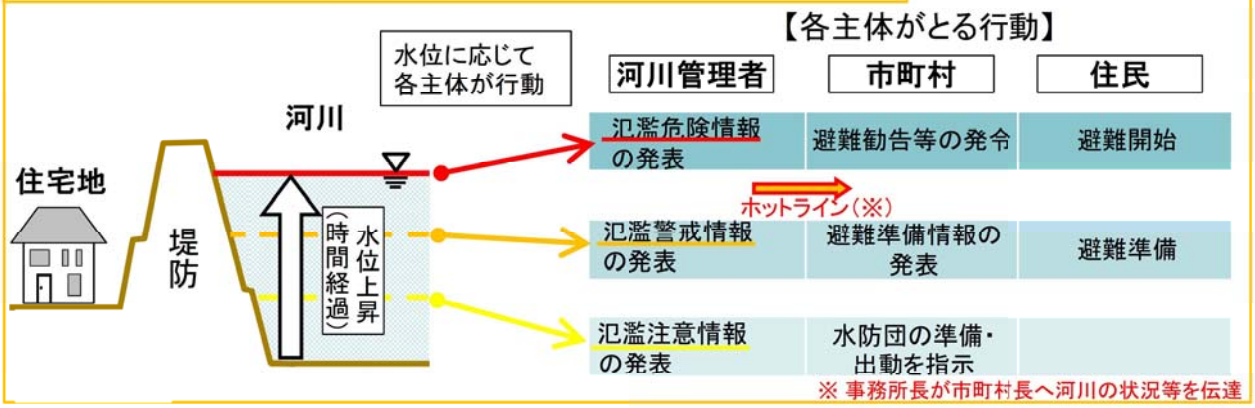

【●●川水系●●川】タイムライン（防災行動計画）

対象災害：前線性出水
種別：避難勧告着目型

作成イメージ

	気象・水象情報	県●●土木センター	●●市	住民等
ステージ0	◆ 大雨・洪水注意報発表 大雨等に関する気象情報（第○号）	【水防第1配備】 ○ 河川水位、雨量、降水短時間予報等を確認 ○ 河川パトロールの実施	○ 気象情報の収集 ○ 水門の調整 等 ○ 水防団・自主防災組織への注意喚起 ○ 学校休校の判断 ○ 非常配備体制の確認	○ テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報等の確認 ○ ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認 ○ 防災グッズの準備 ○ 災害・避難カードの確認 ○ 自宅保全
	水防団待機水位到達 ○○水位観測所（水位○.○m）	水防警報（準備）	○ 水防団待機指示 → 水防団待機 ○ 連絡要員の配置 ○ 河川水位、雨量、降水短時間予報等を確認（概ね1時間毎）	
ステージ1	◆ 大雨・洪水警報発表 大雨等に関する気象情報（第○号）	【水防第2配備】 ○ 河川水位、雨量、降水短時間予報等を確認	第1非常配備	○ テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認
ステージ2	◆ 洪水警報の危険度分布（気象庁） 「注意」（警戒レベル2相当情報） 氾濫注意水位到達 （警戒レベル2相当情報） ○○水位観測所（水位○.○m）	○ 河川監視カメラによる監視強化 水防警報（出動）	○ 河川水位、雨量、降水短時間予報等を確認（10分毎） ○ パトロールの実施（浸水想定区域、避難路等） ○ 水防団出動指示 → 水防団出動 ○ 避難所開設の準備	
	◆ 洪水警報の危険度分布（気象庁） 「警戒」（警戒レベル3相当情報） 避難判断水位到達 （警戒レベル3相当情報） ○○水位観測所（水位○.○m）		災害対策本部室設置 ○ 要配慮者利用施設等に注意喚起 ○ 避難所開設の決定 ○ 避難所の運営 『警戒レベル3』 避難準備 ・高齢者等避難開始 ○ 自主防災組織等へ連絡 ○ 避難誘導	○ 自主避難の検討 ○ 防災無線、携帯メール等による避難準備の受信 高齢者等避難開始 ○ 避難の準備（高齢者等以外）
ステージ3			○ 必要に応じ、助言の要請 第2非常配備（災害対策本部設置）	
ステージ4	◆ 洪水警報の危険度分布（気象庁） 「非常に危険」（警戒レベル4相当情報） 氾濫危険水位到達 （警戒レベル4相当情報） ○○水位観測所（水位○.○m） ◆ 記録的な大雨に関する気象情報 ◆ 洪水警報の危険度分布（気象庁） 「極めて危険」（警戒レベル4相当情報） ◆ 大雨特別警報発表	○ ホットライン 氾濫危険水位に達した	『警戒レベル4』 避難勧告 ○ 自主防災組織等へ連絡 ○ 避難誘導 ○ 排水ポンプ車の要請 第3非常配備 『警戒レベル4』 避難指示（緊急） ○ 自主防災組織等へ連絡 ○ 避難誘導 ○ 水防団退避指示 → 水防団退避	○ 防災無線、携帯メール等による避難勧告の受信 避難開始 ○ 防災無線、携帯メール等による避難指示の受信 避難完了
氾濫発生 ステージ5	氾濫発生 （警戒レベル5相当情報） ○○水位観測所（水位○.○m）	【水防第3配備】 ○ ホットライン 氾濫発生情報 ○ 被害状況の把握	『警戒レベル5』 災害発生情報 ○ 自衛隊への派遣要請 ○ 避難者への支援	

○水害対応タイムライン策定　進捗状況

R2.4現在

市町村名	国直轄河川【避難勧告着目型】		県管理河川【避難勧告着目型】			対象河川名	備　考
	策定済	策定年月	作成中	策定済	策定年月		
富山市	○	～H27.11		○	R2.3	常願寺川(国)、神通川(国)、西派川(国)、井田川(国)、熊野川(国)、いたち川、土川、熊野川、山田川、坪野川、上市川、白岩川、栃津川、庄川(国)、大岩川	
高岡市	○	～H27.11	○		R2出水期までを目途に作成中	庄川(国)、小矢部川(国)、千保川、祖父川、岸渡川、和田川、子撫川、横江宮川、小矢部川	
魚津市	対象外			○	H30.6	布施川、片貝川、鴨川、角川、早月川	
氷見市	対象外		○		R2出水期までを目途に作成中	宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川、泉川	
滑川市	○	H28年度		○	R2.3	常願寺川(国)、早月川、中川、沖田川、上市川、白岩川	
黒部市	○	～H27.11		○	R2.3	黒部川(国)、吉田川、高橋川、黒瀬川、布施川、片貝川、舟川	
砺波市	○	H27.3 (H31.4)		○	R2.3	庄川(国)、小矢部川(国)、小矢部川、岸渡川、横江宮川、旅川	
小矢部市	○	～H28.8	○		R2出水期までを目途に作成中	小矢部川(国)、庄川(国)、岸渡川、子撫川、横江宮川、渋江川、小矢部川、旅川	
南砺市	○	H28年度	○		R2出水期までを目途に作成中	小矢部川(国)、小矢部川、山田川、旅川、横江宮川、渋江川、庄川(国)	
射水市	○	～H28.8		○	R2.3	神通川(国)、庄川(国)、小矢部川(国)、下条川、和田川	
舟橋村	○	H28年度	○		R2出水期までを目途に作成中	常願寺川(国)、上市川、白岩川	
上市町	○	H28年度	○		R2出水期までを目途に作成中	常願寺川(国)、上市川、白岩川、栃津川、大岩川	
立山町	○	～H28.8		○	R2.3	常願寺川(国)、上市川、白岩川	
入善町	○	H27.11		○	R2.3	黒部川(国)、小川、舟川	
朝日町	○	H28年度		○	R2.3	黒部川(国)、境川、笹川、木流川、小川、三合川、舟川	
合計	**13**	対象13市町村	6	**9**			

・R2.2に各市町村担当者に説明し、R2出水期前までを目途に作成をお願いしています。

資料－７⑧

県管理ダムにおけるホットラインの構築（今年度から試行）

- 平成30年７月豪雨を踏まえ、国では、より効果的なダムの操作や有効活用の方策、操作に関わるより有効な情報提供等のあり方を検討することを目的として、「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」を設置した
- この検討会において提言がとりまとめられ、「避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化」が対応すべき内容として示された

市町村長が避難情報の発令を判断するために必要となる
ダムの状況などを、ダム管理者から市町村長等に電話等で直接伝える仕組み（ホットライン）の構築を行う

（平成29年度から県管理河川では、河川の情報を直接提供する仕組み（ホットライン）を試行している）

1

地域住民への情報の流れ

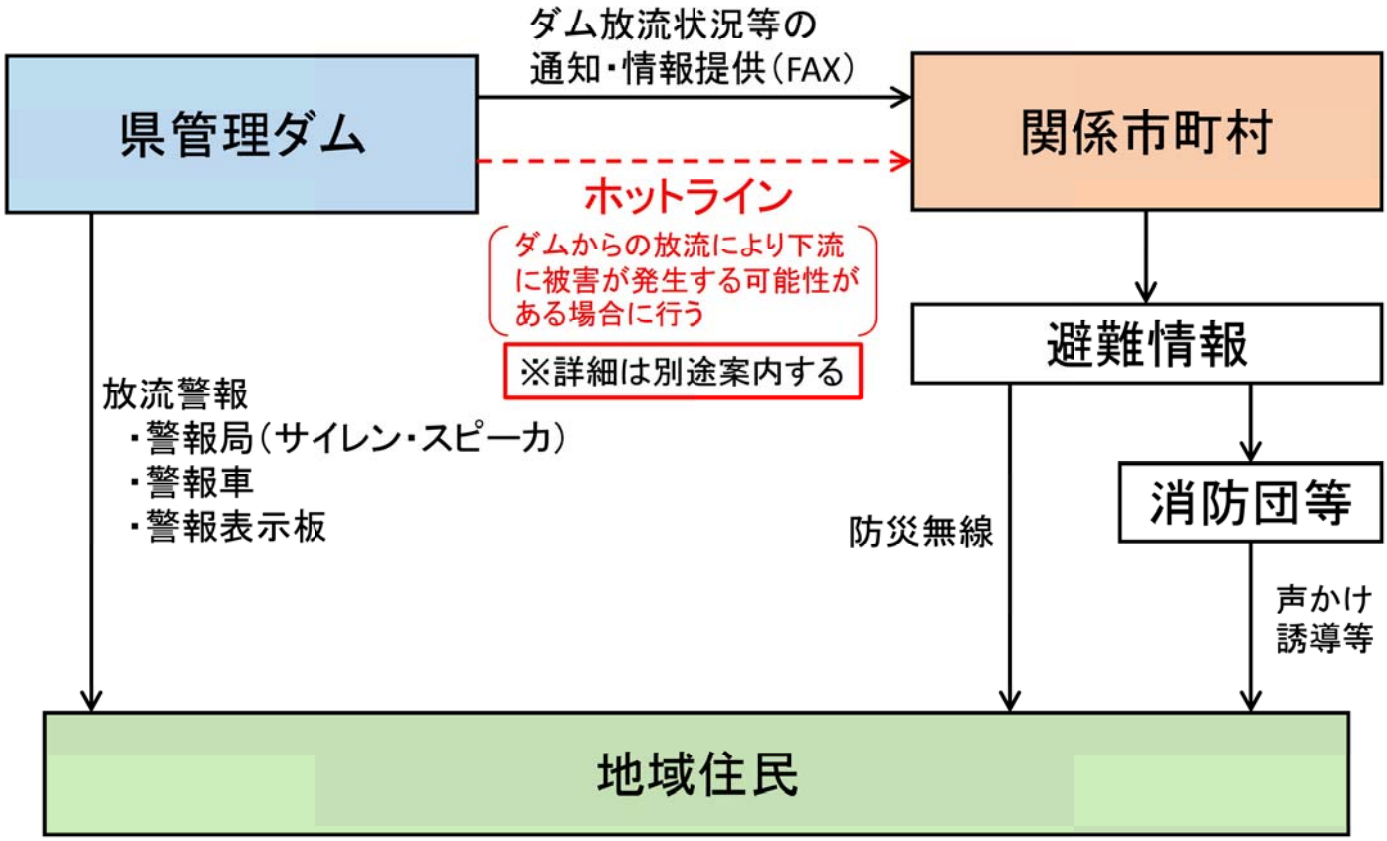

2

市町村担当者（防災・建設）の方にお願いしたいこと

１　地域防災計画の記載充実

・土砂災害警戒区域における警戒避難体制に関する事項等（避難情報発令基準、避難場所、避難経路等）

・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の記載および施設の精査（施設情報の把握・更新）

２　要配慮者利用施設への支援等

・避難確保計画の作成、継続的な避難訓練の実施への支援

３　住民への周知啓発

・ハザードマップの作成・配布、防災訓練の実施等

４　災害報告

・発生日時、場所、被害状況等について、わかる範囲で第1報をお願いします。

＜常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会　富山県 土木部 砂防課 資料 P1＞

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について

【土砂災害防止法の改正】

「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月に改正された。

これにより、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となった。

※市町村地域防災計画に定められた施設が対象

【富山県内の状況（令和元年12月末時点）】

・避難確保計画作成率：86.7%（60施設中52施設）

・避難訓練実施率：48.3%（60施設中29施設）

【今後の課題】
・市町地域防災計画の見直しによる要配慮者利用施設の追加
・避難訓練の実施率向上

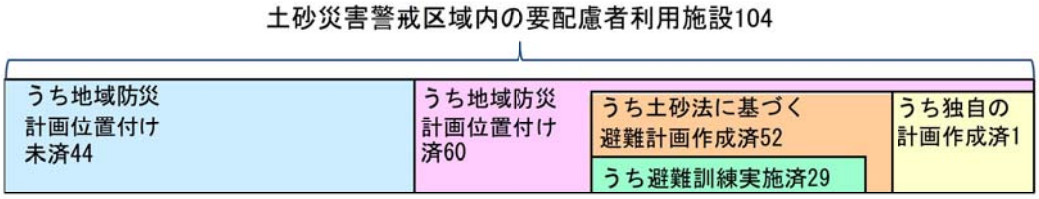

＜常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会　富山県 土木部 砂防課 資料 P2＞

実効性のある避難を確保するための取り組みについて

実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会※において、「要配慮者への対応も含め、地区の住民自らが地区や個人の実情を踏まえた上で、ハザードマップや地区防災計画の作成等を通じて警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保するべき」とされた。

このため、県内の1地区をモデルケースとする土砂災害ワークショップを開催し、土砂災害に関する講座や身近にある危ないところ、大雨時の避難について話し合いを行うとともに、地区内の要配慮者利用施設を対象とした避難訓練（机上）を実施した。

※平成30年7月豪雨による土砂災害の被害の実態等の検証と今後の対策のあり方を検討するため設置



地区防災計画による防災行動促進のイメージ



＜常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会　富山県 土木部 砂防課 資料 P3＞

3

2020年「土砂災害・全国防災訓練」の実施について

【2020年 全国一斉の取組】

「避難の声かけ、安全の確認」



避難の声かけ　　安全の確認

今年の「土砂災害・全国防災訓練」では、昨年の災害で地域の住民や家族が声をかけあうことで避難が進んだ事例が各地で報告されていることから、地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する訓練を重点的に実施する予定です。

（県内の実施状況）


立山町（令和元年10月26日）


滑川市（令和元年12月7日）

【R元年度　富山県内での声かけ避難訓練実施状況】

土砂災害警戒区域がある県内14市町（舟橋村除く）のうち、13市町で県または市町の防災訓練において、声かけ避難訓練を実施した。

＜常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会　富山県 土木部 砂防課 資料 P4＞

2

4

資料－７⑩

府政防第 779 号
消防災第 62 号
健感発 0401 第１号
令和２年４月 １日

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 防災担当主管部（局）長
衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
（公印省略）

消防庁国民保護・防災部
防災課長
（公印省略）

厚生労働省健康局
結核感染症課長
（公印省略）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定）（以下「基本的対処方針」という。）により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（参考）

・新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（一般の方向け）（厚生労働省ＨＰ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ＨＰ）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
（日本環境感染学会ＨＰ）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5991（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

令和２年４月７日
事　務　連　絡

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝　防災担当主管部（局）長　殿
　　衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、７都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年４月１日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年４月７日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※　避難所における感染対策マニュアル　2011 年３月 24 日版
平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金
「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者　切替照雄）
作成

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）
・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（避難所の衛生環境の確保）
・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

（十分な換気の実施、スペースの確保等）
・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）
・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）
・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（平成 28 年４月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年４月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

（参考）
・新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（一般の方向け）（厚生労働省ＨＰ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ＨＰ）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
（日本環境感染学会ＨＰ）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

府政防第 819 号
消防災第 72 号
令和２年４月 21 日

各都道府県消防防災主管部長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
（公印省略）

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。
（報告書：http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html）

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和２年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力（以下「避難の理解力」という。）を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。当該キャンペーンは、市町村が日本全国の各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和２年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。（当該キャンペーンの全内容は参考資料１を参照して下さい）

貴職におかれましては、本キャンペーンに関し、下記事項を推進するためご尽力いただくとともに、その旨を貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知し、本キャンペーンへの参画を働きかけ、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いします。

ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務である状況を鑑み、キャンペーンの実施に当たっては、当面、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いします。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、先日「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年４月１日府政防第 779 号、消防災第 62 号、健感発 0401 第１号）を通知し、また４月７日に事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を発出しておりますので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するため、令和２年度出水期までに、避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開する。ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人と人との接触を徹底的に低減することが求められており、キャンペーンの実施により、人との接触が回避できない場合や「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じうる場合等においては、感染拡大防止のため、その状況の回避若しくは延期又は中止を検討されたい。

（1）ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、住民に、平時より地域の災害リスクを認識してもらい、災害時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、以下の取組を実施することとする。

① 市町村は、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認できるよう、ハザードマップを各戸に配布又は回覧すること。

② 市町村は、住民自らが自宅の災害リスクを踏まえとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー（参考資料２）」、及び警戒レベル等の避難情報を読み解き避難するタイミングを判断するための「避難情報のポイント（参考資料３）」を、ハザードマップと合わせて各戸に配布又は回覧すること。また、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、これら資料に記載の「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すこと。

参考資料２，３：
http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf

③ 避難訓練や出前講座など、住民等が参加する防災に関するイベント等を実施する場合には、避難行動判定フロー等を活用するなど、住民の避難の理解力向上に努めること。

（2）水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援

「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。全国の水害・土砂災害リスクのある全ての小・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施することとなっている。そのため、防災主管部局としてその取組を支援すること。例えば、以下の支援が考えられる。

① 教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。

② 教育機関等からの依頼に応じ、防災主管部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。

③ 教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土

交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。

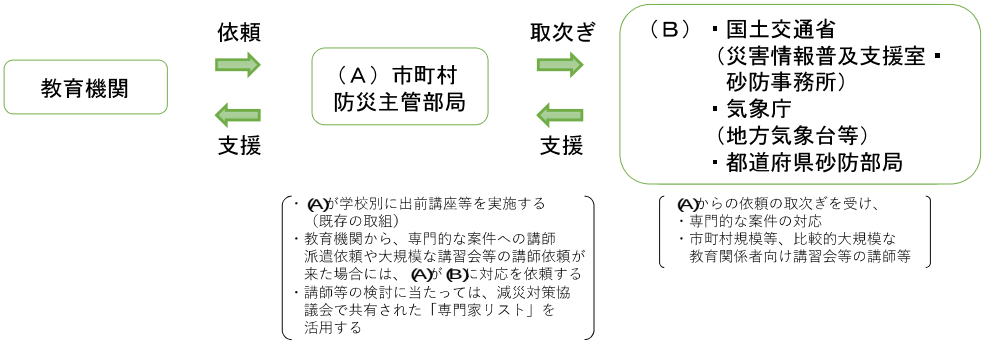

④　必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育に活用できる以下の参考教材を説明すること。

・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料（令和元年度作成）
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html
・(国土交通省) 防災教育ポータル
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html
・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/fukukyouzai/index.html
・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/

⑤　必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育の授業に活用できる以下のツールを説明すること。

・避難行動判定フロー（再掲）
・災害・避難カード：災害時に避難すべき場所、避難時に持参する薬、誰と一緒に避難するか等を書き込んだ名刺タイプ(携帯可能なサイズ) のカードのこと。
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai_jireisyu.html
・マイ・タイムライン：住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。
https://mytimeline.river.or.jp/

なお、本通知を踏まえ、文部科学省から都道府県及び市町村の教育機関に対し、防災教育におけるこれら支援（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）があることについて、別途通知予定。

（3）福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

台風第19号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

・福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。

② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。

③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。

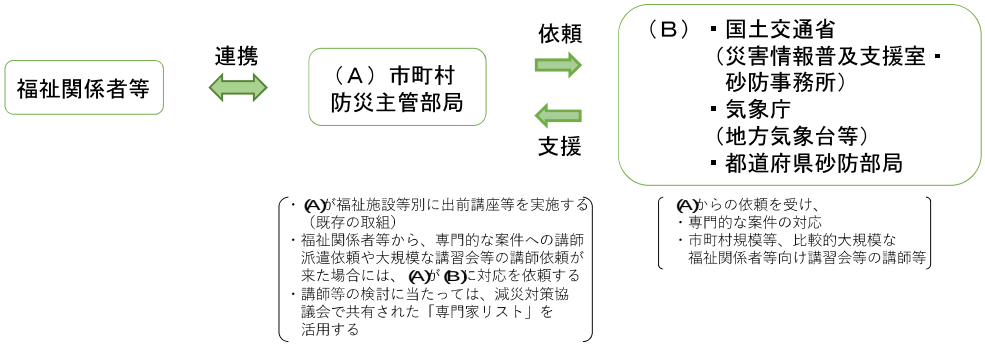

（4）広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むとるべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

2. 災害時の情報伝達の改善の取組

① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成31年3月改訂）」において、警戒レベル4避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。

② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば3回に1回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。

③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることがないよう必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。

・Webサイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）

・ミラーサイトの準備（サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備）

・キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等

④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第19号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。

② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間を要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。

③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングより遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。

④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

＜問合せ先＞
○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
菅（すが）風水害対策調整官、長野主査
TEL：03-3501-5693 FAX 03-3501-6820
○消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、亀田係長
TEL：03-5253-7525 FAX 03-5253-7555

令和２年４月 28 日
事　務　連　絡

各 ｛都　道　府　県
　　保健所設置市
　　特　　別　　区｝ 防災担当主管部（局）長
衛生主管部（局）長　　殿
観光担当部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観　光　庁　観　光　産　業　課　長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年４月１日付け府政防第 779 号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和２年４月７日付け事務連絡）を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から（別添）のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただくとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
　赤司、長谷川、秋吉
　TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
　神田、舘野
　TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課
　高築、須藤
　TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
　加藤、榊原
　TEL 03-3595-2257（直通）

令和２年４月28日

（一社）日本ホテル協会　専務理事　殿
（一社）日本旅館協会　専務理事　殿
（一社）全日本シティホテル連盟　専務理事　殿
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会　専務理事　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
観　光　庁　観　光　産　業　課　長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくよう、よろしくお願い致します。
なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

＜リスト共有先・問い合わせ先＞
観光庁観光産業課
高簗（takatsuki-k2j8@mlit.go.jp）
須藤（sudoh-d2mx@mlit.go.jp）
TEL 03-5253-8330（直通）

国水環防第７号
令和２年５月22日

富山県 土木部長　殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長
（公印省略）

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

平成29年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけされました。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15 条の9及び第15 条の10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成31年3月29日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところです。

この度、「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和2年4月30日）で新型コロナウィルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところですが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴管内の洪水浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれるようお願いします。

記

１．浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行うようお願いします。

２．大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者や市町村に対して、管理する区域にある前項の感染症指定医療機関の所在地情報を共有し、水害時に発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。

３．避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供するようお願いします。

※参考になる資料

・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」

（平成 31 年 3 月　内閣府（防災担当）・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁）

（URL:http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf）

・非常災害対策計画の作成のポイント（P4）

・病院の事例：今井整形外科医院（P81～105）、鷺沼産婦人科医院（P106～126）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐　三村　恭則（内線 35439）

津波水防係長　太田　克久（内線 35457）

ＴＥＬ：03-5253-8111（代表）　ＦＡＸ：03-5253-1603

（参考）富山県内における浸水想定区域内にある感染症指定医療機関リスト

（想定最大規模降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される感染症指定医療機関）

番号	病院名	所在地	指定種類
1	高岡市民病院	高岡市	第二種感染症指定医療機関
2	富山県立中央病院	富山市	第一種感染症指定医療機関
3	黒部市民病院	黒部市	第二種感染症指定医療機関
4	富山市民病院	富山市	第二種感染症指定医療機関
5	市立砺波総合病院	砺波市	第二種感染症指定医療機関

※各施設の浸水深については洪水ハザードマップにより確認願います。

令和２年５月21日
府政防第 939 号
消防災第 87 号
健感発 0521 第１号

各｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長
厚生労働省健康局
結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年４月１日付け府政防第 779 号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和２年４月７日付け事務連絡）等を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡等においては、十分なスペースの確保、発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保等について助言したところですが、このたび、これらの対応の検討に資するよう、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状が出た者や濃厚接触者をやむを得ずそれぞれ同室にする場合のレイアウトの例について作成しましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いします。

なお、この資料は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2．5．20
第1版

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な者との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
一同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

78/113

＜専用スペース＞

発熱者等専用階段
専用トイレ
発熱者等ゾーン
テープ
境界線
濃厚接触者ゾーン
専用トイレ
濃厚接触者専用階段
2F

看護師や保健師による巡回

炊き出し

一人分ずつ小分けにして配食

出入口
発熱者等専用階段
専用トイレ
要配慮者
・高齢者　・障がい者
・基礎疾患を有する者
妊産婦
おむつ・授乳
専用トイレ
濃厚接触者専用階段
1F

発熱者等 受付
要配慮者 受付
濃厚接触者 受付

＜集合スペース＞

手洗い場
物資保管場所
男性更衣室
女性更衣室
女性トイレ
男性トイレ
スロープ
特設公衆電話

物資配布場所

避難者スペース

通路の幅は2m以上を確保

受付
受付
情報掲示板

障がい者車いすスペース
高齢者スペース

避難者スペース
避難者スペース

おむつ交換
授乳スペース

着替えスペース 女性用
着替えスペース 男性用

看護師や保健師による巡回

一般の避難者

総合受付にて滞在場所の振り分け

避難者
（マスク・体温計持参）

受付時でのチェック

○避難者カードの記入
○発熱、咳等、体調の確認
○要配慮等の確認　など

用意するもの

・体温計（非接触型）
・アルコール消毒液（手指用）
・次亜塩素酸溶液
・ハンドソープ、ウェットティッシュ
・フェイスシールド
・ビニールシート
・使い捨て手袋　など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2．5．20
第1版

専用階段、専用トイレの確保する。
（専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。）
（健康な者との兼用は不可）

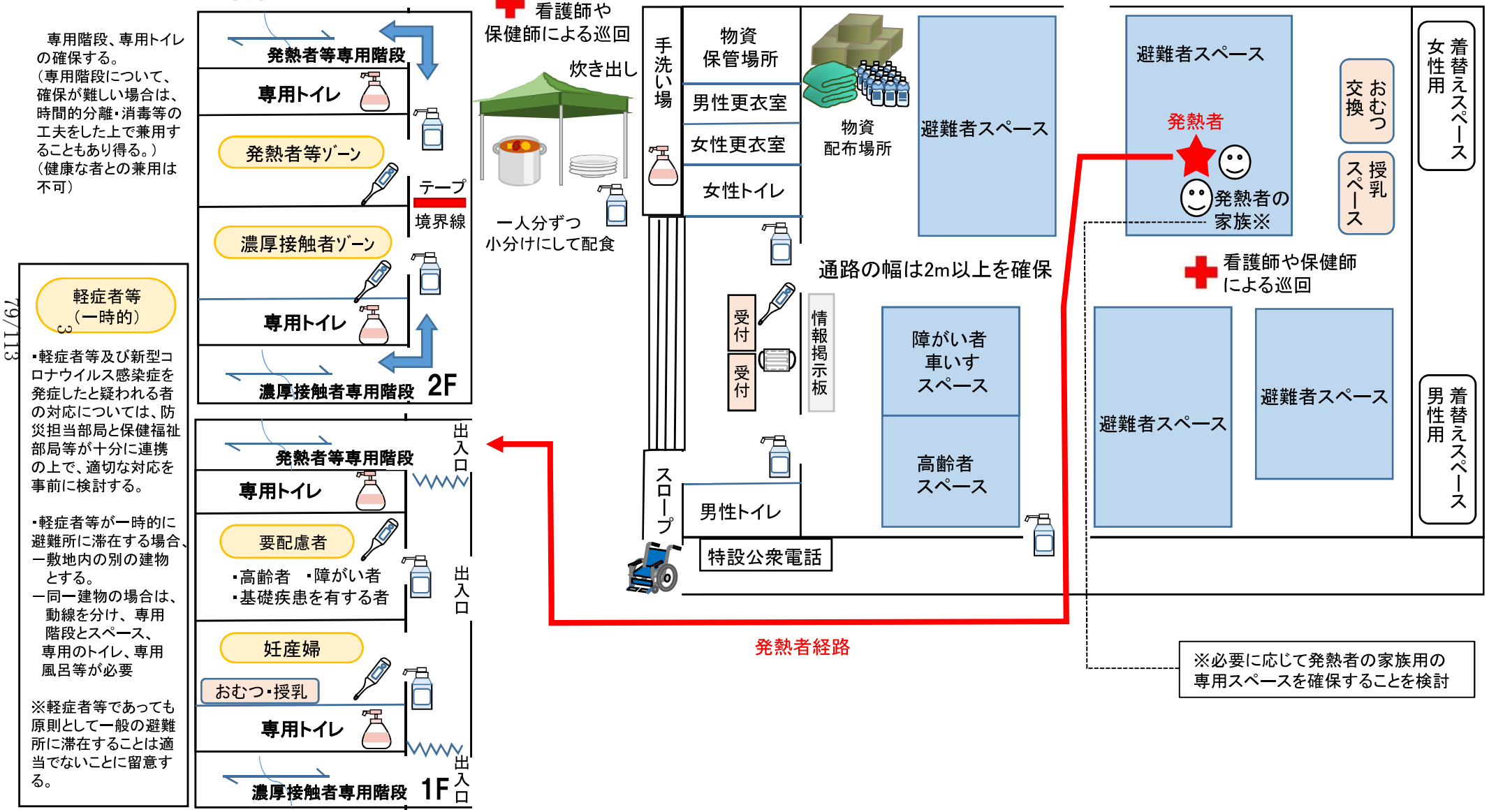

軽症者等
（一時的）

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、
－敷地内の別の建物とする。
－同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

●体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。

●感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

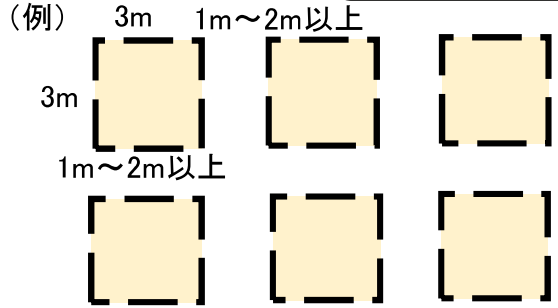

○一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する

○家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

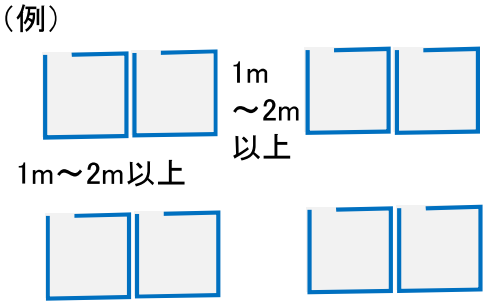

○テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要



パーティションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

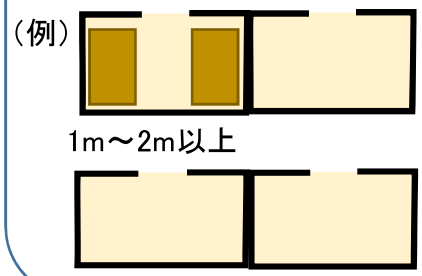

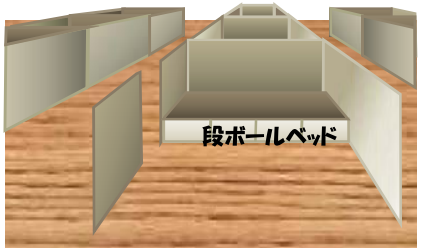



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

R2．5．20
第1版

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

●発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。

●濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。

※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。

（例）

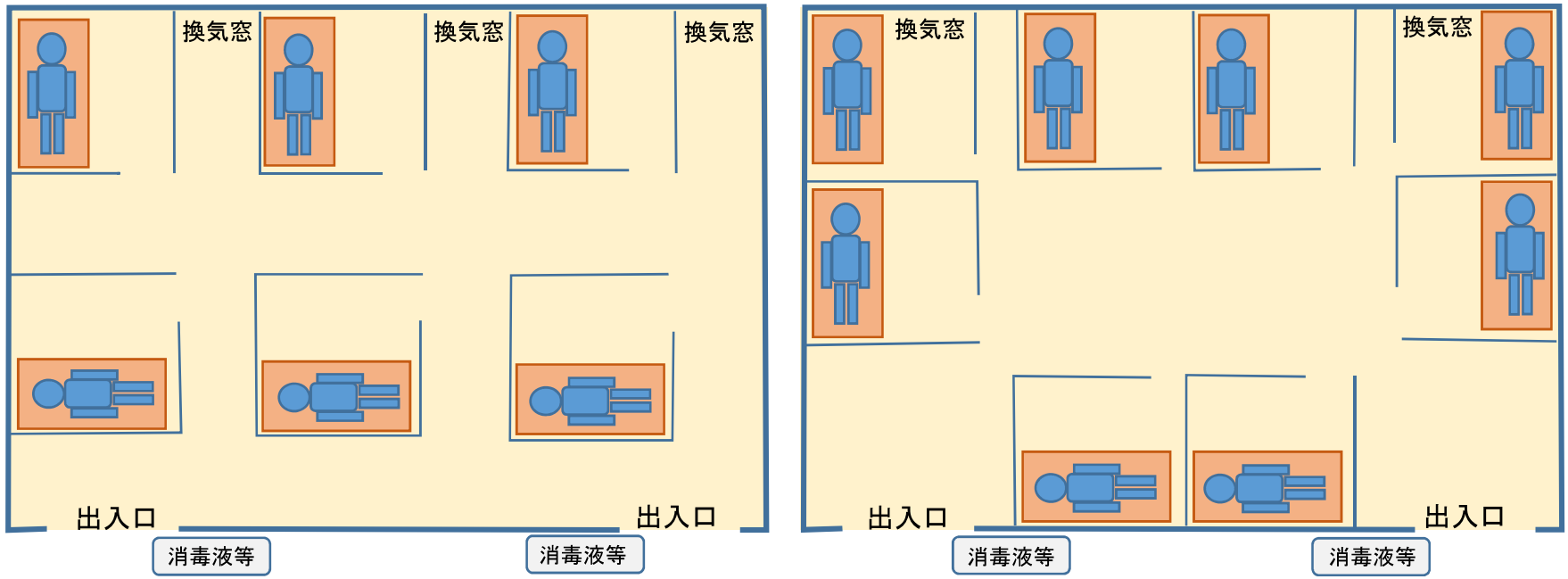

※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとしとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。

・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
（例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用）

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

府政防第930号
消防災第86号
令和２年５月21日

各都道府県防災担当主管部（局）長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、 別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）

【別添】

令和２年５月 21 日
府 政 防 第 931 号

各省庁官房長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、各都道府県、保健所設置市、特別区宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和２年４月１日付け府政防第 779 号他)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和２年４月７日付け事務連絡）を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討するよう助言したところですが、地方公共団体によっては、災害時になお避難所が不足することも考えられ、その際には、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出にご協力をいただきたいと考えています。

貴省庁におかれては、下記のように、所有する施設の貸出にご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

１．国及び独立行政法人等※が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の検討及び貸出可能な施設のリストの作成等について

各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。

リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。市町村から貸出が可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。（別添１）

なお、貸出が可能な施設がある場合には、出水期に向けて迅速に調整を進めるため、当該施設を所有する省庁又は所管の独立行政法人等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、貸出が可能と判断された段階で直接その旨をご連絡いただくことが可能であれば、併せてご連絡願います。

※特殊法人、認可法人等を含む

２．民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。（別添１）

※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添２のご案内事項を配布して下さい。

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

別添１

府政防第 930 号
消防災第 86 号
令和２年５月 21 日

各都道府県防災担当主管部（局）長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、 別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）

別添２

研修所、宿泊施設等の貸出にご協力いただく団体等へのご案内事項

内閣府政策統括官（防災担当）

○貸出していただける独立行政法人等の皆様は所管省庁へ、民間団体等の皆様は、施設が立地する都道府県及び市区町村の防災担当部局へ申し出ていただきます。

○施設は、災害の発生後速やかに避難所として使用させていただくことを想定しています。
また風水害の場合は、災害が発生する前に、指定緊急避難場所としての役割も兼ねる避難所として使用させていただくことを想定しています。詳細については、自治体とご協議下さい。

○貸出していただく施設の種類は、以下を想定しています。

・避難所として使用できる研修所や宿泊施設、福利厚生施設、その他施設における、宿泊室、体育館、講堂、会議室、その他大空間の室のある施設

・風水害に備え、指定緊急避難場所として避難できる高さのある施設（洪水等のハザードマップ上、想定浸水高さ以上に階があり、避難が可能な施設）

基本的には、災害時に当該組織の活動を BCP（事業継続計画）等に基づき継続することを前提としつつ、施設の一部でも可能な範囲で貸出を行えるか検討していただき、災害が発生した際には、そのような前提で自治体と協議しつつ対応していただくことを想定しています。
最低限必要な設備等は、特段ございません。

※　避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
（例：風水害の襲来時に避難する場所）

※　施設の安全性等が確保された施設について、貸出の申し出をお願いします。
災害時には、施設の安全性等を、申し出ていただいた団体等と自治体が適切に確認した上で使用します。

※　発熱、咳等の症状のある者のための専用のスペースや、PCR 検査や抗原検査で陽性となった者を病院や宿泊療養施設等へ移送するまでの間、一時的に滞在するスペースとするため、複数の部屋を貸出していただくことが望ましいです。貸出していただける部屋に応じて、自治体が団体等と調整して運営管理を行うことを想定しています。また、このような避難者に対しては、自治体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所等が連携して対応します。

○施設には、基本的に新型コロナウイルス感染者（PCR 検査陽性者又は抗原検査陽性者）でない避難者が利用することを想定しています。

○貸出に当たっては、災害救助法において、公の施設等は無償を原則とし（光熱水費は含まず）、私人又は民間企業等の所有する建物は有償可としていることを参考としつつ、団体等の事情を踏まえ、自治体とご協議下さい。

○貸出施設の避難所としての運営管理は、開設時を含め、自治体が適切に行う責務を有します。また、貸出中の施設は、施設管理者の支援を受けながら自治体が運営管理することを想定しています（自治体とご協議下さい）。

○貸出の期間は、自治体とご協議下さい。（災害の規模によって異なりますが、数日～数か月が考えられます。）

○団体等と自治体が協定を締結するに当たって、別紙のひな形（案）をご参考として下さい。

国の施設等用（案）

別紙

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と○○研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第２条　乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

（１）　体育館

（２）　研修施設

（３）　△△

（利用の協力要請）

第３条　甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

２　前項の協力要請は、別記第１号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第４条　乙は、甲からの第３条第２項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第２号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

２　乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第１９条において準用する同法第２２条第１項第３号の規定に基づき、使用料を無償とする。

３　乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第５条　施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

２　甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第６条　甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

２　甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

３　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第７条　避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（運営管理に関する責任）

第８条　乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印の上、各１通を保管する。

令和　年　月　　日

甲　　住所
●●市
代表者　●●市長

乙　　住所
〇〇研修所
代表者　所長

別記第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

○○所長

殿

●●市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

１　使用しようとする財産
（１）所在
（２）区分　建物及び土地
（３）数量

２　使用しようとする理由
避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用しようとする期間
年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで

４　その他参考となるべき事項

別記第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

●●市長　　殿

〇〇所長

国有財産使用許可書

年　月　日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

１　使用場所
（１）所在
（２）区分　建物及び土地
（３）数量

２　使用内容
避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用期間
年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで

４　その他
（１）施設等の使用については、既設物等を毀損させないよう注意して使用すること。
（２）使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

民間施設用（案）

別紙

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と○○研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第２条　乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

（１）　体育館

（２）　研修施設

（３）　△△

（利用の協力要請）

第３条　甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

２　前項の協力要請は、別記第１号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第４条　乙は、甲からの第３条第２項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第２号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

２　乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

３　乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第５条　施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

２　甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第６条　甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

２　甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

３　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第７条　避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（運営管理に関する責任）

第８条　乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印の上、各１通を保管する。

令和　年　月　　日

甲　　住所
●●市
代表者　●●市長

乙　　住所
〇〇研修所
代表者　所長

別記第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

○○所長

殿

●●市長

施設等使用許可申請書

下記のとおり、施設等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

１　使用しようとする施設等
（１）所在
（２）区分　建物及び土地
（３）数量

２　使用しようとする理由
避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用しようとする期間
年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで

４　その他参考となるべき事項

別記第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

●●市長　　殿

〇〇所長

施設等使用許可書

年　月　日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の施設等を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

１　使用場所
（１）所在
（２）区分　建物及び土地
（３）数量

２　使用内容
避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用期間
年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで

４　その他
（１）施設等の使用については、既設物等を毀損させないよう注意して使用すること。
（２）使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

令和２年５月 21 日
府 政 防 第 931 号

各省庁官房長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、各都道府県、保健所設置市、特別区宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和２年４月１日付け府政防第 779 号他)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和２年４月７日付け事務連絡）を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討するよう助言したところですが、地方公共団体によっては、災害時になお避難所が不足することも考えられ、その際には、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出にご協力をいただきたいと考えています。

貴省庁におかれては、下記のように、所有する施設の貸出にご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

１．国及び独立行政法人等※が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の検討及び貸出可能な施設のリストの作成等について

各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。

リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。市町村から貸出が可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。（別添１）

なお、貸出が可能な施設がある場合には、出水期に向けて迅速に調整を進めるため、当該施設を所有する省庁又は所管の独立行政法人等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、貸出が可能と判断された段階で直接その旨をご連絡いただくことが可能であれば、併せてご連絡願います。

※特殊法人、認可法人等を含む

２．民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。（別添１）

※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添２のご案内事項を配布して下さい。

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

別添１

府政防第 930 号
消防災第 86 号
令和２年５月 21 日

各都道府県防災担当主管部（局）長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、 別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）

別添２

研修所、宿泊施設等の貸出にご協力いただく団体等へのご案内事項

内閣府政策統括官（防災担当）

○貸出していただける独立行政法人等の皆様は所管省庁へ、民間団体等の皆様は、施設が立地する都道府県及び市区町村の防災担当部局へ申し出ていただきます。

○施設は、災害の発生後速やかに避難所として使用させていただくことを想定しています。
また風水害の場合は、災害が発生する前に、指定緊急避難場所としての役割も兼ねる避難所として使用させていただくことを想定しています。詳細については、自治体とご協議下さい。

○貸出していただく施設の種類は、以下を想定しています。

・避難所として使用できる研修所や宿泊施設、福利厚生施設、その他施設における、宿泊室、体育館、講堂、会議室、その他大空間の室のある施設

・風水害に備え、指定緊急避難場所として避難できる高さのある施設（洪水等のハザードマップ上、想定浸水高さ以上に階があり、避難が可能な施設）

基本的には、災害時に当該組織の活動を BCP（事業継続計画）等に基づき継続することを前提としつつ、施設の一部でも可能な範囲で貸出を行えるか検討していただき、災害が発生した際には、そのような前提で自治体と協議しつつ対応していただくことを想定しています。
最低限必要な設備等は、特段ございません。

※　避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
（例：風水害の襲来時に避難する場所）

※　施設の安全性等が確保された施設について、貸出の申し出をお願いします。
災害時には、施設の安全性等を、申し出ていただいた団体等と自治体が適切に確認した上で使用します。

※　発熱、咳等の症状のある者のための専用のスペースや、PCR 検査や抗原検査で陽性となった者を病院や宿泊療養施設等へ移送するまでの間、一時的に滞在するスペースとするため、複数の部屋を貸出していただくことが望ましいです。貸出していただける部屋に応じて、自治体が団体等と調整して運営管理を行うことを想定しています。また、このような避難者に対しては、自治体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所等が連携して対応します。

○施設には、基本的に新型コロナウイルス感染者（PCR 検査陽性者又は抗原検査陽性者）でない避難者が利用することを想定しています。

○貸出に当たっては、災害救助法において、公の施設等は無償を原則とし（光熱水費は含まず）、私人又は民間企業等の所有する建物は有償可としていることを参考としつつ、団体等の事情を踏まえ、自治体とご協議下さい。

○貸出施設の避難所としての運営管理は、開設時を含め、自治体が適切に行う責務を有します。また、貸出中の施設は、施設管理者の支援を受けながら自治体が運営管理することを想定しています（自治体とご協議下さい）。

○貸出の期間は、自治体とご協議下さい。（災害の規模によって異なりますが、数日～数か月が考えられます。）

○団体等と自治体が協定を締結するに当たって、別紙のひな形（案）をご参考として下さい。

国の施設等用（案）

別紙

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と○○研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第２条　乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

（１）　体育館

（２）　研修施設

（３）　△△

（利用の協力要請）

第３条　甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

２　前項の協力要請は、別記第１号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第４条　乙は、甲からの第３条第２項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第２号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

２　乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第１９条において準用する同法第２２条第１項第３号の規定に基づき、使用料を無償とする。

３　乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第５条　施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

２　甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第６条　甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

２　甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

３　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第７条　避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（運営管理に関する責任）

第８条　乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印の上、各１通を保管する。

令和　年　月　　日

甲　　住所
●●市
代表者　●●市長

乙　　住所
〇〇研修所
代表者　所長

別記第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

○○所長

殿

●●市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

１　使用しようとする財産
（１）所在
（２）区分　建物及び土地
（３）数量

２　使用しようとする理由
避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用しようとする期間
年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで

４　その他参考となるべき事項

別記第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

●●市長　　殿

〇〇所長

国有財産使用許可書

年　月　日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

１　使用場所
（１）所在
（２）区分　建物及び土地
（３）数量

２　使用内容
避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用期間
年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで

４　その他
（１）施設等の使用については、既設物等を毀損させないよう注意して使用すること。
（２）使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

民間施設用（案）

別紙

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と○○研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第２条　乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

（１）　体育館

（２）　研修施設

（３）　△△

（利用の協力要請）

第３条　甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

２　前項の協力要請は、別記第１号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第４条　乙は、甲からの第３条第２項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第２号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

２　乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

３　乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第５条　施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

２　甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第６条　甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

２　甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

３　前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第７条　避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（運営管理に関する責任）

第８条　乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に１年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印の上、各１通を保管する。

令和　年　月　　日

甲　　住所
●●市
代表者　●●市長

乙　　住所
〇〇研修所
代表者　所長

別記第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

○○所長

殿

●●市長

施設等使用許可申請書

下記のとおり、施設等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

１　使用しようとする施設等
（１）所在
（２）区分　建物及び土地
（３）数量

２　使用しようとする理由
避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用しようとする期間
年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで

４　その他参考となるべき事項

別記第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

●●市長　　殿

〇〇所長

施設等使用許可書

年　月　日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の施設等を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

１　使用場所
（１）所在
（２）区分　建物及び土地
（３）数量

２　使用内容
避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

３　使用期間
年　月　日（　）から　　年　月　日（　）まで

４　その他
（１）施設等の使用については、既設物等を毀損させないよう注意して使用すること。
（２）使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

府政防第 942 号
消防災第 88 号
令和２年５月 27 日

各都道府県防災担当主管部（局）長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について

災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和２年４月１日付け府政防第 779 号他）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和２年４月７日付け事務連絡）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和２年５月 21 日付け府政防第 939 号他）等を発出したところです。

これらの通知において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等新型コロナウイルス感染症への対応を検討して頂くよう助言したところですが、今般、これらの対応に当たって必要となる経費に対する国の支援につきまして下記のとおり取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いします。なお、下記については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を所管する内閣府地方創生推進室に確認済です。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知して頂きますようお願い致します。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１．災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。必要な物資や資材の備蓄が完了していない地方公共団体においては、交付金の活用も検討の上、備蓄を進めること。

２．災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される場合においては、同法第４条第１項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。同法第４条第１項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和２年４月１日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

３．災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和２年４月１日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

＜本件問合せ先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、横田
TEL 03-3503-9394（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、鈴木
TEL 03-5253-7525（直通）

避難所としてのホテル・旅館、研修所その他の施設等活用支援事業

災害時、従来の避難所だけでは密集を避けられないため、ホテル・旅館等や研修所等を利用して避難生活（宿泊、食事等の費用）ができるように必要な経費に充当。

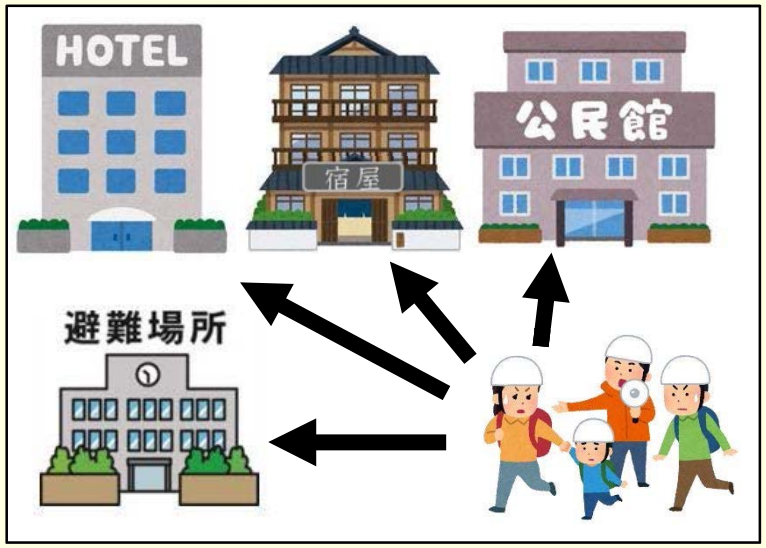

緊急時対応段階　継続・回復段階

□個人　■事業・団体　■施設・地域

公共施設、社会生活に必要な施設

【目的】 宿泊施設等を活用し、安心できる居場所を提供したい

【主な関連】 内閣府（防災担当）避難生活担当

避難所における感染防止対策用物資・資材の備蓄支援事業

災害時の避難所における感染リスク低減を図るため、パーティション、段ボールベッド、マスク、体温計（非接触）、アルコール消毒液等の感染防止のために備蓄する物資・資材の購入等に必要な経費に充当。



緊急時対応段階　継続・回復段階

□個人　□事業・団体　■施設・地域

公共施設、社会生活に必要な物資

【目的】 公共空間での感染機会を削減したい

【主な関連】 総務省消防庁国民保護・防災部防災課

国水環防第７号
令和２年５月22日

富山県 土木部長　殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長
（公印省略）

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

平成29年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけされました。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15 条の９及び第15 条の10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成31年３月29日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところです。

この度、「令和２年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和２年４月 30 日）で新型コロナウィルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところですが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴管内の洪水浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれるようお願いします。

記

１．浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行うようお願いします。

２．大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者や市町村に対して、管理する区域にある前項の感染症指定医療機関の所在地情報を共有し、水害時に発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。

３．避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供するようお願いします。

※参考になる資料

・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」

（平成 31 年 3 月　内閣府（防災担当）・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁）

（URL:http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf）

・非常災害対策計画の作成のポイント（P4）

・病院の事例：今井整形外科医院（P81～105）、鷺沼産婦人科医院（P106～126）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐　三村　恭則（内線 35439）

津波水防係長　太田　克久（内線 35457）

ＴＥＬ：03-5253-8111（代表）　ＦＡＸ：03-5253-1603

（参考）富山県内における浸水想定区域内にある感染症指定医療機関リスト

（想定最大規模降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される感染症指定医療機関）

番号	病院名	所在地	指定種類
1	高岡市民病院	高岡市	第二種感染症指定医療機関
2	富山県立中央病院	富山市	第一種感染症指定医療機関
3	黒部市民病院	黒部市	第二種感染症指定医療機関
4	富山市民病院	富山市	第二種感染症指定医療機関
5	市立砺波総合病院	砺波市	第二種感染症指定医療機関

※各施設の浸水深については洪水ハザードマップにより確認願います。